

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [61条 緊急時対策所]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。</p>			
相違No.	相違理由		
①	島根2号炉の緊急時対策所は、敷地高さEL50mの高台に新規設置している		
②	島根2号炉は単号炉申請		
③	島根2号炉は、新設の緊急時対策所であり、緊急時対策所遮蔽と換気空調設備の機能により、気密性及び居住性を確保可能な設計としている		
④	島根2号炉では、プルーム通過後は、屋外に設置する緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット（可搬型設備）にて、緊急時対策所を正圧化する（島根2号炉は屋外設置であり、操作も緊急時対策所内から実施するため、設置場所の換気不要）		
⑤	島根2号炉では、緊急時対策所から発電所内の必要な箇所と通信連絡を行うことができる通信連絡設備（発電所内）として、無線通信設備、衛星電話設備を設置・保管する		
⑥	島根2号炉の緊急時対策所用発電機（可搬型設備）は、1台で必要な負荷に給電可能な設計のものを2台1セットとし、予備を含めて4台配備しており、燃料給油時には、隣接して配備する予備機と切り替えて使用する。故障時及び保守点検による待機除外時においては、予備機と入れ替える		
⑦	島根2号炉の緊急時対策所用発電機への燃料補給は、緊急時対策所専用の燃料補給設備である緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリにより実施する。（当該設備により、プルーム通過前に燃料補給を行うことで、発電機は18時間以上連続運転可能となるため、プルーム通過の10時間は燃料補給不要）		
⑧	島根2号炉では、プルーム通過時には、必要な要員は緊急時対策所に収容し、緊急時対策所の居住性を確保するために必要な容量を有する空気ポンペを設置する		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18 緊急時対策所【61条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p>	<p>3.18 緊急時対策所【61条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p>	<p>3.18 緊急時対策所【61条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 18 緊急時対策所</p> <p>3. 18. 1 設置許可基準規則第61 条への適合方針</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所として、5号炉原子炉建屋内に設置する「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」を設ける。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）から構成される。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対して機能喪失しない設計とするとともに、基準津波を受けない方針とする。</p>	<p>3. 18 緊急時対策所</p> <p>3. 18. 1 設置許可基準規則第 61 条への適合方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。</p> <p>また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所（設置許可基準解釈の第 1 項 a）、b）、第 2 項）</p> <p>緊急時対策所として、災害対策本部室及び宿泊・休憩室から構成する、緊急時対策所を緊急時対策所建屋内に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動 S S による地震力に対し、機能を損なわない設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1. 3. 2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1. 4. 2 重大事故等対処施設の耐津波設計」及び「1. 4. 3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>敷地に遡上する津波に対して、緊急時対策所は敷地高さ T. P. +23m 以上に設置する設計としており、敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない。</p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p>	<p>3. 18 緊急時対策所</p> <p>3. 18. 1 設置許可基準規則第 61 条への適合方針</p> <p>島根原子力発電所の緊急時対策所を、敷地高さ EL. 50m の高台に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動 S_s による地震力に対して機能喪失しない設計とするとともに、基準津波を受けない方針とする。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7、東海第二】</p> <p>島根 2 号炉の緊急時対策所は、敷地高さ EL50m の高台に新規設置している（以下、①の相違）</p> <p>・評価内容の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉では、事故シーケンスとして津波特有の事故シーケンスを選定していないため記載していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の<u>対策要員</u>を収容することができる設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備、常設代替交流電源からの給電設備、居住性を確保するための設備、汚染の持ち込みを防止するための設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>3. 18. 1. 1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の適合方針</p> <p>(1) 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備 (設置許可基準規則の第1項の二、三)</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等時においても、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備(情報の把握)を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所には必要な情報を把握できる設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、対策本部で表示できるよう、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の<u>要員</u>を収容することができる設計とする。<u>なお、緊急時対策所は、事故対応において東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、緊急時対策所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備を設置する。共用により、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら、総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことで、安全性の向上が図れることから、東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所で共用する設計とする。各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、発電所の区分けなく使用できる設計とする。</u></p> <p>(2) 必要な情報の把握及び通信連絡 (設置許可基準解釈の第1項二、三)</p> <p>a. <u>必要な情報を把握できる設備</u></p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても<u>当該事故等</u>に対処するために必要な指示ができるよう、<u>重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。</u></p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の<u>緊急時対策要員</u>を収容することができる設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備、代替交流電源からの給電設備、居住性を確保するための設備、汚染の持ち込みを防止するための設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>3. 18. 1. 1 緊急時対策所の適合方針</p> <p>(1) 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備 (設置許可基準規則の第1項の二、三)</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等時においても、<u>重大事故等</u>に対処するために必要な指示ができるよう、必要な情報を把握できる設備として、<u>以下の重大事故等対処設備(情報の把握)を設ける設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所には必要な情報を把握できる設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は単号炉申請 (以下、②の相違)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、緊急時対策所には、重大事故等時において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける設計とする。</p> <p>対策本部には、重大事故等時において、緊急時対策所から発電所内の必要な通信連絡を行うことができる通信連絡設備(発電所内)として、無線連絡設備、衛星電話設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>対策本部には、重大事故等時において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所と通信連絡ができる通信連絡設備(発電所外)として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を設置する設計とする。対策本部は待機場所と必要な連絡を行うための設備として携帯型音声呼出電話設備を設ける設計とする。</p> <p><u>5号炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合において、対策要員を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に円滑かつ安全に収容することができるよう、5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置する設計とする。</u></p> <p>(2)代替電源設備からの給電(設置許可基準規則解釈の第1項c))</p> <p>全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備(可搬型代替交流電源設備)として、緊急時対策所用可搬型電源設備を設ける設計とする。</p>	<p>b. <u>通信連絡設備</u></p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、<u>衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</u></p> <p>(3) 代替電源設備からの給電(設置許可基準規則解釈の第1項c))</p> <p>a. <u>緊急時対策所用代替電源設備による給電</u></p> <p>緊急時対策所は、<u>常用電源設備からの給電が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p>	<p>また、緊急時対策所には、重大事故等時において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備(通信連絡設備)を設ける設計とする。</p> <p>対策本部には、重大事故等時において、緊急時対策所から発電所内の必要な通信連絡を行うことができる通信連絡設備(発電所内)として、無線通信設備、衛星電話設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>対策本部には、重大事故等時において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所と通信連絡ができる通信連絡設備(発電所外)として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を設置する設計とする。</p> <p>(2)代替交流電源設備からの給電(設置許可基準規則解釈の第1項c))</p> <p>全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備(可搬型の代替交流電源設備)として、緊急時対策所用発電機を設ける設計とする。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉では、緊急時対策所から発電所内の必要な箇所と通信連絡を行うことができる通信連絡設備(発電所内)として、無線通信設備、衛星電話設備を設置・保管する(以下、⑤の相違)</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>緊急時対策所用可搬型電源設備</u>は、1台で必要な負荷に給電可能な設計とする。また、燃料補給時に運転を停止する必要があることから、1台追加配備し、2台を1セットとすることにより、速やかに切り替えることができる設計とする。</p> <p>また、<u>緊急時対策所用可搬型電源設備</u>は、<u>大湊側高台保管場所</u>に2台を配備し、多重性及び位置的分散を確保するとともに、故障時保守点検による待機除外時のバックアップとしてさらに1台配備し、合計3台の予備を配備する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内<u>緊急時対策所用可搬型電源設備</u>は、<u>軽油タンク</u>より、<u>タンクローリ(4kL)</u>を用いて、燃料を補給できる設計とする。</p>	<p><u>緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプにより給油できる設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、ブルーム通過時において、燃料を自動で給油し運転できる設計とする。</u></p> <p>b. <u>緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車からの給電</u></p> <p><u>緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車は、緊急時対策所用発電機に比べて容量が小さく、保管場所の耐震性が確保されておらずS s機能維持を担保できず、移動、設置、ケーブルの接続等に時間を要するものの、健全性が確認できた場合は、重大事故等時に緊急時対策所用代替電源設備からの給電が出来ない場合に緊急時対策所の換気設備、通信連絡設備及びその他の負荷に給電する代替手段として有効である。</u></p> <p><u>このため上記代替手段として、緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>なお、緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車からの給電は、通常待機時の分離された状態から接続により、自主対策設備としての系統構成が可能な設計とすることにより、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p><u>緊急時対策所用発電機は、1台で必要な負荷に給電可能な設計とする。また、燃料給油時に運転を停止する必要があることから、1台追加配備し、2台を1セットとすることにより、速やかに切り替えることができる設計とする。</u></p> <p><u>また、緊急時対策所用発電機は、屋外(第4保管エリア)に予備機2台を配備し、多重性及び位置的分散を確保するとともに、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップとして配備する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所用燃料地下タンクより、タンクローリを用いて、燃料を補給できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。</u></p> <p><u>なお、非常用交流電源設備であるロードセンタ復旧後は、緊急時対策所用発電機から切り替えることができる設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>島根2号炉の緊急時対策所用発電機(可搬型設備)は、1台で必要な負荷に給電可能な設計のものを2台1セットとし、予備を含めて4台配備しており、燃料給油時には、隣接して配備する予備機と切り替えて使用する</p> <p>故障時及び保守点検による待機除外時においては、予備機と入れ替える(以下、⑥の相違)</p> <p>また、島根2号炉の緊急時対策所用発電機への燃料補給は、ブルーム通過前に行うことで、発電機は18時間以上連続運転可能となるため、ブルーム通過の10時間は燃料補給不要とする</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海は3.18.2.2.1に台数を記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3)居住性を確保するための設備(設置許可基準規則解釈の第1項d), e))</p> <p>重大事故等が発生した場合においても,当該事故等に対処するために必要な対策要員がとどまることができるよう,緊急時対策所の居住性を確保するための設備として,以下の重大事故等対処設備(居住性の確保)を設ける設計とする。</p> <p>対策本部の遮蔽は,重大事故等時において,対策要員の被ばく線量を低減するために必要な遮蔽厚さを有する設計とする。</p>	<p>(4) 居住性を確保するための設備 (設置許可基準解釈の第1項d), e))</p> <p>重大事故等が発生した場合においても,当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう,緊急時対策所の居住性を確保するための設備として,<u>緊急時対策所遮蔽,緊急時対策所非常用換気設備,緊急時対策所加圧設備,酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタ</u>を設ける。</p> <p>緊急時対策所の居住性については,想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし,かつ緊急時対策所でのマスクの着用,交替要員体制,安定ヨウ素剤の服用及び仮設備を考慮しない条件においても,緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>a. <u>緊急時対策所遮蔽,緊急時対策所非常用換気設備</u></p> <p>緊急時対策所遮蔽は,重大事故が発生した場合において,緊急時対策所の気密性,緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって,緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所には,<u>緊急時対策所非常用換気設備として,緊急時対策所非常用送風機,緊急時対策所非常用フィルタ装置</u>を設ける。また,緊急時対策所等の加圧のために,<u>緊急時対策所加圧設備を保管し,緊急時対策所用差圧計</u>を設ける。</p>	<p>(3) 居住性を確保するための設備(設置許可基準規則解釈の第1項d), e))</p> <p>重大事故等が発生した場合においても,当該事故等に対処するために必要な対策要員がとどまることができるよう,緊急時対策所の居住性を確保するための設備として,以下の重大事故等対処設備(居住性の確保)を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は,重大事故等時において,緊急時対策要員の被ばく線量を低減するために必要な遮蔽厚さを有する設計とする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>対策本部の換気設備は、重大事故等時において、対策本部内への放射性物質の侵入を低減又は防止するため、<u>可搬型陽圧化空調機又は陽圧化装置を用いて陽圧化する設計とする</u>。なお、<u>対策本部は高気密室内に設置することにより、換気設計にあたって気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする</u>。</p> <p>対策本部には<u>可搬型の差圧計を保管</u>することで、対策本部の<u>可搬型陽圧化空調機又は陽圧化装置を使用する場合、5号炉原子炉建屋と対策本部との間が陽圧化に必要な差圧を確保できていることを把握できる設計とする</u>。</p> <p>対策本部の換気設備は、<u>対策本部(高気密室)の気密性及び遮蔽の機能とあいまって、重大事故等に対処するために必要な居住性を有する設計とする</u>。</p> <p>また、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)にとどまる対策要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする</u>。</p> <p>対策本部には、<u>室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう、緊急時対策所内外の放射線量を監視、測定するために、可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする</u>。</p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は、<u>緊急時対策所建屋を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする</u>。また、<u>緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする</u>。</p> <p>緊急時対策所用差圧計は、<u>緊急時対策所等が正圧化された状態であることを監視できる設計とする</u>。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、<u>ブルーム通過後の緊急時対策所建屋内を換気できる設計とする</u>。</p> <p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備 <u>緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする</u>。</p> <p>c. 放射線量の測定設備 <u>緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする</u>。</p>	<p>緊急時対策所換気空調設備は、<u>重大事故等時において、緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減又は防止するため、緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット又は緊急時対策所正圧化装置を用いて緊急時対策所内を正圧化する設計とする</u>。なお、<u>換気設計にあたって気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする</u>。</p> <p>緊急時対策所には<u>差圧計を設置</u>することで、<u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット又は緊急時対策所正圧化装置を使用する場合、外気と緊急時対策所との間が正圧化に必要な差圧を確保できていることを把握できる設計とする</u>。</p> <p>緊急時対策所換気空調設備は、<u>緊急時対策所の気密性及び遮蔽の機能とあいまって、重大事故等に対処するために必要な居住性を有する設計とする</u>。</p> <p>また、想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、<u>緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる緊急時対策要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする</u>。</p> <p>室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう、<u>緊急時対策所内外の放射線量を監視、測定するために、可搬式エリア放射線モニタを緊急時対策所に保管する設計とするとともに、可搬式モニタリング・ポストを第1保管エリア及び第4保管エリアに保管する設計とする</u>。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根2号炉は、新設の緊急時対策所であり、緊急時対策所遮蔽と換気空調設備の機能により、気密性及び居住性を確保可能な設計としている(以下、③の相違)</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根2号炉の差圧計は常設である</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根2号炉の緊急時対策所は屋外設置であるため、屋外との差圧を確認する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>待機場所の遮蔽は、重大事故等時において、対策要員の被ばく線量を低減するために必要な遮蔽厚さを有する設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の換気設備は、重大事故等時において、待機場所内への放射性物質の侵入を低減又は防止するため、可搬型陽圧化空調機又は陽圧化装置を用いて陽圧化する設計とする。なお、待機場所は換気設計にあたって気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>待機場所には可搬型の差圧計を保管することで、可搬型陽圧化空調機又は陽圧化装置を使用する場合、5号炉原子炉建屋と待機場所との間が陽圧化に必要な差圧を確保できていることを把握できる設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の換気設備は、待機場所の気密性及び遮蔽の機能とあいまって、重大事故等に対処するために必要な居住性を有する設計とする。また、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、待機場所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）にとどまる対策要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4)汚染の持ち込みを防止するための設備(設置許可基準規則解釈の第1項f))</p> <p>重大事故等時、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、<u>対策要員が緊急時対策所の外側から緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。また、照明のための資機材として、乾電池内蔵型照明を配備する。</u></p> <p>また、緊急時対策所においては、炉心の著しい損傷が発生した場合においても<u>対策要員がとどまるための自主対策設備として、以下を整備する。</u></p> <p><u>(5) カードル式空気ポンプユニット (自主対策設備)</u></p> <p><u>対策要員の更なる被ばく線量低減のため、対策本部の陽圧化時間の延長を可能とするため、空気ポンプカードル車を配備し、屋外から対策本部の陽圧化装置に空気ポンペを追加接続可能な設計とする。</u></p> <p><u>(6) 移動式待機所 (自主対策設備)</u></p> <p><u>事故対応の柔軟性と対策要員の放射線安全向上のため 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設置するほかに、移動式の現場要員待機所を設ける設計とする。</u></p> <p>(7) 通信連絡設備 (自主対策設備)</p> <p>緊急時対策所においては、炉心の著しい損傷が発生した場合においても発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための自主対策設備として、<u>送受話器(警報装置を含む。)</u>、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備(社内向)を整備する。</p>	<p>(5) 汚染の持込を防止するための区画の設置(設置許可基準規則の第1項f))</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、<u>対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</u></p>	<p>(4) 汚染の持ち込みを防止するための設備(設置許可基準規則解釈の第1項f))</p> <p>重大事故等時、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、<u>緊急時対策要員が緊急時対策所の外側から緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。</u></p> <p>また、緊急時対策所においては、炉心の著しい損傷が発生した場合においても<u>緊急時対策要員がとどまるための自主対策設備として、以下を整備する。</u></p> <p>(5) 通信連絡設備 (自主対策設備)</p> <p><u>緊急時対策所においては、炉心の著しい損傷が発生した場合においても発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための自主対策設備として、所内通信連絡設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備(社内向)を整備する。</u></p>	<p>備考</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は緊急時対策所の照明で十分な照度を確保できることから、乾電池内蔵型照明は使用しない</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉では、プルーム通過時には、必要な要員は緊急時対策所に収容し、緊急時対策所の居住性を確保するために必要な容量を有する空気ポンペを設置する(以下、⑧の相違)</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑧の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根は局線加入電話設備を設置 【東海第二】 島根は衛星電話設備(社内向)を設置</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 18. 2 重大事故等対処設備</p> <p>3. 18. 2. 1 必要な情報を把握できる設備, 発電所内外との通信連絡設備</p> <p>3. 18. 2. 1. 1 設備概要</p> <p>緊急時対策所には, 重大事故等時において重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう, 必要な情報を把握できる設備として, 以下の重大事故等対処設備(情報の把握)を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所の必要な情報を把握できる設備として, 事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し, 対策本部で表示できるよう, 安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)については, 全交流動力電源喪失時においても, 可搬型代替電源設備である緊急時対策所用可搬型電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>また, 対策本部には, 重大事故等時において, 発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として, 以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける設計とする。</p> <p>対策本部には, 重大事故等時において, 緊急時対策所から発電所内の必要な通信連絡を行うことができる設備として, 通信連絡設備(発電所内)の無線連絡設備, 衛星電話設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>対策本部には, 重大事故等時において, 発電所外の本社, 国, 自治体, その他関係機関等の必要箇所と通信連絡ができるよう通信連絡設備(発電所外)として, 衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を設置する設計とする。</p> <p>対策本部には待機場所と通信連絡を行う設備として, 携帯型音声呼出設備を保管する設計とする。</p> <p>対策本部には, 重大事故等が発生した場合において, 対策要員を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に円滑かつ安全に収容することができるよう, 5号炉原子炉建屋のアクセス扉近傍に, 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置する設計とする。また, 緊急時対策所の立ち上げの時に活用することもふ</p>	<p>3. 18. 2 重大事故等対処設備</p> <p>3. 18. 2. 1 必要な情報の把握及び通信連絡</p> <p>3. 18. 2. 1. 1 設備概要</p> <p>緊急時対策所には, <u>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう, 重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として, データ伝送装置, 緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム(SPDS)は, 重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所には, 重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として, <u>衛星電話設備, 無線連絡設備, 携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</u></p>	<p>3. 18. 2 重大事故等対処設備</p> <p>3. 18. 2. 1 必要な情報を把握できる設備, 発電所内外との通信連絡設備</p> <p>3. 18. 2. 1. 1 設備概要</p> <p>緊急時対策所には, <u>重大事故等時において重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう, 必要な情報を把握できる設備として, 以下の重大事故等対処設備(情報の把握)を設ける設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所の必要な情報を把握できる設備として, 事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し, 緊急時対策所で表示できるよう, 安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム(SPDS)については, 全交流動力電源喪失時においても, 可搬型の代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</u></p> <p>また, 緊急時対策所には, 重大事故等時において, 発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として, <u>以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所には, 重大事故等時において, 緊急時対策所から発電所内の必要な通信連絡を行うことができる設備として, <u>通信連絡設備(発電所内)の無線通信設備, 衛星電話設備を設置又は保管する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所には, 重大事故等時において, 発電所外の本社, 国, 自治体, その他関係機関等の必要箇所と通信連絡ができるよう通信連絡設備(発電所外)として, <u>衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置する設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>まえ、インターフォンは5号炉中央制御室においても利用可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、他の設備と独立した構成を有する常設設備とするとともに、有線方式を用いた設計とする。</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備の系統概要図を図3.18-1に、5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを図3.18-2に、重大事故等対処設備一覧を表3.18-1に示す。</p>	<p>必要な情報の把握及び通信連絡に関する重大事故等対処設備一覧を第3.18.2.1.1-1表に、系統概要図を第3.18.2.1.1-1図に示す。</p>	<p>緊急時対策所における必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備の概略系統図を第3.18-1図に、重大事故等対処設備一覧を第3.18-1表に示す。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
<p align="center"><u>表 3.18-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧</u></p>	<p align="center"><u>第 3.18.2.1.1-1 表 必要な情報の把握及び通信連絡に関する重大事故等対処設備 (必要な情報の把握及び通信連絡) 一覧</u></p>	<p align="center"><u>第 3.18-1 表 緊急時対策所における必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑤及び電源設備構成の相違</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ②無線連絡設備 (常設) 【常設】 ③無線連絡設備 (可搬型) 【可搬】 ④衛星電話設備 (常設) 【常設】 ⑤衛星電話設備 (可搬型) 【可搬】 ⑥統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【常設】 ⑦携帯型音声呼出電話設備 【可搬】 ⑧5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路 (伝送路)</td> <td>無線通信装置 【常設】 ① 無線連絡設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ④ 衛星無線通信装置 【常設】 ⑥ 有線 (建屋内) 【常設】 ①②④⑥⑦⑧</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備 ※1 (燃料補給設備を含む)</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 【可搬】 ①～⑥ 負荷変圧器 【常設】 ①～⑥⑧ 交流分電盤 【常設】 ①～⑥⑧ 可搬ケーブル 【可搬】 ①～⑥⑧ 燃料補給設備 軽油タンク 【常設】 ①～⑥⑧ タンクローリ (4kL) 【可搬】 ①～⑥⑧</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	①安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ②無線連絡設備 (常設) 【常設】 ③無線連絡設備 (可搬型) 【可搬】 ④衛星電話設備 (常設) 【常設】 ⑤衛星電話設備 (可搬型) 【可搬】 ⑥統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【常設】 ⑦携帯型音声呼出電話設備 【可搬】 ⑧5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	附属設備	—	水源	—	流路 (伝送路)	無線通信装置 【常設】 ① 無線連絡設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ④ 衛星無線通信装置 【常設】 ⑥ 有線 (建屋内) 【常設】 ①②④⑥⑦⑧	注水先	—	電源設備 ※1 (燃料補給設備を含む)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 【可搬】 ①～⑥ 負荷変圧器 【常設】 ①～⑥⑧ 交流分電盤 【常設】 ①～⑥⑧ 可搬ケーブル 【可搬】 ①～⑥⑧ 燃料補給設備 軽油タンク 【常設】 ①～⑥⑧ タンクローリ (4kL) 【可搬】 ①～⑥⑧	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備※1</td> <td>① 安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ② 携帯型有線通話装置 【可搬】 ③ 衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ④ 衛星電話設備 (携帯型) 【可搬】 ⑤ 無線連絡設備 (携帯型) 【可搬】 ⑥ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) 【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路 (伝送路)</td> <td>無線通信装置 【常設】 ① 無線通信用アンテナ 【常設】 ① 安全パラメータ表示システム (SPDS) ～無線通信用アンテナ電路 【常設】 ① 専用接続箱～専用接続箱電路 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ③ 衛星制御装置③ 衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路 【常設】 ③ 衛星無線通信装置 【常設】 ⑥ 通信機器⑥ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) ～衛星無線通信装置電路 【常設】 ⑥</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連設備</td> <td>非常用交流電源設備 2D 非常用ディーゼル発電機 【常設】 ① 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 【常設】 ① 常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置 【常設】 ① 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車 【可搬】 ① 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク 【常設】 ① 常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプ 【常設】 ① 2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 【常設】 ① 可搬型設備用軽油タンク 【常設】 ① タンクローリ 【可搬】 ① 緊急時対策所用常設代替電源設備 緊急時対策所用発電機 【常設】 ①③⑥ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 【常設】 ①③⑥ 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 【常設】 ①③⑥</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備※1	① 安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ② 携帯型有線通話装置 【可搬】 ③ 衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ④ 衛星電話設備 (携帯型) 【可搬】 ⑤ 無線連絡設備 (携帯型) 【可搬】 ⑥ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) 【常設】	附属設備	—	水源	—	流路 (伝送路)	無線通信装置 【常設】 ① 無線通信用アンテナ 【常設】 ① 安全パラメータ表示システム (SPDS) ～無線通信用アンテナ電路 【常設】 ① 専用接続箱～専用接続箱電路 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ③ 衛星制御装置③ 衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路 【常設】 ③ 衛星無線通信装置 【常設】 ⑥ 通信機器⑥ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) ～衛星無線通信装置電路 【常設】 ⑥	注水先	—	関連設備	非常用交流電源設備 2D 非常用ディーゼル発電機 【常設】 ① 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 【常設】 ① 常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置 【常設】 ① 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車 【可搬】 ① 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク 【常設】 ① 常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプ 【常設】 ① 2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 【常設】 ① 可搬型設備用軽油タンク 【常設】 ① タンクローリ 【可搬】 ① 緊急時対策所用常設代替電源設備 緊急時対策所用発電機 【常設】 ①③⑥ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 【常設】 ①③⑥ 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 【常設】 ①③⑥	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ②無線通信設備 (固定型) 【常設】 ③無線通信設備 (携帯型) 【可搬型】 ④衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ⑤衛星電話設備 (携帯型) 【可搬型】 ⑥統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路 (伝送路)</td> <td>無線通信装置 【常設】 ① 無線通信設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ④ 衛星通信装置 【常設】 ⑥ 有線 (建物内) (無線通信設備 (固定型), 衛星電話設備 (固定型) に係るもの) 【常設】 ②④ 有線 (建物内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) 【常設】 ① 有線 (建物内) (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備に係るもの) 【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備※ (燃料補給設備を含む)</td> <td>緊急時対策所用発電機 【可搬型】 ①～⑥ 可搬ケーブル 【可搬型】 ①～⑥ 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 【常設】 ①～⑥ 緊急時対策所 低圧母線盤 【常設】 ①～⑥ 緊急時対策所用燃料地下タンク 【常設】 ①～⑥ タンクローリ 【可搬型】 ①～⑥</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	①安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ②無線通信設備 (固定型) 【常設】 ③無線通信設備 (携帯型) 【可搬型】 ④衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ⑤衛星電話設備 (携帯型) 【可搬型】 ⑥統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 【常設】	附属設備	—	水源	—	流路 (伝送路)	無線通信装置 【常設】 ① 無線通信設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ④ 衛星通信装置 【常設】 ⑥ 有線 (建物内) (無線通信設備 (固定型), 衛星電話設備 (固定型) に係るもの) 【常設】 ②④ 有線 (建物内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) 【常設】 ① 有線 (建物内) (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備に係るもの) 【常設】	注水先	—	電源設備※ (燃料補給設備を含む)	緊急時対策所用発電機 【可搬型】 ①～⑥ 可搬ケーブル 【可搬型】 ①～⑥ 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 【常設】 ①～⑥ 緊急時対策所 低圧母線盤 【常設】 ①～⑥ 緊急時対策所用燃料地下タンク 【常設】 ①～⑥ タンクローリ 【可搬型】 ①～⑥	計装設備	—	<p>・設備の相違 【東海第二】 ⑤及び電源設備構成の相違</p>
設備区分	設備名																																																		
主要設備	①安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ②無線連絡設備 (常設) 【常設】 ③無線連絡設備 (可搬型) 【可搬】 ④衛星電話設備 (常設) 【常設】 ⑤衛星電話設備 (可搬型) 【可搬】 ⑥統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【常設】 ⑦携帯型音声呼出電話設備 【可搬】 ⑧5号炉屋外緊急連絡用インターフォン																																																		
附属設備	—																																																		
水源	—																																																		
流路 (伝送路)	無線通信装置 【常設】 ① 無線連絡設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ④ 衛星無線通信装置 【常設】 ⑥ 有線 (建屋内) 【常設】 ①②④⑥⑦⑧																																																		
注水先	—																																																		
電源設備 ※1 (燃料補給設備を含む)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 【可搬】 ①～⑥ 負荷変圧器 【常設】 ①～⑥⑧ 交流分電盤 【常設】 ①～⑥⑧ 可搬ケーブル 【可搬】 ①～⑥⑧ 燃料補給設備 軽油タンク 【常設】 ①～⑥⑧ タンクローリ (4kL) 【可搬】 ①～⑥⑧																																																		
計装設備	—																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備※1	① 安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ② 携帯型有線通話装置 【可搬】 ③ 衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ④ 衛星電話設備 (携帯型) 【可搬】 ⑤ 無線連絡設備 (携帯型) 【可搬】 ⑥ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) 【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源	—																																																		
流路 (伝送路)	無線通信装置 【常設】 ① 無線通信用アンテナ 【常設】 ① 安全パラメータ表示システム (SPDS) ～無線通信用アンテナ電路 【常設】 ① 専用接続箱～専用接続箱電路 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ③ 衛星制御装置③ 衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路 【常設】 ③ 衛星無線通信装置 【常設】 ⑥ 通信機器⑥ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) ～衛星無線通信装置電路 【常設】 ⑥																																																		
注水先	—																																																		
関連設備	非常用交流電源設備 2D 非常用ディーゼル発電機 【常設】 ① 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 【常設】 ① 常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置 【常設】 ① 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車 【可搬】 ① 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク 【常設】 ① 常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプ 【常設】 ① 2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 【常設】 ① 可搬型設備用軽油タンク 【常設】 ① タンクローリ 【可搬】 ① 緊急時対策所用常設代替電源設備 緊急時対策所用発電機 【常設】 ①③⑥ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 【常設】 ①③⑥ 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 【常設】 ①③⑥																																																		
計装設備	—																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備	①安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ②無線通信設備 (固定型) 【常設】 ③無線通信設備 (携帯型) 【可搬型】 ④衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ⑤衛星電話設備 (携帯型) 【可搬型】 ⑥統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源	—																																																		
流路 (伝送路)	無線通信装置 【常設】 ① 無線通信設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ④ 衛星通信装置 【常設】 ⑥ 有線 (建物内) (無線通信設備 (固定型), 衛星電話設備 (固定型) に係るもの) 【常設】 ②④ 有線 (建物内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) 【常設】 ① 有線 (建物内) (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備に係るもの) 【常設】																																																		
注水先	—																																																		
電源設備※ (燃料補給設備を含む)	緊急時対策所用発電機 【可搬型】 ①～⑥ 可搬ケーブル 【可搬型】 ①～⑥ 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 【常設】 ①～⑥ 緊急時対策所 低圧母線盤 【常設】 ①～⑥ 緊急時対策所用燃料地下タンク 【常設】 ①～⑥ タンクローリ 【可搬型】 ①～⑥																																																		
計装設備	—																																																		
<p>※1: 単線結線図を補足説明資料 61-2 に示す。</p>	<p>※1 <u>主要設備 (必要な情報の把握及び通信連絡) については「3.19 通信連絡を行うために必要な設備 (設置許可基準規則第 62 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</u></p>	<p>※: 単線結線図を補足説明資料 61-2 に示す。</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 記載の有無はあるが同様</p>																																																
<p><u>電源設備のうち, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備, 負荷変圧器, 交流分電盤, 軽油タンク及びタンクローリ (4kL) については「3.18.2.2 代替電源設備からの給電 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)」で示す。</u></p>	<p>※2 単線結線図を補足説明資料 61-2 に示す。電源設備のうち, 常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については「3.14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>電源設備のうち, 緊急時対策所用発電機, 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤, 緊急時対策所 低圧母線盤, 緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリについては「3.18.2.2 代替交流電源設備からの給電」で示す。</p>																																																	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

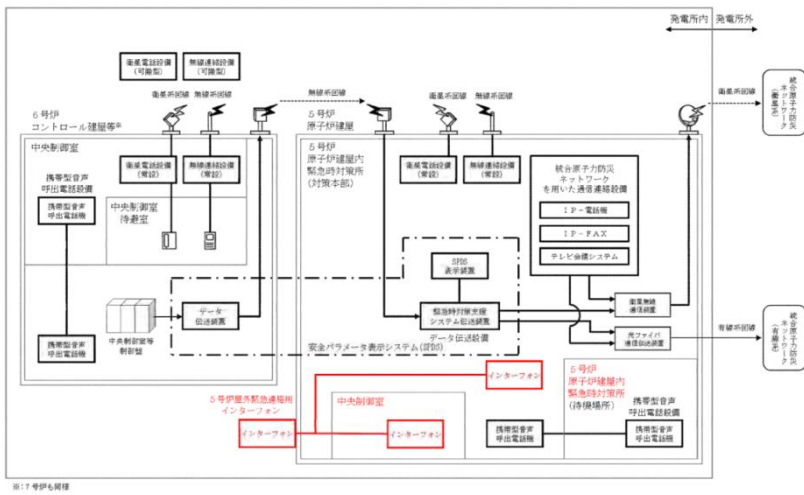


図 3.18-1 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備
系統概要図

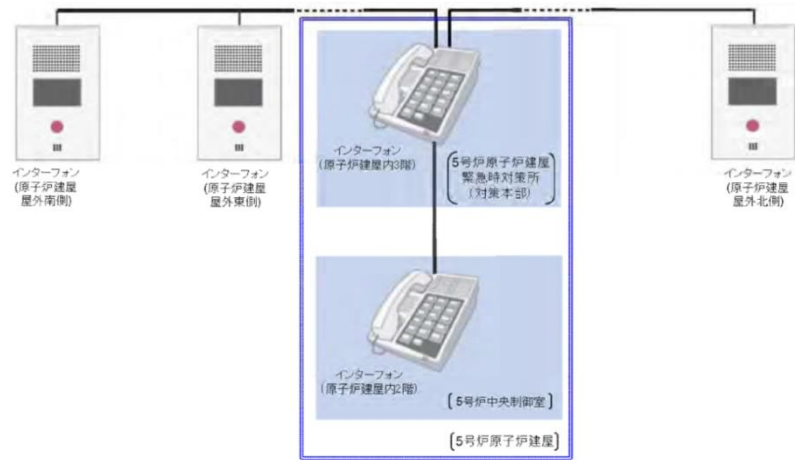
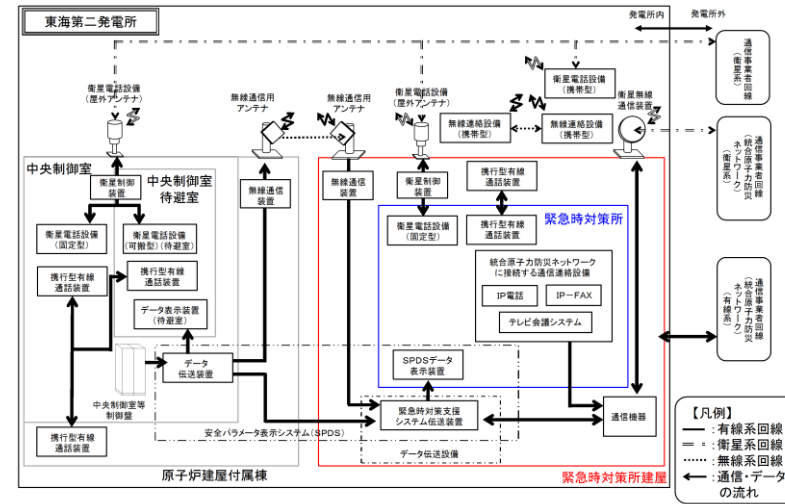


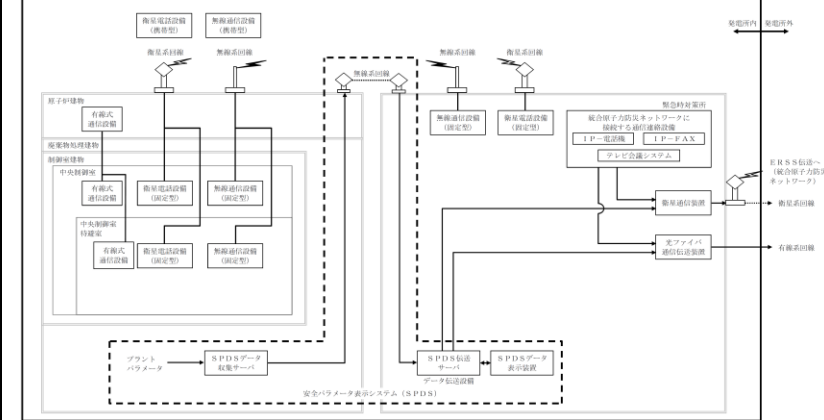
図 3.18-2 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン 系統概要図

東海第二発電所 (2018.9.18版)



第 3.18.2.1.1-1 図 必要な情報の把握及び通信連絡
系統概要図

島根原子力発電所 2号炉



第 3.18-1 図 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備
概略系統図

備考

・設備構成の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

・設備の相違
【柏崎 6/7】
⑤の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1)安全パラメータ表示システム(SPDS) <u>(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>設備名 : <u>データ伝送装置</u> 使用回線 : 有線系回線, 無線系回線 個数 : 1式(6号及び7号炉共用) 取付箇所 : <u>6号炉 コントロール建屋地上1階</u> <u>7号炉 コントロール建屋地上1階</u></p> <p>設備名 : <u>緊急時対策支援システム伝送装置</u> 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</u></p> <p>設備名 : <u>SPDS表示装置</u> 個数 : 1式 取付箇所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</u></p> <p>(2)<u>無線連絡設備(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>設備名 : <u>無線連絡設備(常設)</u> 使用回線 : 無線系回線 個数 : 1式 取付箇所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</u></p> <p>設備名 : <u>無線連絡設備(可搬型)</u></p>	<p>3.18.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 安全パラメータ表示システム (SPDS)</p> <p><u>兼用する設備は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>計装設備 (重大事故等時)</u> ・<u>緊急時対策所 (通常運転時等)</u> ・<u>通信連絡設備 (通常運転時等)</u> ・<u>通信連絡設備 (重大事故等時)</u> <p>a. <u>データ伝送装置</u></p> <p>使用回線 有線系回線, 無線系回線 個数 一式 設置箇所 <u>中央制御室 (原子炉建屋付属棟3階)</u></p> <p>b. <u>緊急時対策支援システム伝送装置</u></p> <p>使用回線 有線系回線, 衛星系回線 個数 一式 取付箇所 <u>緊急時対策所建屋2階</u></p> <p>c. <u>SPDSデータ表示装置</u></p> <p>個数 一式 取付箇所 <u>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</u></p> <p>(4) <u>無線連絡設備 (携帯型)</u></p> <p><u>兼用する設備は以下のとおり。</u></p>	<p>3.18.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 安全パラメータ表示システム (SPDS)</p> <p><u>兼用する設備は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>計装設備 (重大事故等時)</u> ・<u>緊急時対策所 (通常運転時等)</u> ・<u>通信連絡設備 (通常運転時等)</u> ・<u>通信連絡設備 (重大事故等時)</u> <p>設備名 : <u>SPDSデータ収集サーバ</u> 使用回線 : 有線系回線, 無線系回線 個数 : 1式 取付箇所 : <u>廃棄物処理建物地上1階</u></p> <p>設備名 : <u>SPDS伝送サーバ</u> 使用回線 : 有線系回線, 無線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : <u>緊急時対策所 (通信・電気室)</u></p> <p>設備名 : <u>SPDSデータ表示装置</u> 個数 : 1式 取付箇所 : <u>緊急時対策所 (緊急時対策本部)</u></p> <p>(2) <u>無線通信設備</u></p> <p><u>兼用する設備は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時対策所 (通常運転時等)</u> ・<u>中央制御室 (重大事故等時)</u> ・<u>通信連絡設備 (通常運転時等)</u> ・<u>通信連絡設備 (重大事故等時)</u> <p>設備名 : <u>無線通信設備 (固定型)</u> 使用回線 : 無線系回線 個数 : 1式 取付箇所 : <u>緊急時対策所 (緊急時対策本部)</u></p> <p>設備名 : <u>無線通信設備 (携帯型)</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>使用回線 : 無線系回線 個 数 : 1式 使用場所 : 屋外 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</p> <p>(3)衛星電話設備(6号及び7号炉共用)</p> <p>設備名 : 衛星電話設備(常設) 使用回線 : 衛星系回線 個 数 : 1式 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</p> <p>設備名 : 衛星電話設備(可搬型)</p> <p>使用回線 : 衛星系回線 個 数 : 1式 使用場所 : 屋外 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</p>	<p>・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時)</p> <p>使用回線 無線系回線 個 数 一式 取付箇所 屋外 保管場所 緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</p> <p>(2) 衛星電話設備(固定型)(東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時)</p> <p>使用回線 衛星系回線 個 数 一式 取付箇所 緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</p> <p>(3) 衛星電話設備(携帯型)(東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時)</p> <p>使用回線 衛星系回線 個 数 一式 取付箇所 屋外 保管場所 緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</p> <p>(5) 携行型有線通話装置</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時)</p>	<p>使用回線 : 無線系回線 個数 : 1式 使用場所 : 屋外 保管場所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p> <p>(3) 衛星電話設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・中央制御室(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時)</p> <p>設備名 : 衛星電話設備(固定型) 使用回線 : 衛星系回線 個 数 : 1式 取付箇所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p> <p>設備名 : 衛星電話設備(携帯型)</p> <p>使用回線 : 衛星系回線 個 数 : 1式 使用場所 : 屋外 保管場所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>使用回線 <u>有線系回線</u></p> <p>個 数 <u>一式</u></p> <p>取付箇所 <u>緊急時対策所 1, 2, 3 階</u></p> <p>保管場所 <u>緊急時対策所(緊急時対策所建屋 2 階)</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) <u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>設備名 : テレビ会議システム 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 共用 個数 : 1式 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</p> <p>設備名 : IP-電話機 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</p> <p>設備名 : IP-FAX 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</p>	<p>(6) <u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX)(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時)</p> <p>a. テレビ会議システム 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</p> <p>b. IP電話 使用回線 有線系回線又は衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</p> <p>c. IP-FAX 使用回線 有線系回線又は衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</p>	<p>(4) <u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時)</p> <p>設備名 : テレビ会議システム 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p> <p>設備名 : IP-電話機 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p> <p>設備名 : IP-FAX 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p>
<p>(5) <u>携帯型音声呼出電話設備(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>設備名 : 携帯型音声呼出電話機 使用回線 : 有線系回線 個数 : 1式 使用場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び(待機場所)) 保管場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p>
<p>(6) <u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>設備名 : インターフォン 使用回線 : 有線系回線</p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>個 数</u> : 1 式</p> <p><u>取付箇所</u> : 5号炉原子炉建屋屋外</p> <p> : <u>地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</u></p> <p> : <u>地上2階(5号炉中央制御室)</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針 (常設並びに可搬型重大事故等対処設備の安全設計方針に対する適合性)</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における安全パラメータ表示システム(SPDS)及び通信連絡設備の適合性については「3.19通信連絡を行うために必要な設備(設置許可基準規則第62条に対する設計方針を示す章)」にて示す。</u></p> <p>3.18.2.2 代替電源設備からの給電</p> <p>3.18.2.2.1 設備概要</p> <p>全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備として、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>を設ける設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用代替交流電源設備の電気系統は、「<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>」, 電路を構成する「<u>負荷変圧器</u>」, 給電先である「<u>交流分電盤</u>」で構成する設計とする。</p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>が使用不能の場合、<u>大湊側高台保管場所</u>に配備する予備を<u>5号炉原子炉建屋外南側</u>に移動させ、可搬ケーブルにより、<u>負荷変圧器</u>に接続し、<u>交流分電盤</u>へ給電できる設計とする。</p> <p>。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>の燃料系統は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>の内蔵燃料タンク、燃料を保管する「<u>軽油タンク</u>」、及び軽油タンクから<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>まで燃料を運搬する「<u>タンクローリ (4kL)</u>」で構成する設計とする。</p> <p>本系統に属する重大事故等対処設備を表3.18-2に、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の代替交流電源設備系統図を図3.18-3,4に示す。</p>	<p>3.18.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p><u>必要な情報の把握及び通信連絡の適合性については「3.19通信連絡を行うために必要な設備(設置許可基準規則第62条に対する設計方針を示す章)」にて示す。</u></p> <p>3.18.2.2 代替電源設備からの給電</p> <p>3.18.2.2.1 設備概要</p> <p>緊急時対策所は、常用電源設備からの給電が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、多重性を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプにより給油できる設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、プルーム通過時において、燃料を自動で給油し運転できる設計とする。</u></p> <p>代替電源設備からの給電に関する重大事故等対処設備一覧を第3.18.2.2.1-1表に、系統概要図を第3.18.2.2.1-1図及び第3.18.2.2.1-2図に示す。</p>	<p>3.18.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合状況 (<u>常設並びに可搬型重大事故等対処設備の安全設計方針に対する適合性</u>)</p> <p><u>緊急時対策所における安全パラメータ表示システム(SPDS)及び通信連絡設備の適合性については「3.19通信連絡を行うために必要な設備(設置許可基準規則第62条に対する設計方針を示す章)」にて示す。</u></p> <p>3.18.2.2 代替交流電源設備からの給電</p> <p>3.18.2.2.1 設備概要</p> <p>全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備として、<u>緊急時対策所用可搬型電源設備</u>を設ける設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用代替交流電源設備</u>の電気系統は、「<u>緊急時対策所用発電機</u>」, 電路を構成する「<u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u>」, 給電先である「<u>緊急時対策所 低圧母線盤</u>」, <u>緊急時対策所用発電機</u>を接続する「<u>可搬ケーブル</u>」で構成する。</p> <p>また、<u>緊急時対策所用発電機</u>が使用不能の場合、屋外(第4保管エリア)に配備する予備機を屋外(緊急時対策所北側)へ移動させ、可搬ケーブルにより、<u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u>に接続し、<u>緊急時対策所 低圧母線盤</u>へ給電できる設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機</u>の燃料系統は、<u>緊急時対策所用発電機</u>の内蔵燃料タンク、燃料を保管する「<u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u>」、及び緊急時対策所用燃料地下タンクから<u>緊急時対策所用発電機</u>まで燃料を運搬する「<u>タンクローリ</u>」で構成する設計とする。</p> <p>本系統に属する重大事故等対処設備を第3.18-2表に、<u>緊急時対策所</u>の代替交流電源設備系統図を第3.18-2,3図に示す。</p>	<p>備考</p> <p>・設備及び運用の相違 【東海第二】 ⑥の相違 島根2号炉は、 3.18.1.1(2)に記載</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉の発電機は、プルーム通過前に燃料補給することで、18時間以上連続運転可能となるため、プルームが通過する10時間は燃料補給不要</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失を防止するため及び燃料補給のために停止する際にも給電を継続するため2台を1セットとして配備する設計とする。</p> <p>また、予備を大湊側高台保管場所に2台1セットを配備するとともに、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして更に1台配備し、合計3台の予備を配備する設計とすることで、多重性を有する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は内蔵燃料タンク(990L)を有しており、必要負荷に対して66時間以上連続給電が可能な設計とする。また、プルーム通過前に予め給油を行うことにより、プルーム通過中に給油を必要としない設計とする。</p> <p>なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が停止した場合、無負荷運転しているもう一方の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備に切り替え操作を実施することにより、速やかに給電を再開させて10時間以上給電可能な設計とする。</p> <p>本系統は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備をあらかじめ負荷変圧器に接続し、遮断器を切状態とする設計とする。全交流動力電源喪失時には5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を付属する操作ボタンにより起動し、負荷変圧器の遮断器を入操作することで必要な負荷へ給電することができる設計とする。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の運転中は燃料を、もう一方の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備に燃料を補給することで運転を継続する設計とする。</p> <p>代替電源設備からの給電に対する多重性又は多様性については、3.18.2.2.3項に詳細を示す。</p>		<p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失を防止するため及び燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため、2台を1セットとして配備する設計とする。</p> <p>また、予備機を屋外(第4保管エリア)に2台1セットを故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして配備する設計とすることで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は内蔵燃料タンク(990L)を有しており、必要負荷に対して42時間以上連続給電が可能であり、18時間毎に待機予備に切り替えて運転を行う設計とする。また、プルーム通過前に予め給油を行うことにより、プルーム通過中に給油を必要としない設計とする。</p> <p>なお、緊急時対策所用発電機が停止した場合、待機しているもう一方の緊急時対策所用発電機に切り替え操作を実施することにより、速やかに給電を再開させて18時間以上給電可能な設計とする。</p> <p>本系統は、緊急時対策所立ち上げ時に、緊急時対策所用発電機をあらかじめ緊急時対策所 発電機接続プラグ盤に接続し使用する設計とする。全交流動力電源喪失時には緊急時対策所用発電機を操作ボタンにより起動することで必要な負荷へ給電することができる。</p> <p>また、緊急時対策所用発電機の運転中は、燃料をもう一方の緊急時対策所用発電機に燃料を給油することで運転を継続する設計とする。</p> <p>代替交流電源設備からの給電に対する多重性又は多様性については、3.18.2.2.3項に詳細を示す。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備及び運用の相違【柏崎6/7、東海第二】⑥の相違 東海第二は本項の別の場所に記載 ・設備の相違【柏崎6/7、東海第二】島根2号炉は必要な負荷に対し42時間以上給電可能な設備 また切り替え時間を記載 ・設備及び運用の相違【柏崎6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																					
<p align="center"><u>表 3.18-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用代替交流電源設備の重大事故等対処設備一覧</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備※1</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】 負荷変圧器【常設】 交流分電盤【常設】 可搬ケーブル【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>軽油タンク出口ノズル・弁【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】</td> </tr> <tr> <td>燃料供給先</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】</td> </tr> <tr> <td>交流電路</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～交流分電盤電路【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～交流分電盤電路【可搬】</td> </tr> <tr> <td>直流電路</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備※1	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】 負荷変圧器【常設】 交流分電盤【常設】 可搬ケーブル【可搬】	附属設備	—	燃料源	燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】	流路	軽油タンク出口ノズル・弁【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】	燃料供給先	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】	交流電路	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～交流分電盤電路【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～交流分電盤電路【可搬】	直流電路	—	<p align="center"><u>第 3.18.2.2.1-1 表 代替電源設備からの給電に関する重大事故等対処設備 (緊急時対策所用代替電源設備による給電) 一覧</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>緊急時対策所用発電機【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク【常設】</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">関連設備</td> <td>付属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク～緊急時対策所用発電機給油ポンプ流路【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ～緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク流路【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク～緊急時対策所用発電機流路【常設】</td> </tr> <tr> <td>交流電路</td> <td>緊急時対策所用発電機～緊急時対策所用M/C電路【常設】 緊急時対策所用M/C～緊急時対策所用動力変圧器電路【常設】 緊急時対策所用動力変圧器～緊急時対策所用パワーセンタ(以下「パワーセンタ」を「P/C」という。)電路【常設】 緊急時対策所用P/C～緊急時対策所用モータコントロールセンタ(以下「モータコントロールセンタ」を「MCC」という。)電路【常設】 緊急時対策所用MCC～緊急時対策所用分電盤電路【常設】</td> </tr> <tr> <td>直流電路</td> <td>緊急時対策所用125V系蓄電池～緊急時対策所用直流125V主母線盤電路【常設】 緊急時対策所用直流125V主母線盤～緊急時対策所用直流125V分電盤電路【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>緊急時対策所用発電機【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>緊急時対策所用M/C電圧計【常設】</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	緊急時対策所用発電機【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク【常設】	関連設備	付属設備	—	水源	—	燃料流路	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク～緊急時対策所用発電機給油ポンプ流路【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ～緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク流路【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク～緊急時対策所用発電機流路【常設】	交流電路	緊急時対策所用発電機～緊急時対策所用M/C電路【常設】 緊急時対策所用M/C～緊急時対策所用動力変圧器電路【常設】 緊急時対策所用動力変圧器～緊急時対策所用パワーセンタ(以下「パワーセンタ」を「P/C」という。)電路【常設】 緊急時対策所用P/C～緊急時対策所用モータコントロールセンタ(以下「モータコントロールセンタ」を「MCC」という。)電路【常設】 緊急時対策所用MCC～緊急時対策所用分電盤電路【常設】	直流電路	緊急時対策所用125V系蓄電池～緊急時対策所用直流125V主母線盤電路【常設】 緊急時対策所用直流125V主母線盤～緊急時対策所用直流125V分電盤電路【常設】	注水先	—	電源設備	緊急時対策所用発電機【常設】	計装設備	緊急時対策所用M/C電圧計【常設】	<p align="center"><u>第 3.18-2 表 緊急時対策所用代替交流電源設備の重大事故等対処設備一覧</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>緊急時対策所用発電機【可搬型】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤【常設】 緊急時対策所 低圧母線盤【常設】 可搬ケーブル【可搬型】 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>燃料補給設備 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>ホース【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>燃料供給先</td> <td>緊急時対策所用発電機【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>交流電路</td> <td>緊急時対策所用発電機【可搬型】～緊急時対策所 低圧母線盤【常設】</td> </tr> <tr> <td>直流電路</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	緊急時対策所用発電機【可搬型】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤【常設】 緊急時対策所 低圧母線盤【常設】 可搬ケーブル【可搬型】 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】	附属設備	—	燃料源	燃料補給設備 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】	流路	ホース【可搬型】	燃料供給先	緊急時対策所用発電機【可搬型】	交流電路	緊急時対策所用発電機【可搬型】～緊急時対策所 低圧母線盤【常設】	直流電路	—	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑥の相違 島根 2号炉の緊急時対策所用発電機への燃料補給は、緊急時対策所専用の燃料補給設備である緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリにより実施する(当該設備により、プルーム通過前に燃料補給を行うことで、発電機は18時間以上連続運転可能となるため、プルーム通過の10時間は燃料補給不要)(以下、⑦の相違) なお、柏崎 6/7 は、「10.2 代替電源設備」にて詳細を記載</p>
設備区分	設備名																																																							
主要設備※1	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】 負荷変圧器【常設】 交流分電盤【常設】 可搬ケーブル【可搬】																																																							
附属設備	—																																																							
燃料源	燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】																																																							
流路	軽油タンク出口ノズル・弁【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】																																																							
燃料供給先	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】																																																							
交流電路	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～交流分電盤電路【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～交流分電盤電路【可搬】																																																							
直流電路	—																																																							
設備区分	設備名																																																							
主要設備	緊急時対策所用発電機【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク【常設】																																																							
関連設備	付属設備	—																																																						
	水源	—																																																						
	燃料流路	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク～緊急時対策所用発電機給油ポンプ流路【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ～緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク流路【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク～緊急時対策所用発電機流路【常設】																																																						
	交流電路	緊急時対策所用発電機～緊急時対策所用M/C電路【常設】 緊急時対策所用M/C～緊急時対策所用動力変圧器電路【常設】 緊急時対策所用動力変圧器～緊急時対策所用パワーセンタ(以下「パワーセンタ」を「P/C」という。)電路【常設】 緊急時対策所用P/C～緊急時対策所用モータコントロールセンタ(以下「モータコントロールセンタ」を「MCC」という。)電路【常設】 緊急時対策所用MCC～緊急時対策所用分電盤電路【常設】																																																						
	直流電路	緊急時対策所用125V系蓄電池～緊急時対策所用直流125V主母線盤電路【常設】 緊急時対策所用直流125V主母線盤～緊急時対策所用直流125V分電盤電路【常設】																																																						
	注水先	—																																																						
	電源設備	緊急時対策所用発電機【常設】																																																						
計装設備	緊急時対策所用M/C電圧計【常設】																																																							
設備区分	設備名																																																							
主要設備	緊急時対策所用発電機【可搬型】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤【常設】 緊急時対策所 低圧母線盤【常設】 可搬ケーブル【可搬型】 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】																																																							
附属設備	—																																																							
燃料源	燃料補給設備 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】																																																							
流路	ホース【可搬型】																																																							
燃料供給先	緊急時対策所用発電機【可搬型】																																																							
交流電路	緊急時対策所用発電機【可搬型】～緊急時対策所 低圧母線盤【常設】																																																							
直流電路	—																																																							
<p>※1: 主要設備のうち、軽油タンク及びタンクローリ(4kL)については、「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>																																																								

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

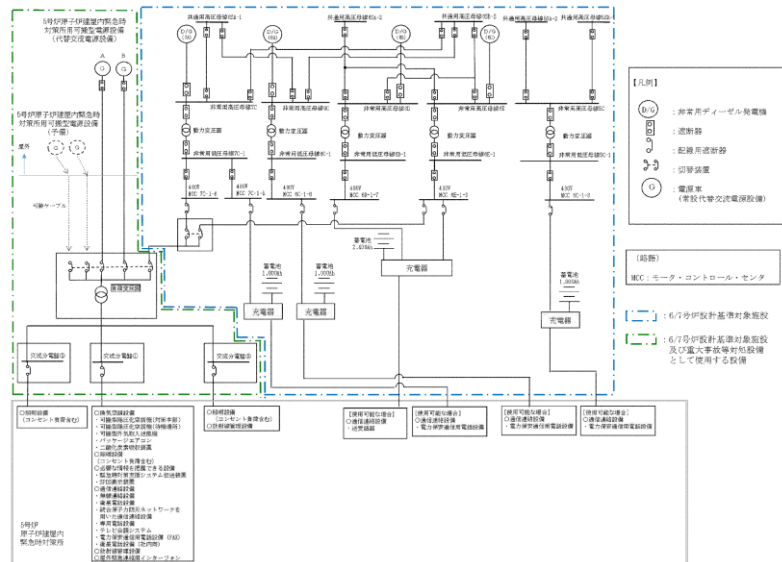
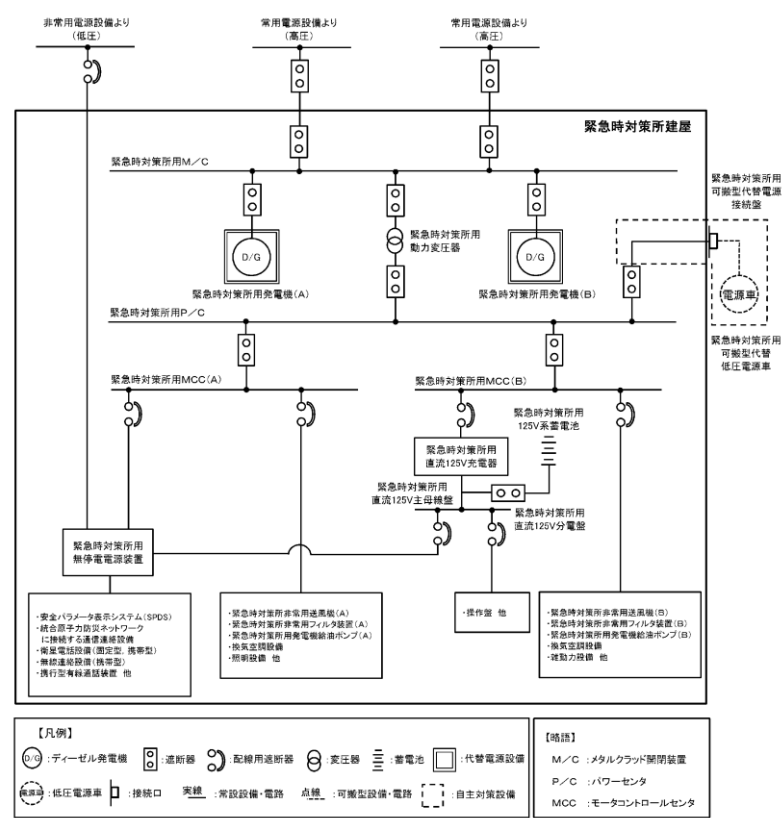


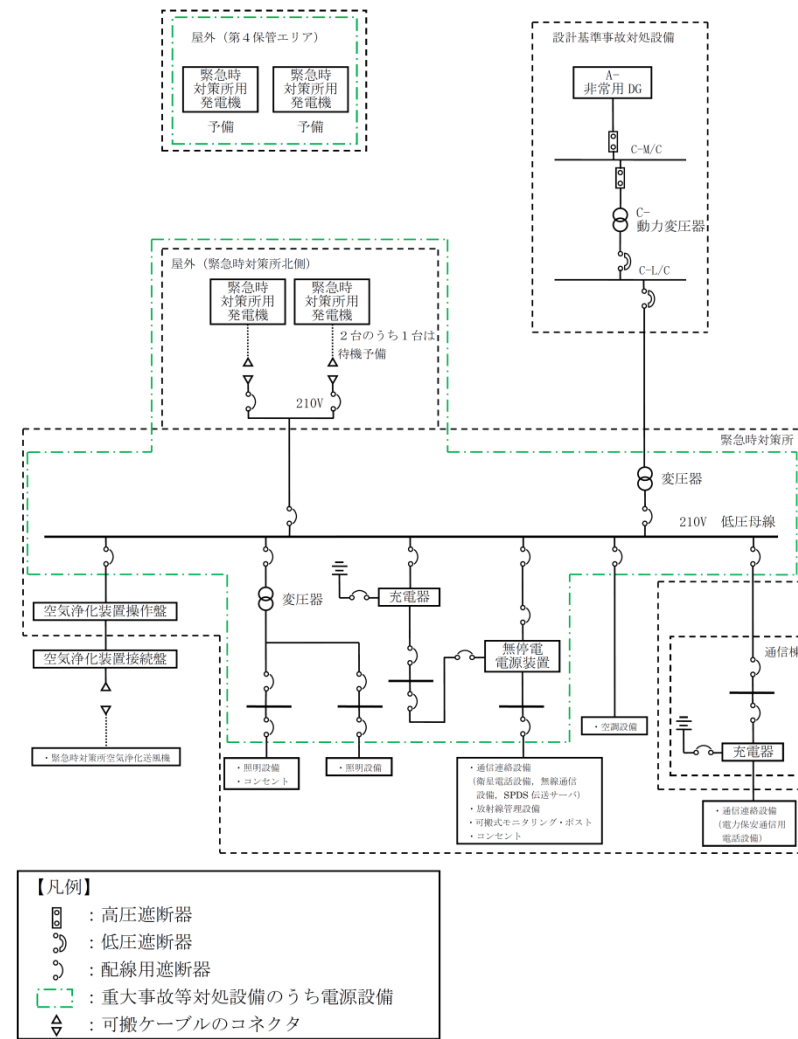
図 3.18-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用代替交流電源設備系統図 (電気系統)

東海第二発電所 (2018.9.18版)



第 3.18.2.2.1-1 図 緊急時対策所の代替電源設備 (電源) 系統概要図

島根原子力発電所 2号炉



第 3.18-2 図 緊急時対策所用代替交流電源設備系統図 (電気系統)

備考

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
⑥の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			<p>備考</p>
<p>図 3.18-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用代替交流電源設備系統図 (燃料系統)</p>	<p>第 3.18.2.2.1-2 図 緊急時対策所の代替電源設備 (燃料) 系統概要図</p>	<p>第 3.18-3 図 緊急時対策所用代替交流電源設備系統図 (燃料系統)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.2.2 主要設備の仕様 主要設備の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(6号及び7号炉共用)</u> <u>エンジン</u> 個数 : <u>2(予備3)</u> 使用燃料 : 軽油</p> <p>発電機 個数 : <u>2(予備3)</u> 種類 : 横軸回転界磁 3 相同期発電機 容量 : 約 <u>200kVA/個</u> 力率 : 0.8 電圧 : <u>440V</u> 周波数 : <u>50Hz</u> 使用場所 : <u>5号炉東側保管場所又は5号炉原子炉建屋屋外南側</u> 保管場所 : <u>5号炉東側保管場所及び大湊側高台保管場所</u></p> <p>(2) <u>負荷変圧器(6号及び7号炉共用)</u> 個数 : 1 <u>冷却</u> : 自冷 容量 : 約 <u>75kVA</u> <u>電圧</u> : 1 次側・・・<u>440V</u> 2 次側・・・<u>110V</u> 取付箇所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階(A系計装用電源室)</u></p> <p>(3) <u>交流分電盤(6号及び7号炉共用)</u> 電圧 : <u>110V</u> 定格電流 : 約 <u>600A/個</u> 個数 : 3 取付箇所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及びA系計装用電源室)</u></p>	<p>3.18.2.2.2 主要設備の仕様 主要設備の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>緊急時対策所用発電機(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> <u>エンジン</u> 台数 : <u>2</u> 使用燃料 : 軽油</p> <p>発電機 種類 : 3 相同期発電機(両軸受け式) 台数 : <u>2</u> 容量 : 約 <u>1,725kVA/台</u> 力率 : 0.8 電圧 : <u>6,600V</u> 周波数 : <u>50Hz</u> 設置場所 : <u>緊急時対策所建屋1階</u></p>	<p>3.18.2.2.2 主要設備の仕様 主要設備の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>緊急時対策所用発電機</u> <u>機関</u> 個数 : <u>2(予備2)</u> 使用燃料 : 軽油</p> <p>発電機 個数 : <u>2(予備2)</u> 種類 : 横軸回転界磁 三相同期発電機 容量 : 約 <u>220kVA/台</u> 力率 : 0.8 電圧 : <u>210V</u> 周波数 : <u>60Hz</u> 使用場所 : <u>屋外(緊急時対策所北側)</u> 保管場所 : <u>屋外(緊急時対策所北側)(2台)</u> <u>屋外(第4保管エリア)(2台)</u></p> <p>(2) <u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u> 個数 : 1 定格電流 : 約 <u>1,200A</u> 取付箇所 : <u>屋外(緊急時対策所北側)</u></p> <p>(3) <u>緊急時対策所 低圧母線盤</u> 電圧 : <u>210V</u> 定格電流 : 約 <u>800A</u> 個数 : 1 取付箇所 : <u>緊急時対策所(通信・電気室)</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ⑥の相違 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等から仕様が異なる</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違 設備の使用目的, 設計条件等から仕様が異なる</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等から仕様が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) <u>可搬ケーブル (6号及び7号炉共用)</u> 個数 : <u>2</u> 種類 : <u>600V 架橋ポリエチレン絶縁耐熱難燃性ビニルシースケーブル</u> サイズ : <u>38mm²</u> 全長 : 約 <u>100m</u> 使用場所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階</u> 保管場所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階</u></p>	<p>(2) <u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 基数 <u>2</u> 容量 <u>約 75kL/基</u> 使用燃料 <u>軽油</u> 設置場所 <u>緊急時対策所建屋近傍屋外 (地下)</u></p> <p>(3) <u>緊急時対策所用発電機給油ポンプ (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 台数 <u>2</u> 容量 <u>約 1.3m³/h (1台当たり)</u> 設置場所 <u>緊急時対策所建屋1階</u></p>	<p>(4) 可搬ケーブル 個数 : <u>2 (予備2)</u> 種類 : <u>600V 難燃性架橋ポリエチレン絶縁難燃性特殊耐熱ビニルシース電力ケーブル</u> サイズ : <u>100mm²</u> 全長 : 約 <u>120m</u> 使用場所 : <u>屋外 (緊急時対策所北側)</u> 保管場所 : <u>屋外 (緊急時対策所南側)</u></p> <p>(5) <u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u> 種類 : <u>漏れ防止構造の地下タンク貯蔵所</u> 容量 : <u>約 45m³/基</u> 最高使用圧力 : <u>静水頭</u> 最高使用温度 : <u>40℃</u> 個数 : <u>1</u> 取付箇所 : <u>屋外 (緊急時対策所南西側)</u></p> <p>(6) <u>タンクローリ</u> 容量 : <u>約 3.0m³/台</u> 最高使用圧力 : <u>24kPa [gage]</u> 最高使用温度 : <u>40℃</u> 個数 : <u>1 (予備1)</u> 設置場所 : <u>屋外 (緊急時対策所南西側, 緊急時対策所北側)</u> 保管箇所 : <u>屋外 (第1保管エリア及び第4保管エリア)</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等から仕様が異なる</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等から仕様が異なる ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 設備の使用目的は同様だが, 島根2号炉は可搬型設備であり仕様が異なる ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.2.3 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性について</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源設備は、非常用所内電源設備からの給電が可能な設計とするとともに、全交流動力電源喪失時に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が使用不能の場合、大湊側高台保管場所に配備した5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から負荷変圧器へ給電できるよう、多重性を確保した設計とする。</p> <p>上記電源設備は、保管場所から5号炉原子炉建屋屋外南側へ移動させ、可搬ケーブルにより、負荷変圧器へ接続し、交流分電盤へ給電できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から負荷変圧器を受電する電路と5号炉原子炉建屋屋外南側へ移動させた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から負荷変圧器へ給電するための可搬ケーブルを用いた電路は、独立した電路で系統構成することにより多重性を確保する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性を表3.18-3に示す。</p>		<p>3.18.2.2.3 <u>緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性について</u></p> <p>緊急時対策所の電源設備は、非常用所内電源設備からの給電が可能な設計とするとともに、全交流動力電源喪失時に緊急時対策所の代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機が使用不能の場合、屋外(第4保管エリア)に配備した緊急時対策所用発電機から緊急時対策所低圧母線盤へ給電できるよう、多重性を確保した設計とする。</p> <p>上記電源設備は、保管場所から屋外(緊急時対策所北側)へ移動させ、可搬ケーブルにより、緊急時対策所発電機接続プラグ盤へ接続し、緊急時対策所低圧母線盤へ給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機から緊急時対策所発電機接続プラグ盤へ給電するための可搬ケーブルを用いた電路は、独立した電路で系統構成することにより多重性を確保する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性を第3.18-3表に示す。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 設備の使用目的、設計条件等から仕様が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																										
<p>表 3.18-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性</p> <table border="1" data-bbox="172 310 902 808"> <thead> <tr> <th></th> <th>可搬型重大事故等対処設備</th> <th>可搬型重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (5号炉東側保管場所)</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (大湊側高台保管場所から5号炉原子炉建屋屋外南側へ移動)</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～負荷変圧器</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～負荷変圧器(可搬ケーブル)</td> </tr> <tr> <td>給電先</td> <td>交流分電盤</td> <td>交流分電盤</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>空冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所></td> <td>軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <大湊側高台保管場所></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>タンクローリ(4kL) <屋外></td> <td>タンクローリ(4kL) <屋外></td> </tr> </tbody> </table>		可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	電源	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (5号炉東側保管場所)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (大湊側高台保管場所から5号炉原子炉建屋屋外南側へ移動)	電路	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～負荷変圧器	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～負荷変圧器(可搬ケーブル)	給電先	交流分電盤	交流分電盤	電源の冷却方式	空冷式	空冷式	燃料源	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所>	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <大湊側高台保管場所>	燃料流路	タンクローリ(4kL) <屋外>	タンクローリ(4kL) <屋外>		<p>第 3.18 - 3 表 緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性</p> <table border="1" data-bbox="1745 294 2493 829"> <thead> <tr> <th></th> <th>可搬型重大事故等対処設備</th> <th>可搬型重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>緊急時対策所用発電機 (屋外(緊急時対策所北側))</td> <td>緊急時対策所用発電機 (屋外(第4保管エリア)から屋外(緊急時対策所北側)へ移動)</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>緊急時対策所用発電機～緊急時対策所 低圧母線盤</td> <td>緊急時対策所用発電機～緊急時対策所 低圧母線盤</td> </tr> <tr> <td>給電先</td> <td>緊急時対策所 低圧母線盤</td> <td>緊急時対策所 低圧母線盤</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>空冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 緊急時対策所用発電機内蔵燃料 <屋外(緊急時対策所北側)></td> <td>緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 内蔵燃料タンク <屋外(緊急時対策所北側)></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>タンクローリ <屋外(第1保管エリア)から屋外(緊急時対策所南西側, 緊急時対策所北側)へ移動></td> <td>タンクローリ <屋外(第1保管エリア)から屋外(緊急時対策所南西側, 緊急時対策所北側)へ移動></td> </tr> </tbody> </table>		可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	電源	緊急時対策所用発電機 (屋外(緊急時対策所北側))	緊急時対策所用発電機 (屋外(第4保管エリア)から屋外(緊急時対策所北側)へ移動)	電路	緊急時対策所用発電機～緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所用発電機～緊急時対策所 低圧母線盤	給電先	緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所 低圧母線盤	電源の冷却方式	空冷式	空冷式	燃料源	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 緊急時対策所用発電機内蔵燃料 <屋外(緊急時対策所北側)>	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 内蔵燃料タンク <屋外(緊急時対策所北側)>	燃料流路	タンクローリ <屋外(第1保管エリア)から屋外(緊急時対策所南西側, 緊急時対策所北側)へ移動>	タンクローリ <屋外(第1保管エリア)から屋外(緊急時対策所南西側, 緊急時対策所北側)へ移動>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑥及び⑦の相違 設備の使用目的は同様だが,設計条件等から仕様が異なる</p>
	可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備																																											
電源	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (5号炉東側保管場所)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (大湊側高台保管場所から5号炉原子炉建屋屋外南側へ移動)																																											
電路	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～負荷変圧器	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～負荷変圧器(可搬ケーブル)																																											
給電先	交流分電盤	交流分電盤																																											
電源の冷却方式	空冷式	空冷式																																											
燃料源	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所>	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <大湊側高台保管場所>																																											
燃料流路	タンクローリ(4kL) <屋外>	タンクローリ(4kL) <屋外>																																											
	可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備																																											
電源	緊急時対策所用発電機 (屋外(緊急時対策所北側))	緊急時対策所用発電機 (屋外(第4保管エリア)から屋外(緊急時対策所北側)へ移動)																																											
電路	緊急時対策所用発電機～緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所用発電機～緊急時対策所 低圧母線盤																																											
給電先	緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所 低圧母線盤																																											
電源の冷却方式	空冷式	空冷式																																											
燃料源	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 緊急時対策所用発電機内蔵燃料 <屋外(緊急時対策所北側)>	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 内蔵燃料タンク <屋外(緊急時対策所北側)>																																											
燃料流路	タンクローリ <屋外(第1保管エリア)から屋外(緊急時対策所南西側, 緊急時対策所北側)へ移動>	タンクローリ <屋外(第1保管エリア)から屋外(緊急時対策所南西側, 緊急時対策所北側)へ移動>																																											
<p>3.18.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.18.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件および荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度,放射線,荷重その他の使用条件において,重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については,「2.3.3 環境条件等」に示す。 a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は,<u>可搬型</u>で屋外に設置する設備であることから,その機能を期待される重大事故等時における,屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し,以下の表 3.18-4 に示す設計とする。 (61-3)</p>	<p>3.18.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.18.2.2.3.1 <u>代替電源設備からの給電に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</u></p> <p>(1) 環境条件(設置許可基準規則第43条第1項一) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度,放射線,荷重その他の使用条件において,重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については,「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>3.18.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合状況 3.18.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件および荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度,放射線,荷重その他の使用条件において,重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については,「2.3.3 環境条件等」に示す。 a) <u>緊急時対策所用発電機,緊急時対策所 発電機接続プラグ盤,可搬ケーブル,タンクローリ</u> <u>緊急時対策所用発電機,緊急時対策所 発電機接続プラグ盤,可搬ケーブル及びタンクローリ</u>は,<u>屋外</u>に設置する設備であることから,その機能を期待される重大事故等が発生した場合における,屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し,以下の<u>第3.18-4表</u>に示す設計とする。 (61-3)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 設備の使用目的,設計条件等から屋外に配備する設備が異なる</p>																																										

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>表 3.18-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="172 352 902 680"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等により転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) <u>負荷変圧器、交流分電盤、可搬ケーブル</u> <u>負荷変圧器、交流分電盤</u>及び可搬ケーブルは、5号炉原子炉建屋内に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、5号炉原子炉建屋の環境条件を考慮し、以下の表 3.18-5 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等により転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>緊急時対策所用発電機及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、緊急時対策所建屋内に設置し、第 3.18.2.2.3.1-1 表に示す重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は、緊急時対策所内で可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-3-5)</p>	<p>第 3.18-4 表 <u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、可搬ケーブル、タンクローリの</u>想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1751 361 2481 764"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等により転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) <u>緊急時対策所 低圧母線盤</u> <u>緊急時対策所 低圧母線盤</u>は、緊急時対策所内に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における、緊急時対策所の環境条件を考慮し、以下の第 3.18-5 表に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等により転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 設備の使用目的、設計条件等から屋外に配備する設備が異なる</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 東海第二の給油ポンプは常設設備 島根 2 号炉のタンクローリは可搬型設備</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等により転倒防止対策を行う。																														
風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等により転倒防止対策を行う。																														
風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p>表 3.18-5 負荷変圧器，交流分電盤及び可搬ケーブルの想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="166 306 902 636"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>5号炉原子炉建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋内に設置するため，風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内に設置するため，風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第 3.18.2.2.3.1-1 表 想定する環境条件 (緊急時対策所用発電機及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ)</p> <table border="1" data-bbox="958 306 1694 900"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>設置場所である緊急時対策所建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>設置場所である緊急時対策所建屋内で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また，影響を受けない敷地高さに設置する。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響</td> <td>緊急時対策所建屋内に設置するため，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波により，その機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【緊急時対策所建屋に対する竜巻飛来物】</p> <p><u>竜巻飛来物の衝突に対して，緊急時対策所建屋外壁の必要厚さを確保し遮蔽機能を維持するとともに，建屋内部の設備を防護可能な設計とする。</u></p> <p><u>なお，緊急時対策所建屋に対する竜巻飛来物の影響評価を行い，緊急時対策所に期待する機能(内部設備の外殻防護，遮蔽)は維持されると判断した。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは，屋外に設置し，第 3.18.2.2.3.1-2 表に示す重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3-5)</p>	環境条件	対応	温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である緊急時対策所建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	設置場所である緊急時対策所建屋内で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しない設計とする。	津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また，影響を受けない敷地高さに設置する。	風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	緊急時対策所建屋内に設置するため，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により，その機能が損なわれない設計とする。	<p>第 3.18-5 表 緊急時対策所 低圧母線盤の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1751 294 2487 739"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所内に設置するため，風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>c) <u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクは，緊急時対策所近傍の屋外地下に設置する設備であることから，その機能を期待される重大事故等が発生した場合における，環境条件を考慮し，以下の第 3.18-6 表に示す設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため，風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>設備の使用目的，設計条件等から屋内に配備する設備が異なる</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二の給油ポンプは常設設備</p> <p>島根 2 号炉のタンクローリは可搬型設備</p> <p>竜巻対策は 34 条 2.2(4) 項に記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑦の相違</p>
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)																																														
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内に設置するため，風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である緊急時対策所建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	設置場所である緊急時対策所建屋内で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しない設計とする。																																														
津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また，影響を受けない敷地高さに設置する。																																														
風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	緊急時対策所建屋内に設置するため，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により，その機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																														
風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため，風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本設計方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の代替電源設備で、操作が必要な軽油タンク出口弁、タンクローリ(4kL)付ポンプ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器の各遮断器及び可搬ケーブルについては、現場で容易に操作可能な設計とする。表3.18-6~8に操作対象機器の操作場所を示す。</p> <p>(61-3)</p>	<p><u>第3.18.2.2.3.1-2表 想定する環境条件 (緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク)</u></p> <table border="1" data-bbox="967 321 1685 932"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>設置場所である屋外(地下)で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>設置場所である屋外(地下)で想定される降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を施せる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>設置場所である屋外(地下)で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しないことを確認し、地震の影響のない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに設置する。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響</td> <td>設置場所である屋外(地下)で想定される風(台風)及び竜巻の風荷重、積雪、火山の影響による荷重を考慮し、機器が損傷しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波により、その機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。 緊急時対策所用発電機は、<u>緊急時対策所内の操作スイッチにより、操作が可能な設計とする。</u> 緊急時対策所用発電機給油ポンプは、<u>緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u> 第3.18.2.2.3.1-3表に操作対象機器の操作方法・場所を示す。</p> <p>(61-3-5, 4-3)</p>	環境条件	対応	温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である屋外(地下)で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。	屋外の天候による影響	設置場所である屋外(地下)で想定される降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を施せる設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	設置場所である屋外(地下)で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しないことを確認し、地震の影響のない設計とする。	津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに設置する。	風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	設置場所である屋外(地下)で想定される風(台風)及び竜巻の風荷重、積雪、火山の影響による荷重を考慮し、機器が損傷しない設計とする。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により、その機能が損なわれない設計とする。	<p><u>第3.18-6表 緊急時対策所用燃料地下タンクの想定する環境条件及び荷重条件</u></p> <table border="1" data-bbox="1745 310 2490 764"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外地下で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外地下に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本設計方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 緊急時対策所用の代替交流電源設備で、操作が必要な緊急時対策所用燃料地下タンク、タンクローリ付ポンプ、緊急時対策所用発電機、<u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u>、<u>緊急時対策所 低圧母線盤</u>の各遮断器及び可搬ケーブルについては、<u>現場で容易に操作可能な設計とする。</u>第3.18-7~9表に操作対象機器の操作場所を示す。</p> <p>(61-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外地下で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	屋外地下に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 可搬ケーブルを接続する運用による相違 【東海第二】 島根2号炉の操作場所は屋外</p>
環境条件	対応																																
温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である屋外(地下)で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。																																
屋外の天候による影響	設置場所である屋外(地下)で想定される降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を施せる設計とする。																																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																
地震	設置場所である屋外(地下)で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しないことを確認し、地震の影響のない設計とする。																																
津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに設置する。																																
風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	設置場所である屋外(地下)で想定される風(台風)及び竜巻の風荷重、積雪、火山の影響による荷重を考慮し、機器が損傷しない設計とする。																																
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により、その機能が損なわれない設計とする。																																
環境条件等	対応																																
温度・圧力・湿度・放射線	屋外地下で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																
風(台風)・積雪	屋外地下に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																															
<p>表 3.18-6 軽油タンク～5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備流路の操作対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油タンク出口弁</td> <td>弁閉→弁開</td> <td>6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ (4kL) 付ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ (4kL) 付ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	軽油タンク出口弁	弁閉→弁開	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	手動操作	タンクローリ (4kL) 付ポンプ	停止→運転	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	スイッチ操作	タンクローリ (4kL) 付ポンプ	停止→運転	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側	スイッチ操作	<p>第 3.18.2.2.3.1-3 表 操作対象機器の操作方法・場所 (緊急時対策所用発電機の自動起動操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)</td> <td>停止→運転</td> <td>自動起動</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用M/C (常用電源設備側)</td> <td>入→切</td> <td>自動で遮断器動作</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)側)</td> <td>切→入</td> <td>自動で遮断器動作</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)	停止→運転	自動起動	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所用M/C (常用電源設備側)	入→切	自動で遮断器動作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)側)	切→入	自動で遮断器動作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	<p>第 3.18-7 表 緊急時対策所用燃料地下タンク～緊急時対策所用発電機流路の操作対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用燃料地下タンクマンホール</td> <td>閉→開</td> <td>屋外 (緊急時対策所南西側緊急時対策所用燃料地下タンク設置エリア)</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ付ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (緊急時対策所南西側緊急時対策所用燃料地下タンク設置エリア)</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ付ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側緊急時対策所用発電機設置エリア)</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	緊急時対策所用燃料地下タンクマンホール	閉→開	屋外 (緊急時対策所南西側緊急時対策所用燃料地下タンク設置エリア)	手動操作	タンクローリ付ポンプ	停止→運転	屋外 (緊急時対策所南西側緊急時対策所用燃料地下タンク設置エリア)	スイッチ操作	タンクローリ付ポンプ	停止→運転	屋外 (緊急時対策所北側緊急時対策所用発電機設置エリア)	スイッチ操作	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																															
軽油タンク出口弁	弁閉→弁開	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	手動操作																																																															
タンクローリ (4kL) 付ポンプ	停止→運転	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	スイッチ操作																																																															
タンクローリ (4kL) 付ポンプ	停止→運転	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側	スイッチ操作																																																															
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																																															
緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)	停止→運転	自動起動	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																															
緊急時対策所用M/C (常用電源設備側)	入→切	自動で遮断器動作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																															
緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)側)	切→入	自動で遮断器動作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																															
緊急時対策所用燃料地下タンクマンホール	閉→開	屋外 (緊急時対策所南西側緊急時対策所用燃料地下タンク設置エリア)	手動操作																																																															
タンクローリ付ポンプ	停止→運転	屋外 (緊急時対策所南西側緊急時対策所用燃料地下タンク設置エリア)	スイッチ操作																																																															
タンクローリ付ポンプ	停止→運転	屋外 (緊急時対策所北側緊急時対策所用発電機設置エリア)	スイッチ操作																																																															
<p>表 3.18-7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備保管場所～負荷変圧器電路の操作対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> <td>発電機</td> <td>停止→運転</td> <td>5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側</td> </tr> <tr> <td>遮断器</td> <td>切→入</td> <td>5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側</td> </tr> <tr> <td>負荷変圧器 (負荷変圧器非常用所内電源設備側遮断器)</td> <td>入→切</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室</td> <td>遮断器操作</td> </tr> <tr> <td>負荷変圧器 (負荷変圧器5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備側遮断器)</td> <td>切→入</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室</td> <td>遮断器操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	発電機	停止→運転	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側	遮断器	切→入	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側	負荷変圧器 (負荷変圧器非常用所内電源設備側遮断器)	入→切	5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室	遮断器操作	負荷変圧器 (負荷変圧器5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備側遮断器)	切→入	5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室	遮断器操作	<p>(緊急時対策所用発電機の運転切り替えの手動起動操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)</td> <td>運転→停止</td> <td>スイッチ操作</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)側)</td> <td>入→切</td> <td>スイッチ操作</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の手動起動号機)</td> <td>停止→運転</td> <td>スイッチ操作</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の手動起動号機)側)</td> <td>切→入</td> <td>自動で遮断器動作</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)	運転→停止	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)側)	入→切	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の手動起動号機)	停止→運転	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の手動起動号機)側)	切→入	自動で遮断器動作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	<p>第 3.18-8 表 緊急時対策所用発電機～緊急時対策所 低圧母線盤電路の操作対象機器リスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側) 緊急時対策所 (通信・電気室)</td> <td>ボタン操作</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</td> <td>未接続→接続</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> <td>コネクタ接続操作</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</td> <td>切→入</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> <td>遮断器操作</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 低圧母線盤 (非常用所内電源設備側)</td> <td>入→切</td> <td>緊急時対策所 (通信・電気室)</td> <td>遮断器操作</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 低圧母線盤 (緊急時対策所用発電機側)</td> <td>切→入</td> <td>緊急時対策所 (通信・電気室)</td> <td>遮断器操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	緊急時対策所用発電機	停止→運転	屋外 (緊急時対策所北側) 緊急時対策所 (通信・電気室)	ボタン操作	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	未接続→接続	屋外 (緊急時対策所北側)	コネクタ接続操作	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	切→入	屋外 (緊急時対策所北側)	遮断器操作	緊急時対策所 低圧母線盤 (非常用所内電源設備側)	入→切	緊急時対策所 (通信・電気室)	遮断器操作	緊急時対策所 低圧母線盤 (緊急時対策所用発電機側)	切→入	緊急時対策所 (通信・電気室)	遮断器操作	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等から仕様が異なる 【東海第二】 ⑥の相違 島根の操作場所は屋外</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																															
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	発電機	停止→運転	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側																																																															
	遮断器	切→入	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側																																																															
負荷変圧器 (負荷変圧器非常用所内電源設備側遮断器)	入→切	5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室	遮断器操作																																																															
負荷変圧器 (負荷変圧器5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備側遮断器)	切→入	5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室	遮断器操作																																																															
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																																															
緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)	運転→停止	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																															
緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)側)	入→切	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																															
緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の手動起動号機)	停止→運転	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																															
緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の手動起動号機)側)	切→入	自動で遮断器動作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																															
緊急時対策所用発電機	停止→運転	屋外 (緊急時対策所北側) 緊急時対策所 (通信・電気室)	ボタン操作																																																															
緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	未接続→接続	屋外 (緊急時対策所北側)	コネクタ接続操作																																																															
緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	切→入	屋外 (緊急時対策所北側)	遮断器操作																																																															
緊急時対策所 低圧母線盤 (非常用所内電源設備側)	入→切	緊急時対策所 (通信・電気室)	遮断器操作																																																															
緊急時対策所 低圧母線盤 (緊急時対策所用発電機側)	切→入	緊急時対策所 (通信・電気室)	遮断器操作																																																															
<p>表3.18-8 可搬ケーブルの操作対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬ケーブル</td> <td>未接続→接続</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室 5号炉原子炉建屋屋外南側</td> <td>ボルト・ネジ接続操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	可搬ケーブル	未接続→接続	5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室 5号炉原子炉建屋屋外南側	ボルト・ネジ接続操作		<p>第 3.18-9 表 可搬ケーブルの操作対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬ケーブル</td> <td>未接続→接続</td> <td>屋外 (緊急時対策所南側)</td> <td>コネクタ接続操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	可搬ケーブル	未接続→接続	屋外 (緊急時対策所南側)	コネクタ接続操作	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 可搬ケーブルを接続する運用による相違</p>																																															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																															
可搬ケーブル	未接続→接続	5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室 5号炉原子炉建屋屋外南側	ボルト・ネジ接続操作																																																															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																															
可搬ケーブル	未接続→接続	屋外 (緊急時対策所南側)	コネクタ接続操作																																																															

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>以下に、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の代替電源設備</u>を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u> <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、5号炉東側保管場所にて固定する設計とする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が使用不能な場合、大湊側高台保管場所に配備する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を、5号炉原子炉建屋屋外南側へ移動させ使用可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備付属の現場操作パネルは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作、監視性を考慮しており、かつ十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、負荷変圧器の遮断器を切り替えることにより、給電の切替えが可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p>b) <u>負荷変圧器</u> <u>負荷変圧器は、現場盤での配線用遮断器の手動操作であること、及び負荷変圧器の運転状態を配線用遮断器の開閉状態及び表示灯にて確認することで、確実な操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、負荷変圧器は、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>		<p>以下に、<u>緊急時対策所の代替交流電源設備</u>を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a) <u>緊急時対策所用発電機</u> <u>緊急時対策所用可搬型電源設備である緊急時対策所用発電機は、屋外（緊急時対策所北側）に配備する設計とする。また、緊急時対策所用発電機が使用不能な場合、屋外（第4保管エリア）に配備する予備の緊急時対策所用発電機を屋外（緊急時対策所北側）へ移動させ使用可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機付属の現場操作パネルは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作、監視性を考慮しており、かつ十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、起動停止によって運転号機を切り替えることにより、給電の切替えが可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p>b) <u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u> <u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤は、現場盤での配線用遮断器の手動操作のため確実な操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤は、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は竜巻固縛範囲ではないため固縛しない ⑥の相違 ・設備の相違 【柏崎6/7】 設備の使用目的、設計条件等から仕様が異なる ・設備の相違 【柏崎6/7】 設備の使用目的、設計条件等から仕様が異なる

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c) 可搬ケーブル</p> <p>可搬ケーブルは、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び負荷変圧器でのボルト・ネジによる手動接続操作により、確実な操作が可能な設計とする。また、可搬ケーブルは、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>		<p>c) 可搬ケーブル</p> <p>可搬ケーブルは、<u>緊急時対策所用発電機及び緊急時対策所 発電機接続プラグ盤でのコネクタによる手動接続操作により、確実な操作が可能な設計とする。また、可搬ケーブルは、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p> <p>d) <u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクは、屋外の設置場所において、手動操作で燃料補給用のマンホールを開閉することが可能な設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p> <p>e) <u>タンクローリ</u></p> <p><u>タンクローリには、付属の操作スイッチによる操作で起動する設計とする。タンクローリは、付属の操作スイッチを操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、操作者の操作・監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</u></p> <p><u>タンクローリは、設置場所まで屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留め等による固定が可能な設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>設備の使用目的は同様だが、設計条件等から仕様が異なる</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2号炉は、緊急時対策所専用の燃料補給設備について、記載している</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2号炉は、緊急時対策所専用の燃料補給設備について、記載している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																											
<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>a) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、表3.18-9に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の運転状態の確認として、発電機電圧、電流、周波数を確認可能な設計とし、模擬負荷を接続することにより出力性能の確認を行う設計とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認を行う。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備に接続されるケーブルの絶縁抵抗の測定が可能な設計とする。 (61-5)</p>	<p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、第3.18.2.2.3.1-4表に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>原子炉の停止中に分解検査として、緊急時対策所用発電機の部品状態について、性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことを目視により確認が可能な設計とする。また、機能・性能検査として、緊急時対策所用発電機の絶縁抵抗の確認、模擬負荷接続時の運転状態における発電機電圧、電流、周波数及び電力の確認が可能な設計とする。 (61-5-2, 5, 6)</p>	<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a) 緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機は、第3.18-10表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機の運転状態の確認として、発電機電圧、電流、周波数を確認可能な設計とし、模擬負荷を接続することにより出力性能の確認を行う設計とする。 緊急時対策所用発電機の外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認を行う。また、緊急時対策所用発電機及び緊急時対策所用発電機に接続される可搬ケーブルの絶縁抵抗の測定が可能な設計とする。 (61-5)</p>																												
<p>表3.18-9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 1480 905 1837"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>模擬負荷による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の出力性能(発電機電圧、電流、周波数)の確認 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の運転状態の確認 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の絶縁抵抗の測定 ケーブルの絶縁抵抗の測定</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	模擬負荷による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の出力性能(発電機電圧、電流、周波数)の確認 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の運転状態の確認 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の絶縁抵抗の測定 ケーブルの絶縁抵抗の測定	外観確認	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備状態の外観の確認	<p>第3.18.2.2.3.1-4表 緊急時対策所用発電機の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="964 1491 1685 1780"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>起動検査</td> <td>起動試験による運転性能の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>分解検査</td> <td>部品の状態の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>起動試験による運転性能の確認 模擬負荷による出力性能(発電機電圧、電流、周波数及び電力)の確認 絶縁抵抗の測定</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	起動検査	起動試験による運転性能の確認	停止中	分解検査	部品の状態の確認	機能・性能検査	起動試験による運転性能の確認 模擬負荷による出力性能(発電機電圧、電流、周波数及び電力)の確認 絶縁抵抗の測定	<p>第3.18-10表 緊急時対策所用発電機の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1757 1480 2478 1753"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>模擬負荷による緊急時対策所用発電機の出力性能(発電機電圧、電流、周波数)の確認 緊急時対策所用発電機の運転状態の確認 緊急時対策所用発電機の絶縁抵抗の測定 ケーブルの絶縁抵抗の測定</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>緊急時対策所用発電機の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	模擬負荷による緊急時対策所用発電機の出力性能(発電機電圧、電流、周波数)の確認 緊急時対策所用発電機の運転状態の確認 緊急時対策所用発電機の絶縁抵抗の測定 ケーブルの絶縁抵抗の測定	外観確認	緊急時対策所用発電機の外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																												
運転中又は停止中	機能・性能試験	模擬負荷による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の出力性能(発電機電圧、電流、周波数)の確認 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の運転状態の確認 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の絶縁抵抗の測定 ケーブルの絶縁抵抗の測定																												
	外観確認	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備状態の外観の確認																												
原子炉の状態	項目	内容																												
運転中	起動検査	起動試験による運転性能の確認																												
停止中	分解検査	部品の状態の確認																												
	機能・性能検査	起動試験による運転性能の確認 模擬負荷による出力性能(発電機電圧、電流、周波数及び電力)の確認 絶縁抵抗の測定																												
発電用原子炉の状態	項目	内容																												
運転中又は停止中	機能・性能試験	模擬負荷による緊急時対策所用発電機の出力性能(発電機電圧、電流、周波数)の確認 緊急時対策所用発電機の運転状態の確認 緊急時対策所用発電機の絶縁抵抗の測定 ケーブルの絶縁抵抗の測定																												
	外観確認	緊急時対策所用発電機の外観の確認																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																
<p>b) <u>負荷変圧器</u> 負荷変圧器は、表 3.18-10 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>機能・性能試験として、絶縁抵抗の測定が可能な設計とする。</p> <p>外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p style="text-align: center;">表 3.18-10 負荷変圧器の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 751 902 949"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>絶縁抵抗の測定 受電状態の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認 盤内部状態の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c) <u>交流分電盤</u> 交流分電盤は、表 3.18-11 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>機能・性能試験として絶縁抵抗の測定、受電状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p style="text-align: center;">表 3.18-11 交流分電盤の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 1549 902 1768"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>絶縁抵抗の測定 受電状態の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認 盤内部状態の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定 受電状態の確認	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定 受電状態の確認	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認		<p>b) <u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u> <u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u>は、第 3.18-11 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>機能・性能試験として、絶縁抵抗の測定が可能な設計とする。</p> <p>外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p style="text-align: center;">第 3.18-11 表 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1751 760 2481 907"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>絶縁抵抗の測定</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認 盤内部状態の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c) <u>緊急時対策所 低圧母線盤</u> <u>緊急時対策所 低圧母線盤</u>は、第 3.18-12 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>機能・性能試験として絶縁抵抗の測定、受電状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p style="text-align: center;">第 3.18-12 表 緊急時対策所 低圧母線盤の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1751 1558 2481 1717"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>絶縁抵抗の測定 受電状態の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認 盤内部状態の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定 受電状態の確認	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定 受電状態の確認																																	
	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認																																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定 受電状態の確認																																	
	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認																																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定																																	
	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認																																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定 受電状態の確認																																	
	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認																																	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																					
<p>d) 可搬ケーブル 可搬ケーブルは、表 3.18-12 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。 機能・性能試験として絶縁抵抗の測定が可能な設計とする。 (61-5)</p> <p>表 3.18-12 可搬ケーブルの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 619 902 766"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>絶縁抵抗の測定</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定	外観確認	外観の確認	<p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、第 3.18.2.2.3.1-5 表に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部確認が可能なよう、マンホールを設ける設計とする。 (61-5-3)</p> <p>第 3.18.2.2.3.1-5 表 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクの試験検査</p> <table border="1" data-bbox="1038 1690 1617 1894"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>油量、漏えい確認</td> <td>油量の確認 漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放検査</td> <td>タンクのマンホールから内部の状態確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>漏えい試験</td> <td>油量の確認 漏えいの有無の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	油量、漏えい確認	油量の確認 漏えいの有無の確認	開放検査	タンクのマンホールから内部の状態確認	停止中	漏えい試験	油量の確認 漏えいの有無の確認	<p>d) 可搬ケーブル 可搬ケーブルは、第 3.18-13 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。 機能・性能試験として絶縁抵抗の測定が可能な設計とする。 (61-5)</p> <p>第 3.18-13 表 可搬ケーブルの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1751 619 2481 724"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>絶縁抵抗の測定</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>e) 緊急時対策所用燃料地下タンク 緊急時対策所用燃料地下タンクは、第 3.18-14 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部確認が可能なよう、マンホールを設ける設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことが確認可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンクの漏えい試験が実施可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンクの油面レベルの確認が可能となるように計器を設ける設計とする。 (61-5)</p> <p>第 3.18-14 表 緊急時対策所用燃料地下タンクの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1795 1648 2448 1894"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>外観確認</td> <td>緊急時対策所用燃料地下タンクの油面レベルの確認 漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td rowspan="2">外観確認</td> <td>緊急時対策所用燃料地下タンク内面の状態を目視等により確認</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用燃料地下タンクの油面レベルの確認 漏えいの有無の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定	外観確認	外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観確認	緊急時対策所用燃料地下タンクの油面レベルの確認 漏えいの有無の確認	停止中	外観確認	緊急時対策所用燃料地下タンク内面の状態を目視等により確認	緊急時対策所用燃料地下タンクの油面レベルの確認 漏えいの有無の確認	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑦の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																						
運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定																																						
	外観確認	外観の確認																																						
原子炉の状態	項目	内容																																						
運転中	油量、漏えい確認	油量の確認 漏えいの有無の確認																																						
	開放検査	タンクのマンホールから内部の状態確認																																						
停止中	漏えい試験	油量の確認 漏えいの有無の確認																																						
	発電用原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定																																						
	外観確認	外観の確認																																						
発電用原子炉の状態	項目	内容																																						
運転中	外観確認	緊急時対策所用燃料地下タンクの油面レベルの確認 漏えいの有無の確認																																						
停止中	外観確認	緊急時対策所用燃料地下タンク内面の状態を目視等により確認																																						
		緊急時対策所用燃料地下タンクの油面レベルの確認 漏えいの有無の確認																																						

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																						
	<p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、第 3.18.2.2.3.1-6 表に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。また、原子炉の停止中に緊急時対策所用発電機給油ポンプの部品の状態について、性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等を確認できるように、分解が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5-4)</p> <p>第 3.18.2.2.3.1-6 表 緊急時対策所用発電機給油ポンプの試験検査</p> <table border="1" data-bbox="967 982 1685 1272"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td rowspan="2">起動試験</td> <td>運転性能の確認</td> </tr> <tr> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>分解検査</td> <td>部品の状態の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>運転性能の確認 漏えいの有無の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	起動試験	運転性能の確認	漏えいの有無の確認	停止中	分解検査	部品の状態の確認	機能・性能検査	運転性能の確認 漏えいの有無の確認	<p>f) タンクローリ</p> <p>タンクローリは、第 3.18-15 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に外観確認及び機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、油量、漏えいの確認が可能なように検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。さらに、タンクローリは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。タンクローリ付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認が出来る設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースは、外観確認として機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p>第 3.18-15 表 タンクローリの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1757 982 2475 1218"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中又は停止中</td> <td>外観確認</td> <td>タンク、ホース外観の確認及びタンク内面の状態を目視により確認 漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>タンクの漏えい確認</td> </tr> <tr> <td>車両検査</td> <td>タンクローリの車両としての運転状態の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観確認	タンク、ホース外観の確認及びタンク内面の状態を目視により確認 漏えいの有無の確認	機能・性能試験	タンクの漏えい確認	車両検査	タンクローリの車両としての運転状態の確認	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 島根 2号炉は、可搬型設備であるタンクローリについて記載</p> <p>・設備の相違 【東海第二】</p>
原子炉の状態	項目	内容																							
運転中	起動試験	運転性能の確認																							
		漏えいの有無の確認																							
停止中	分解検査	部品の状態の確認																							
	機能・性能検査	運転性能の確認 漏えいの有無の確認																							
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中又は停止中	外観確認	タンク、ホース外観の確認及びタンク内面の状態を目視により確認 漏えいの有無の確認																							
	機能・性能試験	タンクの漏えい確認																							
	車両検査	タンクローリの車両としての運転状態の確認																							

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の操作の対象機器は「(2)操作性」の表3.18-6~8と同様である。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から交流分電盤に電源供給する系統において、非常用交流電源設備から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、非常用交流電源設備の隔離及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の接続として、負荷変圧器に遮断器を設けることにより速やかな切替えが可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備による給電手順のタイムチャートを図3.18-5に示す。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプで構成される緊急時対策所の代替電源設備の系統は、本来の用途以外の用途には使用しない設計とする。</u></p> <p><u>なお、緊急時対策所用発電機が、故障等により自動起動しない場合又は停止した場合には、緊急時対策所内の操作盤により、第3.18.2.2.3.1-1図で示すタイムチャートのとおり、手動により速やかに緊急時対策所用発電機の起動操作が可能な設計とする。</u></p>	<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリは、本来の用途以外の用途には使用しない。なお、緊急時対策所用発電機の操作の対象機器は「(2)操作性」の第3.18-7~9表と同様である。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機から緊急時対策所 低圧母線盤に電源供給する系統において、非常用交流電源設備から緊急時対策所用発電機へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、非常用交流電源設備の隔離及び緊急時対策所用発電機の接続として、緊急時対策所 低圧母線盤に遮断器を設けることにより速やかな切替えが可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機による給電手順のタイムチャートを第3.18-4図に示す。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>⑦の相違</p>

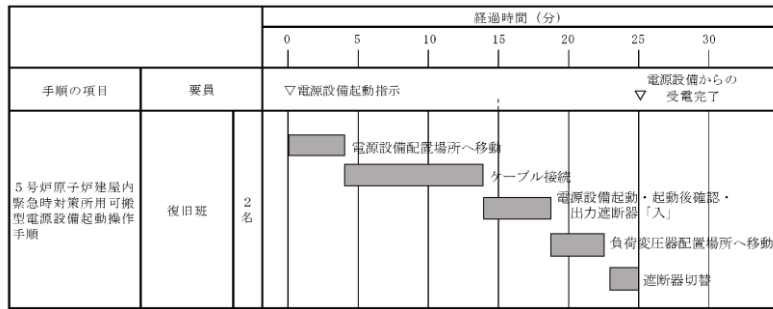


図 3.18-5 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備立ち上げのタイムチャート*

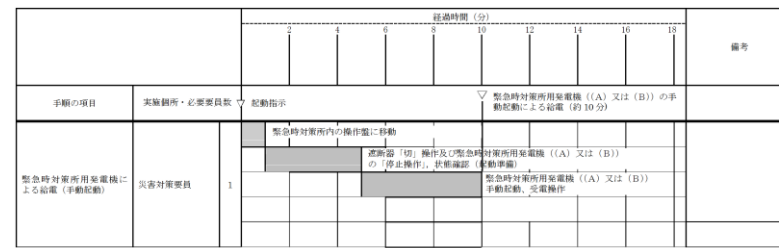
* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について(個別手順)の1.18で示すタイムチャート

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(5号炉東側保管場所)から大湊側高台保管場所に配備する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備へ切り替えるために必要な電気系統の操作は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(5号炉東側保管場所)の隔離、及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(大湊側高台保管場所から5号炉原子炉建屋屋外南側へ移動、可搬ケーブルの接続)の接続として、負荷変圧器に遮断器を設けることにより速やかな切り替えが可能な設計とする。

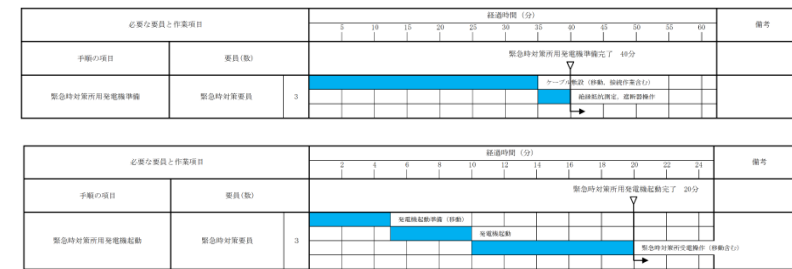
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(5号炉東側保管場所)から大湊側高台保管場所に配備する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備へ切り替え手順のタイムチャートを図3.18-6に示す。

(61-3)

第3.18.2.2.3.1-1 図 緊急時対策所用発電機の手動起動による給電手順のタイムチャート*



* 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合方針についての1.18で示すタイムチャート



第3.18-4 図 緊急時対策所用発電機準備及び起動のタイムチャート*

* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について(個別手順)の1.18で示すタイムチャート

緊急時対策所用発電機(屋外(緊急時対策所北側)配備)から屋外(第4保管エリア)に配備する緊急時対策所用発電機へ切り替えるために必要な電気系統の操作は、緊急時対策所用発電機の隔離、及び緊急時対策所用発電機(屋外(第4保管エリア)から屋外(緊急時対策所北側)への移動、可搬ケーブルの接続)の接続として、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤に遮断器を設けることにより速やかな切り替えが可能な設計とする。

緊急時対策所用発電機(屋外(緊急時対策所北側)配備)から屋外(第4保管エリア)に配備する緊急時対策所用発電機へ切り替え手順のタイムチャートを第3.18-5図に示す。

(61-3)

・設備及び運用の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

・設備の相違
【柏崎6/7】
⑥の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

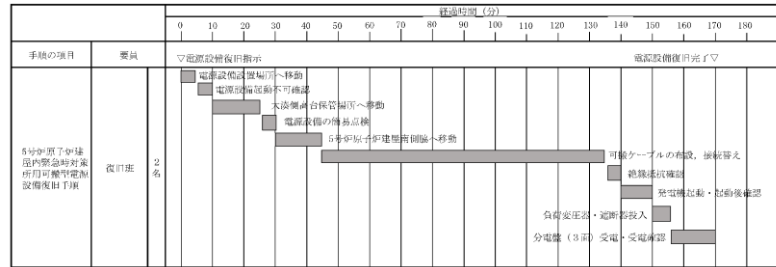


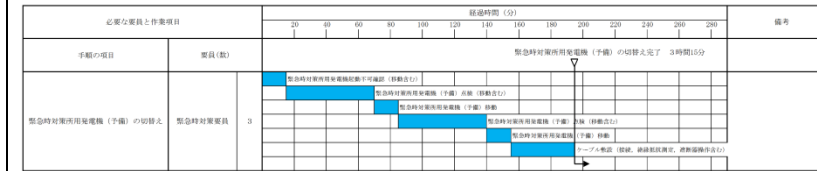
図 3.18-6 5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備の切替えタイムチャート*

* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（個別手順）の 1.18 で示すタイムチャート

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

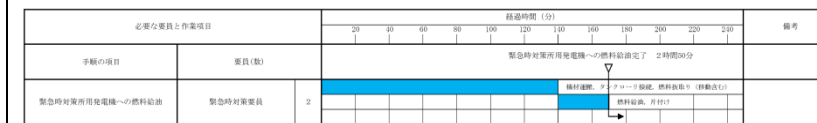
備考



第 3.18-5 図 緊急時対策用発電機の切り替えタイムチャート*

* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（個別手順）の 1.18 で示すタイムチャート

燃料補給設備のタンクローリ及び緊急時対策用燃料地下タンクは、本来の用途以外の用途には使用しない。
これにより第 3.18-6 図で示すタイムチャートのとおり燃料補給が可能である。



第 3.18-6 図 燃料補給のタイムチャート*

* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（個別手順）の 1.18 で示すタイムチャート

- ・設備、運用の相違【柏崎 6/7】⑥の相違
- ・設備の相違【柏崎 6/7, 東海第二】島根 2号炉は、緊急時対策所専用の燃料補給設備について、記載している

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等について」に示す。 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬ケーブルは, 表3.18-18に示すように, 通常時は負荷変圧器の遮断器を切にすることにより非常用交流電源設備と切り離す, 系統構成としており非常用交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。また, タンクローリ(4kL)を軽油タンクと切り離して保管し, 軽油タンク出口弁を閉とすることで隔離する。</u> <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬ケーブルは固縛等により固定することで転倒防止を図ることにより, 他の設備に対して影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>(61-2)</p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 <u>緊急時対策所用発電機は, 通常時は遮断器により他の設備から切り離すことで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは, 他の設備から独立して使用可能とすることにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>他設備系統との隔離について第3.18.2.2.3.1-7表に示す。</u></p> <p>(61-2-2, 4-3)</p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 <u>緊急時対策所用発電機及び可搬ケーブルは, 第3.18-16表に示すように, 通常時は接続先の系統と分離し, また緊急時対策所 発電機接続プラグ盤で切離すことにより非常用交流電源設備と切り離す系統構成としており, 非常用交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は, 車両に搭載すること等で転倒防止措置等を図ることにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> 可搬ケーブルは, 固縛等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><u>燃料補給設備のタンクローリは, 通常時は接続先の系統と分離して保管することで, 他の設備に悪影響を及ぼさない運用とする。</u> <u>タンクローリは, 輪留めによる固定等を行うことで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> <u>タンクローリは, 飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> <u>燃料補給設備の緊急時対策所用燃料地下タンクは, 非常用交流電源設備と隔離した系統構成にすることにより, 非常用交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉は, プラグ盤及び母線の遮断器で分離する</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は, 固定せずに配備する</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 島根2号炉のタンクローリは可搬型設備のため輪留めによる固定等について記載 東海第二の給油ポンプは常設設備</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																			
<p style="text-align: center;"><u>表 3.18-13 他系統との隔離</u></p> <table border="1" data-bbox="172 258 902 415"> <thead> <tr> <th>取合系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>負荷変圧器 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備側)</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>軽油タンク出口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時閉</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬ケーブルの系統構成に操作が必要な機器の設置場所、操作場所を表 3.18-14 に示す。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、可搬ケーブル、軽油タンク及びタンクローリ (4kL) は屋外に設置し重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。負荷変圧器は 5号炉原子炉建屋の屋内に設置し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	取合系統	系統隔離	駆動方式	動作	非常用交流電源設備	負荷変圧器 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備側)	手動	通常時切	非常用交流電源設備	軽油タンク出口弁	手動	通常時閉	<p style="text-align: center;"><u>第 3.18.2.2.3.1-7 表 他設備系統との隔離</u></p> <table border="1" data-bbox="964 258 1685 548"> <thead> <tr> <th>取合系統</th> <th>系統隔離</th> <th>隔離方式</th> <th>動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常用電源設備</td> <td>緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機側)</td> <td>自動切替 (手動操作可能)</td> <td>通常時開 電源喪失 時閉</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用M/C (常用電源設備側)</td> <td>自動切替 (手動操作可能)</td> <td>通常時閉 電源喪失 時開</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、緊急時対策所建屋内及び緊急時対策所建屋近傍の屋外 (地下) の放射線量が高くなるおそれが少ない場所に設置する設計とする。</u></p> <p><u>また、緊急時対策所の電源 (常用電源設備から緊急時対策所用発電機) は自動で切り替わる設計とし、緊急時対策所用発電機が、故障等により起動しない場合又は停止した場合は、想定される重大事故時において放射線量が高くなるおそれが少ない、緊急時対策所内のスイッチにより手動による操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所代替電源系統を構成する機器の設置場所、操作場所を第 3.18.2.2.3.1-8 表に示す。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3-5)</p>	取合系統	系統隔離	隔離方式	動作	常用電源設備	緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機側)	自動切替 (手動操作可能)	通常時開 電源喪失 時閉	緊急時対策所用M/C (常用電源設備側)	自動切替 (手動操作可能)	通常時閉 電源喪失 時開	<p style="text-align: center;"><u>第 3.18-16 表 他系統との隔離</u></p> <table border="1" data-bbox="1751 268 2484 453"> <thead> <tr> <th>取合系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 (屋外 (緊急時対策所北側))</td> <td>手動</td> <td>通常時切り離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>緊急時対策所用燃料地下タンクマンホール (屋外 (緊急時対策所南西側))</td> <td>手動</td> <td>閉止</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機及び可搬ケーブルの系統構成に操作が必要な機器の設置場所、操作場所を第 3.18-17 表に示す。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機、可搬ケーブル、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及びタンクローリは屋外に設置し重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策所 低圧母線盤は緊急時対策所の屋内に設置し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策所用燃料地下タンクは屋外地下に設置し重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	取合系統	系統隔離	駆動方式	動作	非常用交流電源設備	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 (屋外 (緊急時対策所北側))	手動	通常時切り離し	非常用交流電源設備	緊急時対策所用燃料地下タンクマンホール (屋外 (緊急時対策所南西側))	手動	閉止	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>・設備保管場所の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 屋内設置設備の相違</p>
取合系統	系統隔離	駆動方式	動作																																			
非常用交流電源設備	負荷変圧器 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備側)	手動	通常時切																																			
非常用交流電源設備	軽油タンク出口弁	手動	通常時閉																																			
取合系統	系統隔離	隔離方式	動作																																			
常用電源設備	緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機側)	自動切替 (手動操作可能)	通常時開 電源喪失 時閉																																			
	緊急時対策所用M/C (常用電源設備側)	自動切替 (手動操作可能)	通常時閉 電源喪失 時開																																			
取合系統	系統隔離	駆動方式	動作																																			
非常用交流電源設備	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 (屋外 (緊急時対策所北側))	手動	通常時切り離し																																			
非常用交流電源設備	緊急時対策所用燃料地下タンクマンホール (屋外 (緊急時対策所南西側))	手動	閉止																																			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																							
<p align="center"><u>表 3.18-14 操作対象機器設置場所</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> <td>5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側</td> <td>5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側</td> </tr> <tr> <td>可搬ケーブル</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階 5号炉原子炉建屋屋外南側</td> </tr> <tr> <td>軽油タンク</td> <td>6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所</td> <td>6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タンクローリ (4kL)</td> <td>5号炉東側保管場所</td> <td>5号炉東側保管場所</td> </tr> <tr> <td>6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所</td> <td>6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所</td> </tr> <tr> <td>負荷変圧器</td> <td>5号炉原子炉建屋3階A系計装用電源室</td> <td>5号炉原子炉建屋3階A系計装用電源室</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側	可搬ケーブル	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階 5号炉原子炉建屋屋外南側	軽油タンク	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所	タンクローリ (4kL)	5号炉東側保管場所	5号炉東側保管場所	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所	負荷変圧器	5号炉原子炉建屋3階A系計装用電源室	5号炉原子炉建屋3階A系計装用電源室	<p align="center"><u>第 3.18.2.2.3.1-8 表 操作対象機器設置場所</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>緊急時対策所建屋1階</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク</td> <td>屋外地下 (緊急時対策所建屋北側)</td> <td>操作不要</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機 給油ポンプ</td> <td>緊急時対策所建屋1階</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	緊急時対策所用発電機	緊急時対策所建屋1階	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク	屋外地下 (緊急時対策所建屋北側)	操作不要	緊急時対策所用発電機 給油ポンプ	緊急時対策所建屋1階	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	<p align="center"><u>第 3.18-17 表 操作対象機器設置場所</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>屋外(緊急時対策所北側)</td> <td>屋外(緊急時対策所北側) 緊急時対策所(通信・電気室)</td> </tr> <tr> <td>可搬ケーブル</td> <td>屋外(緊急時対策所南側)</td> <td>屋外(緊急時対策所北側)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用燃料地下タンク</td> <td>屋外(緊急時対策所南西側)</td> <td>屋外(緊急時対策所南西側)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タンクローリ</td> <td>屋外(緊急時対策所北側)</td> <td>屋外(緊急時対策所北側)</td> </tr> <tr> <td>屋外(緊急時対策所南西側)</td> <td>屋外(緊急時対策所南西側)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 発電機 接続プラグ盤</td> <td>屋外(緊急時対策所北側)</td> <td>屋外(緊急時対策所北側)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 低圧母線盤</td> <td>緊急時対策所(通信・電気室)</td> <td>緊急時対策所(通信・電気室)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	緊急時対策所用発電機	屋外(緊急時対策所北側)	屋外(緊急時対策所北側) 緊急時対策所(通信・電気室)	可搬ケーブル	屋外(緊急時対策所南側)	屋外(緊急時対策所北側)	緊急時対策所用燃料地下タンク	屋外(緊急時対策所南西側)	屋外(緊急時対策所南西側)	タンクローリ	屋外(緊急時対策所北側)	屋外(緊急時対策所北側)	屋外(緊急時対策所南西側)	屋外(緊急時対策所南西側)	緊急時対策所 発電機 接続プラグ盤	屋外(緊急時対策所北側)	屋外(緊急時対策所北側)	緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所(通信・電気室)	緊急時対策所(通信・電気室)	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 屋内設置設備の相違</p>
機器名称	設置場所	操作場所																																																								
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側																																																								
可搬ケーブル	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階 5号炉原子炉建屋屋外南側																																																								
軽油タンク	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所																																																								
タンクローリ (4kL)	5号炉東側保管場所	5号炉東側保管場所																																																								
	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所																																																								
負荷変圧器	5号炉原子炉建屋3階A系計装用電源室	5号炉原子炉建屋3階A系計装用電源室																																																								
機器名称	設置場所	操作場所																																																								
緊急時対策所用発電機	緊急時対策所建屋1階	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																								
緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク	屋外地下 (緊急時対策所建屋北側)	操作不要																																																								
緊急時対策所用発電機 給油ポンプ	緊急時対策所建屋1階	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																								
機器名称	設置場所	操作場所																																																								
緊急時対策所用発電機	屋外(緊急時対策所北側)	屋外(緊急時対策所北側) 緊急時対策所(通信・電気室)																																																								
可搬ケーブル	屋外(緊急時対策所南側)	屋外(緊急時対策所北側)																																																								
緊急時対策所用燃料地下タンク	屋外(緊急時対策所南西側)	屋外(緊急時対策所南西側)																																																								
タンクローリ	屋外(緊急時対策所北側)	屋外(緊急時対策所北側)																																																								
	屋外(緊急時対策所南西側)	屋外(緊急時対策所南西側)																																																								
緊急時対策所 発電機 接続プラグ盤	屋外(緊急時対策所北側)	屋外(緊急時対策所北側)																																																								
緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所(通信・電気室)	緊急時対策所(通信・電気室)																																																								
<p>3.18.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a) 負荷変圧器 負荷変圧器は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備(電源の確保)として、換気設備、照明設備(コンセント負荷含む)、必要な情報を把握できる設備及び通信連絡</p>	<p>3.18.2.2.3.2 代替電源設備からの給電に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台使用する。保有数は、多重性確保のための1台を加えた合計2台を設置する。また、東海発電所及び東海第二発電所で共用する。 代替電源設備である緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所に給電するために必要な負荷容量に対して十分である発電機容量を有する設計とする。発電機容量としては、必要となる最大負荷容量の約870kVAに対して、十分な容量を確保するため、最大容量約1,725kVA(連続定格約1,380kVA)を有する設計とする。</p> <p align="right">(61-6-11)</p>	<p>3.18.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合状況</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a) 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備(電源の確保)として、緊急時対策所換気空調設備、照明設備(コンセント負荷</p>	<p>・『3.18.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況』にて記載する 【東海第二】</p>																																																							

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>設備の電源に必要な容量約 <u>60kVA</u> に余裕を考慮し約 <u>75kVA</u> を有する設計とする。</p> <p>(61-6)</p>		<p>含む)、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及び放射線管理設備の電源に必要な電流容量約 <u>353A</u> に余裕を考慮し母線定格電流約 <u>1,200A</u> を有する設計とする。</p> <p>(61-6)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 設備の使用目的, 設計条件等から仕様が異なる</p>
<p>b) 交流分電盤</p> <p>交流分電盤は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備（電源の確保）として、<u>換気設備、照明設備（コンセント負荷含む）、必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備の電源に必要な電流容量約 546A</u> に余裕を考慮し母線定格電流約 <u>600A</u> を有する設計とする。</p> <p>(61-6)</p>	<p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、<u>東海発電所及び東海第二発電所共用で、外部からの支援がなくとも、緊急時対策所用発電機の 7 日分の連続運転に必要なタンク容量を有する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、<u>東海発電所及び東海第二発電所共用で、緊急時対策所用発電機の連続運転に必要な燃料を給油できるポンプ容量を有する設計とする。</u></p> <p>(61-6-11)</p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海発電所及び東海第二発電所共用）は、<u>緊急時対策所用発電機の連続運転に必要な容量約 0.411kL/h (0.411 m³/h) に対して、十分な容量約 1.3 m³/h を有する設計とする</u></p> <p>(61-6-12, 13)</p>	<p>b) 緊急時対策所 低圧母線盤</p> <p>緊急時対策所 低圧母線盤は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備（電源の確保）として、<u>緊急時対策所換気空調設備、照明設備（コンセント負荷含む）、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及び放射線管理設備の電源に必要な電流容量約 353A</u> に余裕を考慮し母線定格電流約 <u>800A</u> を有する設計とする。</p> <p>(61-6)</p> <p>c) 緊急時対策所用燃料地下タンク</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクは、<u>緊急時対策所用発電機が定格出力にて 7 日間連続運転する場合に必要な燃料量約 3.6m³を上回る、容量約 45m³を有する設計とする。</u></p> <p>(61-6)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 設備の使用目的, 設計条件等から仕様が異なる</p>
			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑦の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根 2 号炉のタンクローリは可搬型設備のため、後段の 43 条 3 項の適合状況に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p><u>負荷変圧器及び交流分電盤は、共用の設計とすることにより、起動操作や燃料補給に必要な時間及び要員を減少させることで安全性を向上させることができることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p>	<p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は、事故対応において東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、緊急時対策所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備を設置する。共用により、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら、総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことで、各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、発電所の区分けなく使用できる設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(61-3-2)</u></p>	<p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、緊急時対策所 低圧母線盤及び緊急時対策所用燃料地下タンクは、二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないことから対象外とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>②の相違</p>
<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、6号及び7号炉原子炉建屋内に設置する非常用交流電源設備とは離れた建屋の屋外に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、中央制御室の電源設備である非常用交流設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷とすることで多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、一台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを燃料補給時の切替えを考慮して、2台1セットに加え予備を3台保管することで多重性を有する設計とする。</u></p> <p><u>負荷変圧器、交流分電盤は、共通要因によって、設計基準対象施設の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれが無いよう、設計基準対象施設である非常用交流電源設備と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備とは負荷変圧器内の遮断器にて電気的分離を図る設計とする。</u></p> <p>非常用交流電源設備と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の多様性等状況は表3.18-15のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(61-2)</p>	<p><u>緊急時対策所用発電機は、中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、原子炉建屋付属棟内に設置する非常用交流電源設備とは離れた緊急時対策所建屋内に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u>緊急時対策所の電源の多様性を、第3.18.2.2.3.2-1表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(61-2-2, 3-2, 4-3)</p>	<p><u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及び緊急時対策所 低圧母線盤は、共通要因によって、設計基準対象施設の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれが無いよう、設計基準対象施設である非常用交流電源設備と緊急時対策所用発電機とは緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及び緊急時対策所 低圧母線盤の遮断器にて電気的分離を図る設計とする。</u></p> <p><u>燃料補給設備の緊急時対策所用燃料地下タンクは、原子炉建物及びタービン建物近傍の非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p>非常用交流電源設備と緊急時対策所用発電機の多様性等状況は第3.18-18表のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(61-2)</p>	<p>・本項は第2項(常設)に対する説明のため、3.18.2.2.4.3(7)(ii)に記載</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>⑦の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉の緊急時対策所用発電機及びタンクローリは可搬型設備のため、後段の43条3項の適合状況に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																												
<p>表3.18-15 電源設備の多重性又は多様性, 位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計基準対象施設</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機) <原子炉建屋二次格納施設外地上1階></td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>6号及び7号炉非常用所内電源設備~負荷変圧器</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備~負荷変圧器</td> </tr> <tr> <td>給電先</td> <td>交流分電盤</td> <td>交流分電盤</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> 燃料ディタンク <原子炉建屋二次格納施設外地上3階></td> <td>軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>燃料移送ポンプ <屋外></td> <td>タンクローリ(4kL) <屋外></td> </tr> </tbody> </table>		設計基準対象施設	重大事故等対処設備	電源	非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機) <原子炉建屋二次格納施設外地上1階>	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	電路	6号及び7号炉非常用所内電源設備~負荷変圧器	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備~負荷変圧器	給電先	交流分電盤	交流分電盤	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> 燃料ディタンク <原子炉建屋二次格納施設外地上3階>	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所>	燃料流路	燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリ(4kL) <屋外>	<p>第3.18.2.2.3.2-1表 設計基準対象施設との多様性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計基準対象施設</th> <th>常設重大事故防止設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>常用電源設備</td> <td>緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>常用電源設備~緊急時対策所用M/C</td> <td>緊急時対策所用発電機~緊急時対策所用M/C</td> </tr> <tr> <td>給電先</td> <td>緊急時対策所用M/C</td> <td>緊急時対策所用M/C</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>—</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料の保管・供給</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 緊急時対策所用発電機給油ポンプ</td> </tr> </tbody> </table>		設計基準対象施設	常設重大事故防止設備	電源	常用電源設備	緊急時対策所用発電機	電路	常用電源設備~緊急時対策所用M/C	緊急時対策所用発電機~緊急時対策所用M/C	給電先	緊急時対策所用M/C	緊急時対策所用M/C	電源の冷却方式	—	空冷式	燃料の保管・供給	—	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 緊急時対策所用発電機給油ポンプ	<p>第3.18-18表 電源設備の多重性又は多様性, 位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計基準対象施設</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機) <原子炉建物付属棟地下2階></td> <td>緊急時対策所用発電機 <屋外(緊急時対策所北側)></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>非常用所内電源設備~緊急時対策所 低圧母線盤</td> <td>緊急時対策所用発電機~緊急時対策所 低圧母線盤</td> </tr> <tr> <td>給電先</td> <td>緊急時対策所 低圧母線盤</td> <td>緊急時対策所 低圧母線盤</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク <屋外(原子炉建物南側及びタービン建物西側非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置場所)> 非常用ディーゼル発電機燃料ディタンク <原子炉建物付属棟地下1階></td> <td>緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 内蔵燃料タンク <屋外(緊急時対策所北側)></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ <屋外(原子炉建物南側及びタービン建物西側非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置場所)></td> <td>タンクローリ <屋外(緊急時対策所北側)></td> </tr> </tbody> </table>		設計基準対象施設	重大事故等対処設備	電源	非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機) <原子炉建物付属棟地下2階>	緊急時対策所用発電機 <屋外(緊急時対策所北側)>	電路	非常用所内電源設備~緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所用発電機~緊急時対策所 低圧母線盤	給電先	緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所 低圧母線盤	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク <屋外(原子炉建物南側及びタービン建物西側非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置場所)> 非常用ディーゼル発電機燃料ディタンク <原子炉建物付属棟地下1階>	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 内蔵燃料タンク <屋外(緊急時対策所北側)>	燃料流路	非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ <屋外(原子炉建物南側及びタービン建物西側非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置場所)>	タンクローリ <屋外(緊急時対策所北側)>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ⑥及び⑦の相違</p>
	設計基準対象施設	重大事故等対処設備																																																													
電源	非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機) <原子炉建屋二次格納施設外地上1階>	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備																																																													
電路	6号及び7号炉非常用所内電源設備~負荷変圧器	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備~負荷変圧器																																																													
給電先	交流分電盤	交流分電盤																																																													
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																																													
燃料源	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> 燃料ディタンク <原子炉建屋二次格納施設外地上3階>	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所>																																																													
燃料流路	燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリ(4kL) <屋外>																																																													
	設計基準対象施設	常設重大事故防止設備																																																													
電源	常用電源設備	緊急時対策所用発電機																																																													
電路	常用電源設備~緊急時対策所用M/C	緊急時対策所用発電機~緊急時対策所用M/C																																																													
給電先	緊急時対策所用M/C	緊急時対策所用M/C																																																													
電源の冷却方式	—	空冷式																																																													
燃料の保管・供給	—	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 緊急時対策所用発電機給油ポンプ																																																													
	設計基準対象施設	重大事故等対処設備																																																													
電源	非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機) <原子炉建物付属棟地下2階>	緊急時対策所用発電機 <屋外(緊急時対策所北側)>																																																													
電路	非常用所内電源設備~緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所用発電機~緊急時対策所 低圧母線盤																																																													
給電先	緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所 低圧母線盤																																																													
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																																													
燃料源	非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク <屋外(原子炉建物南側及びタービン建物西側非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置場所)> 非常用ディーゼル発電機燃料ディタンク <原子炉建物付属棟地下1階>	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 内蔵燃料タンク <屋外(緊急時対策所北側)>																																																													
燃料流路	非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ <屋外(原子炉建物南側及びタービン建物西側非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置場所)>	タンクローリ <屋外(緊急時対策所北側)>																																																													

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備(電源の確保)として、換気設備、照明設備(コンセント負荷含む)、必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備の電源に必要な容量約60kVAに余裕を考慮し約200kVA 1台により給電可能な設計とする。</u></p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は2台を1セットとすることにより、燃料補給時に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を停止し、速やかに切り替えることができる設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、5号炉東側保管場所に1セット2台、大湊側高台保管場所に1セット2台を配備することで多重性を確保する設計とする。加えて、故障時の保守点検による待機除外時のバックアップとしてさらに1台配備し、通常2台と予備3台を配備する設計とする。</u></p> <p>(61-6)</p>		<p>3.18.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a) 緊急時対策所用発電機</p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備(電源の確保)として、緊急時対策所換気空調設備、照明設備(コンセント負荷含む)、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及び放射線管理設備の電源に必要な容量約74kVAに余裕を考慮し約220kVA 1台により給電可能な設計とする。</u></p> <p>また、<u>緊急時対策所用発電機は2台を1セットとすることにより、燃料給油時に緊急時対策所用発電機を速やかに切替えることができる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、屋外(緊急時対策所北側)に2台1セット、屋外(第4保管エリア)に多重性、故障時の保守点検による待機除外時のバックアップとしてさらに2台配備し、通常2台と予備2台を配備する設計とする。</u></p> <p>(61-6)</p> <p>b) タンクローリ</p> <p><u>燃料補給設備のタンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</u></p> <p><u>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される緊急時対策所用発電機の連続運転が可能な燃料量について、緊急時対策所用発電機に供給できる容量を有するものを1台使用する。保有数は1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する。</u></p> <p>(61-6)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>設備の使用目的は同様だが、設計条件等から仕様が異なる</p> <p>⑥の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二は常設設備のため、前述の43条2項への適合状況で記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>⑦の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二の給油ポンプは常設設備のため、前述の43条2項への適合状況で記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備 (発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。) と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p><u>可搬型代替交流電源設備の 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び負荷変圧器と必要なケーブルとは、ボルト・ネジ接続すること、及び接続状態を目視で確認できることから、確実な接続が可能な設計とする。</u></p> <p>なお、<u>5 号炉東側保管場所に配備する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から負荷変圧器へ接続するケーブルについては、予め接続することにより、電源供給開始時間の短縮を図る設計とする。</u>表 3. 18-16 に対象機器の接続場所を示す。</p> <p>(61-3)</p>		<p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備 (発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。) と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及び緊急時対策所用発電機と可搬ケーブルとは、コネクタ接続とすること、及び接続状態を目視で確認できることから、確実な接続が可能な設計とする。</u></p> <p>なお、<u>屋外 (緊急時対策所北側) に配備する緊急時対策所用発電機から緊急時対策所 発電機接続プラグ盤へ接続する可搬ケーブルについては、必要時に敷設する設計とする。</u></p> <p><u>燃料補給設備のタンクローリのホースは、緊急時対策所用燃料地下タンクのマンホール開放時の開口部への挿入及び燃料の抜き取りが可能な設計とする。タンクローリのホースは緊急時対策所用燃料地下タンクと接続しないことから、接続対象機器の対象外とする。</u></p> <p>第 3. 18-19 表に対象機器の接続場所を示す。</p> <p>(61-3)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑥の相違 設備の使用目的は同様だが、設計条件等から仕様が異なる</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 東海第二の給油ポンプは常設設備のため、前述の 43 条 2 項への適合状況で記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>表 3.18-16 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備と 負荷変圧器の接続</p> <table border="1" data-bbox="166 310 902 541"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> <td>ケーブル (常設)</td> <td>5号炉東側保管場所</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> <td>可搬ケーブル</td> <td>5号炉原子炉建屋屋外南側</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> <tr> <td>負荷変圧器</td> <td>可搬ケーブル</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>(61-3)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	ケーブル (常設)	5号炉東側保管場所	ボルト・ネジ接続	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	可搬ケーブル	5号炉原子炉建屋屋外南側	ボルト・ネジ接続	負荷変圧器	可搬ケーブル	5号炉原子炉建屋地上3階	ボルト・ネジ接続		<p>第 3.18-19 表 接続対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="1745 302 2481 457"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>可搬ケーブル</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所発電機接続プラグ盤</td> <td>可搬ケーブル</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>(61-3)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	緊急時対策所用発電機	可搬ケーブル	屋外 (緊急時対策所北側)	コネクタ接続	緊急時対策所発電機接続プラグ盤	可搬ケーブル	屋外 (緊急時対策所北側)	コネクタ接続	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 ⑥の相違 設備の使用目的は同様だが、設計条件等から仕様が異なる</p> <p>【東海第二】 東海第二の緊急時対策所用発電機は常設設備のため、前述の 43 条 2 項への適合状況で記載</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																												
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	ケーブル (常設)	5号炉東側保管場所	ボルト・ネジ接続																												
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	可搬ケーブル	5号炉原子炉建屋屋外南側	ボルト・ネジ接続																												
負荷変圧器	可搬ケーブル	5号炉原子炉建屋地上3階	ボルト・ネジ接続																												
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																												
緊急時対策所用発電機	可搬ケーブル	屋外 (緊急時対策所北側)	コネクタ接続																												
緊急時対策所発電機接続プラグ盤	可搬ケーブル	屋外 (緊急時対策所北側)	コネクタ接続																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備 (原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。) の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬ケーブル</u>は可搬型重大事故等対処設備 (原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。) ではないことから、対象外である。</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>可搬型代替交流電源設備</u>の系統構成において操作が必要な可搬型設備の接続場所は、「(2) 確実な接続」の表 3.18-21 と同様である。これらの操作場所は、想定される重大事故等時においても重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(61-3)</p>		<p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備 (原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。) の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機、可搬ケーブル及びタンクローリ</u>は可搬型重大事故等対処設備 (原子炉建物の外から水又は電力を供給するものに限る。) ではないことから、対象外である。</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機</u>の系統構成において操作が必要な可搬型設備の接続場所は、「(2) 確実な接続」の表 3.18.2.2.5-1 と同様である。これらの操作場所は、想定される重大事故等時においても重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑥の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二の給油ポンプは常設設備のため、前述の 43 条 2 項への適合状況で記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震, 津波その他の自然現象及び外部人為事象, 又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準事故対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については, 「2. 3. 1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等について」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬ケーブルの保管は, 地震, 津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の配置その他の条件を考慮し, 常設重大事故対処設備の負荷変圧器及び交流分電盤と位置的分散を図る設計とする。また, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は, 予備を5号炉東側保管場所とは位置的分散した発電所敷地内の高台にある大湊側高台保管場所に保管する設計とする。</u></p> <p>(61-3, 61-7)</p> <p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において, 可搬型重大事故等対処設備を運搬し, 又は他の設備の被害状況を把握するため, 工場等内の道路及び通路が確保できるよう, 適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については, 「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬ケーブルは, 想定される重大事故等時においても, 可搬型重大事故等対処設備の運搬, 移動に支障をきたすことのないよう, 複数のアクセスルートを確保する設計とする。</u></p> <p>(61-8)</p>		<p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震, 津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については, 「2. 3. 1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機及び可搬ケーブルの保管は, 地震, 津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の配置その他の条件を考慮し, 非常用ディーゼル発電機と位置的分散を図る設計とする。また, 緊急時対策所用発電機は予備機を緊急時対策所とは位置的分散した発電所敷地内の屋外 (第 4 保管エリア) に保管する設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p> <p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において, 可搬型重大事故等対処設備を運搬し, 又は他の設備の被害状況を把握するため, 工場等内の道路及び通路が確保できるよう, 適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については, 「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機, 可搬ケーブル及びタンクローリ</u>は, 想定される重大事故等時においても, 可搬型重大事故等対処設備の運搬, 移動に支障をきたすことのないよう, 複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>(61-8)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 非常用ディーゼル発電機の代替のため, 柏崎と記載が異なる 保管場所の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 ⑦の相違</p> <p>【東海第二】 東海第二の給油ポンプは常設設備のため, 前述の 43 条 2 項への適合状況で記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項七)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型の場合は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬ケーブルは、共通要因によって、設計基準対象施設の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準対象施設である非常用所内電源設備は負荷変圧器内の遮断器にて電気的分離を図る設計とする。</p> <p>多重性等については、表3.18-17のとおり。</p> <p>(61-2)</p>		<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項七)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型の場合は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所用発電機及び可搬ケーブルは、共通要因によって、設計基準対象施設の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準対象施設である非常用所内電源設備は緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及び緊急時対策所 低圧母線盤の遮断器にて電気的分離を図る設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用発電機は、原子炉建物内に設置する非常用交流電源設備とは離れた建物の屋外 (緊急時対策所北側) に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、中央制御室の電源設備である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷とすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを燃料給油時の切替えを考慮して、2台1セットに加え予備機を2台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物及びタービン建物近傍の非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>多重性等については、第3.18-20表のとおり。</p> <p>(61-2)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 本項は第3項 (可搬) に対する説明であり、島根2号炉は、可搬型設備のため記載している</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑥の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 東海第二の給油ポンプは常設設備のため、前述の43条2項への適合状況で記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																										
<p align="center">表 3.18-17 多重性又は多様性, 位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計基準対象施設</th> <th>可搬型重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用所内電源設備 (非常用ディーゼル発電機) <原子炉建屋二次格納施設外地上1階></td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>6号及び7号炉非常用所内電源設備~負荷変圧器</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備~負荷変圧器</td> </tr> <tr> <td>給電先</td> <td>交流分電盤</td> <td>交流分電盤</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> 燃料ディタンク <原子炉建屋二次格納施設外地上3階></td> <td>軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>燃料移送ポンプ <屋外></td> <td>タンクローリ (4kL) <屋外></td> </tr> </tbody> </table>		設計基準対象施設	可搬型重大事故等対処設備	電源	非常用所内電源設備 (非常用ディーゼル発電機) <原子炉建屋二次格納施設外地上1階>	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	電路	6号及び7号炉非常用所内電源設備~負荷変圧器	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備~負荷変圧器	給電先	交流分電盤	交流分電盤	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> 燃料ディタンク <原子炉建屋二次格納施設外地上3階>	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所>	燃料流路	燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリ (4kL) <屋外>		<p align="center">第 3.18-20 表 多重性又は多様性, 位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計基準対象施設</th> <th>可搬型重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用所内電源設備 (非常用ディーゼル発電機) <原子炉建物付属棟地下2階></td> <td>緊急時対策所用発電機 <屋外 (緊急時対策所北側)></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>非常用所内電源設備~緊急時対策所 低圧母線盤</td> <td>緊急時対策所用発電機~緊急時対策所 低圧母線盤</td> </tr> <tr> <td>給電先</td> <td>緊急時対策所 低圧母線盤</td> <td>緊急時対策所 低圧母線盤</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク <屋外 (<原子炉建物南側及びタービン建物西側非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置場所>) 非常用ディーゼル発電機燃料ディタンク <原子炉建物付属棟地下1階></td> <td>緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外 (緊急時対策所南西側)> 内蔵燃料タンク <屋外 (緊急時対策所北側)></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ <屋外 (原子炉建物南側及びタービン建物西側非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置場所)></td> <td>タンクローリ <屋外 (緊急時対策所北側)></td> </tr> </tbody> </table>		設計基準対象施設	可搬型重大事故等対処設備	電源	非常用所内電源設備 (非常用ディーゼル発電機) <原子炉建物付属棟地下2階>	緊急時対策所用発電機 <屋外 (緊急時対策所北側)>	電路	非常用所内電源設備~緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所用発電機~緊急時対策所 低圧母線盤	給電先	緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所 低圧母線盤	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク <屋外 (<原子炉建物南側及びタービン建物西側非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置場所>) 非常用ディーゼル発電機燃料ディタンク <原子炉建物付属棟地下1階>	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外 (緊急時対策所南西側)> 内蔵燃料タンク <屋外 (緊急時対策所北側)>	燃料流路	非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ <屋外 (原子炉建物南側及びタービン建物西側非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置場所)>	タンクローリ <屋外 (緊急時対策所北側)>	
	設計基準対象施設	可搬型重大事故等対処設備																																											
電源	非常用所内電源設備 (非常用ディーゼル発電機) <原子炉建屋二次格納施設外地上1階>	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備																																											
電路	6号及び7号炉非常用所内電源設備~負荷変圧器	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備~負荷変圧器																																											
給電先	交流分電盤	交流分電盤																																											
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																											
燃料源	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> 燃料ディタンク <原子炉建屋二次格納施設外地上3階>	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所>																																											
燃料流路	燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリ (4kL) <屋外>																																											
	設計基準対象施設	可搬型重大事故等対処設備																																											
電源	非常用所内電源設備 (非常用ディーゼル発電機) <原子炉建物付属棟地下2階>	緊急時対策所用発電機 <屋外 (緊急時対策所北側)>																																											
電路	非常用所内電源設備~緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所用発電機~緊急時対策所 低圧母線盤																																											
給電先	緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所 低圧母線盤																																											
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																											
燃料源	非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク <屋外 (<原子炉建物南側及びタービン建物西側非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置場所>) 非常用ディーゼル発電機燃料ディタンク <原子炉建物付属棟地下1階>	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外 (緊急時対策所南西側)> 内蔵燃料タンク <屋外 (緊急時対策所北側)>																																											
燃料流路	非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ <屋外 (原子炉建物南側及びタービン建物西側非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置場所)>	タンクローリ <屋外 (緊急時対策所北側)>																																											

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 18. 2. 3 居住性を確保するための設備</p> <p>3. 18. 2. 3. 1 設備概要</p> <p>居住性を確保するための設備は、重大事故等が発生した場合においても<u>対策要員が緊急時対策所にとどまることを目的として設置するものである。緊急時対策所の対策本部及び待機場所の居住性を確保するための設備はそれぞれ単独に設置する設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の居住性を確保するための設備は、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室」</u>、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽」<u>、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機」</u>、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機」<u>、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンベ)」</u>、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(配管・弁)」<u>、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置」</u>、「差圧計(対策本部)」<u>、「酸素濃度計(対策本部)」</u>、「二酸化炭素濃度計(対策本部)」<u>、「可搬型エリアモニタ(対策本部)」</u>及び「可搬型モニタリングポスト」等から構成する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>3. 18. 2. 3 居住性を確保するための設備</p> <p>3. 18. 2. 3. 1 設備概要</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、<u>当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける。</u></p> <p>緊急時対策所の居住性については、<u>想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故が発生した場合において、<u>緊急時対策所の気密性、緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所には、<u>緊急時対策所非常用換気設備として、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置を設ける。また、緊急時対策所等の加圧のために、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計を設ける。</u></p>	<p>3. 18. 2. 3 居住性を確保するための設備</p> <p>3. 18. 2. 3. 1 設備概要</p> <p><u>居住性を確保するための設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策要員が緊急時対策所にとどまることを目的として設置するものである。</u></p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、「<u>緊急時対策所遮蔽</u>」<u>、「緊急時対策所空気浄化送風機」</u>、「<u>緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</u>」<u>、「緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)」</u>、「<u>差圧計</u>」<u>、「酸素濃度計」</u>、「<u>二酸化炭素濃度計</u>」<u>、「可搬型エリア放射線モニタ」</u>及び「<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>」等から構成する設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、<u>緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉では、プルーム通過後は、屋外に設置する緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット(可搬型設備)にて、緊急時対策所を正圧化する(島根2号炉は屋外設置であり、操作も緊急時対策所内から実施するため、設置場所の換気不要)(以下、④の相違)及び③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>待機場所の居住性を確保するための設備は、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽」,「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)室内遮蔽」,「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機」,「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ポンベ)」,「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(配管・弁)」,「差圧計(待機場所)」,「酸素濃度計(待機場所)」,「二酸化炭素濃度計(待機場所)」,及び「可搬型エリモニタ(待機場所)」等から構成する設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽及び室内遮蔽は,待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって,待機場所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>本設備の重大事故等対処設備一覧を表3.18-18に,重大事故等時の系統全体の概要図を図3.18-6~11に示す。</p> <p>対策本部の居住性を確保するための設備として可搬型陽圧化空調機は仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化することにより,フィルタを介さない外気の流入を操作できる設計とする。さらに,プルーム通過中においては,陽圧化装置(空気ポンベ)を用いて高気密室を陽圧化することにより,希ガスを含む放射性物質の流入を防止できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は,緊急時対策所建屋を正圧化し,放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また,緊急時対策所加圧設備は,プルーム通過時において,緊急時対策所等を正圧化し,希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p>	<p>本設備の重大事故等対処設備一覧を第3.18-21表に,重大事故等時の系統全体の概要図を第3.18-7~8図に示す。</p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するための設備として緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは,可搬型ダクトを用いて緊急時対策所を正圧化することにより,フィルタを介さない外気の流入を防止できる設計とする。さらに,プルーム通過中においては,緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)を用いて緊急時対策所を正圧化することにより,希ガスを含む放射性物質の流入を防止できる設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>対策本部の遮蔽は、<u>高気密室の外側にあつて、5号炉原子炉建屋のコンクリート躯体と一体となった構造を有しており、対策本部内にとどまる対策要員の被ばく低減のために必要な遮蔽厚さを確保する設計とする。</u></p> <p><u>プルーム通過直後に5号炉原子炉建屋内の放射性物質濃度が屋外より高い場合においては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機を用いて屋外からの外気を直接給気し、放射性物質濃度が屋外より高い屋内エリアの空気を置換できる設計とする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機とを連結して運用することで、5号炉原子炉建屋屋上から外気を給気可能な設計とする。</u></p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性を確保するための設備は、代替交流電源である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電を可能な設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の陽圧化装置は、5号炉原子炉建屋陽圧化装置(空気ポンプ)及び陽圧化装置(配管・弁)から構成する設計とする。陽圧化装置(空気ポンプ)はポンプ内の圧縮空気を減圧して供給することにより、高気密室を陽圧化可能な設計とする。</u></p> <p><u>対策本部(高気密室)内・外の差圧を把握できるよう、差圧計を保管する設計とする。対策本部(高気密室)内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の陽圧化装置(空気ポンプ)のみによる換気量を制限した状態においては、二酸化炭素濃度の増加による窒息</u></p>	<p><u>緊急時対策所用差圧計は、緊急時対策所等が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、プルーム通過後の緊急時対策所建屋内を換気できる設計とする。</u></p> <p><u>本系統の流路として、緊急時対策所非常用換気設備ダクト、緊急時対策所加圧設備(配管・弁)を重大事故等対処設備として使用する。</u></p> <p><u>居住性の確保に関する重大事故等対処設備一覧を第3.18.2.3.1-1表に、系統概要図を第3.18.2.3.1-1図及び第3.18.2.3.1-2図に示す。</u></p>	<p><u>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所のコンクリート躯体と一体となった構造を有しており、緊急時対策所内にとどまる緊急時対策要員の被ばく低減のために必要な遮蔽厚さを確保する設計とする。</u></p> <p>また、<u>緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電を可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所正圧化装置は、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)、緊急時対策所正圧化装置可搬型配管・弁及び緊急時対策所正圧化装置(配管・弁)から構成する設計とする。ポンプ内の圧縮空気を減圧して供給することにより、緊急時対策所を正圧化可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所内・外の差圧を把握できるよう、差圧計を設置する設計とする。緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)により正圧化する場合、外気の流入を遮断した状態においても</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の差圧計は常設</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>を防止することを目的として、<u>二酸化炭素吸収装置を高気密室内で運転することで、高気密室内で発生する二酸化炭素を連続して除去し、二酸化炭素濃度を常時、許容濃度以下に抑制可能な設計とする。また、対策本部(高気密室)内への放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう、放射線量を把握できるよう、可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタ(対策本部)を保管する設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の居住性を確保するための設備として、可搬型陽圧化空調機は仮設ダクトを用いて待機場所の空調バウンダリを陽圧化することにより、フィルタを介さない外気の流入を防止できる設計とする。さらに、プルーム通過中においては、陽圧化装置(空気ポンペ)を用いて待機場所の空調バウンダリを陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の流入を防止できる設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の遮蔽は空調バウンダリと同一であり、建屋コンクリート躯体と一体となった構造を有する設計とする。また、待機場所の室内遮蔽は、待機場所の空調バウンダリの内側にとどまる現場要員の待機スペースを取り囲むように5号炉原子炉建屋床面に設置することで、待機場所の遮蔽とあいまって、待機場所内にとどまる対策要員の被ばく低減のために必要な遮蔽厚さを確保する設計とする。</u></p> <p><u>プルーム通過直後に5号炉原子炉建屋内の放射性物質濃度が屋外より高い場合においては可搬型陽圧化空調機を用いて、直接外気から給気することが可能な設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の陽圧化装置は陽圧化装置(空気ポンペ)及び陽圧化装置(配管・弁)から構成する設計とする。陽圧化装置(空気ポンペ)は圧縮空気を減圧して待機場所に供給することにより待機場所を陽圧化可能な設計とする。</u></p> <p><u>待機場所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</u></p> <p><u>また、待機場所内・外の差圧を把握できるよう、差圧計(対策本部)を保管する。</u></p> <p><u>さらに待機場所室内への放射性物質の侵入を低減又は防止するため、放射線量を把握できる可搬型エリアモニタ(待機場所)を保管する設計とする。</u></p>		<p>二酸化炭素増加による<u>緊急時対策要員の窒息を防止可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう、放射線量を把握できるよう、可搬型モニタリング・ポスト及び可搬式エリア放射線モニタを保管する設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																		
<p>表 3.18-18 居住性を確保するための設備(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所))に関する重大事故等対処設備一覧</p>	<p>第 3.18.2.3.1-1 表 居住性の確保に関する重大事故等対処設備(緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護、緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定並びに放射線量の測定) 一覧</p>	<p>第 3.18-21 表 居住性を確保するための設備に関する重大事故等対処設備一覧</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主要設備</td> <td><5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 高気密室【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型外気取入送風機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(空気ポンプ)【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置【常設】 差圧計(対策本部)【可搬】 酸素濃度計(対策本部)【可搬】 二酸化炭素濃度計(対策本部)【可搬】 可搬型エリアモニタ(対策本部)【可搬】 可搬型モニタリングポスト^{※2}【可搬】</td> </tr> <tr> <td><5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 室内遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化装置(空気ポンプ)【可搬】 酸素濃度計(待機場所)【可搬】 二酸化炭素濃度計(待機場所)【可搬】 差圧計(待機場所)【可搬】 可搬型エリアモニタ(待機場所)【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路</td> <td><5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(配管・弁)【常設】</td> </tr> <tr> <td><5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化装置(配管・弁)【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源設備^{※1} (燃料補給設備を含む)</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】 負荷変圧器【常設】 交流分電盤【常設】 燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kl)【可搬】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 高気密室【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型外気取入送風機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(空気ポンプ)【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置【常設】 差圧計(対策本部)【可搬】 酸素濃度計(対策本部)【可搬】 二酸化炭素濃度計(対策本部)【可搬】 可搬型エリアモニタ(対策本部)【可搬】 可搬型モニタリングポスト ^{※2} 【可搬】	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 室内遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化装置(空気ポンプ)【可搬】 酸素濃度計(待機場所)【可搬】 二酸化炭素濃度計(待機場所)【可搬】 差圧計(待機場所)【可搬】 可搬型エリアモニタ(待機場所)【可搬】	附属設備	—	水源	—	流路	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(配管・弁)【常設】	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化装置(配管・弁)【常設】	注水先	—	電源設備 ^{※1} (燃料補給設備を含む)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】 負荷変圧器【常設】 交流分電盤【常設】 燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kl)【可搬】	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主要設備</td> <td>緊急時対策所遮蔽【常設】 緊急時対策所非常用送風機【常設】 緊急時対策所非常用フィルタ装置【常設】 緊急時対策所加圧設備【可搬】 緊急時対策所用差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬】 二酸化炭素濃度計【可搬】 可搬型モニタリング・ポスト【可搬】^{※1} 緊急時対策所エリアモニタ【可搬】</td> </tr> <tr> <td>付属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路</td> <td>緊急時対策所給気・排気配管【常設】 緊急時対策所給気・排気隔離弁【常設】 緊急時対策所加圧設備(配管・弁)【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源設備^{※2}</td> <td>緊急時対策所用発電機【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	緊急時対策所遮蔽【常設】 緊急時対策所非常用送風機【常設】 緊急時対策所非常用フィルタ装置【常設】 緊急時対策所加圧設備【可搬】 緊急時対策所用差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬】 二酸化炭素濃度計【可搬】 可搬型モニタリング・ポスト【可搬】 ^{※1} 緊急時対策所エリアモニタ【可搬】	付属設備	—	水源	—	流路	緊急時対策所給気・排気配管【常設】 緊急時対策所給気・排気隔離弁【常設】 緊急時対策所加圧設備(配管・弁)【常設】	注水先	—	電源設備 ^{※2}	緊急時対策所用発電機【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ【常設】	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主要設備</td> <td>緊急時対策所遮蔽【常設】 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット【可搬型】 緊急時対策所空気浄化送風機【可搬型】 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)【可搬型】 差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬型】 二酸化炭素濃度計【可搬型】 可搬式エリア放射線モニタ【可搬型】 可搬型モニタリング・ポスト^{※2}【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路</td> <td>緊急時対策所空気浄化装置用可搬型ダクト【可搬型】 緊急時対策所空気浄化装置(配管・弁)【常設】 緊急時対策所空気正圧化装置可搬型配管・弁【可搬型】 緊急時対策所空気正圧化装置(配管・弁)【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源設備^{※1}</td> <td>緊急時対策所用発電機【可搬型】 可搬ケーブル【可搬型】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤【常設】 緊急時対策所 低圧母線盤【常設】 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	緊急時対策所遮蔽【常設】 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット【可搬型】 緊急時対策所空気浄化送風機【可搬型】 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)【可搬型】 差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬型】 二酸化炭素濃度計【可搬型】 可搬式エリア放射線モニタ【可搬型】 可搬型モニタリング・ポスト ^{※2} 【可搬型】	附属設備	—	水源	—	流路	緊急時対策所空気浄化装置用可搬型ダクト【可搬型】 緊急時対策所空気浄化装置(配管・弁)【常設】 緊急時対策所空気正圧化装置可搬型配管・弁【可搬型】 緊急時対策所空気正圧化装置(配管・弁)【常設】	注水先	—	電源設備 ^{※1}	緊急時対策所用発電機【可搬型】 可搬ケーブル【可搬型】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤【常設】 緊急時対策所 低圧母線盤【常設】 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】	計装設備	—	<p>※1：単線結線図を補足説明資料 61-2 に示す。 電源設備については、「3.18.2.2 代替電源設備からの給電(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)」で示す。</p> <p>※2：可搬型モニタリングポストについては「3.17 監視測定設備(設置許可基準規則第 60 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>
設備区分	設備名																																																				
主要設備	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 高気密室【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型外気取入送風機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(空気ポンプ)【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置【常設】 差圧計(対策本部)【可搬】 酸素濃度計(対策本部)【可搬】 二酸化炭素濃度計(対策本部)【可搬】 可搬型エリアモニタ(対策本部)【可搬】 可搬型モニタリングポスト ^{※2} 【可搬】																																																				
	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 室内遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化装置(空気ポンプ)【可搬】 酸素濃度計(待機場所)【可搬】 二酸化炭素濃度計(待機場所)【可搬】 差圧計(待機場所)【可搬】 可搬型エリアモニタ(待機場所)【可搬】																																																				
附属設備	—																																																				
水源	—																																																				
流路	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(配管・弁)【常設】																																																				
	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化装置(配管・弁)【常設】																																																				
注水先	—																																																				
電源設備 ^{※1} (燃料補給設備を含む)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】 負荷変圧器【常設】 交流分電盤【常設】 燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kl)【可搬】																																																				
	計装設備	—																																																			
設備区分	設備名																																																				
主要設備	緊急時対策所遮蔽【常設】 緊急時対策所非常用送風機【常設】 緊急時対策所非常用フィルタ装置【常設】 緊急時対策所加圧設備【可搬】 緊急時対策所用差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬】 二酸化炭素濃度計【可搬】 可搬型モニタリング・ポスト【可搬】 ^{※1} 緊急時対策所エリアモニタ【可搬】																																																				
	付属設備	—																																																			
水源	—																																																				
流路	緊急時対策所給気・排気配管【常設】 緊急時対策所給気・排気隔離弁【常設】 緊急時対策所加圧設備(配管・弁)【常設】																																																				
	注水先	—																																																			
電源設備 ^{※2}	緊急時対策所用発電機【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ【常設】																																																				
	計装設備	—																																																			
設備区分	設備名																																																				
主要設備	緊急時対策所遮蔽【常設】 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット【可搬型】 緊急時対策所空気浄化送風機【可搬型】 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)【可搬型】 差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬型】 二酸化炭素濃度計【可搬型】 可搬式エリア放射線モニタ【可搬型】 可搬型モニタリング・ポスト ^{※2} 【可搬型】																																																				
	附属設備	—																																																			
水源	—																																																				
流路	緊急時対策所空気浄化装置用可搬型ダクト【可搬型】 緊急時対策所空気浄化装置(配管・弁)【常設】 緊急時対策所空気正圧化装置可搬型配管・弁【可搬型】 緊急時対策所空気正圧化装置(配管・弁)【常設】																																																				
	注水先	—																																																			
電源設備 ^{※1}	緊急時対策所用発電機【可搬型】 可搬ケーブル【可搬型】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤【常設】 緊急時対策所 低圧母線盤【常設】 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】																																																				
	計装設備	—																																																			
<p>※1：単線結線図を補足説明資料 61-2 に示す。 電源設備については、「3.18.2.2 代替電源設備からの給電(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)」で示す。</p> <p>※2：可搬型モニタリングポストについては「3.17 監視測定設備(設置許可基準規則第 60 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>※1 可搬型モニタリング・ポストについては「3.17 監視測定設備(設置許可基準規則第 60 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>※2 単線結線図を補足説明資料 61-2 に示す。 なお、電源設備については「3.18.2.2 代替電源設備」で示す。</p>	<p>※1：単線結線図を補足説明資料 61-2 に示す。 電源設備については、「3.18.2.2 代替交流電源設備からの給電」で示す。</p> <p>※2：可搬型モニタリング・ポストについては「3.17 監視測定設備(設置許可基準規則第 60 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>																																																			

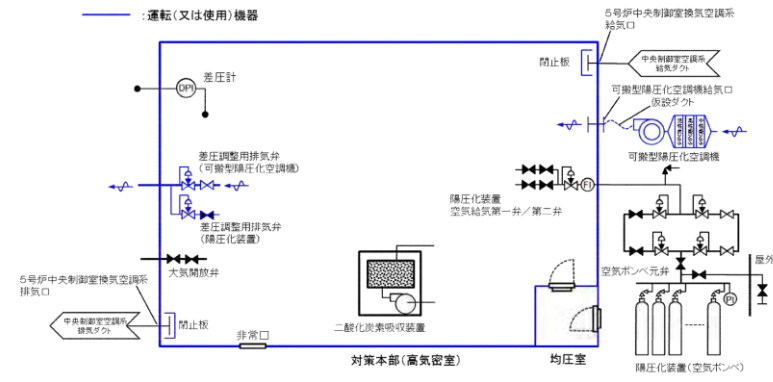
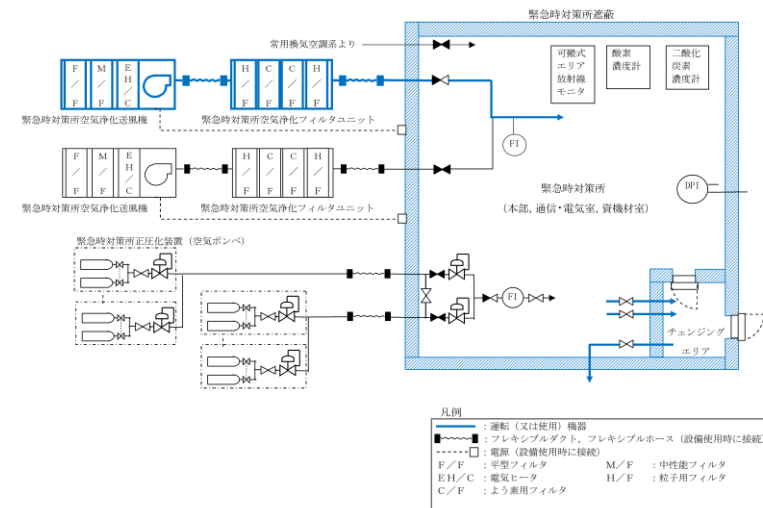


図 3.18-6 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）
換気設備 系統概略図
（プルーム通過前後：可搬型陽圧化空調機による陽圧化時）



第 3.18.2.3.1-1 図 重大事故等時の緊急時対策所
換気空調系統概要図
（プルーム通過前及び通過後加圧以降：非常用換気設備の
系統概略図）



第 3.18-7 図 緊急時対策所換気空調設備 系統概略図
（プルーム通過前後：緊急時対策所空気浄化送風機による
正圧化時）

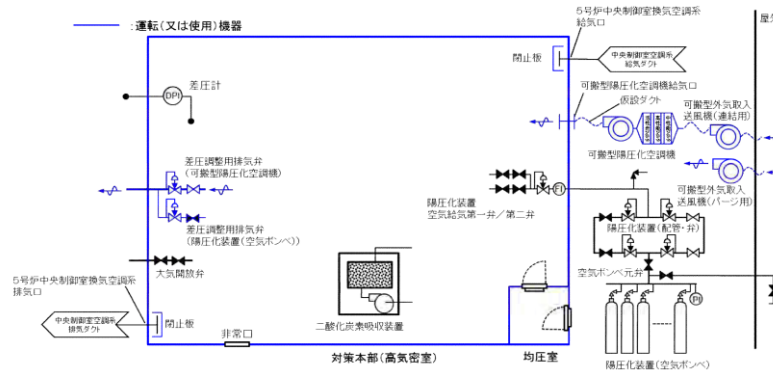


図 3.18-7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）
換気設備 系統概略図
（プルーム通過直後に建屋内の放射性物質濃度が屋外より高い場
合：可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機の連結運用に
よる外気取り入れ陽圧化、並びに建屋内空気置換）

・設備の相違
【柏崎 6/7，東海第二】

・設備の相違
【柏崎 6/7】

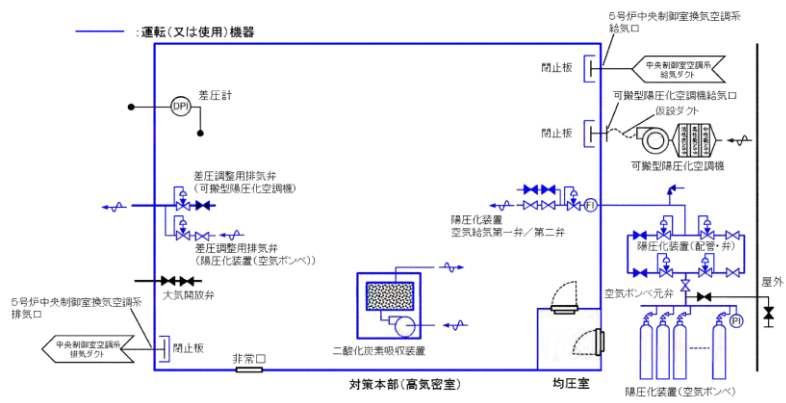
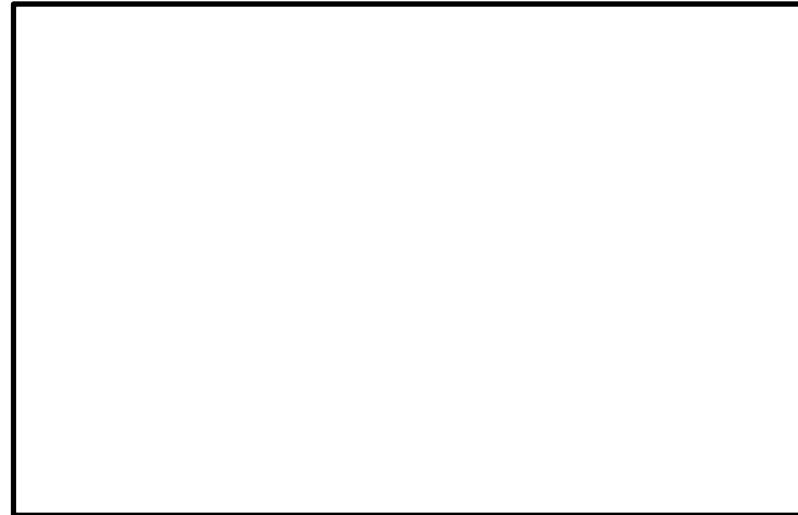
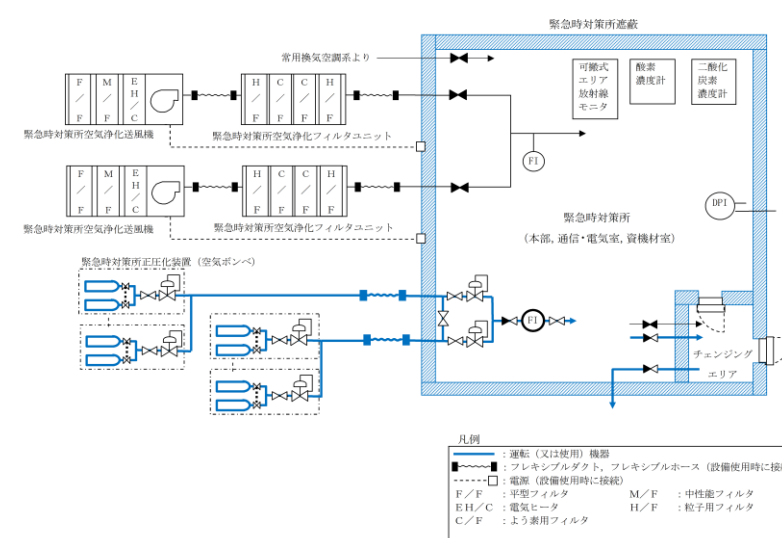


図 3.18-8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)
換気設備 系統概略図
(プルーム通過中: 陽圧化装置(空気ポンベ)による陽圧化時)



第 3.18.2.3.1-2 図 重大事故等時の緊急時対策所
換気空調系統概要図
(プルーム通過中～通過後加圧: 緊急時対策所加圧設備の
系統概略図)



第 3.18-8 図 緊急時対策所換気空調設備 系統概略図
(プルーム通過中: 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)
による正圧化時)

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

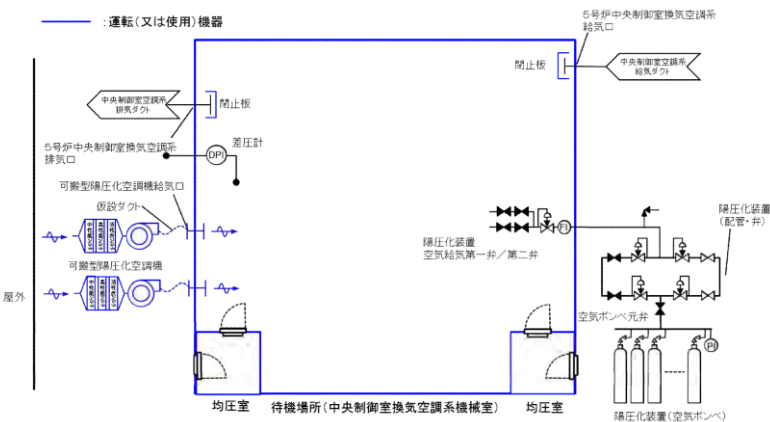
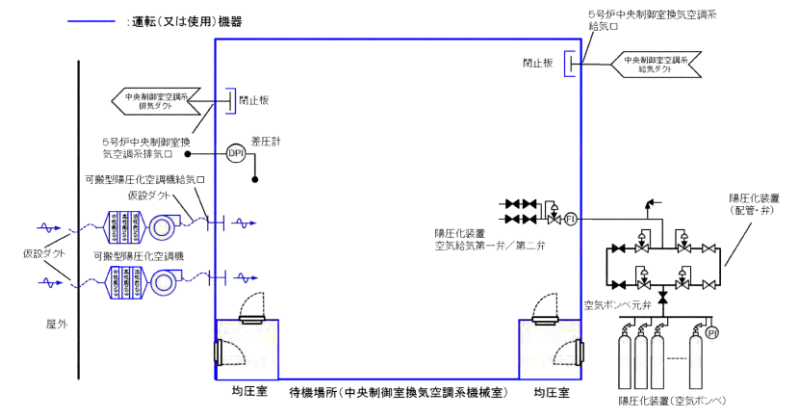
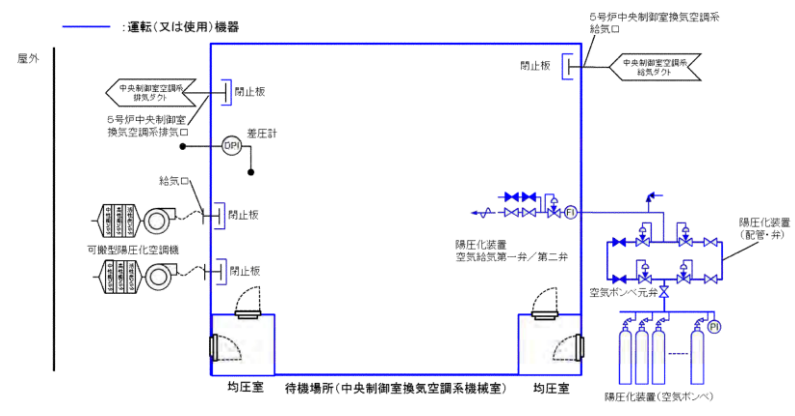


図 3.18-9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)
換気設備 系統概略図
(プルーム通過前後: 可搬型陽圧化空調機による陽圧化時)

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>図 3.18-10 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 換気設備 系統概略図 (プルーム通過直後に建屋内の放射性物質濃度が屋外より高い場合：可搬型陽圧化空調機による陽圧化)</p>  <p>図 3.18-11 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 換気設備 系統概略図 (プルーム通過中：陽圧化装置による陽圧化時)</p>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>材料：<u>炭素鋼</u> 許容漏えい量：<u>64m³/h以下(隣接区画+20Pa以上正圧化時において)</u> 取付箇所：<u>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</u></p> <p>(2) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>材料：<u>コンクリート</u> 遮蔽厚：<u>□ mm以上</u> 遮蔽高：<u>二</u> 取付箇所：<u>5号炉原子炉建屋地上3階、屋外</u></p> <p>(3) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>型式：<u>フィルタ、ブロワー一体型</u> 個数：<u>1(予備1)</u> 風量：<u>約600m³/h/個</u> 捕集効率：<u>高性能フィルタ99.9%以上</u> <u>活性炭フィルタ99.9%以上</u> 使用場所：<u>5号炉原子炉建屋地上3階</u> 保管場所：<u>5号炉原子炉建屋地上3階</u></p>	<p>3.18.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) <u>緊急時対策所遮蔽(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u></p> <p>材質：<u>普通コンクリート</u> 遮蔽厚：<u>99cm以上</u></p> <p>(2) <u>緊急時対策所非常用換気設備(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u></p> <p>a. <u>緊急時対策所非常用送風機(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 第8.2-2表 <u>換気空調設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。</u></p> <p>台数：<u>1(予備1)</u> 容量：<u>約5,000m³/h(1台当たり)</u></p> <p>b. <u>緊急時対策所非常用フィルタ装置(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 第8.2-2表 <u>換気空調設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。</u></p> <p>基数：<u>1(予備1)</u> 容量：<u>約5,000m³/h(1基当たり)</u> 効 率：<u>99.97%以上(0.15μm粒子)/99.75%以上(よう素)</u> 単体除去効率：<u>99.99%以上(0.5μm粒子)/99.75%以上(よう素)</u> 総合除去効率：<u>99.99%以上(0.5μm粒子)/99.75%以上(よう素)</u></p>	<p>3.18.2.3.2 主要設備及び計装設備の仕様</p> <p>(1) <u>緊急時対策所</u></p> <p>材料：<u>鉄筋コンクリート</u> 許容漏えい量：<u>330m³/h(大気圧+100Pa以上正圧化時において)</u> 取付箇所：<u>屋外(EL.50m)</u></p> <p>(2) <u>緊急時対策所遮蔽</u></p> <p>材料：<u>普通コンクリート</u> 遮蔽厚：<u>□ mm</u></p> <p>取付箇所：<u>屋外(緊急時対策所地上1階、緊急時対策所屋根)</u></p> <p>(3) <u>緊急時対策所空気浄化送風機</u></p> <p>型式：<u>遠心式</u> 個数：<u>1(予備2)</u> 風量：<u>約1,500m³/h/個</u> 使用場所：<u>屋外(緊急時対策所南側)</u> 保管場所：<u>屋外(緊急時対策所南側)、屋外(第4保管エリア)</u></p> <p>(4) <u>緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</u></p> <p>型式：<u>横型</u> 個数：<u>1(予備2)</u> 容量：<u>約1,500m³/h/個</u> 捕集効率：<u>単体除去効率 99.99%以上(0.15μm粒子)/95%以上(有機よう素), 99%以上(無機よう素)</u> <u>総合除去効率 99.99%以上(0.7μm粒子)/99.75%以上(有機よう素), 99.99%以上(無機よう素)</u> 使用場所：<u>屋外(緊急時対策所南側)</u> 保管場所：<u>屋外(緊急時対策所南側)、屋外(第4保管エリア)</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 材料、許容漏えい量及び正圧化圧力の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 設備の使用目的は同様だが、設計条件等が異なるため仕様が相違している</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 設備の使用目的は同様だが、設計条件等が異なるため仕様が相違している</p> <p>また、柏崎6/7は送風機とフィルタが一体の設備だが、島根2号炉は送風機とフィルタが個別の設備</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機(6号及び7号炉共用)</u> <u>型式</u> : プロワ <u>個数</u> : 2(予備1) <u>風量</u> : 約 600m³/h/個 <u>使用場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階 <u>保管場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階</p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p>
<p>(5) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンベ)(6号及び7号炉共用)</u> <u>個数</u> : 123 <u>容量</u> : 約 47L/個 <u>充填圧力</u> : 約 15MPa <u>使用場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階 <u>保管場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階</p>	<p>(3) <u>緊急時対策所加圧設備(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 本数 : 320(予備80) 容量 : 約 47L/本</p>	<p>(5) <u>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)</u> 個数 : 454(予備86本) 容量 : 約 50L/個 充填圧力 : 約 20MPa[gage] 使用場所 : 屋外(緊急時対策所南側) 保管場所 : 屋外(緊急時対策所南側), 屋外(第4保管エリア)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等が異なるため仕様が相違している ②の相違</p>
<p>(6) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置(6号及び7号炉共用)</u> <u>個数</u> : 1(予備1) <u>風量</u> : 約 600m³/h/個 <u>吸収剤能力</u> : <input type="text"/> m³/kg <u>吸収剤容量</u> : <input type="text"/> kg <u>取付箇所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p>
<p>(7) <u>差圧計(対策本部)(6号及び7号炉共用)</u> <u>個数</u> : 1(予備1※1) <u>使用場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室 <u>保管場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</p>	<p>(4) <u>緊急時対策所用差圧計(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 第8.2-2表 換気空調設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。 個数 : 1 測定範囲 : 0~200 Pa</p>	<p>(6) <u>差圧計</u> 個数 : 1 取付箇所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等が異なるため仕様が相違している</p>
<p>(8) <u>酸素濃度計(対策本部)(6号及び7号炉共用)</u> <u>個数</u> : 1(予備1※1) <u>使用場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室 <u>保管場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</p>	<p>(5) <u>酸素濃度計(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・<u>酸素濃度計(通常運転時)</u> 個数 : 1(予備1) 測定範囲 : 0.0~40.0vol%</p>	<p>(7) <u>酸素濃度計</u> 個数 : 1(予備1) 測定範囲 : 0.0~25.0vol% 使用場所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部) 保管場所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 設備仕様の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(9) <u>二酸化炭素濃度計 (対策本部) (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>個数 : 1 (予備1 ※1)</p> <p>使用場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室 保管場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</p> <p>(10) <u>可搬型エリアモニタ (対策本部) (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>検出器の種類 : 半導体 計測範囲 : <u>0.001 ~ 99.9 mSv/h</u> 個数 : 1 (予備1 ※1) 使用場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室 保管場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</p> <p>(11) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>材料 : <u>コンクリート</u> 遮蔽厚 : <input type="text"/> mm 以上 遮蔽高 : - 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階, 屋外</p> <p>(12) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>材料 : <u>鉄, 鉛等</u> 遮蔽厚 : <u>コンクリート <input type="text"/> mm 相当以上</u> 遮蔽高 : - 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</p>	<p>(6) <u>二酸化炭素濃度計 (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u></p> <p>・ <u>二酸化炭素濃度計 (通常運転時)</u></p> <p>個数 : 1 (予備1) 測定範囲 : <u>0.0~5.0vol%</u></p> <p>(7) <u>緊急時対策所エリアモニタ</u> <u>第 8.1-2 放射線管理設備 (重大事故等時) の主要機器</u> <u>仕様に記載する。</u></p> <p>(8) <u>可搬型モニタリング・ポスト</u> <u>第 8.1-2 放射線管理設備 (重大事故等時) の主要機器</u> <u>仕様に記載する。</u></p>	<p>(8) <u>二酸化炭素濃度計</u></p> <p>個数 : 1 (予備1) 測定範囲 : <u>0~10,000ppm</u> 使用場所 : <u>緊急時対策所 (緊急時対策本部)</u> 保管場所 : <u>緊急時対策所 (緊急時対策本部)</u></p> <p>(9) <u>可搬式エリア放射線モニタ</u></p> <p>検出器の種類 : 半導体 計測範囲 : <u>0.001~999.9mSv/h</u> 個数 : 1 (予備1) 使用場所 : <u>緊急時対策所 (緊急時対策本部)</u> 保管場所 : <u>緊急時対策所 (資機材室)</u></p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違 設備仕様 (計測範囲) の相違 ・記載表現の相違 【東海第二】 東海第二は別の表へ仕様を記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(13) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機(6号及び7号炉共用)</u> <u>型式 : フィルタ, ブロー一体型</u> <u>個数 : 2(予備1)</u> <u>風量 : 約 600m³/h/個</u> <u>捕集効率 : 高性能フィルタ 99.9%以上</u> <u>活性炭フィルタ 99.9%以上</u> <u>使用場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階</u> <u>保管場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階</u></p> <p>(14) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 (空気ポンプ) (6号及び7号炉共用)</u> <u>個数 : 1,792</u> <u>容量 : 約 47L/個</u> <u>充填圧力 : 約 15MPa</u> <u>使用場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階, 2階</u> <u>保管場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階, 2階</u></p> <p>(15) <u>差圧計 (待機場所) (6号及び7号炉共用)</u> <u>個数 : 1(予備1※2)</u> <u>使用場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</u> <u>保管場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階対策本部</u></p> <p>(16) <u>酸素濃度計 (待機場所) (6号及び7号炉共用)</u> <u>個数 : 1(予備1※2)</u> <u>使用場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</u> <u>保管場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階対策本部</u></p> <p>(17) <u>二酸化炭素濃度計 (待機場所) (6号及び7号炉共用)</u> <u>個数 : 1(予備1※2)</u> <u>使用場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</u> <u>保管場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階対策本部</u></p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(18)可搬型エリアモニタ (待機場所) (6号及び7号炉共用)</p> <p><u>検出器の種類</u> : 半導体</p> <p><u>計測範囲</u> : 0.001 ~ 99.9 mSv/h</p> <p><u>個数</u> : 1 (予備1※2)</p> <p><u>使用場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</p> <p><u>保管場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階対策本部</p> <p>※1 待機場所と兼</p> <p>※2 対策本部と兼用</p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.18.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1)環境条件等(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の高気密室、遮蔽、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置(空気ポンペ)、二酸化炭素吸収装置、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、5号炉原子炉建屋に設置又は保管される設備であることから、想定される重大事故等における5号炉原子炉建屋の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができる設計とする。環境条件及び荷重条件を、表3.18-19及び表3.18-20に示す。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンペ)は、保管場所である5号炉原子炉建屋内から操作可能である。</u></p> <p>(61-3)</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽は一部を、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の表3.18-21に示す設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>3.18.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.18.2.3.3.1 居住性の確保に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1)環境条件(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の遮蔽は、緊急時対策所建屋と一体設置した屋外設備であり、第3.18.2.3.3.1-1表に示す重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</u></p>	<p>3.18.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.18.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1)環境条件等(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、緊急時対策所に設置又は保管される設備であることから、想定される重大事故等における緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができる設計とする。環境条件及び荷重条件を、第3.18-22表に示す。</u></p> <p><u>緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ)は、屋外に設置又は保管される設備であることから、その機能を期待される重大事故等における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の第3.18-23表に示す設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ)は、緊急時対策所内から操作可能である。</u></p> <p>(61-3)</p> <p><u>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所と一体の屋外設備であることから、その機能を期待される重大事故等における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の第3.18-24表に示す設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>③及び④の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>島根2号炉の換気設備は屋外設置、保管である</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>④の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
<p>表3.18-19 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="166 403 905 764"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.18.2.3.3.1-1表 想定する環境条件(緊急時対策所遮蔽)</p> <table border="1" data-bbox="955 409 1694 940"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>建屋として屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>建屋として想定される降水及び凍結により, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>建屋は耐震構造とし, 基準地震動S_sによる地震力に対して, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また, 影響を受けない敷地高さに設置する。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響</td> <td>建屋として想定される風(台風)及び竜巻の風荷重, 積雪, 火山の影響による荷重を考慮し, 機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波により, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【緊急時対策所建屋に対する竜巻飛来物】</p> <p>竜巻飛来物の衝突に対して, 緊急時対策所建屋外壁の必要厚さを確保し遮蔽機能を維持するとともに, 建屋内部の設備を防護可能な設計とする。</p> <p>なお, 緊急時対策所建屋に対する竜巻飛来物の影響評価を行い, 緊急時対策所に期待する機能(内部設備の外殻防護, 遮蔽)は維持されると判断した。</p>	環境条件	対応	温度・圧力・湿度・放射線	建屋として屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。	屋外の天候による影響	建屋として想定される降水及び凍結により, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	建屋は耐震構造とし, 基準地震動 S_s による地震力に対して, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。	津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また, 影響を受けない敷地高さに設置する。	風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	建屋として想定される風(台風)及び竜巻の風荷重, 積雪, 火山の影響による荷重を考慮し, 機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。		<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①及び③の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は, 補足説明資料 61-9 5.8(2)に記載する</p>
環境条件等	対応																																
温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)																																
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																
環境条件	対応																																
温度・圧力・湿度・放射線	建屋として屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。																																
屋外の天候による影響	建屋として想定される降水及び凍結により, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。																																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																
地震	建屋は耐震構造とし, 基準地震動 S_s による地震力に対して, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。																																
津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また, 影響を受けない敷地高さに設置する。																																
風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	建屋として想定される風(台風)及び竜巻の風荷重, 積雪, 火山の影響による荷重を考慮し, 機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。																																
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。																																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>緊急時対策所, 緊急時対策所非常用送風機, 緊急時対策所非常用フィルタ装置, 緊急時対策所用差圧計, 緊急時対策所用発電機, 緊急時対策所用発電機給油ポンプ, 緊急時対策所加圧設備, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは, 緊急時対策所建屋内に設置又は保管し, 第3.18.2.3.3.1-2表に示す想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策所非常用送風機, 緊急時対策所用差圧計, 緊急時対策所用発電機, 緊急時対策所用発電機給油ポンプ, 緊急時対策所加圧設備, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタの操作は, 緊急時対策所内で可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは, 屋外に設置し, 重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(61-3-7,8)</u></p>		<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉の換気空調設備は, 屋外保管設備であり, 緊急時対策所から操作可能な設計としている</p> <p>⑦の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																										
<p>表3.18-20 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンペ), 差圧計(対策本部), 酸素濃度計(対策本部), 二酸化炭素濃度計(対策本部)及び可搬型エリアモニタ(対策本部)の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="172 493 905 850"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.18.2.3.3.1-2表 想定する環境条件(緊急時対策所非常用送風機, 緊急時対策所用差圧計, 緊急時対策所加圧設備, 緊急時対策所非常用フィルタ装置, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタ)</p> <table border="1" data-bbox="964 493 1697 1081"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>設置及び保管場所である緊急時対策所建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>設置及び保管場所である緊急時対策所建屋内で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また, 影響を受けない敷地高さに設置する。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響</td> <td>緊急時対策所建屋内に設置するため, 風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波により, その機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【緊急時対策所建屋に対する竜巻飛来物】 <u>竜巻飛来物の衝突に対して, 緊急時対策所建屋外壁の必要厚さを確保し遮蔽機能を維持するとともに, 建屋内部の設備を防護可能な設計とする。</u> <u>なお, 緊急時対策所建屋に対する竜巻飛来物の影響評価を行い, 緊急時対策所に期待する機能(内部設備の外殻防護, 遮蔽)は維持されると判断した。</u></p>	環境条件	対応	温度・圧力・湿度・放射線	設置及び保管場所である緊急時対策所建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	設置及び保管場所である緊急時対策所建屋内で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しない設計とする。	津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また, 影響を受けない敷地高さに設置する。	風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	緊急時対策所建屋内に設置するため, 風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により, その機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.18-22表 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタの想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1757 493 2490 861"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3.18-23表 緊急時対策所空気浄化送風機, 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット, 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ)の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1757 1071 2490 1438"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で風荷重, 積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	緊急時対策所に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	屋外で風荷重, 積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設備保管場所の相違【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>・運用の相違【東海第二】 島根2号炉は, 補足説明資料 61-9 5.8(2)に記載する</p>
環境条件等	対応																																																												
温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																												
地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。																																																												
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																												
環境条件	対応																																																												
温度・圧力・湿度・放射線	設置及び保管場所である緊急時対策所建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																												
地震	設置及び保管場所である緊急時対策所建屋内で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しない設計とする。																																																												
津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また, 影響を受けない敷地高さに設置する。																																																												
風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	緊急時対策所建屋内に設置するため, 風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響を受けない。																																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により, その機能が損なわれない設計とする。																																																												
環境条件	対応																																																												
温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																												
地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。																																																												
風(台風)・積雪	緊急時対策所に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																																												
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																												
環境条件	対応																																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																												
地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。																																																												
風(台風)・積雪	屋外で風荷重, 積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																																																												
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>表3.18-21 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="166 304 905 634"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</p> <p><u>待機場所の遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンプ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、5号炉原子炉建屋に設置又は保管される設備であることから、想定される重大事故等時における5号炉原子炉建屋の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう設計する。環境条件及び荷重条件を、表3.18-22及び表3.18-23に示す。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽の一部は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の表3.18-24に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)	風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p>第3.18-24表 緊急時対策所遮蔽の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1745 304 2484 676"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)																														
風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																														
風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																										
<p>表3.18-22 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="166 310 902 674"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3.18-23 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）、差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）、二酸化炭素濃度計（待機場所）及び可搬型エリアモニタ（待機場所）の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="166 989 902 1352"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3.18-24 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="166 1520 902 1850"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋内で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)	風(台風)・積雪	屋内で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)																																												
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。																																												
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)																																												
風(台風)・積雪	屋内で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43 条第1 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の遮蔽及び高気密室は、重大事故等時においても設計基準対象施設として使用する場合と同様の設備構成にて使用可能な設計とし、重大事故等時において操作を不要とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置(空気ポンベ)は、保管場所である5号炉原子炉建屋内から操作可能である。</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを高気密室の給気口に接続し、高気密室内へフィルタにより浄化した外気を供給することで陽圧化が可能な設計とする。本体の起動は、本体付属の電源スイッチの「入」操作により、容易かつ確実に「起動」可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p><u>また、対策本部の外気取入送風機は仮設ダクトを用いて外気を直接、5号炉原子炉建屋内に供給しブルーム通過後に可搬型陽圧化空調機の給気エリアとなる通路の雰囲気のページを行うことができる設計とする。可搬型外気取入送風機は本体付属の電源スイッチの「入」操作により、容易かつ確実に「起動」操作を可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	<p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43 条第1 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>第3.18.2.3.3.1-3表に対象機器の操作方法・場所を示す。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3-7)</p> <p>*緊急時対策所等：ポンベ加圧する災害対策本部室，宿泊・休憩室，食料庫，エアロック室，災害対策本部空調機械室を指す。(以下同様とする)</p>	<p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43 条第1 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a) 緊急時対策所</p> <p><u>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所と一体で構成されており、重大事故等時においても特段の操作を必要とせず直ちに使用できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)は、緊急時対策所内で操作可能である。</u></p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、可搬型ダクトを緊急時対策所との接続口に接続し、緊急時対策所へ緊急時対策所空気浄化フィルタユニットにより浄化した外気を供給することで、正圧化が可能な設計とする。本体の起動は、緊急時対策所内に設置する操作盤による起動操作により、「起動」可能な設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は緊急時対策所内で起動操作を行う</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>対策本部の陽圧化装置(空気ポンベ)は結合金具等により、容易かつ確実に接続できる設計とする。空気ポンベの接続にあたっては、一般的に用いられる工具(スパナ等)を用いて、容易かつ確実に作業ができる設計とする。空気供給には、<u>空気ポンベ元弁を開操作し、さらに高気密室内にて空気給気第一弁及び第二弁を開操作することにより供給可能な設計とする。</u></u></p> <p><u>対策本部の二酸化炭素吸収装置は、高気密室内にて、本体に付属のスイッチ操作により容易かつ確実に「起動」を可能な設計とする。</u></p> <p><u>差圧計は汎用の接続コネクタを用いて接続することにより、容易かつ確実に接続し、指示を確認することが可能な設計とする。</u></p> <p>差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、人力による持ち運びができるとともに、必要により保管場所である<u>対策本部内</u>にて保管ケースによる固縛等により、転倒対策が可能な設計とする。酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタの操作は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内において、付属の操作スイッチにより容易かつ確実に操作ができる設計とする。表3.18-25に操作対象機器を示す。</p> <p>(61-3)</p>	<p><u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所エリアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。緊急時対策所エリアモニタは、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。緊急時対策所エリアモニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所内の操作スイッチにより、操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p> <p>(61-3-8)</p>	<p><u>緊急時対策所の緊急対策所正圧化装置(空気ポンベ)はフランジ接続により、一般的に用いられる工具(スパナ等)を用いて、容易かつ確実に作業ができる設計とする。空気供給は、<u>緊急時対策所内にて緊急時対策所空気ポンベ給気弁を開操作することにより供給可能な設計とする。</u></u></p> <p><u>差圧計の指示の確認においては、操作不要な設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、人力による持ち運びができるとともに、保管場所である<u>緊急時対策所内</u>にて保管ケースによる固縛等により、転倒対策が可能な設計とする。酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>第3.18-25表に操作対象機器を示す。</p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 接続方法および給気操作方法の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の差圧計は常設</p> <p>・島根2号炉の燃料補給設備は発電機用のため『3.18.2.1 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備』にて操作性の記載をしている 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																										
<p align="center">表3.18-25 操作対象機器 (対策本部)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉中央制御室換気空調系 (対策本部) 給気口</td> <td>閉止板取付け</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>人力作業</td> </tr> <tr> <td>5号炉中央制御室換気空調系 (対策本部) 排気口</td> <td>閉止板取付け</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>人力作業</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機用 高気密室給気口</td> <td>閉止板取付け</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>人力作業</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機</td> <td>起動・停止</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>差圧調整用排気弁 (対策本部) (可搬型陽圧化空調機)</td> <td>閉・開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気ポンベ元弁</td> <td>閉→開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気給気第一弁</td> <td>閉→開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気給気第二弁</td> <td>閉→開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>差圧調整用排気弁 (対策本部) (陽圧化装置)</td> <td>閉・開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素吸収装置</td> <td>起動・停止</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	5号炉中央制御室換気空調系 (対策本部) 給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	人力作業	5号炉中央制御室換気空調系 (対策本部) 排気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	人力作業	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機用 高気密室給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	人力作業	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機	起動・停止	5号炉原子炉建屋 地上3階	スイッチ操作	差圧調整用排気弁 (対策本部) (可搬型陽圧化空調機)	閉・開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気ポンベ元弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階	手動操作	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気給気第一弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気給気第二弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作	差圧調整用排気弁 (対策本部) (陽圧化装置)	閉・開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素吸収装置	起動・停止	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	スイッチ操作	<p align="center">第3.18.2.3.3.1-3表 対象機器の操作方法・場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急時対策所給気・排気隔離弁</td> <td>緊急時対策所給気隔離弁</td> <td>開 ⇒ 閉</td> <td>スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所排気隔離弁</td> <td>開 ⇒ 閉</td> <td>スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部給気・排気隔離弁</td> <td>開 ⇒ 閉</td> <td>スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用換気設備・緊急時対策所非常用送風機</td> <td>停止→運転</td> <td>スイッチ操作</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所加圧設備</td> <td>空気ポンベによる加圧設備</td> <td>閉 ⇒ 開</td> <td>スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	緊急時対策所給気・排気隔離弁	緊急時対策所給気隔離弁	開 ⇒ 閉	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所排気隔離弁	開 ⇒ 閉	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	災害対策本部給気・排気隔離弁	開 ⇒ 閉	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所非常用換気設備・緊急時対策所非常用送風機	停止→運転	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所加圧設備	空気ポンベによる加圧設備	閉 ⇒ 開	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	<p align="center">第3.18-25表 操作対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化送風機</td> <td>起動・停止</td> <td>緊急時対策所内</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所常用給気隔離ダンパ</td> <td>開⇒閉</td> <td>緊急時対策所内</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化装置用給気隔離ダンパ</td> <td>開・閉</td> <td>緊急時対策所内</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気ポンベ給気弁</td> <td>閉・開</td> <td>緊急時対策所内</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>排気隔離弁</td> <td>閉・開</td> <td>緊急時対策所内</td> <td>手動操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	緊急時対策所空気浄化送風機	起動・停止	緊急時対策所内	スイッチ操作	緊急時対策所常用給気隔離ダンパ	開⇒閉	緊急時対策所内	手動操作	緊急時対策所空気浄化装置用給気隔離ダンパ	開・閉	緊急時対策所内	手動操作	緊急時対策所空気ポンベ給気弁	閉・開	緊急時対策所内	手動操作	排気隔離弁	閉・開	緊急時対策所内	手動操作	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																										
5号炉中央制御室換気空調系 (対策本部) 給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	人力作業																																																																																										
5号炉中央制御室換気空調系 (対策本部) 排気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	人力作業																																																																																										
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機用 高気密室給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	人力作業																																																																																										
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機	起動・停止	5号炉原子炉建屋 地上3階	スイッチ操作																																																																																										
差圧調整用排気弁 (対策本部) (可搬型陽圧化空調機)	閉・開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作																																																																																										
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気ポンベ元弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階	手動操作																																																																																										
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気給気第一弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作																																																																																										
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気給気第二弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作																																																																																										
差圧調整用排気弁 (対策本部) (陽圧化装置)	閉・開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作																																																																																										
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素吸収装置	起動・停止	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	スイッチ操作																																																																																										
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																																																																										
緊急時対策所給気・排気隔離弁	緊急時対策所給気隔離弁	開 ⇒ 閉	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																																																										
	緊急時対策所排気隔離弁	開 ⇒ 閉	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																																																										
	災害対策本部給気・排気隔離弁	開 ⇒ 閉	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																																																										
緊急時対策所非常用換気設備・緊急時対策所非常用送風機	停止→運転	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																																																										
緊急時対策所加圧設備	空気ポンベによる加圧設備	閉 ⇒ 開	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																																																										
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																										
緊急時対策所空気浄化送風機	起動・停止	緊急時対策所内	スイッチ操作																																																																																										
緊急時対策所常用給気隔離ダンパ	開⇒閉	緊急時対策所内	手動操作																																																																																										
緊急時対策所空気浄化装置用給気隔離ダンパ	開・閉	緊急時対策所内	手動操作																																																																																										
緊急時対策所空気ポンベ給気弁	閉・開	緊急時対策所内	手動操作																																																																																										
排気隔離弁	閉・開	緊急時対策所内	手動操作																																																																																										

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u></p> <p><u>待機場所の遮蔽は、重大事故等時においても設計基準対象施設として使用する場合と同様の設備構成にて使用可能な設計とし、重大事故等時において操作を不要とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを待機場所の給気口に接続し、待機場所へフィルタにより浄化した外気を供給するとき陽圧化が可能な設計とする。本体の起動は、本体付属の電源スイッチの「入」操作により、「起動」可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、待機場所の可搬型陽圧化空調機はブルーム通過後に屋外から直接外気を取り入れる場合は、仮設ダクトを設置し、可搬型陽圧化空調機を接続した後、空調機の本体に付属の電源スイッチの「入」操作により、容易かつ確実に「起動」操作を可能な設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の陽圧化装置(空気ポンベ)は結合金具等により、容易かつ確実に接続できる設計とする。空気ポンベの接続にあたっては、一般的に用いられる工具(スパナ等)を用いて、容易かつ確実に作業ができる設計とする。空気供給は、空気ポンベ元弁を開操作し、さらに待機場所内にて空気給気第一弁及び第二弁を開操作することにより供給可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p><u>差圧計は汎用の接続コネクタを用いて接続することにより、容易かつ確実に接続し、指示を確認することが可能な設計とする。</u></p> <p><u>差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、人力による持ち運びができるとともに、必要により保管場所である対策本部内にて保管ケースによる固縛等により、転倒対策が可能な設計とする。また差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、通常時に対策本部で保管してあるものを、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げ時に人力にて待機場所に運搬のうえ使用する設計とする。</u></p> <p><u>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタの操作は、待機場所内において、付属する一般的な操作スイッチにより容易かつ確実に操作ができる設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p><u>表 3.18-26 に操作対象機器を示す。</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																				
<p align="center"><u>表3. 18-26 操作対象機器 (待機場所)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉中央制御室換気空調系 (待機場所) 給気口</td> <td>閉止板取付け</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所</td> <td>人力作業</td> </tr> <tr> <td>5号炉中央制御室換気空調系 (待機場所) 排気口</td> <td>閉止板取付け</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所</td> <td>人力作業</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機用 待機場所給気口</td> <td>閉止板取付け</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所</td> <td>人力作業</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機</td> <td>起動・停止</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気ポンプ元弁</td> <td>閉→開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階, 2階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気給気第一弁</td> <td>閉→開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気給気第二弁</td> <td>閉→開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>差圧調整用排気弁 (待機場所) (陽圧化装置)</td> <td>閉・開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>手動操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	5号炉中央制御室換気空調系 (待機場所) 給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	人力作業	5号炉中央制御室換気空調系 (待機場所) 排気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	人力作業	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機用 待機場所給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	人力作業	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機	起動・停止	5号炉原子炉建屋 地上3階	スイッチ操作	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気ポンプ元弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階, 2階	手動操作	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気給気第一弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	手動操作	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気給気第二弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	手動操作	差圧調整用排気弁 (待機場所) (陽圧化装置)	閉・開	5号炉原子炉建屋 地上3階	手動操作			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																				
5号炉中央制御室換気空調系 (待機場所) 給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	人力作業																																				
5号炉中央制御室換気空調系 (待機場所) 排気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	人力作業																																				
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機用 待機場所給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	人力作業																																				
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機	起動・停止	5号炉原子炉建屋 地上3階	スイッチ操作																																				
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気ポンプ元弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階, 2階	手動操作																																				
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気給気第一弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	手動操作																																				
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気給気第二弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	手動操作																																				
差圧調整用排気弁 (待機場所) (陽圧化装置)	閉・開	5号炉原子炉建屋 地上3階	手動操作																																				
<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の遮蔽及び高气密室</u>は、<u>表 3. 18-27</u> に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、外観検査が可能な設計とする。</p> <p><u>対策本部の遮蔽</u>は、外観検査として、機能・性能に影響を与えうる傷、割れ等の外観確認が可能な設計とする。</p>	<p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所の遮蔽は、第 3. 18. 2. 3. 3. 1-4 表に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観確認が可能な設計とする。</p>	<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、<u>第 3. 18-26 表</u> に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、外観検査として、機能・性能に影響を与えうる傷、割れ等の外観確認が可能な設計とする。</p>																																					

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																							
<p>表3.18-27 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽の検査</p> <table border="1" data-bbox="172 310 905 451"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観確認</td> <td>遮蔽の傷、割れ等の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策本部の高気密室は、表3.18-28に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>対策本部の高気密室は、機能・性能試験として対策本部の可搬型陽圧化空調機陽圧化装置(空気ポンプ)の機能・性能試験と併せて、気密性の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認を行うことが可能な設計とする</p> <p>表3.18-28 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 1297 905 1438"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>気密性の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>構造部材、気密部材状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	気密性の確認	外観確認	構造部材、気密部材状態の外観の確認	<p>第3.18.2.3.3.1-4表 緊急時対策所遮蔽の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="964 310 1691 598"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td rowspan="2">外観点検</td> <td>主要部分の断面寸法の確認</td> </tr> <tr> <td>遮蔽のひび割れ及び表面劣化状態の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td rowspan="2">外観点検</td> <td>主要部分の断面寸法の確認</td> </tr> <tr> <td>遮蔽のひび割れ及び表面劣化状態の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観点検	主要部分の断面寸法の確認	遮蔽のひび割れ及び表面劣化状態の確認	停止中	外観点検	主要部分の断面寸法の確認	遮蔽のひび割れ及び表面劣化状態の確認	<p>第3.18-26表 緊急時対策所遮蔽の検査</p> <table border="1" data-bbox="1751 310 2484 409"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観確認</td> <td>遮蔽の傷、割れ等の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所は、第3.18-27表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、機能・性能試験として緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット又は緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)の機能・性能試験と併せて、気密性の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>第3.18-27表 緊急時対策所の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1751 1297 2484 1438"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>気密性の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>構造部材、気密部材状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	気密性の確認	外観確認	構造部材、気密部材状態の外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認																																								
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中又は停止中	機能・性能試験	気密性の確認																																								
	外観確認	構造部材、気密部材状態の外観の確認																																								
原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中	外観点検	主要部分の断面寸法の確認																																								
		遮蔽のひび割れ及び表面劣化状態の確認																																								
停止中	外観点検	主要部分の断面寸法の確認																																								
		遮蔽のひび割れ及び表面劣化状態の確認																																								
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認																																								
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中又は停止中	機能・性能試験	気密性の確認																																								
	外観確認	構造部材、気密部材状態の外観の確認																																								

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																											
<p>対策本部の可搬型陽圧化空調機及び対策本部の可搬型外気取入送風機は、表 3.18-29, 30 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機は、機能・性能試験として、試運転による機能確認を行うことが可能な設計とする。対策本部の可搬型陽圧化空調機を高気密室に接続し、陽圧化した状態において高気密室内・外の差圧測定を行うことにより、気密性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、ブロワ及びダクトの外観に性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いこと、及びフィルタの保管状態について外観確認を行える設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p>	<p>緊急時対策所非常用送風機は、第 3.18.2.3.3.1-5 表に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5-8, 9, 10)</p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、第 3.18-28~29 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機は、機能・性能試験として、試運転による機能確認を行うことが可能な設計とする。緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、機能・性能試験として、フィルタ性能確認を行うことが可能な設計とする。緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを緊急時対策所に接続し、正圧化した状態において緊急時対策所内・外の差圧測定を行うことにより、気密性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、送風機及びダクトの外観に性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いこと、及びフィルタユニットの保管状態について外観確認を行える設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉の緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、フィルタ性能確認が可能な設備</p>																											
<p>表3.18-29 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 可搬型陽圧化空調機の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 1192 905 1360"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転による機能確認 気密性、陽圧化機能確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>ブロワ及びダクトの外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、陽圧化機能確認	外観確認	ブロワ及びダクトの外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認	<p>第 3.18.2.3.3.1-5 表 緊急時対策所非常用送風機の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="973 1213 1685 1486"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>起動試験</td> <td>運転性能の確認 漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>部品の状態の確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>運転性能の確認 漏えいの有無の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	起動試験	運転性能の確認 漏えいの有無の確認	分解検査	部品の状態の確認	停止中	機能・性能検査	運転性能の確認 漏えいの有無の確認	<p>第 3.18-28 表 緊急時対策所空気浄化送風機の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1762 1213 2475 1339"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転による機能確認 気密性、正圧化機能確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>送風機及びダクトの外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、正圧化機能確認	外観確認	送風機及びダクトの外観の確認	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は送風機とフィルタが個別の設備</p> <p>【東海第二】 東海第二は常設設備のため、原子炉運転中又は停止中で内容が異なる</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																												
運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、陽圧化機能確認																												
	外観確認	ブロワ及びダクトの外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認																												
原子炉の状態	項目	内容																												
運転中	起動試験	運転性能の確認 漏えいの有無の確認																												
	分解検査	部品の状態の確認																												
停止中	機能・性能検査	運転性能の確認 漏えいの有無の確認																												
発電用原子炉の状態	項目	内容																												
運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、正圧化機能確認																												
	外観確認	送風機及びダクトの外観の確認																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																													
<p>表3.18-30 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型外気取入送風機の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 976 905 1134"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転による機能確認 気密性, 陽圧化機能確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>ブロワ及びダクトの外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策本部の陽圧化装置 (空気ポンベ) は, 表3.18-31 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>対策本部の陽圧化装置 (空気ポンベ) は, 性能・機能試験として, 空気ポンベ残圧の確認可能な設計とする。</p> <p>また, 対策本部の陽圧化装置 (空気ポンベ) を接続し, 高気密室を陽圧化した状態において高気密室内・外の差圧測定を行うことにより, 気密性能の確認が可能な設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性, 陽圧化機能確認	外観確認	ブロワ及びダクトの外観の確認	<p>緊急時対策所非常用フィルタ装置は, 第 3.18.2.3.3.1-6 表に示すように, 発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。 (61-5-8, 10)</p> <p>第 3.18.2.3.3.1-6 表 緊急時対策所非常用フィルタ装置の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="964 535 1691 814"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>差圧確認</td> <td>フィルタ差圧確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>開放点検</td> <td>点検口による内部確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>運転性能の確認 フィルタ性能確認 (総合除去効率) フィルタを取り出しての性能確認 (単体除去効率)</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所加圧設備は, 第 3.18.2.3.3.1-7 表に示すように, 発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。 (61-5-7, 9)</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	差圧確認	フィルタ差圧確認	停止中	開放点検	点検口による内部確認	機能・性能検査	運転性能の確認 フィルタ性能確認 (総合除去効率) フィルタを取り出しての性能確認 (単体除去効率)	<p>第 3.18-29 表 緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1745 520 2493 772"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中又は停止中</td> <td>開放点検</td> <td>点検口による内部確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能の確認 フィルタ性能確認 (総合除去効率) フィルタを取り出しての性能確認 (単体除去効率)</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>フィルタユニットの保管状態及びダクトの外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所の緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンベ) は, 第 3.18-30 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンベ) は, 性能・機能試験として, 空気ポンベ残圧の確認可能な設計とする。</p> <p>また, 緊急時対策所の緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンベ) を接続し, 緊急時対策所を正圧化した状態において緊急時対策所内・外の差圧測定を行うことにより, 気密性能の確認が可能な設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	開放点検	点検口による内部確認	機能・性能試験	運転性能の確認 フィルタ性能確認 (総合除去効率) フィルタを取り出しての性能確認 (単体除去効率)	外観確認	フィルタユニットの保管状態及びダクトの外観の確認	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は送風機とフィルタが個別の設備</p> <p>【東海第二】 東海第二は常設設備のため, 原子炉運転中又は停止中で内容が異なる</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性, 陽圧化機能確認																														
	外観確認	ブロワ及びダクトの外観の確認																														
原子炉の状態	項目	内容																														
運転中	差圧確認	フィルタ差圧確認																														
停止中	開放点検	点検口による内部確認																														
	機能・性能検査	運転性能の確認 フィルタ性能確認 (総合除去効率) フィルタを取り出しての性能確認 (単体除去効率)																														
発電用原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	開放点検	点検口による内部確認																														
	機能・性能試験	運転性能の確認 フィルタ性能確認 (総合除去効率) フィルタを取り出しての性能確認 (単体除去効率)																														
	外観確認	フィルタユニットの保管状態及びダクトの外観の確認																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																				
<p data-bbox="192 212 878 289">表3.18-31 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(空気ポンベ)の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 310 902 453"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンベ残圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="261 705 923 869">二酸化炭素吸収装置は、表3.18-32に示すように機能・性能試験として、定格流量による循環運転(試運転)可能なことの確認及び吸収剤の性能確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p data-bbox="261 884 923 1003">また、外観検査として、目視により機器表面に性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いこと、吸収剤の保管状態について外観確認が可能な設計とする。</p> <p data-bbox="842 1020 923 1052">(61-5)</p> <p data-bbox="192 1108 878 1186">表3.18-32 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 1213 902 1388"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転による機能確認 吸収剤の性能確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観確認 吸収剤の保管状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="842 1423 923 1455">(61-5)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンベ残圧の確認	外観確認	機器表面状態の外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 吸収剤の性能確認	外観確認	機器表面状態の外観確認 吸収剤の保管状態の外観の確認	<p data-bbox="982 212 1668 243">第3.18.2.3.3.1-7表 緊急時対策所加圧設備の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="967 317 1682 621"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td rowspan="2">漏えい確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> <tr> <td>空気ポンベ規定圧力の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td rowspan="3">機能・性能検査</td> <td>起動試験による機能確認</td> </tr> <tr> <td>気密性能確認</td> </tr> <tr> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	漏えい確認	外観の確認	空気ポンベ規定圧力の確認	停止中	機能・性能検査	起動試験による機能確認	気密性能確認	漏えいの有無の確認	<p data-bbox="1739 212 2496 289">第3.18-30表 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1754 359 2484 453"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンベ残圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンベ残圧の確認	外観確認	機器表面状態の外観の確認	<p data-bbox="2534 212 2801 289">・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p data-bbox="2534 705 2689 825">・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンベ残圧の確認																																					
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																																					
発電用原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 吸収剤の性能確認																																					
	外観確認	機器表面状態の外観確認 吸収剤の保管状態の外観の確認																																					
原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中	漏えい確認	外観の確認																																					
		空気ポンベ規定圧力の確認																																					
停止中	機能・性能検査	起動試験による機能確認																																					
		気密性能確認																																					
		漏えいの有無の確認																																					
発電用原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンベ残圧の確認																																					
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																																					

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																										
<p>対策本部の差圧計は、表3.18-33に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>対策本部の差圧計は、機能・性能試験として、計器単品での点検・構成が可能であり、陽圧化機能確認時に合わせて指示値の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>表3.18-33 差圧計(対策本部)の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 716 902 863"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>陽圧化機能確認時の性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	陽圧化機能確認時の性能検査	外観確認	機器表面状態の外観の確認	<p>緊急時対策所用差圧計は、第3.18.2.3.3.1-8表に示すように、機能・性能の確認(特性の確認)及び校正が可能となるように、標準器等による模擬入力ができる設計とする。(61-5-9)</p> <p>第3.18.2.3.3.1-8表 緊急時対策所用差圧計の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="958 722 1673 947"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>パラメータ確認</td> <td>指示値確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>模擬入力(規定圧力)による機能・性能の確認(特性の確認) 標準器等による校正</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	パラメータ確認	指示値確認	停止中	機能・性能検査	模擬入力(規定圧力)による機能・性能の確認(特性の確認) 標準器等による校正	<p>緊急時対策所の差圧計は、第3.18-31表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の差圧計は、機能・性能試験として、計器単品での点検・構成が可能であり、正圧化機能確認時に合わせて指示値の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>第3.18-31表 差圧計の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1754 722 2484 814"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発電用原子炉の状態</th> <th colspan="2">項目</th> <th rowspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>正圧化機能確認時の性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目		内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	正圧化機能確認時の性能検査	外観確認	機器表面状態の外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中又は停止中	機能・性能試験	陽圧化機能確認時の性能検査																											
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																											
原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	パラメータ確認	指示値確認																											
停止中	機能・性能検査	模擬入力(規定圧力)による機能・性能の確認(特性の確認) 標準器等による校正																											
発電用原子炉の状態	項目		内容																										
	運転中又は停止中	機能・性能試験		正圧化機能確認時の性能検査																									
外観確認		機器表面状態の外観の確認																											
<p>対策本部の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、表3.18-34に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>対策本部の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、機能・性能試験として校正ガスによる指示値の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認が可能な設計とする。(61-5)</p> <p>表3.18-34 酸素濃度計(対策本部)、二酸化炭素濃度計(対策本部)の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 1654 902 1801"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正ガスによる性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能検査	外観確認	機器表面状態の外観の確認	<p>緊急時対策所用酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、第3.18.2.3.3.1-9表に示すように、機能・性能の確認(特性の確認)及び校正が可能となるように、標準器等による模擬入力ができる設計とする。(61-5-11)</p> <p>第3.18.2.3.3.1-9表 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="958 1675 1673 1877"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>パラメータ確認</td> <td>濃度計作動及び指示値確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>模擬入力(模擬ガス)による機能・性能の確認(特性の確認) 標準器等による校正</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	パラメータ確認	濃度計作動及び指示値確認	停止中	機能・性能検査	模擬入力(模擬ガス)による機能・性能の確認(特性の確認) 標準器等による校正	<p>緊急時対策所の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、第3.18-32表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、機能・性能試験として校正ガスによる指示値の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認が可能な設計とする。(61-5)</p> <p>第3.18-32表 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1754 1654 2484 1747"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発電用原子炉の状態</th> <th colspan="2">項目</th> <th rowspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正ガスによる性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目		内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能検査	外観確認	機器表面状態の外観の確認	<p>・設備の相違 【東海第二】 設備仕様の相違 ・記載方針の相違 【東海第二】 設備仕様の相違による試験検査の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能検査																											
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																											
原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	パラメータ確認	濃度計作動及び指示値確認																											
停止中	機能・性能検査	模擬入力(模擬ガス)による機能・性能の確認(特性の確認) 標準器等による校正																											
発電用原子炉の状態	項目		内容																										
	運転中又は停止中	機能・性能試験		校正ガスによる性能検査																									
外観確認		機器表面状態の外観の確認																											

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																															
<p>対策本部の可搬型エリアモニタは、表3.18-35に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>対策本部の可搬型エリアモニタは、機能・性能試験として、線源による校正が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p>表3.18-35 可搬型エリアモニタ(対策本部)の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="166 758 905 905"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</p> <p>待機場所の遮蔽及び室内遮蔽は、表3.18-36に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、外観検査が可能な設計とする。</p> <p>待機場所の遮蔽及び室内遮蔽は、外観検査として、目視により機能・性能に影響を与えうる傷、割れ等の外観確認が可能な設計とする。</p> <p>表3.18-36 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)室内遮蔽の検査</p> <table border="1" data-bbox="166 1524 905 1661"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観確認</td> <td>遮蔽の傷、割れ等の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	線源による校正	外観確認	機器表面状態の外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認	<p>緊急時対策所エリアモニタは、第3.18.2.3.3.1-10表に示すように、校正用線源による機能・性能の確認(特性の確認)及び校正ができる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5-12)</p> <p>第3.18.2.3.3.1-10表 緊急時対策所エリアモニタの試験検査</p> <table border="1" data-bbox="976 758 1676 947"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>パラメータ確認</td> <td>エリアモニタ作動及び校正線源による指示値確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>模擬入力(校正線源)による機能・性能の確認(特性の確認)と校正</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	パラメータ確認	エリアモニタ作動及び校正線源による指示値確認	停止中	機能・性能検査	模擬入力(校正線源)による機能・性能の確認(特性の確認)と校正	<p>緊急時対策所の可搬式エリア放射線モニタは、第3.18-33表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の可搬式エリア放射線モニタは、機能・性能試験として、機能の確認(模擬入力による特性確認)及び線源による校正が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p>第3.18-33表 可搬式エリア放射線モニタの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1742 758 2499 867"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>模擬入力による特性の確認 線源による校正</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 線源による校正	外観確認	機器表面状態の外観の確認	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																
運転中又は停止中	機能・性能試験	線源による校正																																
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																
運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認																																
原子炉の状態	項目	内容																																
運転中	パラメータ確認	エリアモニタ作動及び校正線源による指示値確認																																
停止中	機能・性能検査	模擬入力(校正線源)による機能・性能の確認(特性の確認)と校正																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																
運転中又は停止中	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 線源による校正																																
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考								
<p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、表 3. 18-37 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、機能・性能試験として、試運転による機能確認を行うことが可能な設計とする。また、可搬型陽圧化空調機を待機場所に接続し、待機場所を陽圧化した状態において待機場所内・外の差圧測定を行うことにより、気密性能確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、外観検査として、ブロワ及びダクトの外観に性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いこと、及びフィルタの保管状態について外観確認を行える設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p>表3. 18-37 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 可搬型陽圧化空調機の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 972 905 1136"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転による機能確認 気密性、陽圧化機能確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>ブロワ及びダクトの外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>待機場所の陽圧化装置（空気ポンベ）は、表 3. 18-38 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観検査が可能な設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の陽圧化装置（空気ポンベ）は、空気ポンベ残圧の確認により空気ポンベ容量を確認可能な設計とする。待機場所は、発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能確認として、待機場所の空調バウンダリを陽圧化した状態において待機場所内・外の差圧測定を行うことにより、気密性能確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、外観の確認として、性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認が行える設計とする。</u></p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、陽圧化機能確認	外観確認	ブロワ及びダクトの外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容									
運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、陽圧化機能確認									
	外観確認	ブロワ及びダクトの外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認									

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																
<p>表3. 18-38 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 (空気ポンペ) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 304 905 457"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンペ残圧 気密性, 陽圧化機能確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>待機場所の差圧計は, 表 3. 18-39 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において, 機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>待機場所の差圧計は, 機能・性能試験として計器単品での点検・構成が可能であり, また, 陽圧化機能確認時に合せて指示値の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また, 外観検査として, 目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷, 割れ等が無いことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>表3. 18-39 差圧計 (待機場所) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 1024 905 1178"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>陽圧化機能確認時の性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>待機場所の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は, 表 3. 18-40 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において, 機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>待機場所の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は, 機能・性能試験として校正ガスによる指示値等の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また, 外観検査として, 目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷, 割れ等が無いことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧 気密性, 陽圧化機能確認	外観確認	機器表面状態の外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	陽圧化機能確認時の性能検査	外観確認	機器表面状態の外観の確認			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧 気密性, 陽圧化機能確認																	
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	陽圧化機能確認時の性能検査																	
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考								
<p>表3.18-40 酸素濃度計(待機場所)、二酸化炭素濃度計 (待機場所)の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 304 902 457"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正ガスによる性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>待機場所可搬型エアモニタは、表3.18-41に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>機能・性能試験として線源による校正が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p>(61-5)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能検査	外観確認	機器表面状態の外観の確認			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容									
運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能検査									
	外観確認	機器表面状態の外観の確認									
<p>表3.18-41 可搬型エアモニタ(待機場所)の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 1024 902 1178"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)切替の容易性(設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a)5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽及び高気密室は、遮断以外の用途として使用することではなく、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の使用にあたり切り替えせずに使用できる設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	線源による校正	外観確認	機器表面状態の外観の確認	<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、<u>使用するための切替えが不要である。</u></p>	<p>(4) 切替の容易性(設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、<u>遮断以外の用途として使用することではなく、緊急時対策所の使用にあたり切り替えせずに使用できる設計とする。</u></p>	
発電用原子炉の状態	項目	内容									
運転中又は停止中	機能・性能試験	線源による校正									
	外観確認	機器表面状態の外観の確認									

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置(空気ポンベ)、二酸化炭素吸収装置、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、本来の用途以外には使用しない設計とし、対策本部の使用にあたり切替えせずに使用できる設計とする。</p> <p>また、対策本部の可搬型陽圧化空調機による対策本部高気密室の陽圧化から、陽圧化装置(空気ポンベ)による陽圧化への切替えは、陽圧化装置の弁開操作、可搬型陽圧化空調機の仮設ダクトの切離し、高気密室給気口の閉止板取付け及び、差圧制御用排気弁の切替えにより容易かつ確実に実施できる設計とする。</p> <p>本切替えは、対策本部高気密室内で全て操作可能な設計とすることにより、可搬型エリアモニタの警報発生後速やかに実施可能な設計とする。</p> <p>対策本部の可搬型エリアモニタの警報発生から切替え操作完了までの所要時間は、陽圧化装置による陽圧化開始(給気第一/第二弁の開操作)を1分以内、陽圧化状態の確認完了(高気密室内・外差圧確認)を約2分以内の実施可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-4)</p> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機起動手順のタイムチャートを図3.18-12に、可搬型陽圧化空調機停止、及び、陽圧化装置(空気ポンベ)起動手順のタイムチャートを図3.18-13に示す。</p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。緊急時対策所エリアモニタは、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。緊急時対策所エリアモニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-3-7)</p> <p>緊急時対策所非常用換気設備運転のタイムチャートを第3.18.2.3.3.1-1図に、緊急時対策所非常用換気設備から緊急時対策所加圧設備への切替手順のタイムチャートを第3.18.2.3.3.1-2図に示す。</p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計及び可搬式エリア放射線モニタは、本来の用途以外には使用しない設計とし、緊急時対策所の使用にあたり切替えせずに使用できる設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機から、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)による正圧化への切替えは、緊急時対策所内の操作盤での空気浄化送風機の停止操作、緊急時対策所給気隔離ダンパの閉操作及び緊急時対策所内の空気ポンベ空気流量調整弁の開操作により容易かつ確実に実施できる設計とする。</p> <p>本切替えは、緊急時対策所内で全て操作可能な設計とすることにより、可搬式エリア放射線モニタの警報発生後速やかに実施可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の可搬式エリア放射線モニタの警報発生から切替え操作完了までの所要時間は、空気浄化送風機の停止操作及び緊急時対策所正圧化装置による緊急時対策所内の正圧化開始から正圧化状態の確認完了(緊急時対策所内・外差圧確認)を約5分で実施可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-4)</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化装置運転のタイムチャートを第3.18-9図に、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)への切替えのタイムチャートを第3.18-10図に示す。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③及び④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 操作方法の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

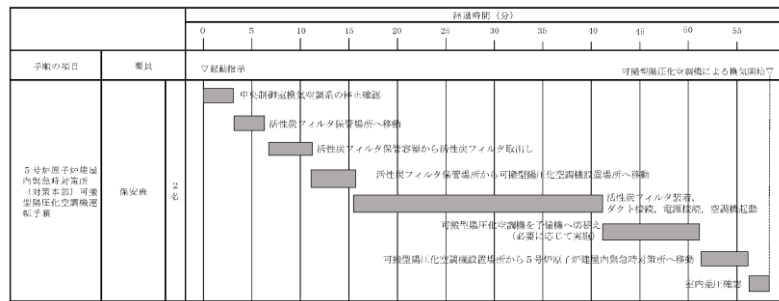


図 3.18-12 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機起動手順のタイムチャート*

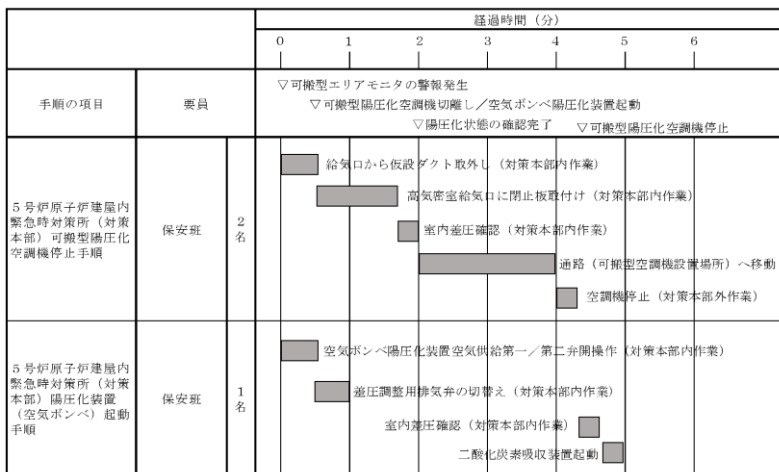
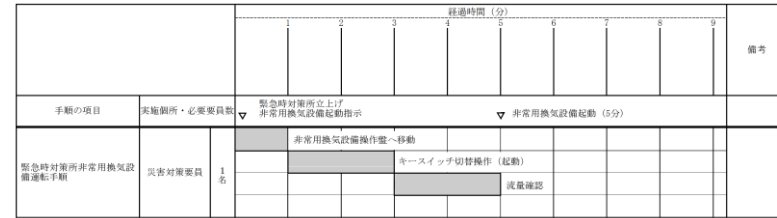


図 3.18-13 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機停止、及び、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 (空気ポンペ) 空気供給手順のタイムチャート*

* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について (個別手順) の 1.18 で示すタイムチャート

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)



第 3.18.2.3.3.1-1 図 緊急時対策所非常用換気設備運転のタイムチャート*

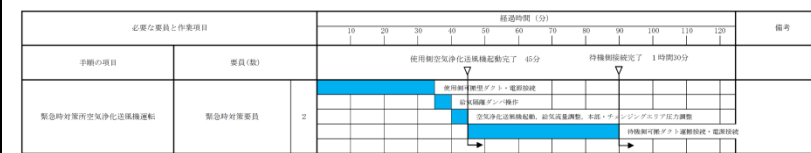
※「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について (個別手順) の 1.18 で示すタイムチャート



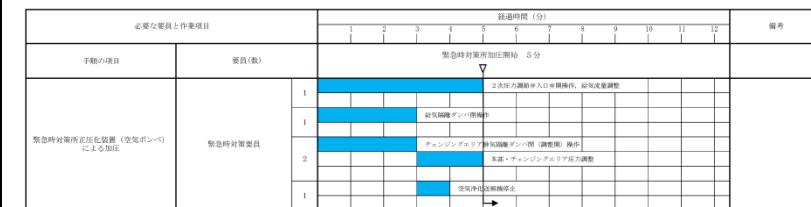
第 3.18.2.3.3.1-2 図 緊急時対策所非常用換気設備から緊急時対策所加圧設備への切替手順のタイムチャート*

※「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について (個別手順) の 1.18 で示すタイムチャート

島根原子力発電所 2号炉



第 3.18-9 図 緊急時対策所空気浄化送風機運転のタイムチャート*



第 3.18-10 図 緊急時対策所空気浄化送風機停止、及び、緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンペ) 空気供給手順のタイムチャート*

* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について (個別手順) の 1.18 で示すタイムチャート

備考

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)室内遮蔽は、遮断以外の用途として使用することはなく、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の使用にあたり切替えせずに使用できる設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンペ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、本来の用途以外の用途には使用しない設計とし、待機場所の使用にあたり切替えせずに使用できる設計とする。</u></p> <p><u>また、待機場所の可搬型陽圧化空調機による待機場所の空調バウンダリの陽圧化から、陽圧化装置(空気ポンペ)による陽圧化への切替えは、陽圧化装置の弁開操作、可搬型陽圧化空調機仮設ダクトの切離し、空調バウンダリの給気口の閉止板取付けにより実施可能な設計とする。</u></p> <p><u>本切替えは、待機場所内で全て操作可能な設計とすることにより、可搬型エリアモニタの警報発生後速やかに実施可能な設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型エリアモニタの警報発生から切替え操作完了までの所要時間は、陽圧化装置による陽圧化開始(給気第一/第二弁の開操作)を1分以内、陽圧化状態の確認完了(待機場所内・外の差圧確認)を約2分以内に実施可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(61-4)</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

待機場所の可搬型陽圧化空調機の起動手順のタイムチャートを図3.18-14に、可搬型陽圧化空調機停止、及び、陽圧化装置(空気ポンベ)起動手順のタイムチャートを図3.18-15に示す。



図3.18-14 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機起動手順のタイムチャート*

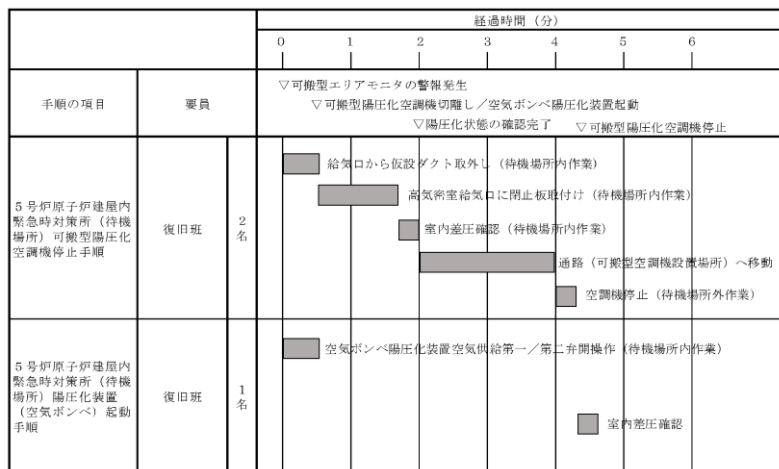


図3.18-15 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機停止、及び、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ポンベ)空気供給手順のタイムチャート*

* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について(個別手順)の1.18で示すタイムチャート

・設備の相違
【柏崎6/7】
①の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽は、<u>5号炉原子炉建屋と一体のコンクリート又は鉛の構造物</u>とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><u>対策本部の高気密室, 可搬型陽圧化空調機, 可搬型外気取入送風機, 陽圧化装置(空気ポンベ), 二酸化炭素吸収装置, 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ</u>は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、<u>対策本部の可搬型陽圧化空調機, 可搬型外気取入送風機及び二酸化炭素吸収装置のプロウの羽根は回転軸との一体型であるが、運転中に羽根が破損したとしても、羽根がケーシング内にとどまり、飛散しない設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機, 可搬型外気取入送風機, 陽圧化装置(空気ポンベ), 二酸化炭素吸収装置, 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ</u>は、固定することにより他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(61-3)</p>	<p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所の遮蔽は、<u>緊急時対策所建屋と一体のコンクリート構造物</u>とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機, 緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所用差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、<u>緊急時対策所の緊急時対策所加圧設備用空気ポンベは、固縛等を実施すること</u>で他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(61-3-2, 3, 3-6~8, 4-2)</p>	<p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、<u>緊急時対策所と一体のコンクリート構造物</u>とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機, 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット, 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ), 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、<u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機は、運転中にインペラが破損し、飛散しない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機, 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット, 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ), 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、固定することにより他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①, ③及び④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の送風機は運転時の回転による慣性力にてインペラが破損しない設計</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③及び④の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽は、5号炉原子炉建屋と一体のコンクリート又は鉛の構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽は、5号炉原子炉建屋床に固定して設置することで倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、可搬型陽圧化空調機のブロワの羽根は回転軸との一体型であるが、運転中に羽根が破損したとしても、羽根がケーシング内にとどまり、飛散しない設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、固定することにより他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>(6)設置場所（設置許可基準規則第43条第1項六）</p> <p>(i)要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3環境条件等」に示す。</p> <p>a) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は、5号炉原子炉建屋と一体のコンクリート又は鉛の構造物であり、重大事故等時に操作及び作業を必要としない設計とする。</u></p> <p><u>また、高気密室は5号炉原子炉建屋床に固定して設置することで、重大事故時に操作及び作業を必要としない</u></p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項六）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3環境条件等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の遮蔽は、緊急時対策所建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</u></p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項六）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3環境条件等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所と一体のコンクリート構造物であり、重大事故等時に操作及び作業を必要としない設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>設計とする。</p> <p>対策本部の高気密室可搬型陽圧化空調機、可搬型外気 <u>取入送風機</u>、<u>陽圧化装置（空気ポンベ）</u>、<u>二酸化炭素吸 収装置</u>、<u>差圧計</u>、<u>酸素濃度計</u>、<u>二酸化炭素濃度計</u>及び可 搬型エリアモニタは、放射線量が高くなるおそれが少な い5号炉原子炉建屋内に設置場所又は保管し、設置又は 保管場所で操作可能な設計とする。</p> <p>表 3. 18-42 に操作対象機器を示す。</p> <p>(61-3)</p>	<p>緊急時対策所、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所 非常用フィルタ装置、緊急時対策所用差圧計、緊急時対策所 用発電機、緊急時対策所用発電機給油ポンプ、緊急時対策所 加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所 エリアモニタは、緊急時対策所建屋内に設置又は保管し、想 定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とす る。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所用差圧計、緊急 時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機給油ポンプ、緊急 時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急 時対策所エリアモニタの操作は、緊急時対策所内で可能な設 計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、屋外に設置し、 重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作対象機器の設置場所を第 3. 18. 2. 3. 3. 1-11 表に示す。</p> <p>(61-3-6~8)</p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対 策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンベ)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計及 び可搬式エリア放射線モニタは、放射線量が高くなるおそ れが少ない屋外(緊急時対策所南側)又は緊急時対策所内 に設置又は保管し、設置又は保管場所及び緊急時対策所で 操作可能な設計とする。第 3. 18-34 表に操作対象機器を示 す。</p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③及び④の相違</p> <p>・操作場所の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>・島根 2 号炉の発電機及 び燃料補給設備は 『3. 18. 2. 1 必要な 情報を把握できる設 備, 発電所内外との通 信連絡設備』にて設置 場所に対する記載を している 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																	
<p align="center">表 3.18-42 操作対象機器設置場所 (対策本部)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 遮蔽</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上</td> <td>(操作不要)</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 高気密室</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上</td> <td>(操作不要)</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型外気取入送風機</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(空気ポンプ)</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> </tr> <tr> <td>差圧計(対策本部)</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計(対策本部)</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計(対策本部)</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ(対策本部)</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center">b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 遮蔽は、5号炉原子炉建屋と一体のコンクリート又は鉛の構造物であり、重大事故等時に操作及び作業を必要としない設計とする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 室内遮蔽は、5号炉原子炉建屋床に固定して設置することで重大事故時に操作及び作業を必要としない設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機、5号炉原子炉陽圧化装置(空気ポンプ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、通常時に放射線量が高くなるおそれが少ない5号炉原子炉建屋内の対策本部に設置又は保管してあるものを、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げ時に人力にて待機場所に運搬のうえ使用する設計とし、設置場所又は保管場所で操作可能な設計とする。表 3.18-43 に操作対象機器を示す。</u></p> <p align="right">(61-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 遮蔽	5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上	(操作不要)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上	(操作不要)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型外気取入送風機	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(空気ポンプ)	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	差圧計(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	酸素濃度計(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	二酸化炭素濃度計(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	可搬型エリアモニタ(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	<p align="center">第 3.18.2.3.3.1-11 表 操作対象機器の設置場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用送風機</td> <td>緊急時対策所建屋3階</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用フィルタ装置</td> <td>緊急時対策所建屋3階</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所加圧設備</td> <td>緊急時対策所建屋1階</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>緊急時対策所建屋2階</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>緊急時対策所建屋2階</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エリアモニタ</td> <td>緊急時対策所建屋2階</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	緊急時対策所非常用送風機	緊急時対策所建屋3階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所非常用フィルタ装置	緊急時対策所建屋3階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所建屋1階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)	酸素濃度計	緊急時対策所建屋2階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)	二酸化炭素濃度計	緊急時対策所建屋2階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所エリアモニタ	緊急時対策所建屋2階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)	<p align="center">第 3.18-34 表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所遮蔽</td> <td>屋外(緊急時対策所1階, 緊急時対策所屋上)</td> <td>(操作不要)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化送風機</td> <td>屋外(緊急時対策所南側)</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>屋外(緊急時対策所南側)</td> <td>(操作不要)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)</td> <td>屋外(緊急時対策所南側)</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>差圧計</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策本部)</td> <td>(操作不要)</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策本部)</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策本部)</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策本部)</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策本部)</td> </tr> <tr> <td>可搬式エリア放射線モニタ</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策本部)</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策本部)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	緊急時対策所遮蔽	屋外(緊急時対策所1階, 緊急時対策所屋上)	(操作不要)	緊急時対策所空気浄化送風機	屋外(緊急時対策所南側)	緊急時対策所	緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	屋外(緊急時対策所南側)	(操作不要)	緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)	屋外(緊急時対策所南側)	緊急時対策所	差圧計	緊急時対策所(緊急時対策本部)	(操作不要)	酸素濃度計	緊急時対策所(緊急時対策本部)	緊急時対策所(緊急時対策本部)	二酸化炭素濃度計	緊急時対策所(緊急時対策本部)	緊急時対策所(緊急時対策本部)	可搬式エリア放射線モニタ	緊急時対策所(緊急時対策本部)	緊急時対策所(緊急時対策本部)	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 設備構成の相違による設置場所及び操作場所の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 遮蔽	5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上	(操作不要)																																																																																		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上	(操作不要)																																																																																		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階																																																																																		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型外気取入送風機	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階																																																																																		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(空気ポンプ)	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階																																																																																		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室																																																																																		
差圧計(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室																																																																																		
酸素濃度計(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室																																																																																		
二酸化炭素濃度計(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室																																																																																		
可搬型エリアモニタ(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室																																																																																		
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																		
緊急時対策所非常用送風機	緊急時対策所建屋3階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)																																																																																		
緊急時対策所非常用フィルタ装置	緊急時対策所建屋3階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)																																																																																		
緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所建屋1階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)																																																																																		
酸素濃度計	緊急時対策所建屋2階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)																																																																																		
二酸化炭素濃度計	緊急時対策所建屋2階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)																																																																																		
緊急時対策所エリアモニタ	緊急時対策所建屋2階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)																																																																																		
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																		
緊急時対策所遮蔽	屋外(緊急時対策所1階, 緊急時対策所屋上)	(操作不要)																																																																																		
緊急時対策所空気浄化送風機	屋外(緊急時対策所南側)	緊急時対策所																																																																																		
緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	屋外(緊急時対策所南側)	(操作不要)																																																																																		
緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)	屋外(緊急時対策所南側)	緊急時対策所																																																																																		
差圧計	緊急時対策所(緊急時対策本部)	(操作不要)																																																																																		
酸素濃度計	緊急時対策所(緊急時対策本部)	緊急時対策所(緊急時対策本部)																																																																																		
二酸化炭素濃度計	緊急時対策所(緊急時対策本部)	緊急時対策所(緊急時対策本部)																																																																																		
可搬式エリア放射線モニタ	緊急時対策所(緊急時対策本部)	緊急時対策所(緊急時対策本部)																																																																																		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																											
<p data-bbox="249 212 819 243">表 3.18-43 操作対象機器設置場所 (待機場所)</p> <table border="1" data-bbox="172 260 905 814"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 260 409 302">機器名称</th> <th data-bbox="409 260 655 302">設置場所</th> <th data-bbox="655 260 905 302">操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 302 409 365">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽</td> <td data-bbox="409 302 655 365">5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上</td> <td data-bbox="655 302 905 365">(操作不要)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 365 409 428">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽</td> <td data-bbox="409 365 655 428">5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</td> <td data-bbox="655 365 905 428">(操作不要)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 428 409 491">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機</td> <td data-bbox="409 428 655 491">5号炉原子炉建屋地上3階</td> <td data-bbox="655 428 905 491">5号炉原子炉建屋地上3階</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 491 409 554">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 (空気ポンプ)</td> <td data-bbox="409 491 655 554">5号炉原子炉建屋地上3階, 2階</td> <td data-bbox="655 491 905 554">5号炉原子炉建屋地上3階, 2階</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 554 409 617">差圧計 (待機場所)</td> <td data-bbox="409 554 655 617">5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</td> <td data-bbox="655 554 905 617">5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 617 409 680">酸素濃度計 (待機場所)</td> <td data-bbox="409 617 655 680">5号炉原子炉建屋地上3階対策本部</td> <td data-bbox="655 617 905 680">5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 680 409 743">二酸化炭素濃度計 (待機場所)</td> <td data-bbox="409 680 655 743">5号炉原子炉建屋地上3階対策本部</td> <td data-bbox="655 680 905 743">5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 743 409 806">可搬型エリアモニタ (待機場所)</td> <td data-bbox="409 743 655 806">5号炉原子炉建屋地上3階対策本部</td> <td data-bbox="655 743 905 806">5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽	5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上	(操作不要)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所	(操作不要)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 (空気ポンプ)	5号炉原子炉建屋地上3階, 2階	5号炉原子炉建屋地上3階, 2階	差圧計 (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所	酸素濃度計 (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階対策本部	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所	二酸化炭素濃度計 (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階対策本部	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所	可搬型エリアモニタ (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階対策本部	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所			<p data-bbox="2534 212 2689 243">・設備の相違</p> <p data-bbox="2534 254 2689 285">【柏崎 6/7】</p> <p data-bbox="2534 296 2689 327">①の相違</p>
機器名称	設置場所	操作場所																												
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽	5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上	(操作不要)																												
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所	(操作不要)																												
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階																												
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 (空気ポンプ)	5号炉原子炉建屋地上3階, 2階	5号炉原子炉建屋地上3階, 2階																												
差圧計 (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所																												
酸素濃度計 (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階対策本部	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所																												
二酸化炭素濃度計 (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階対策本部	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所																												
可搬型エリアモニタ (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階対策本部	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 18. 2. 3. 3. 2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第 43 条第 2 項一)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u> <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、対策本部の高気密室、二酸化炭素吸収装置及び他の常設設備の機能とあいまって、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p>	<p>3. 18. 2. 3. 3. 2 <u>居住性の確保に関する設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</u></p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項一)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策を行う要員と廃止措置中の東海発電所の事故が同時に発生した場合に対処する対策要員として、緊急時対策所に最大 100 名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所に 7 日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で緊急時対策所非常用送風機 1 台、緊急時対策所非常用フィルタ装置 1 基で 1 セットに加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として 1 セット(東海発電所及び東海第二発電所共用)の合計 2 セットを設置する。</u></p> <p><u>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策所建屋内に対して放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</u></p>	<p>3. 18. 2. 3. 3. 2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第 43 条第 2 項一)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性とあいまって、緊急時対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u> (61-6)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①及び③の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根 2 号炉の送風機及びフィルタユニットは可搬型設備のため、後段の 43 条 3 項適合性方針にて記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>対策本部の二酸化炭素吸収装置は、重大事故等が発生した場合において、陽圧化装置（空気ポンベ）により高気密室を陽圧化する場合において、対策要員が二酸化炭素増加により窒息することを防止可能な十分な二酸化炭素吸収剤量を確保可能な設計とする。保有数は1 台設置することに加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1 台設置する設計とする。</u></p> <p>(61-6)</p> <p><u>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u></p> <p><u>待機場所の遮蔽及び室内遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ポンベ）の機能とあいまって、対策要員の実効線量が7 日間で 100mSv を超えない設計とするものを一式設置する。</u></p> <p>(61-6)</p>	<p><u>緊急時対策所加圧設備は、重大事故時において緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所等を正圧化し、緊急時対策所等内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、十分な容量を保管する。</u></p> <p>(61-6-2, 6-7~9)</p>	<p><u>差圧計は、緊急時対策所の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できる設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉の差圧計は常設 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の遮蔽、高気密室及び二酸化炭素吸収装置は、6号及び7号炉で共用することで、対策活動に必要なスペース、居住性、電源設備、必要な情報及び通信連絡設備を共有し、総合的な管理(事故処置を含む)を行うことにより、安全性の向上を図ることができることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p>b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u></p> <p><u>待機場所の遮蔽及び室内遮蔽は、6号及び7号炉で共用することで、対策活動に必要なスペース、居住性及び通信連絡設備を共有し、総合的な管理(事故処置を含む)を行うことにより、安全性の向上を図ることができることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	<p>(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。</p> <p>ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は、事故対応において東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、緊急時対策所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備を設置する。共用により、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら、総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことで、安全性の向上が図れることから、東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所で共用する設計とする。各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、発電所の区分けなく使用できる設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3-2)</p>	<p>(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所遮蔽及び差圧計は、二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないことから対象外とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉の差圧計は常設</p> <p>③の相違</p> <p>【柏6/7、東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3)設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の遮蔽、高気密室及び二酸化炭素吸収装置は、設計基準事故対処設備である6号及び7号炉中央制御室遮蔽と100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、共通要因により同時に機能が損なわれることのない設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p><u>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</u></p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は、中央制御室から独立した緊急時対策所建屋と一体の遮蔽及び非常用換気設備として、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備、緊急時対策所用差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタを有し、非常用換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所用差圧計、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、中央制御室とは離れた緊急時対策所建屋に保管又は設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、1台で緊急時対策所を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを合計2台設置することで、多重性を有する設計とする。</u></p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所遮蔽及び差圧計は、設計基準事故対処設備である中央制御室遮蔽と100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、共通要因により同時に機能が損なわれることのない設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉の差圧計は常設</p> <p>③の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉の送風機フィルタユニット、空気ポンベ、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは可搬型設備のため、後段の43条3項適合性方針にて記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</p> <p><u>待機場所の遮蔽及び室内遮蔽は、設計基準事故対処設備である6号及び7号炉中央制御室遮蔽と100m以上の隔離距離を確保した位置的分散を図り、共通要因により同時に機能が損なわれることのない設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p><u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、原子炉建屋付属棟内に設置する非常用交流電源設備とは離れた緊急時対策所建屋内に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、多重性を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策所用発電機の7日分の連続運転に必要なタンク容量を有するものを2基設置することで、多重性を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、1台で緊急時対策所用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。</u></p> <p>(61-3-2, 3-6~8, 4-2)</p>		<p>・島根2号炉の発電機及び燃料補給設備は『3.18.2.1 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備』にて設計基準事故対処設備との多様性に対する記載をしている</p> <p>【東海第二】</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.3.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置(空気ボンベ)</u>は、重大事故等が発生した場合において、<u>対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに高気密室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型陽圧化空調機</u>の保有数は1台保管することに加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップとして<u>1台</u>保有する設計とする。また、<u>陽圧化装置(空気ボンベ)</u>の保有数は<u>123本</u>保管することに加え、必要な余裕を考慮した設計とする。</p>	<p>3.18.2.3.3.3 <u>居住性の確保に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</u></p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策を行う要員と廃止措置中の東海発電所の事故が同時に発生した場合に対処する対策要員として、緊急時対策所に最大100名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。</u></p> <p><u>保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で緊急時対策所非常用送風機1台、緊急時対策所非常用フィルタ装置1基で1セットに加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1セット(東海発電所及び東海第二発電所共用)の合計2セットを設置する。</u></p> <p><u>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、身体サーバイ及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策所建屋内に対して放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所加圧設備は、重大事故時において緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所等を正圧化し、</u></p>	<p>3.18.2.3.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの保有数は1台保管することに加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップとして2台保有する設計とする。また、緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)の保有数は454本保管することに加え、必要な余裕を考慮した設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>台数の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>対策本部の差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び対策本部内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を分散して保管する設計とする。</p> <p>可搬型エリアモニタ(対策本部)は、対策本部内の放射線量の測定が可能な測定範囲を持つものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する設計とする。</p> <p>(61-6)</p>	<p>緊急時対策所等内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、十分な容量を保管する。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定が可能なものを、それぞれ1個使用する。保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で、それぞれ1個に加え、故障時及び保守点検時による待機除外時のバックアップ用として1個(東海発電所及び東海第二発電所共用)のそれぞれ合計2個を保管する。</p> <p>緊急時対策所用差圧計は、緊急時対策所の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを、1台使用する。保有数は東海発電所及び東海第二発電所共用で1台を設置する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、重大事故時において、緊急時対策所の放射線量の監視に必要な測定範囲を有するものを、1台使用する。保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</p> <p>(61-6-2~6)</p>	<p>緊急時対策所の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する設計とする。</p> <p>可搬式エリア放射線モニタは、緊急時対策所内の放射線量の測定が可能な測定範囲を持つものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する設計とする。</p> <p>(61-6)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の差圧計は常設</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉の差圧計は常設 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置(空気ポンプ)は、重大事故等が発生した場合において、対策要員の放射性被ばくを低減及び防止するとともに待機場所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。可搬型陽圧化空調機の保有数は2台保管することに加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1台保有する設計とする。また、陽圧化装置(空気ポンプ)の保有数は1792本保管することに加え、必要な余裕を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び待機場所内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を分散して保管する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型エリアモニタ(待機場所)は、待機場所内の放射線量の測定が可能な測定範囲を持つものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-6)</p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機及び差圧計との接続口は、簡便な接続とし一般的な工具で容易かつ確実に接続できる設計とする</u></p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p><u>陽圧化装置(空気ポンプ)は設置場所及び対策本部での弁の手動操作により速やかに対策本部の高気密室を陽圧化できる設計とする。</u></p> <p>(61-4)</p> <p>b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機及び差圧計の接続口は、簡便な接続とし一般的な工具で容易かつ確実に接続できる設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、使用のための接続を伴わない設計とする。</u></p> <p>(61-4)</p>	<p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所加圧設備は、系統に接続した状態で保管されており使用のための接続を伴わない設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エアモニタは、他の設備から独立して単独で使用のため接続を伴わない設計とする。</p>	<p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットとの接続口は、簡便な接続とし容易かつ確実に接続できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)との接続口は、フランジ接続とし容易かつ確実に接続できる設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エア放射線モニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)は、設置場所及び緊急時対策所での弁の手動操作により速やかに緊急時対策所を正圧化できる設計とする。</u></p> <p>(61-4)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉の送風機とフィルタユニットは個別の設備であり、接続が必要</p> <p>④の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉の送風機フィルタユニットは可搬型設備であり、可搬型設備は常設側の接続口と保管状態では切り離している</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置(空気ポンベ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)に該当しないことから、対象外とする。</u></p> <p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンベ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタ(待機場所)は、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)に該当しないことから、対象外とする。</u></p>	<p>(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エアモニタは、常設設備との使用のための接続を伴わない設計とする。</u></p>	<p>(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エア放射線モニタは、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建物の外から水又は電力を供給するものに限る。)に該当しないことから、対象外とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違 【東海第二】 島根2号炉の送風機、フィルタユニットは可搬型設備</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4)設置場所(設置許可基準規則第43条第3項四)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置(空気ポンベ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、5号炉原子炉建屋内に保管し、保管場所での操作可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p>b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンベ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、5号炉原子炉建屋内に保管し、保管場所での操作可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	<p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第3項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エアモニタは、放射線量が高くなるおそれが少ない緊急時対策所建屋内に設置するとともに、緊急時対策所内で操作可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3-8)</p>	<p>(4) 設置場所(設置許可基準規則第43条第3項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)は、炉心損傷前の状況で屋外に設置する設備であり、想定される重大事故等が発生した場合における放射線を考慮しても、2号炉からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない屋外(緊急時対策所南側)に設置し、常設設備との接続が可能である。また、現場での接続作業に当たっては、簡便な結合金具による接続方式及びフランジ接続方式により、確実に速やかに接続可能な設計とする。</u></p> <p><u>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エア放射線モニタは、緊急時対策所(緊急時対策本部)に設置し、設置場所での操作可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉の送風機、フィルタユニット及び空気ポンベは屋外に保管、設置</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7、東海第二】 接続方法の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5)保管場所(設置許可基準規則第43条第3項五)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象及び外部人為事象、又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置(空気ポンベ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ(対策本部)</u>は、風(台風)、竜巻、低温(凍結)、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、火災・爆発(森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機墜落火災)、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管する設計とする。</p> <p>(61-3)</p> <p>b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンベ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ(待機場所)</u>は、風(台風)、竜巻、低温(凍結)、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、火災・爆発(森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機墜落火災)、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管する設計とする。</p> <p>(61-3)</p>	<p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第43条第3項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタ</u>は、風(台風)、竜巻、積雪、凍結、落雷、火山による降灰、森林火災、降水、生物学的事象、近隣工場等の火災・爆発、有毒ガスに対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>緊急時対策所建屋内</u>に保管する。</p> <p><u>緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタ</u>は、<u>緊急時対策所建屋内に保管することで、中央制御室に対して位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p>(61-3-7,8,61-7-2,4)</p>	<p>(5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象及び外部人為事象、又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)</u>は、<u>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準対象設備の配置その他の条件を考慮し、屋外(緊急時対策所南側)に保管する設計とする。</u></p> <p><u>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタ</u>は、風(台風)、竜巻、低温(凍結)、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、火災・爆発(森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機墜落火災)、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>緊急時対策所内</u>に保管する設計とする。</p> <p>(61-3)</p>	<p>備考</p> <p>・設備保管場所の相違【柏崎6/7】 島根2号炉は屋外保管</p> <p>・設備の相違【東海第二】 島根2号炉の送風機、フィルタユニットは可搬型設備</p> <p>・設備の相違【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(6)アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項六)</p> <p>(i)要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u> <u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機</u>は、保管場所及び使用場所が対策本部近傍のため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</p> <p><u>陽圧化装置(空気ポンペ)</u>は、自然現象として考慮する津波、風(台風)、竜巻、低温(凍結)、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象による影響及び外部人為事象として考慮する火災・爆発(森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機墜落火災)、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管することで確実なアクセスが可能な設計とする。</p> <p><u>差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタ</u>は、保管場所及び使用場所が対策本部内であるため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	<p>(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項六)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所加圧設備として、加圧に必要な緊急時対策所加圧設備用空気ボンベ本数を緊急時対策所建屋内に常時保管し、重大事故等時に緊急時対策所加圧設備用空気ボンベの運搬、補充等を要しない設計としている。また、緊急時対策所加圧設備の起動準備、操作は緊急時対策所内の操作スイッチにより遠隔操作が可能な設計とし、運搬、操作に必要な道路及び通路の確保を要しない設計とする。</u></p> <p><u>また、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エアモニタは、緊急時対策所建屋内の各保管場所から設置(測定)場所である緊急時対策所へ移動するため、建屋内の通路を確保する設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3-7, 61-8-2)</p>	<p>(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項六)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ)</u>は、保管場所及び使用場所が屋外(緊急時対策所南側)のため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</p> <p><u>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エア放射線モニタ</u>は、保管場所及び使用場所が緊急時対策所内であるため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉の換気、加圧設備は屋外にて保管・設置 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉は、保管場所及び使用場所が同じ</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、保管場所及び使用場所が待機場所近傍のため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</u></p> <p><u>陽圧化装置(空気ポンプ)は、自然現象として考慮する津波、風(台風)、竜巻、低温(凍結)、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象による影響及び外部人為事象として考慮する火災・爆発(森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機墜落火災)、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管することで確実なアクセスが可能な設計とする。</u></p> <p><u>差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、保管場所は対策本部で使用場所が待機場所内であるため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(61-3)</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(7)設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性(設置許可基準規則第43条第3項七)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機及び陽圧化装置(空気ポンプ)は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管するとともに、設計基準対象施設である6号及び7号炉中央制御室換気空調設備と100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、同時に機能が損なわれることのない設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋に保管する設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p> <p>b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u></p> <p><u>待機場所の陽圧化装置(空気ポンプ)は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管するとともに、設計基準対象施設である6号及び7号炉中央制御室換気空調設備と100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、同時に機能が損なわれることのない設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管する設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項七)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エアモニタは、共通要因によって同時にその機能が損なわれる設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故等について、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の代替設備ではない。</p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性(設置許可基準規則第 43 条第 3 項七)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エア放射線モニタは、共通要因によって同時にその機能が損なわれる設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故等について、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の代替設備ではない。</p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉の緊急時対策所における可搬型重大事故対処設備は緩和設備として位置付けている</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉の送風機、フィルタユニットは可搬型設備</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>①の相違</p>

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [62条 通信連絡を行うために必要な設備]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
-------------------------------------	-------------------------	--------------	----

まとめ資料比較表 [62条(添付)審査説明資料]

比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。

相違No.	相違理由
①	島根は重大事故等対処設備として無線通信設備の固定型と携帯型を使用する
②	島根は有線式通信設備を中央制御室～現場（屋内）で使用し緊急時対策所で使用しないため緊急時対策所からの呼び出し装置は設けていない
③	島根はSPDSを本項3.19.1(1)(ii)項に記載
④	島根は主要設備を記載
⑤	島根は単独申請であり、該当なし
⑥	島根は62条本文と同様に記載
⑦	島根2号炉は柏崎6/7と同様に、SA事象と重畳する自然現象の規模を検討し、環境条件として地震、風（台風）、凍結、降水、積雪を考慮する
⑧	使用する際は固縛した机から運搬し接続して使用する
⑨	共通-1では島根と同様に常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備
⑩	代替する通信連絡設備として所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備を記載
⑪	代替する通信連絡設備として電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備を記載
⑫	共通-1では島根と同様に可搬型重大事故防止設備可搬型重大事故緩和設備
⑬	同様の機能を持つ設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備【62 条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (通信連絡を行うために必要な設備)</p> <p>第六十二条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置またはこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とすること。</p> <p>3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム(SPDS)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要場所で共有するための通信連絡設備(発電所内)を設ける。</p> <p>(i) 通信連絡設備(発電所内)(設置許可基準解釈の第1項a))</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)として、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する設計とする。</p>	<p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備【62 条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (通信連絡を行うために必要な設備)</p> <p>第六十二条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置またはこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とすること。</p> <p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備(設置許可基準規則の解釈の第1項a))</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備(発電所内)、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要場所で共有するための通信設備(発電所内)として、通信連絡設備(発電所内)を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備(発電所内)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備(発電所内)として、衛星電話設備、無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)及び携行型有線通話装置を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備【62 条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (通信連絡を行うために必要な設備)</p> <p>第六十二条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とすること。</p> <p>3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム(SPDS)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要場所で共有するための通信連絡設備(発電所内)を設ける。</p> <p>(i) 通信連絡設備(発電所内)(設置許可基準解釈の第1項a))</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)として、衛星電話設備、無線通信設備及び有線式通信設備を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】 島根は重大事故等対</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(可搬型)及び無線連絡設備のうち無線連絡設備(可搬型)は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携帯型音声呼出電話設備は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(常設)及び無線連絡設備のうち無線連絡設備(常設)は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備(常設)及び無線連絡設備(常設)は、中央制御室待避室におい</p>	<p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備(発電所内)として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム(SPDS)(以下「SPDS」という。)を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)及び無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>SPDSのうちデータ伝送装置は、中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)及び無線通信設備のうち無線通信設備(携帯型)は、緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>有線式通信設備は、中央制御室付近の廃棄物処理建物に保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備のうち無線通信設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。また、衛星電話設備及び無線通信設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、中央制御室待避室にも設置し使用できる</p>	<p>処設備として無線通信設備の固定型と携帯型を使用する (以下、①の相違) 【柏崎6/7】 島根は有線式通信設備を中央制御室～現場(屋内)で使用し緊急時対策所で使用しないため緊急時対策所からの呼び出し装置は設けていない (以下、②の相違) ・記載の適正化 【東海第二】 島根はSPDSを本項3.19.1(1)(ii)項に記載(以下、③の相違)</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ①の相違。 有線式通信設備は中央制御室付近の廃棄物処理建物に保管するため使用に支障はない ・設備の相違, 記載場所の相違 【東海第二】 ③の相違 ・設備の相違 【東海第二】 ①の相違 ・設備の相違 【東海第二】 島根は中央制御室待</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>でも使用できる設計とする。</p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、5号炉原子炉建屋屋外、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内に設置する設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備(常設)及び無線連絡設備(常設)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(常設)及び無線連絡設備(常設)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(可搬型)、無線連絡設備のうち無線連絡設備(可搬型)及び携帯型音声呼出電話設備は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、別の端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、<u>中央制御室又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p>	<p>衛星電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)及び携行型有線通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、<u>中央制御室又は緊急時対策所</u>の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<p><u>設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備及び無線通信設備のうち中央制御室に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線通信設備のうち緊急時対策所に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、全交流動力電源が喪失した場合においても、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備として緊急時対策所近傍に設置している代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備のうち無線通信設備(携帯型)及び有線式通信設備は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、別の端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、<u>緊急時対策所</u>の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p><u>主要な設備は、以下のとおりとする。</u></p>	<p>避室でも使用できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>【柏崎6/7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ②の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>【東海第二】</p> <p>島根は衛星電話設備及び無線通信設備を使用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>【東海第二】</p> <p>島根は衛星電話設備及び無線通信設備を使用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>【柏崎6/7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ②の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>島根は衛星電話設備(携帯型)及び無線通信設備(携帯型)を緊急時対策所に保管するため、充電は緊急時対策所にて実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 <p>【東海第二】</p> <p>島根は主要設備を記載</p> <p>(以下、④の相違)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>衛星電話設備(常設)(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用)</u> ・<u>衛星電話設備(可搬型)(6号及び7号炉共用)</u> ・<u>無線連絡設備(常設)(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用)</u> ・<u>無線連絡設備(可搬型)(6号及び7号炉共用)</u> ・<u>携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用)</u> ・<u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン(6号及び7号炉共用)</u> ・<u>常設代替交流電源設備(6号及び7号炉共用)</u> <u>(第一ガスタービン発電機)(3.14 電源設備【57条】)</u> ・<u>可搬型代替交流電源設備(6号及び7号炉共用)</u> <u>(電源車)(3.14 電源設備【57条】)</u> ・<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(6号及び7号炉共用)</u> <u>(3.18 緊急時対策所【61条】)</u> <p>常設代替交流電源設備(第一ガスタービン発電機)については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備(電源車)については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は「3.18 緊急時対策所」に記載する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>衛星電話設備(固定型)</u> ・<u>衛星電話設備(携帯型)</u> ・<u>無線通信設備(固定型)</u> ・<u>無線通信設備(携帯型)</u> ・<u>有線式通信設備(有線式通信機)</u> ・<u>常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機)</u> <u>(3.14 電源設備【57条】)</u> ・<u>可搬型代替交流電源設備(高圧発電機車)</u> <u>(3.14 電源設備【57条】)</u> ・<u>緊急時対策所用発電機(3.18 緊急時対策所【61条】)</u> <p>常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機)については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備(高圧発電機車)については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用発電機は「3.18 緊急時対策所」に記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【柏崎6/7】 島根は単独申請であり、該当なし (以下、⑤の相違) ・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違 【東海第二】 ①の相違 ・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違 ・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>その他，設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>(ii) 安全パラメータ表示システム（SPDS） （設置許可基準解釈の第1項a）</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</u></p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は，<u>コントロール建屋内に設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</u></p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は，<u>非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <p>・安全パラメータ表示システム（SPDS） （<u>データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置</u>） （<u>緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及</u></p>	<p>SPDSのうちデータ伝送装置は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>その他，設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>(ii) 安全パラメータ表示システム（SPDS） （設置許可基準解釈の第1項a）</p> <p><u>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，SPDSデータ収集サーバ，SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDSデータ収集サーバは廃棄物処理建物に設置し，SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は緊急時対策所に設置する設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDSデータ収集サーバは，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>主要な設備は，以下のとおりとする。</u></p> <p>・安全パラメータ表示システム（SPDS） （<u>SPDSデータ収集サーバ，SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置</u>）</p>	<p>備考</p> <p>・記載の適正化 【東海第二】 東海第二は本項3.19(1)a.に記載</p> <p>・記載の適正化 【東海第二】 ④の相違</p> <p>・設備の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>び7号炉共用)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替交流電源設備 <u>(6号及び7号炉共用)</u> <u>(第一ガスタービン発電機)</u> (3.14 電源設備【57条】) 可搬型代替交流電源設備 <u>(6号及び7号炉共用)</u> <u>(電源車)</u> (3.14 電源設備【57条】) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (6号及び7号炉共用)</u> (3.18 緊急時対策所【61条】) <p>常設代替交流電源設備 <u>(第一ガスタービン発電機)</u> については、「3.14 電源設備」に記載する。 可搬型代替交流電源設備 <u>(電源車)</u> については、「3.14 電源設備」に記載する。 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>は「3.18 緊急時対策所」に記載する。 その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として使用する。</p> <p>(iii) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備 (発電所内) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備 (発電所内) は、「3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針 (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備 (i) 通信連絡設備 (発電所内)」と同じである。</p> <p>(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備 (発電所外)、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備 (発電所外) を設ける。</p>	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡 (発電所内) <u>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信設備 (発電所内) は、「(1)a. 通信連絡設備 (発電所内)」と同じである。</u></p> <p>(2) 発電所外 (社内外) との通信連絡を行うための設備 (設置許可基準規則の解釈の第1項 a))</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備 (発電所外)、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備 (発電所外) 及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外 (社内外) の必要な場所で共有するための通信設備 (発電所外) として、通信連絡設備 (発電所外) を設ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 常設代替交流電源設備 <u>(ガスタービン発電機)</u> (3.14 電源設備【57条】) 可搬型代替交流電源設備 <u>(高圧発電機車)</u> (3.14 電源設備【57条】) <u>緊急時対策所用発電機</u> (3.18 緊急時対策所【61条】) <p>常設代替交流電源設備 <u>(ガスタービン発電機)</u> については、「3.14 電源設備」に記載する。 可搬型代替交流電源設備 <u>(高圧発電機車)</u> については、「3.14 電源設備」に記載する。 <u>緊急時対策所用発電機</u>は「3.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として使用する。</p> <p>(iii) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備 (発電所内) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備 (発電所内) は、「3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針 (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備 (i) 通信連絡設備 (発電所内)」と同じである。</p> <p>(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備 (発電所外)、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備 (発電所外) を設ける。</p>	<p>【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違</p> <p>【東海第二】 島根はSPDS伝送サーバから本社経由で第二データセンターへ</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(i) 通信連絡設備(発電所外)(設置許可基準解釈の第1項a)) 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所外)として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。 衛星電話設備は、「3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針 (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備 (i) 通信連絡設備(発電所内)」と同じである。 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備(常設)(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用) ・衛星電話設備(可搬型)(6号及び7号炉共用) ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX)(6号及び7号炉共用) ・常設代替交流電源設備(6号及び7号炉共用)(第一ガスタービン発電機)(3.14 電源設備【57条】) ・可搬型代替交流電源設備(6号及び7号炉共用)(電源車)(3.14 電源設備【57条】) ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(6号及び7号炉共用)(3.18 緊急時対策所【61条】) 	<p>a. 通信連絡設備(発電所外) 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備(発電所外)として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>(i) 通信連絡設備(発電所外)(設置許可基準解釈の第1項a)) 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所外)として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。 衛星電話設備は、「3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針 (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備 (i) 通信連絡設備(発電所内)」と同じである。 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備(固定型) ・衛星電話設備(携帯型) ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX) ・常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機)(3.14 電源設備【57条】) ・可搬型代替交流電源設備(高圧発電機車)(3.14 電源設備【57条】) ・緊急時対策所用発電機(3.18 緊急時対策所【61条】) 	<p>伝送する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化【東海第二】 記載はしていないが、構成は東海第二も同様。また東海第二は電源を次頁に記載 ・記載の適正化【東海第二】 ④の相違 ・設備の相違【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違【柏崎6/7】 ⑤の相違 ・設備の相違【柏崎6/7】 ⑤の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>常設代替交流電源設備(第一ガスタービン発電機)については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備(電源車)については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は「3.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する。</p> <p>(ii) データ伝送設備(設置許可基準解釈の第1項a))</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できる設備として、<u>緊急時対策支援システム伝送装置</u>で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に設置する設計とする。なお、データ伝送設備を構成する<u>緊急時対策支援システム伝送装置</u>は、「3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備(ii) 安全パラメータ表示システム(SPDS)」と同じである。</p> <p>(iii) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備(発電所外)</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備(発電所外)は、「3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備(i) 通信連絡設備(発電所外)」と同じである。</p> <p>(3) 自主対策設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための自主対策設備として、以下を整備する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所外)として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p><u>衛星電話設備は、「(1)a. 通信連絡設備(発電所内)」と同じである。</u></p> <p>データ伝送設備は、<u>緊急時対策所建屋内</u>に設置する設計とする。なお、データ伝送設備を構成する<u>緊急時対策支援システム伝送装置</u>は、「(1)a. 通信連絡設備(発電所内)」と同じである。</p> <p><u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で共有する通信設備(発電所外)</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で共有する通信設備(発電所外)は、「(2)a. 通信連絡設備(発電所外)」と同じである。</p> <p>(3) 自主対策設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための自主対策設備として、以下を整備する。</p>	<p>常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機)については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備(高圧発電機車)については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機は「3.18 緊急時対策所」に記載する。</u></p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する。</p> <p>(ii) データ伝送設備(設置許可基準解釈の第1項a))</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できる設備として、<u>SPDS伝送サーバ</u>で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、<u>緊急時対策所</u>に設置する設計とする。なお、データ伝送設備を構成する<u>SPDS伝送サーバ</u>は、「3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備(ii) 安全パラメータ表示システム(SPDS)」と同じである。</p> <p>(iii) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備(発電所外)</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備(発電所外)は、「<u>3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備(i) 通信連絡設備(発電所外)</u>」と同じである。</p> <p>(3) 自主対策設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための自主対策設備として、以下を整備する。</p>	<p>備考</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根は前頁の(i)に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(i) <u>送受話器</u> (警報装置を含む。), 電力保安通信用電話設備</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋, タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作, 作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる通信連絡設備として, <u>送受話器</u> (警報装置を含む。) 及び電力保安通信用電話設備を設ける。</p> <p>(ii) テレビ会議システム, 専用電話設備, 衛星電話設備 (社内向)</p> <p>発電所外の本社, 自治体, その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備として, テレビ会議システム, 専用電話設備及び衛星電話設備 (社内向) を設ける。</p>	<p>a. <u>無線連絡設備 (固定型)</u>, <u>送受話器 (ページング)</u>, 電力保安通信用電話設備 (<u>固定電話機, PHS 端末及びFAX</u>)</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋, タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作, 作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる通信連絡設備として, <u>無線連絡設備 (固定型)</u>, <u>送受話器 (ページング)</u>, 電力保安通信用電話設備 (<u>固定電話機, PHS 端末及びFAX</u>) を設ける。</p> <p>b. 電力保安通信用電話設備 (<u>固定電話機, PHS 端末及びFAX</u>), <u>加入電話設備 (加入電話及び加入FAX)</u>, <u>テレビ会議システム (社内)</u>, 専用電話設備 ((専用電話 (ホットライン)) (地方公共団体向))</p> <p>発電所外の本社 (東京), 国, 地方公共団体, その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備として, 電力保安通信用電話設備 (<u>固定電話機, PHS 端末及びFAX</u>), <u>加入電話設備 (加入電話及び加入FAX)</u>, <u>テレビ会議システム (社内)</u> 及び専用電話設備 ((専用電話 (ホットライン)) (地方公共団体向)) を設ける。</p>	<p>(i) <u>所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)</u>, 電力保安通信用電話設備</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋, タービン建物等の建物内外各所の者への必要な操作, 作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる通信連絡設備として, <u>所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)</u> 及び電力保安通信用電話設備を設ける。</p> <p>(ii) <u>電力保安通信用電話設備, 局線加入電話設備, テレビ会議システム, 専用電話設備, 衛星電話設備 (社内向)</u></p> <p>発電所外の本社, 自治体, その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備として, <u>電力保安通信用電話設備, 局線加入電話設備, テレビ会議システム, 専用電話設備及び衛星電話設備 (社内向)</u> を設ける。</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根は自主設備として電力保安通信用電話設備, 局線加入電話設備, 衛星電話設備 (社内向) も使用する</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根は自主設備として電力保安通信用電話設備, 局線加入電話設備, 衛星電話設備 (社内向) も使用する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.19.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.19.2.1 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>3.19.2.1.1 設備概要</p> <p>通信連絡設備（発電所内）は、重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）は、<u>携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備、衛星電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>により構成する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>へデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、<u>データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置</u>により構成する。</p> <p>通信連絡設備全体の系統概要図を図3.19-1、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）を表3.19-1に示す。</p> <p>可搬設備である<u>携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備（可搬型）</u>及び衛星電話設備（<u>可搬型</u>）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、簡便な接続及び操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である<u>無線連絡設備（常設）、衛星電話設備（常設）、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>及び安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS表示装置は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p>3.19.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.19.2.1 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>3.19.2.1.1 設備概要</p> <p>通信設備（発電所内）は、重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。</p> <p>通信設備（発電所内）は、<u>携行型有線通話装置、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）</u>を使用する。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所へ重大事故時等に対処するために必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）は、SPDSを使用する。</p> <p>SPDSは、<u>データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置等</u>から構成される。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を第3.19-1図に、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）を第3.19-1表に示す。</p> <p>可搬設備である<u>携行型有線通話装置、衛星電話設備（携帯型）</u>及び無線連絡設備（<u>携帯型</u>）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用する設備であり、簡便な接続及び操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である<u>衛星電話設備（固定型）</u>及びSPDSのうちSPDSデータ表示装置は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p>3.19.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.19.2.1 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>3.19.2.1.1 設備概要</p> <p>通信連絡設備（発電所内）は、重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）は、<u>有線式通信設備、無線通信設備及び衛星電話設備により構成する。</u></p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために、<u>緊急時対策所</u>へデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、<u>SPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置</u>により構成する。</p> <p>通信連絡設備全体の概略系統図を第3.19-1図、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）を第3.19-1表に示す。</p> <p>可搬設備である<u>有線式通信設備、無線通信設備（携帯型）</u>及び衛星電話設備（<u>携帯型</u>）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は<u>設置する</u>設備であり、簡便な接続及び操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である<u>無線通信設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）</u>及び安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDSデータ表示装置は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>①の相違</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】</p> <p>有線式通信設備は人が携行して専用接続端子に接続して使用する</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>①の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p>

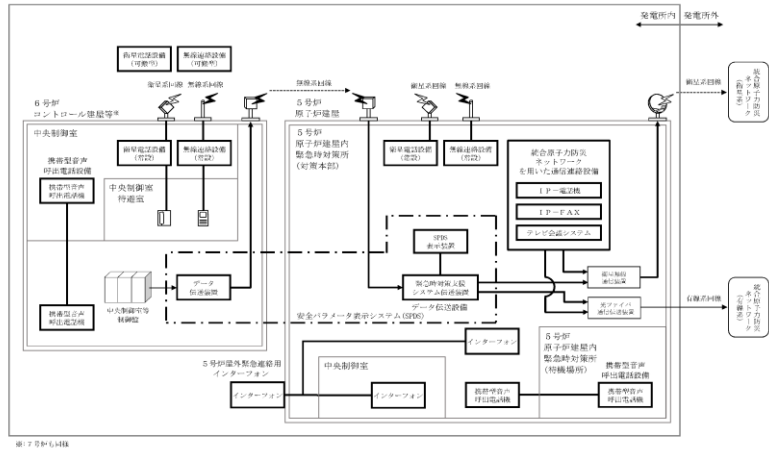
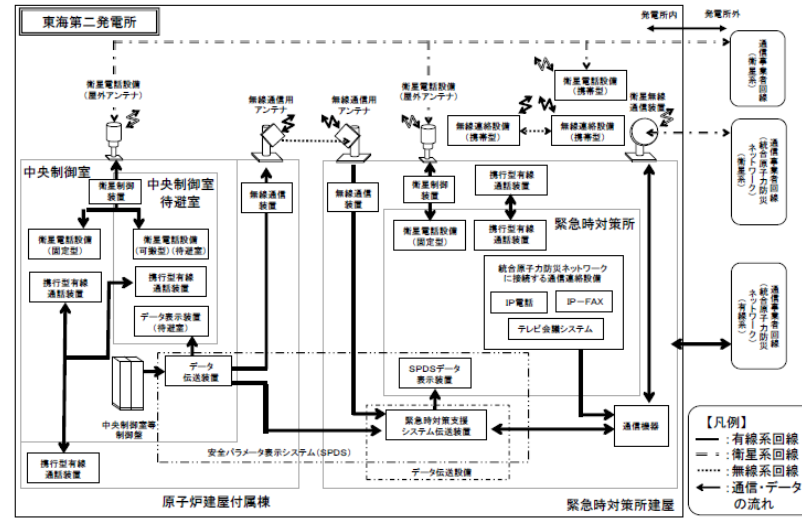


図 3.19-1 通信連絡設備の系統概要図

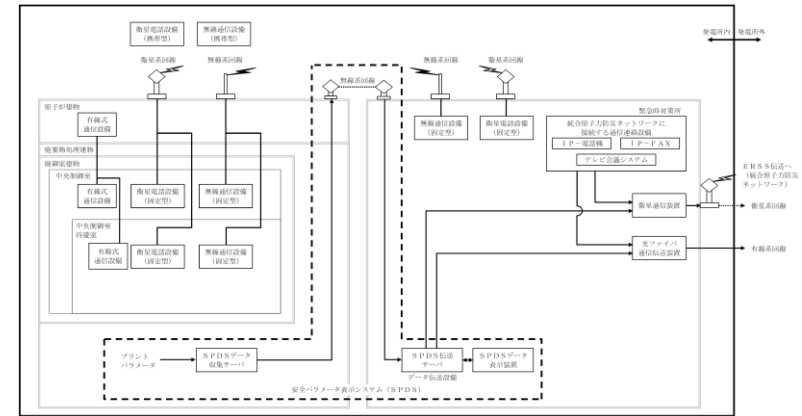
添 3.19-8

・電源設備については、「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」及び「3.18 緊急時対策所（設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章）」で示す。

第 3.19 - 1 図 通信連絡設備の系統概略図



第 3.19-1 図 通信連絡設備の系統概要図



電源設備については、「3.14 電源設備（設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章）」及び「3.18 緊急時対策所（設置許可基準規則 61 条に対する設計方針を示す章）」で示す。

第 3.19 - 1 図 通信連絡設備概略系統図

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
④の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
<p align="center">第3.19-1 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧 (発電所内の通信連絡)</p>	<p align="center">第3.19-1表 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧 (発電所内の通信連絡)</p>	<p align="center">第3.19-1表 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧 (発電所内の通信連絡)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①携帯型音声呼出電話設備【可搬】 ②無線連絡設備(常設)【常設】 ③無線連絡設備(可搬型)【可搬】 ④衛星電話設備(常設)【常設】 ⑤衛星電話設備(可搬型)【可搬】 ⑥安全パラメータ表示システム(SPDS)【常設】 ⑦5号炉屋外緊急連絡用インターフォン【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路(伝送路)</td> <td>無線連絡設備(屋外アンテナ)【常設】② 衛星電話設備(屋外アンテナ)【常設】④ 無線通信装置【常設】⑥ 有線(建屋内)【常設】①②④⑥⑦</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備*1 (燃料補給設備を含む)</td> <td>常設代替交流電源設備②④⑥ 第一ガスタービン発電機【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ(16kL)【可搬】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備②④⑥ 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】②～⑦ 可搬ケーブル【可搬】②～⑦ 負荷変圧器【常設】②～⑦ 交流分電盤【常設】②～⑦ 燃料補給設備 軽油タンク【常設】②～⑦ タンクローリ(4kL)【可搬】②～⑦</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	①携帯型音声呼出電話設備【可搬】 ②無線連絡設備(常設)【常設】 ③無線連絡設備(可搬型)【可搬】 ④衛星電話設備(常設)【常設】 ⑤衛星電話設備(可搬型)【可搬】 ⑥安全パラメータ表示システム(SPDS)【常設】 ⑦5号炉屋外緊急連絡用インターフォン【常設】	附属設備	—	水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)	—	流路(伝送路)	無線連絡設備(屋外アンテナ)【常設】② 衛星電話設備(屋外アンテナ)【常設】④ 無線通信装置【常設】⑥ 有線(建屋内)【常設】①②④⑥⑦	注水先	—	電源設備*1 (燃料補給設備を含む)	常設代替交流電源設備②④⑥ 第一ガスタービン発電機【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ(16kL)【可搬】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備②④⑥ 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】②～⑦ 可搬ケーブル【可搬】②～⑦ 負荷変圧器【常設】②～⑦ 交流分電盤【常設】②～⑦ 燃料補給設備 軽油タンク【常設】②～⑦ タンクローリ(4kL)【可搬】②～⑦	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①携行型有線通話装置【可搬】 ②衛星電話設備(固定型)【常設】 ③衛星電話設備(携帯型)【可搬】 ④無線連絡設備(携帯型)【可搬】 ⑤安全パラメータ表示システム(SPDS)【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路(伝送路)</td> <td>専用接続箱～専用接続箱回路【常設】① 衛星電話設備(屋外アンテナ)【常設】③ 衛星制御装置【常設】③ 衛星電話設備(固定型)～衛星電話設備(屋外アンテナ)回路【常設】③ 無線通信装置【常設】⑤ 無線通信用アンテナ【常設】⑤ 安全パラメータ表示システム(SPDS)～無線通信用アンテナ回路【常設】⑤</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連設備</td> <td>非常用交流電源設備 2D 非常用ディーゼル発電機【常設】②③④⑤ 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】②③④⑤ 常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】②③④⑤ 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】②③④⑤ 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】②③④⑤ 常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプ【常設】②③④⑤ 2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ【常設】②③④⑤ 可搬型設備用軽油タンク【常設】②③④⑤ タンクローリ【可搬】②③④⑤ 緊急時対策所用代替電源設備 緊急時対策所用発電機【常設】②③④⑤ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク【常設】②③④⑤ 緊急時対策所用発電機給油ポンプ【常設】②③④⑤</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	①携行型有線通話装置【可搬】 ②衛星電話設備(固定型)【常設】 ③衛星電話設備(携帯型)【可搬】 ④無線連絡設備(携帯型)【可搬】 ⑤安全パラメータ表示システム(SPDS)【常設】	附属設備	—	水源	—	流路(伝送路)	専用接続箱～専用接続箱回路【常設】① 衛星電話設備(屋外アンテナ)【常設】③ 衛星制御装置【常設】③ 衛星電話設備(固定型)～衛星電話設備(屋外アンテナ)回路【常設】③ 無線通信装置【常設】⑤ 無線通信用アンテナ【常設】⑤ 安全パラメータ表示システム(SPDS)～無線通信用アンテナ回路【常設】⑤	注水先	—	関連設備	非常用交流電源設備 2D 非常用ディーゼル発電機【常設】②③④⑤ 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】②③④⑤ 常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】②③④⑤ 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】②③④⑤ 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】②③④⑤ 常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプ【常設】②③④⑤ 2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ【常設】②③④⑤ 可搬型設備用軽油タンク【常設】②③④⑤ タンクローリ【可搬】②③④⑤ 緊急時対策所用代替電源設備 緊急時対策所用発電機【常設】②③④⑤ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク【常設】②③④⑤ 緊急時対策所用発電機給油ポンプ【常設】②③④⑤	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①有線式通信設備【可搬型】 ②無線通信設備(固定型)【常設】 ③無線通信設備(携帯型)【可搬型】 ④衛星電話設備(固定型)【常設】 ⑤衛星電話設備(携帯型)【可搬型】 ⑥安全パラメータ表示システム(SPDS)【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路(伝送路)</td> <td>無線通信設備(屋外アンテナ)【常設】② 衛星電話設備(屋外アンテナ)【常設】④ 無線通信装置【常設】⑥ 有線(建物内)(有線式通信設備, 無線通信設備(固定型), 衛星電話設備(固定型)に係るもの)【常設】①②④ 有線(建物内)(安全パラメータ表示システム(SPDS)に係るもの)【常設】⑥</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備*1 (燃料補給設備を含む)</td> <td>常設代替交流電源設備②④⑥ ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 ガスタービン発電機用サービスタンク【常設】 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備②④⑥ 高圧発電機車【可搬型】 ガスタービン発電機軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】 可搬型代替交流電源設備②～⑥ 緊急時対策所用発電機【可搬型】 可搬ケーブル【可搬型】 緊急時対策所 低圧母線盤【常設】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤【常設】 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	①有線式通信設備【可搬型】 ②無線通信設備(固定型)【常設】 ③無線通信設備(携帯型)【可搬型】 ④衛星電話設備(固定型)【常設】 ⑤衛星電話設備(携帯型)【可搬型】 ⑥安全パラメータ表示システム(SPDS)【常設】	附属設備	—	水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)	—	流路(伝送路)	無線通信設備(屋外アンテナ)【常設】② 衛星電話設備(屋外アンテナ)【常設】④ 無線通信装置【常設】⑥ 有線(建物内)(有線式通信設備, 無線通信設備(固定型), 衛星電話設備(固定型)に係るもの)【常設】①②④ 有線(建物内)(安全パラメータ表示システム(SPDS)に係るもの)【常設】⑥	注水先	—	電源設備*1 (燃料補給設備を含む)	常設代替交流電源設備②④⑥ ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 ガスタービン発電機用サービスタンク【常設】 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備②④⑥ 高圧発電機車【可搬型】 ガスタービン発電機軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】 可搬型代替交流電源設備②～⑥ 緊急時対策所用発電機【可搬型】 可搬ケーブル【可搬型】 緊急時対策所 低圧母線盤【常設】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤【常設】 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】	計装設備	—	<p>①, ②の相違, 流路や電源設備の相違</p>
設備区分	設備名																																																		
主要設備	①携帯型音声呼出電話設備【可搬】 ②無線連絡設備(常設)【常設】 ③無線連絡設備(可搬型)【可搬】 ④衛星電話設備(常設)【常設】 ⑤衛星電話設備(可搬型)【可搬】 ⑥安全パラメータ表示システム(SPDS)【常設】 ⑦5号炉屋外緊急連絡用インターフォン【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)	—																																																		
流路(伝送路)	無線連絡設備(屋外アンテナ)【常設】② 衛星電話設備(屋外アンテナ)【常設】④ 無線通信装置【常設】⑥ 有線(建屋内)【常設】①②④⑥⑦																																																		
注水先	—																																																		
電源設備*1 (燃料補給設備を含む)	常設代替交流電源設備②④⑥ 第一ガスタービン発電機【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ(16kL)【可搬】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備②④⑥ 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】②～⑦ 可搬ケーブル【可搬】②～⑦ 負荷変圧器【常設】②～⑦ 交流分電盤【常設】②～⑦ 燃料補給設備 軽油タンク【常設】②～⑦ タンクローリ(4kL)【可搬】②～⑦																																																		
計装設備	—																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備	①携行型有線通話装置【可搬】 ②衛星電話設備(固定型)【常設】 ③衛星電話設備(携帯型)【可搬】 ④無線連絡設備(携帯型)【可搬】 ⑤安全パラメータ表示システム(SPDS)【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源	—																																																		
流路(伝送路)	専用接続箱～専用接続箱回路【常設】① 衛星電話設備(屋外アンテナ)【常設】③ 衛星制御装置【常設】③ 衛星電話設備(固定型)～衛星電話設備(屋外アンテナ)回路【常設】③ 無線通信装置【常設】⑤ 無線通信用アンテナ【常設】⑤ 安全パラメータ表示システム(SPDS)～無線通信用アンテナ回路【常設】⑤																																																		
注水先	—																																																		
関連設備	非常用交流電源設備 2D 非常用ディーゼル発電機【常設】②③④⑤ 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】②③④⑤ 常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】②③④⑤ 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】②③④⑤ 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】②③④⑤ 常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプ【常設】②③④⑤ 2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ【常設】②③④⑤ 可搬型設備用軽油タンク【常設】②③④⑤ タンクローリ【可搬】②③④⑤ 緊急時対策所用代替電源設備 緊急時対策所用発電機【常設】②③④⑤ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク【常設】②③④⑤ 緊急時対策所用発電機給油ポンプ【常設】②③④⑤																																																		
計装設備	—																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備	①有線式通信設備【可搬型】 ②無線通信設備(固定型)【常設】 ③無線通信設備(携帯型)【可搬型】 ④衛星電話設備(固定型)【常設】 ⑤衛星電話設備(携帯型)【可搬型】 ⑥安全パラメータ表示システム(SPDS)【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)	—																																																		
流路(伝送路)	無線通信設備(屋外アンテナ)【常設】② 衛星電話設備(屋外アンテナ)【常設】④ 無線通信装置【常設】⑥ 有線(建物内)(有線式通信設備, 無線通信設備(固定型), 衛星電話設備(固定型)に係るもの)【常設】①②④ 有線(建物内)(安全パラメータ表示システム(SPDS)に係るもの)【常設】⑥																																																		
注水先	—																																																		
電源設備*1 (燃料補給設備を含む)	常設代替交流電源設備②④⑥ ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 ガスタービン発電機用サービスタンク【常設】 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備②④⑥ 高圧発電機車【可搬型】 ガスタービン発電機軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】 可搬型代替交流電源設備②～⑥ 緊急時対策所用発電機【可搬型】 可搬ケーブル【可搬型】 緊急時対策所 低圧母線盤【常設】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤【常設】 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】																																																		
計装設備	—																																																		
<p>*1: 単線結線図を補足説明資料62-2に示す。 電源設備のうち, 常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備及び燃料補給設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。また, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備, 可搬ケーブル, 負荷変圧器及び交流分電盤については「3.18 緊急時対策所(設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>*1: 単線結線図を補足説明資料62-2に示す。電源設備のうち非常用交流電源設備, 常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備及び燃料給油設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。また, 電源設備のうち緊急時対策所用代替電源設備については「3.18 緊急時対策所(設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>*1: 単線結線図を補足説明資料62-2に示す。 電源設備のうち, 常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備および燃料補給設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。また, 緊急時対策所用発電機, 可搬ケーブル, 緊急時対策所 低圧母線盤及び緊急時対策所 発電機接続プラグ盤については「3.18 緊急時対策所(設置許可基準規則61条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>																																																	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.19.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>携帯型音声呼出電話設備 (6号及び7号炉共用)</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時対策所</u> <p>設備名 : <u>携帯型音声呼出電話機</u> 使用回線 : <u>有線系回線</u> 個数 : <u>1式</u> 使用場所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</u></p> <p>保管場所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</u></p> <p>(2) <u>携帯型音声呼出電話設備</u></p> <p>設備名 : <u>携帯型音声呼出電話機</u> 使用回線 : <u>有線系回線</u> 個数 : <u>1式</u> 使用場所 : <u>原子炉建屋地下3階及び地下1階, 地上1階 コントロール建屋地上2階, 地下1階(6号炉のみ)</u></p> <p>保管場所 : <u>コントロール建屋地上2階 (中央制御室)</u></p> <p>(3) <u>無線連絡設備 (6号及び7号炉共用)</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時対策所</u> 	<p>3.19.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>携行型有線通話装置</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時対策所 (通常運転時等)</u> ・<u>緊急時対策所 (重大事故等時)</u> ・<u>通信連絡設備 (通常運転時等)</u> <p>使用回線 <u>有線系回線</u> 個数 <u>一式</u> 設置場所 <u>原子炉建屋附属棟地下1,2階, 1,3,4階, 屋上 原子炉建屋原子炉棟地下1,2階, 1,2,3,4,5,6階 原子炉建屋廃棄物処理棟地下1階, 1,3階 緊急時対策所建屋1,2,3階</u></p> <p>保管場所 <u>中央制御室 (原子炉建屋附属棟3階), 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</u></p>	<p>3.19.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>有線式通信設備</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>通信連絡設備 (通常運転時等)</u> <p>設備名 : <u>有線式通信機</u> 使用回線 : <u>有線系回線</u> 個数 : <u>一式</u> 使用場所 : <u>原子炉建物原子炉棟地下2階, 1階及び2階 原子炉建物附属棟1階, 2階及び3階 制御室建物4階 (中央制御室) 廃棄物処理建物1階</u></p> <p>保管場所 : <u>廃棄物処理建物1階 (中央制御室付近)</u></p> <p>(2) <u>無線通信設備</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時対策所 (通常運転時等)</u> ・<u>緊急時対策所 (重大事故等時)</u> ・<u>中央制御室 (重大事故等時)</u> ・<u>通信連絡設備 (通常運転時等)</u> 	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・記載の適正化 【柏崎6/7, 東海第二】 島根は62条本文と同様に記載 (以下, ⑥の相違)</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ①, ⑥の相違 【柏崎6/7】 ⑤, ⑥の相違 ・記載の適正化</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>設備名 : <u>無線連絡設備 (常設)</u> 使用回線 : 無線系回線 個数 : 1 式 取付箇所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</u></p> <p>設備名 : <u>無線連絡設備 (可搬型)</u> 使用回線 : 無線系回線 個数 : 1 式 使用場所 : 屋外 保管場所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</u></p> <p><u>(4)無線連絡設備</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・ <u>中央制御室</u></p> <p>設備名 : <u>無線連絡設備 (常設)</u> 使用回線 : <u>無線系回線</u> 個数 : <u>1 式</u> 取付箇所 : <u>コントロール建屋地上2階 (中央制御室)</u></p> <p><u>(5)衛星電話設備 (6号及び7号炉共用)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・ 緊急時対策所</p> <p>設備名 : <u>衛星電話設備 (常設)</u> 使用回線 : 衛星系回線 個数 : 1 式 取付箇所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</u></p> <p>設備名 : <u>衛星電話設備 (可搬型)</u></p>	<p><u>(2) 衛星電話設備 (固定型) (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・ 緊急時対策所 (通常運転時等) ・ 緊急時対策所 (重大事故等時)</p> <p>・ 通信連絡設備 (通常運転時等)</p> <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式 取付箇所 中央制御室 (原子炉建屋付属棟3階) , 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</p> <p><u>(3) 衛星電話設備 (携帯型) (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u></p>	<p>設備名 : <u>無線通信設備 (固定型)</u> 使用回線 : 無線系回線 個数 : 一式 取付箇所 : <u>緊急時対策所1階 (緊急時対策所), 制御室建物4階 (中央制御室)</u></p> <p>設備名 : <u>無線通信設備 (携帯型)</u> 使用回線 : 無線系回線 個数 : 一式 使用場所 : 屋外 保管場所 : <u>緊急時対策所1階 (緊急時対策所)</u></p> <p><u>(3) 衛星電話設備</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・ <u>緊急時対策所 (通常運転時等)</u> ・ <u>緊急時対策所 (重大事故等時)</u> ・ <u>中央制御室 (重大事故等時)</u> ・ <u>通信連絡設備 (通常運転時等)</u></p> <p>設備名 : <u>衛星電話設備 (固定型)</u> 使用回線 : 衛星系回線 個数 : 一式 取付箇所 : <u>緊急時対策所1階 (緊急時対策所), 制御室建物4階 (中央制御室)</u></p>	<p>【柏崎 6/7】 島根は柏崎 6/7 の (3) と (4) を集約して記載</p> <p>・ 記載の適正化 【柏崎 6/7】 島根は柏崎 6/7 の (3) と (4) を集約して記載</p> <p>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑤, ⑥の相違。島根は柏崎 6/7 の (5) と (6) を集約して記載 【東海第二】 ⑤の相違。島根は東海第二の (2) と (3) を集約して記載</p> <p>・ 設備の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>使用回線 : 衛星系回線 個数 : 1 式 使用場所 : 屋外 保管場所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</u></p> <p><u>(6)衛星電話設備</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・<u>中央制御室</u></p> <p>設備名 : <u>衛星電話設備(常設)</u> 使用回線 : <u>衛星系回線</u> 個数 : <u>1式</u> 取付箇所 : <u>コントロール建屋地上2階(中央制御室)</u></p> <p><u>(7)安全パラメータ表示システム(SPDS)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・<u>計装設備</u> ・<u>緊急時対策所</u></p>	<p>兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等)</p> <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式 設置場所 屋外 保管場所 緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</p> <p><u>(4)無線連絡設備(携帯型)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・<u>緊急時対策所(通常運転時等)</u> ・<u>緊急時対策所(重大事故等時)</u> ・<u>通信連絡設備(通常運転時等)</u> 使用回線 <u>無線系回線</u> 個数 <u>一式</u> 設置場所 <u>屋外</u> 保管場所 <u>緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</u></p> <p><u>(5)SPDS</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備(重大事故等対処設備) ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等)</p>	<p>設備名 : <u>衛星電話設備(携帯型)</u> 使用回線 : 衛星系回線 個数 : 一式 使用場所 : 屋外 保管場所 : <u>緊急時対策所1階(緊急時対策所)</u></p> <p><u>(4)安全パラメータ表示システム(SPDS)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・<u>計装設備(重大事故等対処設備)</u> ・<u>緊急時対策所(通常運転時等)</u> ・<u>緊急時対策所(重大事故等時)</u> ・<u>通信連絡設備(通常運転時等)</u></p>	<p>⑤の相違 【柏崎6/7】 ⑥の相違</p> <p>・記載の適正化 【柏崎6/7】 島根は柏崎6/7の(5)と(6)を集約して記載</p> <p>・記載場所の相違 【東海第二】 島根は(2)に記載。</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>設備名 : <u>データ伝送装置</u> 使用回線 : 有線系回線, 無線系回線</p> <p>個数 : 1式 取付箇所 : <u>6号炉 コントロール建屋地上1階</u> <u>7号炉 コントロール建屋地上1階</u></p> <p>設備名 : <u>緊急時対策支援システム伝送装置</u> 使用回線 : 有線系回線, 無線系回線 個数 : 1式 (6号及び7号炉共用) 取付箇所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</u></p> <p>設備名 : <u>SPDS 表示装置</u> 個数 : 1式 (6号及び7号炉共用) 取付箇所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</u></p> <p>(8) <u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (6号及び7号炉共用)</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u> <u>・緊急時対策所</u></p> <p><u>設備名 : インターフォン</u> <u>使用回線 : 有線系回線</u> <u>個数 : 1式</u> <u>取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</u> <u>5号炉原子炉建屋地上2階 (5号炉中央制御室)</u> <u>5号炉原子炉建屋屋外</u></p>	<p>a. <u>データ伝送装置</u> 使用回線 有線系回線及び無線系回線</p> <p>個数 一式 取付箇所 <u>中央制御室 (原子炉建屋付属棟3階)</u></p> <p>b. <u>緊急時対策支援システム伝送装置</u> 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式 取付箇所 <u>緊急時対策所建屋2階</u></p> <p>c. <u>SPDSデータ表示装置</u> 個数 一式 取付箇所 <u>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</u></p>	<p>設備名 : <u>SPDSデータ収集サーバ</u> 使用回線 : 有線系回線, 無線系回線 (有線系回線は35条対象設備) 個数 : 一式 取付箇所 : <u>廃棄物処理建物1階</u></p> <p>設備名 : <u>SPDS伝送サーバ</u> 使用回線 : 有線系回線, 無線系回線 個数 : 一式 取付箇所 : <u>緊急時対策所1階 (緊急時対策所)</u></p> <p>設備名 : <u>SPDSデータ表示装置</u> 個数 : 一式 取付箇所 : <u>緊急時対策所1階 (緊急時対策所)</u></p>	<p>⑥の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②, ⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 19. 2. 1. 3 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>3. 19. 2. 1. 3. 1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第 43 条第 1 項一）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備は、可搬型であり、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、原子炉建屋、コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設備</u>であることから、想定される重大事故等時における原子炉建屋原子炉区域内及びその他建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3. 19-2 に示す設計とする。</p> <p><u>無線連絡設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設備</u>であることから、想定される重大事故等時における中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3. 19-3 に示す設計とする。</p> <p><u>無線連絡設備（可搬型）は、可搬型であり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、屋外で使用する設備</u>であることから、想定される重大事故等時における屋外及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3. 19-4 に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p><u>衛星電話設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設備</u>であることから、想定される重大事故等時における中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3. 19-5 に示す設計とする。</p> <p><u>衛星電話設備（可搬型）は、可搬型であり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、屋外で使用する設備</u>であることから、想定される重大事故等時における屋外及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3. 19-6 に示す設計とする。また、</p>	<p>3. 19. 2. 1. 3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3. 19. 2. 1. 3. 1 通信設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件（設置許可基準規則第43条第1項一）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、重大事故等時に原子炉建屋及び緊急時対策所建屋内で使用する設備</u>であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋及び緊急時対策所建屋内の環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3. 19-2表に示す設計とする。</p> <p><u>衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置する設備</u>であることから、その機能を期待される重大事故等時における、中央制御室及び緊急時対策所内のそれぞれの環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3. 19-3表に示す設計とする。</p> <p><u>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管し、重大事故等時に屋外で使用する設備</u>であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外及び緊急時対策所内の環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3. 19-4表及び第3. 19-5表に示す設計とす</p>	<p>3. 19. 2. 1. 3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>3. 19. 2. 1. 3. 1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項一）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>有線式通信設備は、可搬型であり、中央制御室付近の廃棄物処理建物に保管し、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物にて使用する設備</u>であることから、想定される重大事故等時における原子炉建物、<u>廃棄物処理建物及び制御室建物</u>内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3. 19-2表に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p><u>無線通信設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置する設備</u>であることから、<u>想定される重大事故等時における中央制御室及び緊急時対策所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3. 19-3表に示す設計とする。</u></p> <p><u>無線通信設備（携帯型）は、可搬型であり、緊急時対策所に保管し、屋外で使用する設備</u>であることから、<u>想定される重大事故等時における屋外及び緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3. 19-4表に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置する設備</u>であることから、想定される重大事故等時における中央制御室及び緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3. 19-5表に示す設計とする。</p> <p><u>衛星電話設備（携帯型）は、可搬型であり、緊急時対策所に保管し、屋外で使用する設備</u>であることから、想定される重大事故等時における屋外及び緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3. 19-6表に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ①の相違。東海第二は別の段落で記載</p> <p>・記載の適正化 【東海第二】 東海第二は別の段落で記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、5号炉原子炉建屋屋外、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における5号炉原子炉建屋屋外、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-7及び表3.19-8に示す設計とする。</u></p>	<p>る。</p> <p>(62-3-2, 3, 14)</p>		<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p align="center"><u>表 3.19-2 想定する環境条件及び荷重条件</u> <u>(携帯型音声呼出電話設備)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋，コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また，保管場所である中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し，転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋，コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において，人が携行して使用することから，地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し，使用場所である原子炉建屋，コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において，人が携行して使用することから，風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。 (62-3-2, 62-3-3, 62-3-5~9, 62-3-13)</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋，コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また，保管場所である中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所である中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し，転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋，コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において，人が携行して使用することから，地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し，使用場所である原子炉建屋，コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において，人が携行して使用することから，風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。 (62-3-2, 62-3-3, 62-3-5~9, 62-3-13)	<p align="center"><u>第3.19-2表 想定する環境条件</u> <u>(携行型有線通話装置)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度，圧力，湿度，放射線</td> <td>保管場所及び設置場所である中央制御室，緊急時対策所及び屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置又は保管するものではないため，天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮し，機器が損傷しないことを確認し，人が携行して使用する。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風），竜巻，積雪，火山の影響</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所内に設置及び保管するため，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度，圧力，湿度，放射線	保管場所及び設置場所である中央制御室，緊急時対策所及び屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置又は保管するものではないため，天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮し，機器が損傷しないことを確認し，人が携行して使用する。	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。	風（台風），竜巻，積雪，火山の影響	中央制御室及び緊急時対策所内に設置及び保管するため，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。	<p align="center"><u>第 3.19 - 2 表 想定する環境条件及び荷重条件</u> <u>(有線式通信設備)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建物，廃棄物処理建物及び制御室建物で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また，保管場所である廃棄物処理建物で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である廃棄物処理建物で想定される地震動に対し，転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建物及び制御室建物において，人が携行して使用することから，地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>廃棄物処理建物に保管し，使用場所である原子炉建物及び制御室建物において，人が携行して使用することから，風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物，廃棄物処理建物及び制御室建物で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また，保管場所である廃棄物処理建物で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所である廃棄物処理建物で想定される地震動に対し，転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建物及び制御室建物において，人が携行して使用することから，地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	廃棄物処理建物に保管し，使用場所である原子炉建物及び制御室建物において，人が携行して使用することから，風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【柏崎 6/7，東海第二】 ②の相違 ・設計方針の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は柏崎 6/7 と同様に，SA 事象と重畳する自然現象の規模を検討し，環境条件として地震，風（台風），凍結，降水，積雪を考慮する （以下，⑦の相違）
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋，コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また，保管場所である中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	保管場所である中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し，転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋，コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において，人が携行して使用することから，地震による影響は受けない。																																														
風（台風）・積雪	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し，使用場所である原子炉建屋，コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において，人が携行して使用することから，風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。 (62-3-2, 62-3-3, 62-3-5~9, 62-3-13)																																														
環境条件	対応																																														
温度，圧力，湿度，放射線	保管場所及び設置場所である中央制御室，緊急時対策所及び屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置又は保管するものではないため，天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	保管場所で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮し，機器が損傷しないことを確認し，人が携行して使用する。																																														
津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。																																														
風（台風），竜巻，積雪，火山の影響	中央制御室及び緊急時対策所内に設置及び保管するため，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響を受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。																																														
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物，廃棄物処理建物及び制御室建物で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また，保管場所である廃棄物処理建物で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	保管場所である廃棄物処理建物で想定される地震動に対し，転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建物及び制御室建物において，人が携行して使用することから，地震による影響は受けない。																																														
風（台風）・積雪	廃棄物処理建物に保管し，使用場所である原子炉建物及び制御室建物において，人が携行して使用することから，風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
<p align="center"><u>表 3.19-3 想定する環境条件及び荷重条件</u> <u>(無線連絡設備 (常設))</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため，風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。 (62-3-2, 62-3-3, 62-3-12)</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため，風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。 (62-3-2, 62-3-3, 62-3-12)		<p align="center"><u>第 3.19 - 3 表 想定する環境条件及び荷重条件</u> <u>(無線通信設備 (固定型))</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>中央制御室，廃棄物処理建物及び緊急時対策所で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所に設置するため，風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室，廃棄物処理建物及び緊急時対策所で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所に設置するため，風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【東海第二】 ①の相違 																
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																																														
風（台風）・積雪	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため，風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。 (62-3-2, 62-3-3, 62-3-12)																																														
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室，廃棄物処理建物及び緊急時対策所で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																														
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所に設置するため，風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p>表 3.19-4 想定する環境条件及び荷重条件 (無線連絡設備(可搬型))</p> <table border="1" data-bbox="157 321 917 926"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行う設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-13)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行う設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.19-3表 想定する環境条件 (衛星電話設備(固定型))</p> <table border="1" data-bbox="1006 1108 1644 1766"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度、圧力、湿度、放射線</td> <td>設置場所である中央制御室及び緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である中央制御室及び緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。	風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。	<p>第 3.19 - 4 表 想定する環境条件及び荷重条件 (無線通信設備(携帯型))</p> <table border="1" data-bbox="1745 296 2490 848"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-7)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	保管場所である緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風(台風)・積雪	緊急時対策所に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化【東海第二】東海第二は第 3.19-5 表に記載 設計方針の相違【東海第二】⑦の相違
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行う設計とする。																																														
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																														
地震	保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																														
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である中央制御室及び緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。																																														
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																														
津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。																																														
風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響を受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。																																														
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																														
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																														
地震	保管場所である緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																														
風(台風)・積雪	緊急時対策所に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
<p>表 3.19-5 想定する環境条件及び荷重条件 (衛星電話設備(常設))</p> <table border="1" data-bbox="157 1136 917 1619"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-12)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.19-3表 想定する環境条件 (衛星電話設備(固定型))</p> <table border="1" data-bbox="1006 1108 1644 1766"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度、圧力、湿度、放射線</td> <td>設置場所である中央制御室及び緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である中央制御室及び緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。	風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。	<p>第 3.19 - 5 表 想定する環境条件及び荷重条件 (衛星電話設備(固定型))</p> <table border="1" data-bbox="1760 1115 2475 1562"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-7)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	中央制御室及び緊急時対策所に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<ul style="list-style-type: none"> 設計方針の相違【東海第二】⑦の相違
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																														
風(台風)・積雪	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である中央制御室及び緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。																																														
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																														
津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。																																														
風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響を受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。																																														
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																														
風(台風)・積雪	中央制御室及び緊急時対策所に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p align="center">表 3.19-6 想定する環境条件及び荷重条件 (衛星電話設備 (可搬型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行う設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-3-2, 62-3-13)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行う設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p align="center">第3.19-4表 想定する環境条件 (衛星電話設備 (携帯型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度、圧力、湿度、放射線</td> <td>保管場所である緊急時対策所内及び設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>設置場所である降水及び凍結より機能を損なうことのないよう防水及び凍結対策を考慮した設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である想定される適切な地震荷重との組合せを考慮し、機器が損傷しないことを確認し、人が携行して使用する。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに保管する。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響</td> <td>緊急時対策所内に保管するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度、圧力、湿度、放射線	保管場所である緊急時対策所内及び設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	設置場所である降水及び凍結より機能を損なうことのないよう防水及び凍結対策を考慮した設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所である想定される適切な地震荷重との組合せを考慮し、機器が損傷しないことを確認し、人が携行して使用する。	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに保管する。	風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	緊急時対策所内に保管するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。	<p align="center">第3.19-6表 想定する環境条件及び荷重条件 (衛星電話設備 (携帯型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-3-7)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所である緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風(台風)・積雪	緊急時対策所に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設計方針の相違 【東海第二】 ⑦の相違</p>
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行う設計とする。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																														
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
温度、圧力、湿度、放射線	保管場所である緊急時対策所内及び設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	設置場所である降水及び凍結より機能を損なうことのないよう防水及び凍結対策を考慮した設計とする。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	保管場所である想定される適切な地震荷重との組合せを考慮し、機器が損傷しないことを確認し、人が携行して使用する。																																														
津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに保管する。																																														
風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	緊急時対策所内に保管するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。																																														
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	保管場所である緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																														
風(台風)・積雪	緊急時対策所に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
<p align="center">表 3.19-7 想定する環境条件及び荷重条件 (5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (設置場所：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び 5号炉中央制御室))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-3-2, 62-3-12, 62-3-14)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>																														
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																														
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
<p align="center"><u>表 3.19-8 想定する環境条件及び荷重条件</u> <u>(5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u> <u>(設置場所：5号炉原子炉建屋建屋外)</u></p> <table border="1" data-bbox="157 359 914 835"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>5号炉原子炉建屋屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行う設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-3-2, 62-3-15)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行う設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p align="center"><u>第 3.19-5 表 想定する環境条件</u> <u>(無線連絡設備(携帯型))</u></p> <table border="1" data-bbox="973 1024 1670 1717"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度、圧力、湿度、放射線</td> <td>保管場所である緊急時対策所内及び設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>設置場所で想定される降水及び凍結より機能を損なうことのないよう防水及び凍結対策を考慮した設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮し、機器が損傷しないことを確認し、人が携行して使用する。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに保管する。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響</td> <td>緊急時対策所内に保管するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度、圧力、湿度、放射線	保管場所である緊急時対策所内及び設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	設置場所で想定される降水及び凍結より機能を損なうことのないよう防水及び凍結対策を考慮した設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮し、機器が損傷しないことを確認し、人が携行して使用する。	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに保管する。	風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	緊急時対策所内に保管するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。		<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p> <p>・記載の適正化 【東海第二】 島根は第 3.19 - 4 表に記載</p>
考慮する外的事象	対応																																
温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行う設計とする。																																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																																
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																
環境条件	対応																																
温度、圧力、湿度、放射線	保管場所である緊急時対策所内及び設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																
屋外の天候による影響	設置場所で想定される降水及び凍結より機能を損なうことのないよう防水及び凍結対策を考慮した設計とする。																																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																
地震	保管場所で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮し、機器が損傷しないことを確認し、人が携行して使用する。																																
津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに保管する。																																
風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	緊急時対策所内に保管するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。																																
電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。																																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第4条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>中央制御室内に保管する携帯型音声呼出電話機は、人が携行して使用が可能な設計とし、想定される重大事故等時において、保管場所である中央制御室から携帯型音声呼出電話機を運搬し、専用接続箱が設置してある場所において、携帯型音声呼出電話機と専用接続箱をケーブルで接続することにより、中央制御室 (通信連絡が必要な場所) と確実に通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p>通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、<u>携帯型音声呼出電話機の呼出ボタンを押し (スイッチ操作)、中央制御室 (通信連絡が必要な場所) の携帯型音声呼出電話機の呼び出しベルを鳴らすことにより、確実に通話の開始が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表 3.19-9 に示す。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する携帯型音声呼出電話機は、人が携行して使用が可能な設計とし、想定される重大事故等時において、保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から携帯型音声呼出電話機を運搬し、携帯型音声呼出電話機とケーブルを接続することにより5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) (通信連絡が必要な場所) と確実に通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p><u>通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、携帯型音声呼出電話機の呼出ボタンを押し (スイッチ操作)、5号</u></p>	<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>携行型有線通話装置は、人が携行して使用が可能な設計とし、重大事故等時において、原子炉建屋内で使用するものについては、保管場所である中央制御室から携行型有線通話装置を運搬し、原子炉建屋内の専用接続箱が設置してある場所で、携行型有線通話装置と専用接続箱を端子で容易かつ確実に接続できるとともに、原子炉建屋内の現場と中央制御室が確実に通信連絡を行うことが可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、緊急時対策所建屋内で使用するものについては、保管場所である緊急時対策所から携行型有線通話装置を運搬し、緊急時対策所建屋内の専用接続箱が設置してある場所で、携行型有線通話装置と専用接続箱を端子で容易かつ確実に接続できるとともに、緊急時対策所建屋内の現場と緊急時対策所が確実に接続及び通信連絡できる設計とする。</u></p> <p>また、通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員等及び緊急時対策所建屋内の災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、携行型有線通話装置の呼出ボタンを押し、中央制御室、<u>緊急時対策所又は屋内の現場の携行型有線通話装置の呼び出しベルにより、接続先である中央制御室、緊急時対策所又は屋内の災害対策要員を呼び出し、確実に通話開始できる設計とする。操作が必要な対象機器を第3.19-6表に示す。</u></p>	<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>中央制御室付近の廃棄物処理建物に保管する有線式通信設備は、人が携行して使用が可能な設計とし、想定される重大事故等時において、保管場所である廃棄物処理建物1階 (中央制御室付近) から有線式通信設備を運搬し、専用接続端子が設置してある場所において、有線式通信機と専用接続端子をケーブルで接続することにより中央制御室 (通信連絡が必要な場所) と確実に通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p>通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、<u>有線式通信機の呼出ボタンを押し (スイッチ操作)、中央制御室 (通信連絡が必要な場所) の有線式通信機の呼び出しベルを鳴らすことにより、確実に通話の開始が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第3.19-7表に示す。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所)</u> <u>(通信連絡が必要な場所) の携帯型音声呼出電話機の呼び出しベルを鳴らすことにより、確実に通話の開始が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表 3. 19-10 に示す。</u></p> <p><u>無線連絡設備 (常設)</u> は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である<u>中央制御室 (中央制御室待避室含む)</u> 及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>において、電源スイッチを入れ (スイッチ操作)、通話ボタンを押す (スイッチ操作) ことにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表 3. 19-11 に示す。</p> <p><u>無線連絡設備 (可搬型)</u> は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>から<u>無線連絡設備 (可搬型)</u> を運搬し、電源スイッチを入れ (スイッチ操作)、通話ボタンを押す (スイッチ操作) ことにより、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表 3. 19-12 に示す。</p> <p><u>衛星電話設備 (常設)</u> は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である<u>中央制御室 (中央制御室待避室含む)</u> 及び<u>5号炉原</u></p>	<p><u>衛星電話設備 (固定型)</u> は、<u>重大事故等時において、設置場所である中央制御室及び緊急時対策所で、一般の電話機と同様の操作により通信連絡が可能であり、特別な技量を要することなく容易に操作ができる設計とするとともに、中央制御室と緊急時対策</u></p>	<p><u>中央制御室及び緊急時対策所に保管する無線通信設備 (固定型)のうち、緊急時対策所の無線通信設備 (固定型) は、想定される重大事故等時において、保管場所である緊急時対策所内 (緊急時対策本部) で無線通信設備 (固定型) を運搬し、ケーブルが設置してある場所において、無線通信設備 (固定型) とケーブルを接続することにより通信連絡が必要な場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p><u>無線通信設備 (固定型) は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室 (中央制御室待避室含む) 及び緊急時対策所内において、電源スイッチを入れ (スイッチ操作)、通話ボタンを押す (スイッチ操作) ことにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第3. 19-8表に示す。</u></p> <p><u>無線通信設備 (携帯型) は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である緊急時対策所から無線通信設備 (携帯型) を運搬し、電源スイッチを入れ (スイッチ操作)、通話ボタンを押す (スイッチ操作) ことにより、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第3. 19-9表に示す。</u></p> <p><u>中央制御室及び緊急時対策所に保管する衛星電話設備 (固定型)のうち、緊急時対策所の衛星電話設備 (固定型) は、想定される重大事故等時において、保管場所である緊急時対策所内 (緊急時対策本部) で衛星電話設備 (固定型) を運搬し、ケーブルが設置してある場所において、衛星電話設備 (固定型) とケーブルを接続することにより通信連絡が必要な場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備 (固定型) は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室 (中央制御室待避室含む) 及び緊急時対策所内</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 使用する際は固縛した机から運搬し接続して使用する (以下、⑧の相違)</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・記載の適正化 【東海第二】 東海第二は別の段落で記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑧の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>子炉建屋内緊急時対策所内において、一般の電話機と同様の操作（スイッチ操作）により、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表 3.19-13 に示す。</p> <p>衛星電話設備（可搬型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から衛星電話設備（可搬型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般の携帯型電話機と同様の操作（スイッチ操作）により、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表 3.19-14 に示す。</p> <p>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。</p> <p>想定される重大事故等時において、設置場所である5号炉原子炉建屋屋外において、インターフォンの正面パネルにあるボタン操作（スイッチ操作）により、通信連絡が可能な設計とする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室内に設置するインターフォンは、一般的な電話機と同様の構造を有し、受話器部分を持ち上げることで5号炉原子炉建屋屋外に設置のインターフォンと通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表 3.19-15 に示す。</p>	<p>所及び緊急時対策所又は中央制御室から屋外の現場が確実に接続及び通信連絡できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡を行うための操作をするにあたり、中央制御室の運転員等及び中央制御室に滞在する情報班員並びに緊急時対策所の災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。操作が必要な対象機器を第3.19-7表に示す。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、重大事故等時において、保管場所である緊急時対策所から衛星電話設備（携帯型）を運搬し、一般の携帯電話と同様の操作により通信連絡が可能であり、特別な技量を要することなく容易に操作ができる設計とするとともに、屋外の現場と緊急時対策所又は中央制御室が確実に接続及び通信連絡できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡を行うための操作をするにあたり、屋外の災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。操作が必要な対象機器を第3.19-8表に示す。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、人が携行して使用が可能な設計とし、重大事故等時において、保管場所である緊急時対策所から無線連絡設備（携帯型）を運搬し、電源スイッチを入れ、通話ボタンを押すことにより通信連絡が可能であり、特別な技量を要することなく容易に操作ができる設計とするとともに、屋外の現場間とで確実に接続及び通信連絡できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡を行うための操作をするにあたり、屋外の災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。操作が必要な対象機器を第3.19-9表に示す。</p> <p>(62-8-2~4)</p>	<p>において、一般の電話機と同様の操作（スイッチ操作）により、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第3.19-10表に示す。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である緊急時対策所から衛星電話設備（携帯型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般の携帯型電話機と同様の操作（スイッチ操作）により、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第3.19-11表に示す。</p>	<p>・記載の適正化 【東海第二】 島根は別の段落で記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																											
<p align="center">表 3.19-9 操作対象機器 (携帯型音声呼出電話設備(保管場所：中央制御室))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>—</td> <td>コントロール建屋内 中央制御室</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>ケーブル接続</td> <td>コントロール建屋内 中央制御室</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>コントロール建屋内 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>—</td> <td>原子炉建屋内・ コントロール建屋内</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>ケーブル接続</td> <td>原子炉建屋内・ コントロール建屋内</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>原子炉建屋内・ コントロール建屋内</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-8-2)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	携帯型音声呼出電話機	—	コントロール建屋内 中央制御室	運搬・設置	携帯型音声呼出電話機	ケーブル接続	コントロール建屋内 中央制御室	人力接続	携帯型音声呼出電話機	起動・停止 (通信連絡)	コントロール建屋内 中央制御室	スイッチ操作	携帯型音声呼出電話機	—	原子炉建屋内・ コントロール建屋内	運搬・設置	携帯型音声呼出電話機	ケーブル接続	原子炉建屋内・ コントロール建屋内	人力接続	携帯型音声呼出電話機	起動・停止 (通信連絡)	原子炉建屋内・ コントロール建屋内	スイッチ操作	<p align="center">第3.19-6表 操作対象機器 (携行型有線通話装置)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">携行型有線 通話装置</td> <td>—</td> <td>運搬・設置</td> <td rowspan="3">原子炉建屋内</td> </tr> <tr> <td>端子接続</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>運搬・設置</td> <td rowspan="3">緊急時 対策所建屋内</td> </tr> <tr> <td>端子接続</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	携行型有線 通話装置	—	運搬・設置	原子炉建屋内	端子接続	人力接続	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	—	運搬・設置	緊急時 対策所建屋内	端子接続	人力接続	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	<p align="center">第 3.19 - 7 表 操作対象機器 (有線式通信設備)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有線式通信機</td> <td>—</td> <td>制御室建物内 中央制御室</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>有線式通信機</td> <td>ケーブル接続</td> <td>制御室建物内 中央制御室</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>有線式通信機</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>制御室建物内 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>有線式通信機</td> <td>—</td> <td>原子炉建物内・ 廃棄物処理建物内</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>有線式通信機</td> <td>ケーブル接続</td> <td>原子炉建物内・ 廃棄物処理建物内</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>有線式通信機</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>原子炉建物内・ 廃棄物処理建物内</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-8-2)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	有線式通信機	—	制御室建物内 中央制御室	運搬・設置	有線式通信機	ケーブル接続	制御室建物内 中央制御室	人力接続	有線式通信機	起動・停止 (通信連絡)	制御室建物内 中央制御室	スイッチ操作	有線式通信機	—	原子炉建物内・ 廃棄物処理建物内	運搬・設置	有線式通信機	ケーブル接続	原子炉建物内・ 廃棄物処理建物内	人力接続	有線式通信機	起動・停止 (通信連絡)	原子炉建物内・ 廃棄物処理建物内	スイッチ操作	
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																											
携帯型音声呼出電話機	—	コントロール建屋内 中央制御室	運搬・設置																																																																											
携帯型音声呼出電話機	ケーブル接続	コントロール建屋内 中央制御室	人力接続																																																																											
携帯型音声呼出電話機	起動・停止 (通信連絡)	コントロール建屋内 中央制御室	スイッチ操作																																																																											
携帯型音声呼出電話機	—	原子炉建屋内・ コントロール建屋内	運搬・設置																																																																											
携帯型音声呼出電話機	ケーブル接続	原子炉建屋内・ コントロール建屋内	人力接続																																																																											
携帯型音声呼出電話機	起動・停止 (通信連絡)	原子炉建屋内・ コントロール建屋内	スイッチ操作																																																																											
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																																																											
携行型有線 通話装置	—	運搬・設置	原子炉建屋内																																																																											
	端子接続	人力接続																																																																												
	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作																																																																												
	—	運搬・設置	緊急時 対策所建屋内																																																																											
	端子接続	人力接続																																																																												
	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作																																																																												
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																											
有線式通信機	—	制御室建物内 中央制御室	運搬・設置																																																																											
有線式通信機	ケーブル接続	制御室建物内 中央制御室	人力接続																																																																											
有線式通信機	起動・停止 (通信連絡)	制御室建物内 中央制御室	スイッチ操作																																																																											
有線式通信機	—	原子炉建物内・ 廃棄物処理建物内	運搬・設置																																																																											
有線式通信機	ケーブル接続	原子炉建物内・ 廃棄物処理建物内	人力接続																																																																											
有線式通信機	起動・停止 (通信連絡)	原子炉建物内・ 廃棄物処理建物内	スイッチ操作																																																																											
<p align="center">表 3.19-10 操作対象機器 (携帯型音声呼出電話設備 (保管場所：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>—</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>ケーブル接続</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-8-2)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	携帯型音声呼出電話機	—	5号炉原子炉建屋 地上3階	運搬・設置	携帯型音声呼出電話機	ケーブル接続	5号炉原子炉建屋 地上3階	人力接続	携帯型音声呼出電話機	起動・停止 (通信連絡)	5号炉原子炉建屋 地上3階	スイッチ操作			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p>																																																											
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																											
携帯型音声呼出電話機	—	5号炉原子炉建屋 地上3階	運搬・設置																																																																											
携帯型音声呼出電話機	ケーブル接続	5号炉原子炉建屋 地上3階	人力接続																																																																											
携帯型音声呼出電話機	起動・停止 (通信連絡)	5号炉原子炉建屋 地上3階	スイッチ操作																																																																											
<p align="center">表 3.19-11 操作対象機器 (無線連絡設備 (常設))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線連絡設備 (常設)</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>コントロール建屋内 中央制御室 (中央制御室待避 室含む)</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (常設)</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-8-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線連絡設備 (常設)	起動・停止 (通信連絡)	コントロール建屋内 中央制御室 (中央制御室待避 室含む)	スイッチ操作	無線連絡設備 (常設)	起動・停止 (通信連絡)	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	スイッチ操作		<p align="center">第 3.19 - 8 表 操作対象機器 (無線通信設備 (固定型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線通信設備 (固定型)</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>無線通信設備 (固定型)</td> <td>ケーブル接続</td> <td>緊急時対策所</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>無線通信設備 (固定型)</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>制御室建物内 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>無線通信設備 (固定型)</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-8-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線通信設備 (固定型)	—	緊急時対策所	運搬・設置	無線通信設備 (固定型)	ケーブル接続	緊急時対策所	人力接続	無線通信設備 (固定型)	起動・停止 (通信連絡)	制御室建物内 中央制御室	スイッチ操作	無線通信設備 (固定型)	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑧の相違 【東海第二】 ①の相違</p>																																											
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																											
無線連絡設備 (常設)	起動・停止 (通信連絡)	コントロール建屋内 中央制御室 (中央制御室待避 室含む)	スイッチ操作																																																																											
無線連絡設備 (常設)	起動・停止 (通信連絡)	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	スイッチ操作																																																																											
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																											
無線通信設備 (固定型)	—	緊急時対策所	運搬・設置																																																																											
無線通信設備 (固定型)	ケーブル接続	緊急時対策所	人力接続																																																																											
無線通信設備 (固定型)	起動・停止 (通信連絡)	制御室建物内 中央制御室	スイッチ操作																																																																											
無線通信設備 (固定型)	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作																																																																											

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																										
<p>表 3. 19-12 操作対象機器 (無線連絡設備 (可搬型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線連絡設備 (可搬型)</td> <td>—</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (可搬型)</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-5)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線連絡設備 (可搬型)	—	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	運搬・設置	無線連絡設備 (可搬型)	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	<p>第3. 19-7表 操作対象機器 (衛星電話設備 (固定型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備 (固定型)</td> <td rowspan="2">起動・停止 (通信連絡)</td> <td>スイッチ操作</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>スイッチ操作</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	衛星電話設備 (固定型)	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	中央制御室	スイッチ操作	緊急時対策所	<p>第 3. 19 - 9 表 操作対象機器 (無線通信設備 (携帯型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線通信設備 (携帯型)</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>無線通信設備 (携帯型)</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-4)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線通信設備 (携帯型)	—	緊急時対策所	運搬・設置	無線通信設備 (携帯型)	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	<p>・記載の適正化 【東海第二】 東海第二は第 3. 19-9 表に記載</p>								
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																										
無線連絡設備 (可搬型)	—	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	運搬・設置																																										
無線連絡設備 (可搬型)	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																										
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																										
衛星電話設備 (固定型)	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	中央制御室																																										
		スイッチ操作	緊急時対策所																																										
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																										
無線通信設備 (携帯型)	—	緊急時対策所	運搬・設置																																										
無線通信設備 (携帯型)	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																										
<p>表 3. 19-13 操作対象機器 (衛星電話設備 (常設))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 (常設)</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>コントロール建屋内 中央制御室 (中央制御室待避 室含む)</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (常設)</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備 (常設)	起動・停止 (通信連絡)	コントロール建屋内 中央制御室 (中央制御室待避 室含む)	スイッチ操作	衛星電話設備 (常設)	起動・停止 (通信連絡)	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	スイッチ操作	<p>第3. 19-8表 操作対象機器 (衛星電話設備 (携帯型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備 (携帯型)</td> <td rowspan="2">—</td> <td>運搬・設置</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>スイッチ操作</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	衛星電話設備 (携帯型)	—	運搬・設置	緊急時対策所	スイッチ操作	屋外	<p>第 3. 19 - 10 表 操作対象機器 (衛星電話設備 (固定型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>ケーブル接続</td> <td>緊急時対策所</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>制御室建物内 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備 (固定型)	—	緊急時対策所	運搬・設置	衛星電話設備 (固定型)	ケーブル接続	緊急時対策所	人力接続	衛星電話設備 (固定型)	起動・停止 (通信連絡)	制御室建物内 中央制御室	スイッチ操作	衛星電話設備 (固定型)	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑧の相違</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																										
衛星電話設備 (常設)	起動・停止 (通信連絡)	コントロール建屋内 中央制御室 (中央制御室待避 室含む)	スイッチ操作																																										
衛星電話設備 (常設)	起動・停止 (通信連絡)	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	スイッチ操作																																										
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																										
衛星電話設備 (携帯型)	—	運搬・設置	緊急時対策所																																										
		スイッチ操作	屋外																																										
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																										
衛星電話設備 (固定型)	—	緊急時対策所	運搬・設置																																										
衛星電話設備 (固定型)	ケーブル接続	緊急時対策所	人力接続																																										
衛星電話設備 (固定型)	起動・停止 (通信連絡)	制御室建物内 中央制御室	スイッチ操作																																										
衛星電話設備 (固定型)	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作																																										
<p>表 3. 19-14 操作対象機器 (衛星電話設備 (可搬型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 (可搬型)</td> <td>—</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (可搬型)</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-5)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備 (可搬型)	—	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	運搬・設置	衛星電話設備 (可搬型)	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	<p>第3. 19-9表 操作対象機器 (無線連絡設備 (携帯型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備 (携帯型)</td> <td rowspan="2">—</td> <td>運搬・設置</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>スイッチ操作</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	無線連絡設備 (携帯型)	—	運搬・設置	緊急時対策所	スイッチ操作	屋外	<p>第3. 19 - 11表 操作対象機器 (衛星電話設備 (携帯型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-4)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備 (携帯型)	—	緊急時対策所	運搬・設置	衛星電話設備 (携帯型)	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	<p>・記載箇所の相違 【東海第二】 島根は第 3. 19 - 9 表 に記載</p>								
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																										
衛星電話設備 (可搬型)	—	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	運搬・設置																																										
衛星電話設備 (可搬型)	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																										
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																										
無線連絡設備 (携帯型)	—	運搬・設置	緊急時対策所																																										
		スイッチ操作	屋外																																										
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																										
衛星電話設備 (携帯型)	—	緊急時対策所	運搬・設置																																										
衛星電話設備 (携帯型)	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																										
<p>表 3. 19-15 操作対象機器 (5号炉屋外緊急連絡用インターフォン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターフォン</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td>受話器操作</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>5号炉中央制御室</td> <td>受話器操作</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>5号炉原子炉建屋 屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-6~8)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	インターフォン	起動・停止 (通信連絡)	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	受話器操作	インターフォン	起動・停止 (通信連絡)	5号炉中央制御室	受話器操作	インターフォン	起動・停止 (通信連絡)	5号炉原子炉建屋 屋外	スイッチ操作	<p>第3. 19-10表 操作対象機器 (無線連絡設備 (携帯型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備 (携帯型)</td> <td rowspan="2">—</td> <td>運搬・設置</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>スイッチ操作</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	無線連絡設備 (携帯型)	—	運搬・設置	緊急時対策所	スイッチ操作	屋外	<p>第3. 19 - 12表 操作対象機器 (無線連絡設備 (携帯型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備 (携帯型)</td> <td rowspan="2">—</td> <td>運搬・設置</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>スイッチ操作</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	無線連絡設備 (携帯型)	—	運搬・設置	緊急時対策所	スイッチ操作	屋外	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p>						
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																										
インターフォン	起動・停止 (通信連絡)	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	受話器操作																																										
インターフォン	起動・停止 (通信連絡)	5号炉中央制御室	受話器操作																																										
インターフォン	起動・停止 (通信連絡)	5号炉原子炉建屋 屋外	スイッチ操作																																										
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																										
無線連絡設備 (携帯型)	—	運搬・設置	緊急時対策所																																										
		スイッチ操作	屋外																																										
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																										
無線連絡設備 (携帯型)	—	運搬・設置	緊急時対策所																																										
		スイッチ操作	屋外																																										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備</u>は、表 3. 19-16 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、<u>外観検査</u>として、<u>外観の確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>無線連絡設備(常設)及び無線連絡設備(可搬型)</u>は、表 3. 19-17 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、<u>外観検査</u>として、<u>外観の確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備(常設)及び衛星電話設備(可搬型)</u>は、表 3. 19-18 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、<u>外観検査</u>として、<u>外観の確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>は、表 3. 19-19 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、<u>通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</u></p>	<p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>携行型有線通話装置、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)</u>は、<u>第3. 19-10表、第3. 19-11表及び第3. 19-12表に示すように、原子炉運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観検査が可能な設計とする。携行型有線通話装置、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)は、原子炉運転中又は停止中に機能・性能検査として通話通信の確認を行えるとともに、外観検査として、目視により、性能に影響を及ぼすおそれのあるき裂、変形等の有無を確認可能な設計とする。</u></p> <p>(62-5-2~7)</p>	<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>有線式通信設備</u>は、第3. 19 - 12表に示すように、原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また<u>外観点検</u>として、<u>外観の確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>無線通信設備(固定型)及び無線通信設備(携帯型)</u>は、<u>第3. 19 - 13表に示すように、原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また外観点検として、外観の確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)</u>は、<u>第3. 19 - 14表に示すように、原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また外観点検として、外観の確認が可能な設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 【東海第二】 島根は衛星電話設備及び無線通信設備を別の段落で記載 ・設備の相違 【東海第二】 ①の相違。東海は別の段落で記載 ・記載の適正化 【東海第二】 東海は別の段落で記載 ・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																													
<p>表 3. 19-16 携帯型音声呼出電話設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="157 258 914 443"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-2~4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<p>第3. 19-10表 携行型有線通話装置の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="952 264 1703 678"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能検査	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	停止中	機能・性能検査	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<p>第3. 19 - 12表 有線式通信設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1742 264 2496 384"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-3)</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観点検	外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
原子炉の状態	項目	内容																														
運転中	機能・性能検査	通話通信の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
停止中	機能・性能検査	通話通信の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																														
	外観点検	外観の確認																														
<p>表 3. 19-17 無線連絡設備 (常設) 及び無線連絡設備 (可搬型) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="157 837 914 1022"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-2, 62-5-5~7)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<p>第3. 19-11表 衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (携帯型) の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="952 1247 1691 1577"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能検査	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	停止中	機能・性能検査	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<p>第3. 19 - 13表 無線通信設備 (固定型) 及び無線通信設備 (携帯型) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1742 848 2496 968"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-4)</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観点検	外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
原子炉の状態	項目	内容																														
運転中	機能・性能検査	通話通信の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
停止中	機能・性能検査	通話通信の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																														
	外観点検	外観の確認																														
<p>表 3. 19-18 衛星電話設備 (常設) 及び衛星電話設備 (可搬型) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="157 1241 914 1425"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-2, 62-5-8, 62-5-9)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<p>第3. 19-14表 衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (携帯型) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1742 1251 2496 1371"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-5)</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観点検	外観の確認															
発電用原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																														
	外観点検	外観の確認																														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																					
<p>表 3.19-19 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="157 747 914 932"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-2, 62-5-10)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<p>第 3.19-12 表 無線連絡設備 (携帯型) の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="958 275 1694 617"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能検査	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	停止中	機能・性能検査	通話通信の確認	外観検査	外観の確認		<p>・記載箇所の相違 【東海第二】 島根は第 3.19 - 13 表に記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																						
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																						
	外観検査	外観の確認																						
原子炉の状態	項目	内容																						
運転中	機能・性能検査	通話通信の確認																						
	外観検査	外観の確認																						
停止中	機能・性能検査	通話通信の確認																						
	外観検査	外観の確認																						

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備は、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。(62-4-3)</u></p> <p>無線連絡設備 (常設) は、中央制御室待避室で使用する場合、<u>切り替えられる設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室における無線連絡設備 (常設) の切替えについては、運転員が炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室待避室で使用する場合、切替スイッチを操作することにより、速やかに切り替えられる設計とする。また、切替えは、運転員 1 名で行い、1 分程度での対応が可能な設計とする。</u></p> <p>無線連絡設備 (可搬型) は、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。(62-4-3~5)</p> <p>衛星電話設備 (常設) は、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備 (可搬型) は、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。(62-4-3~6, 62-4-8)</p> <p><u>5 号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、本来の用途以外の用途には使用しないことから他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。(62-4-3)</u></p>	<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>携行型有線通話装置、衛星電話設備 (固定型)、衛星電話設備 (携帯型) 及び無線連絡設備 (携帯型) は、本来の用途以外の用途には使用しない設計とする。</u></p>	<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>有線式通信設備は、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。(62-4-3)</u></p> <p><u>無線通信設備 (固定型) は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>また、中央制御室待避室で使用する場合、切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>無線通信設備 (携帯型) は、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。(62-4-3~5)</u></p> <p><u>衛星電話設備 (固定型) は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>また、中央制御室待避室で使用する場合、切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備 (携帯型) は、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。(62-4-3~6, 62-4-8)</u></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】</p> <p>衛星電話及び無線連絡設備は別の段階で記載。重大事故等時に本来の用途で使用する観点では同様</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>有線式の説明と同様に「想定される重大事故等時において」と記載し、集約した記載に訂正</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>①の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二は別の段落で記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備は, 専用通信線を用いることにより送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して分離された構成とする。</u></p> <p>また, 想定される重大事故等時において, 設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで, <u>送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>(62-4-3)</p> <p><u>無線連絡設備(常設)は, 専用のケーブル及び屋外アンテナを用いることにより, 送受話器及び電力保安通信用電話設備から分離された構成とする。</u></p> <p>また, 想定される重大事故等時において, 設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで, <u>送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>無線連絡設備(可搬型)は, 他の設備と独立して単独で使用可能とし, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>(62-4-3)</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備(常設)は, 想定される重大事故等時において, 設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで, <u>送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星電話設備(固定型)は, 設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで, <u>他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>有線式通信設備は, 他の設備と独立して単独で使用可能とし, 所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して分離された構成とする。</u></p> <p><u>また想定される重大事故等時において, 設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで, 所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。(62-4-3)</u></p> <p><u>無線通信設備(固定型)は, 専用の設備を用いることにより, 所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して分離された構成とする。</u></p> <p><u>また, 想定される重大事故等時において, 設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで, 所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>無線通信設備(携帯型)は, 他の設備と独立して単独で使用可能とし, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>(62-4-3)</p> <p><u>衛星電話設備(固定型)は, 専用の設備を用いることにより, 所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して分離された構成とする。</u></p> <p><u>中央制御室に設置する衛星電話設備(固定型)は, 想定される重大事故等時において, 設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで, 所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>「分離された構成」の理由を常設・可搬で統一</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二は別の段落で記載</p> <p>記載内容は同様</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>①の相違</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>「分離された構成」の理由を常設・可搬で統一</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二は別の段落で記載</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>無線連絡設備と同様に分離された理由を記載</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】</p> <p>柏崎 6/7 と同様に島根は中央制御室と緊急時対策所に分けて記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(常設)は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、送受話器、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備及び衛星電話設備(社内向)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>衛星電話設備(可搬型)は、他の設備と独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 (62-4-3, 62-4-6, 62-4-8)</p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、専用通信線を用いることにより送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して分離された構成とすることで、想定される重大事故等時において、送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u> <u>(62-4-3)</u></p>	<p>携行型有線通話装置、衛星電話設備(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)は、他の設備から独立して単独で使用可能なことより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 (62-4-2~5)</p>	<p><u>また、緊急時対策所に設置する衛星電話設備(固定型)は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、所内通信連絡設備、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備(社内向)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備(携帯型)は、他の設備と独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 (62-4-3~6, 62-4-8)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 屋外の通信連絡設備として局線加入電話設備を追記</p> <p>・記載の適正化 【東海第二】 島根の有線式通信設備、衛星電話は別の段落で記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>中央制御室内に保管する携帯型音声呼出電話機の設置場所、操作場所を表 3.19-20 に示す。このうち、コントロール建屋地上 2 階の中央制御室及びコントロール建屋地下 1 階で操作する携帯型音声呼出電話機は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</u></p> <p><u>原子炉建屋地下 1 階で操作する携帯型音声呼出電話機は、原子炉建屋内の原子炉区域外で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</u></p> <p><u>原子炉建屋地下 3 階及び地上 1 階で操作する携帯型音声呼出電話機は、原子炉建屋原子炉区域内で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、原子炉建屋内に中継ケーブルを敷設して携帯型音声呼出電話機を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</u></p> <p>なお、対策を行った上でも操作場所の放射線量が高く通信連絡ができない場合は、放射線量が高くなるおそれが少ない別の設置場所に移動することにより操作が可能である。</p> <p><u>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する携帯型音声呼出電話機の設置場所、操作場所を表 3.19-21 に示す。5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内で操作する携帯型音声呼出電話機は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</u></p> <p><u>無線連絡設備 (常設) の設置場所、操作場所を表 3.19-22 に示す。</u></p> <p><u>無線連絡設備 (常設) は、中央制御室 (中央制御室待避室含む) 及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置及び操作し、操作</u></p>	<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>携行型有線通話装置の設置場所、操作場所を、第3.19-13表に示す。このうち、中央制御室及び緊急時対策所建屋内で使用する携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所建屋内にて操作可能とすることで、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ない設計とする。</u></p> <p><u>原子炉建屋内で操作する携行型有線通話装置は、想定される重大事故等時における放射線を考慮しても作業の影響はないと想定しているが、仮に線量が高い場合は、人が携行して使用する設備であり、線源から離隔距離をとること、線量を測定し線量が低い位置に移動することにより、携行型有線通話装置の使用及び操作を可能とする。また、端末である携行型有線通話装置、中継用ケーブルドラム及び専用接続箱の現場での接続作業に当たっては、接続規格を統一し、特殊な工具及び技量は必要とせず、容易かつ確実に接続可能とすることにより、作業線量の低減を考慮した設計とする。</u></p>	<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>有線式通信機の設置場所、操作場所を第3.19-15表に示す。このうち、制御室建物 4 階 (中央制御室) で操作する有線式通信機は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</u></p> <p><u>原子炉建物附属棟 1 階、2 階、3 階及び廃棄物処理建物 1 階で操作する有線式通信機は、各建物内の原子炉建物 (二次格納施設外) で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</u></p> <p><u>原子炉建物原子炉棟地下 2 階、1 階及び 2 階で操作する有線式通信機は、原子炉建物 (二次格納施設内) で操作することから、操作位置の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、原子炉建物内に中継コードを敷設して有線式通信機を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</u></p> <p>なお、対策を行った上でも操作位置の放射線量が高く通信連絡ができない場合は、放射線量が高くなるおそれが少ない別の設置場所に移動することにより操作が可能である。</p> <p><u>無線通信設備 (固定型) の設置場所、操作場所を第3.19 - 16表に示す。</u></p> <p><u>無線通信設備 (固定型) は、制御室建物 4 階 (中央制御室) 及び緊急時対策所に設置及び操作し、操作位置の放射線量が高くな</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p><u>無線連絡設備(可搬型)</u>の設置場所、操作場所を表3.19-23に示す。</p> <p><u>無線連絡設備(可搬型)</u>は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p><u>衛星電話設備(常設)</u>の設置場所、操作場所を表3.19-24に示す。</p> <p><u>衛星電話設備(常設)</u>は、<u>中央制御室(中央制御室待避室含む)</u>及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p><u>衛星電話設備(可搬型)</u>の設置場所、操作場所を表3.19-25に示す。</p> <p><u>衛星電話設備(可搬型)</u>は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの設置場所、操作場所を表3.19-26に示す。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室内に設置するインターフォンは、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。また、5号炉原子炉建屋屋外に設置するインターフォンは、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p>	<p>衛星電話設備(固定型)の設置場所及び操作場所を、第3.19-14表に示す。</p> <p>衛星電話設備(固定型)は、<u>中央制御室及び緊急時対策所内</u>に設置し、操作可能とすることで、操作場所の放射線量が高くなるおそれが<u>少ない設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)</u>の使用場所及び操作場所を、第3.19-15表及び第3.19-16表に示す。衛星電話設備(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)は、屋外で操作する設備であり、想定される重大事故等時における放射線を考慮しても作業の影響はないと想定しているが、<u>人が携行して使用する設備であり、仮に線量が高い場合は線源から離隔距離をとること、線量を測定し線量が低い位置に移動することにより、衛星電話設備(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)の使用及び操作を可能とする。</u></p>	<p><u>るおそれが少ないため操作が可能である。</u></p> <p><u>無線通信設備(携帯型)</u>の設置場所、操作場所を第3.19-17表に示す。</p> <p><u>無線通信設備(携帯型)</u>は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが<u>少ないため操作が可能である。</u></p> <p>衛星電話設備(固定型)の設置場所、操作場所を第3.19-18表に示す。</p> <p>衛星電話設備(固定型)は、<u>制御室建物4階(中央制御室)及び緊急時対策所</u>に設置及び操作し、操作位置の放射線量が高くなるおそれが<u>少ないため操作が可能である。</u></p> <p>衛星電話設備(携帯型)の設置場所、操作場所を第3.19-19表に示す。</p> <p>衛星電話設備(携帯型)は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが<u>少ないため操作が可能である。</u></p>	<p>備考</p> <p>・記載箇所の相違 【東海第二】 島根は別の段落で記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																											
<p>表 3.19-20 操作対象機器設置場所 (携帯型音声呼出電話設備(保管場所:中央制御室))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>コントロール建屋 地上2階</td> <td>コントロール建屋 地上2階 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>コントロール建屋 地下1階 (6号炉)</td> <td>コントロール建屋 地下1階 (6号炉)</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>原子炉建屋地下3階</td> <td>原子炉建屋地下3階</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>原子炉建屋地下1階</td> <td>原子炉建屋地下1階</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>原子炉建屋地上1階</td> <td>原子炉建屋地上1階</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-5~9, 62-8-2)</p> <p>表 3.19-21 操作対象機器設置場所 (携帯型音声呼出電話設備 (保管場所:5号炉原子炉建屋内緊急時対策所))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-13, 62-8-2)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	携帯型音声呼出電話機	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階 中央制御室	携帯型音声呼出電話機	コントロール建屋 地下1階 (6号炉)	コントロール建屋 地下1階 (6号炉)	携帯型音声呼出電話機	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地下3階	携帯型音声呼出電話機	原子炉建屋地下1階	原子炉建屋地下1階	携帯型音声呼出電話機	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上1階	機器名称	設置場所	操作場所	携帯型音声呼出電話機	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	<p>第 3.19-13 表 操作対象機器設置場所 (携行型有線通話装置)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">携行型有線 通話装置</td> <td>原子炉建屋付属棟 3階 中央制御室</td> <td>原子炉建屋付属棟 3階 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 4階</td> <td>原子炉建屋付属棟 4階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟 4階</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 4階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋廃棄物処理棟 3階</td> <td>原子炉建屋廃棄物処理棟 3階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟 2階</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 2階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 1階</td> <td>原子炉建屋付属棟 1階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟 1階</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 1階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋廃棄物処理棟 1階</td> <td>原子炉建屋廃棄物処理棟 1階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 地下1階</td> <td>原子炉建屋付属棟 地下1階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 地下2階</td> <td>原子炉建屋付属棟 地下2階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟 地下2階</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 地下2階</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所建屋 1階</td> <td>緊急時対策所建屋 1階</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所建屋 2階 緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所建屋 2階 緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所建屋 3階 緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所建屋 3階 緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2~10)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	携行型有線 通話装置	原子炉建屋付属棟 3階 中央制御室	原子炉建屋付属棟 3階 中央制御室	原子炉建屋付属棟 4階	原子炉建屋付属棟 4階	原子炉建屋原子炉棟 4階	原子炉建屋原子炉棟 4階	原子炉建屋廃棄物処理棟 3階	原子炉建屋廃棄物処理棟 3階	原子炉建屋原子炉棟 2階	原子炉建屋原子炉棟 2階	原子炉建屋付属棟 1階	原子炉建屋付属棟 1階	原子炉建屋原子炉棟 1階	原子炉建屋原子炉棟 1階	原子炉建屋廃棄物処理棟 1階	原子炉建屋廃棄物処理棟 1階	原子炉建屋付属棟 地下1階	原子炉建屋付属棟 地下1階	原子炉建屋付属棟 地下2階	原子炉建屋付属棟 地下2階	原子炉建屋原子炉棟 地下2階	原子炉建屋原子炉棟 地下2階	緊急時対策所建屋 1階	緊急時対策所建屋 1階	緊急時対策所建屋 2階 緊急時対策所	緊急時対策所建屋 2階 緊急時対策所	緊急時対策所建屋 3階 緊急時対策所	緊急時対策所建屋 3階 緊急時対策所	<p>第 3.19 - 15 表 操作対象機器設置場所 (有線式通信設備)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有線式通信機</td> <td>制御室建物 4階 (中央制御室)</td> <td>制御室建物 4階 (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>有線式通信機</td> <td>原子炉建物付属棟 3階</td> <td>原子炉建物付属棟 中2階, 3階</td> </tr> <tr> <td>有線式通信機</td> <td>原子炉建物原子炉棟 2階</td> <td>原子炉建物原子炉棟 地下2階, 2階</td> </tr> <tr> <td>有線式通信機</td> <td>原子炉建物付属棟 2階</td> <td>原子炉建物付属棟 2階, 3階</td> </tr> <tr> <td>有線式通信機</td> <td>原子炉建物原子炉棟 1階</td> <td>原子炉建物原子炉棟 1階</td> </tr> <tr> <td>有線式通信機</td> <td>原子炉建物付属棟 1階</td> <td>原子炉建物付属棟 1階</td> </tr> <tr> <td>有線式通信機</td> <td>原子炉建物原子炉棟 地下2階</td> <td>原子炉建物原子炉棟 地下2階</td> </tr> <tr> <td>有線式通信機</td> <td>廃棄物処理建物 1階</td> <td>廃棄物処理建物 地下中1階, 1階, 2階</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-5~7, 62-8-2)</p> <p>第 3.19 - 16 表 操作対象機器設置場所 (無線通信設備 (固定型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線通信設備 (固定型)</td> <td>制御室建物 4階 (中央制御室)</td> <td>制御室建物 4階 (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>無線通信設備 (固定型)</td> <td>緊急時対策所 1階</td> <td>緊急時対策所 1階</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-7, 62-8-3)</p> <p>第 3.19 - 17 表 操作対象機器設置場所 (無線通信設備 (携帯型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線通信設備 (携帯型)</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-7, 62-8-4)</p> <p>第 3.19 - 18 表 操作対象機器設置場所 (衛星電話設備 (固定型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>制御室建物 4階 (中央制御室)</td> <td>制御室建物 4階 (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>緊急時対策所 1階</td> <td>緊急時対策所 1階</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-7, 62-8-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	有線式通信機	制御室建物 4階 (中央制御室)	制御室建物 4階 (中央制御室)	有線式通信機	原子炉建物付属棟 3階	原子炉建物付属棟 中2階, 3階	有線式通信機	原子炉建物原子炉棟 2階	原子炉建物原子炉棟 地下2階, 2階	有線式通信機	原子炉建物付属棟 2階	原子炉建物付属棟 2階, 3階	有線式通信機	原子炉建物原子炉棟 1階	原子炉建物原子炉棟 1階	有線式通信機	原子炉建物付属棟 1階	原子炉建物付属棟 1階	有線式通信機	原子炉建物原子炉棟 地下2階	原子炉建物原子炉棟 地下2階	有線式通信機	廃棄物処理建物 1階	廃棄物処理建物 地下中1階, 1階, 2階	機器名称	設置場所	操作場所	無線通信設備 (固定型)	制御室建物 4階 (中央制御室)	制御室建物 4階 (中央制御室)	無線通信設備 (固定型)	緊急時対策所 1階	緊急時対策所 1階	機器名称	設置場所	操作場所	無線通信設備 (携帯型)	屋外	屋外	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備 (固定型)	制御室建物 4階 (中央制御室)	制御室建物 4階 (中央制御室)	衛星電話設備 (固定型)	緊急時対策所 1階	緊急時対策所 1階	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 有線式通信機の設置場所及び操作場所が異なる</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・記載の適正化 【東海第二】 東海第二は第 3.19-16 表に記載</p>
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																												
携帯型音声呼出電話機	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階 中央制御室																																																																																																												
携帯型音声呼出電話機	コントロール建屋 地下1階 (6号炉)	コントロール建屋 地下1階 (6号炉)																																																																																																												
携帯型音声呼出電話機	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地下3階																																																																																																												
携帯型音声呼出電話機	原子炉建屋地下1階	原子炉建屋地下1階																																																																																																												
携帯型音声呼出電話機	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上1階																																																																																																												
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																												
携帯型音声呼出電話機	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所																																																																																																												
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																												
携行型有線 通話装置	原子炉建屋付属棟 3階 中央制御室	原子炉建屋付属棟 3階 中央制御室																																																																																																												
	原子炉建屋付属棟 4階	原子炉建屋付属棟 4階																																																																																																												
	原子炉建屋原子炉棟 4階	原子炉建屋原子炉棟 4階																																																																																																												
	原子炉建屋廃棄物処理棟 3階	原子炉建屋廃棄物処理棟 3階																																																																																																												
	原子炉建屋原子炉棟 2階	原子炉建屋原子炉棟 2階																																																																																																												
	原子炉建屋付属棟 1階	原子炉建屋付属棟 1階																																																																																																												
	原子炉建屋原子炉棟 1階	原子炉建屋原子炉棟 1階																																																																																																												
	原子炉建屋廃棄物処理棟 1階	原子炉建屋廃棄物処理棟 1階																																																																																																												
	原子炉建屋付属棟 地下1階	原子炉建屋付属棟 地下1階																																																																																																												
	原子炉建屋付属棟 地下2階	原子炉建屋付属棟 地下2階																																																																																																												
	原子炉建屋原子炉棟 地下2階	原子炉建屋原子炉棟 地下2階																																																																																																												
	緊急時対策所建屋 1階	緊急時対策所建屋 1階																																																																																																												
	緊急時対策所建屋 2階 緊急時対策所	緊急時対策所建屋 2階 緊急時対策所																																																																																																												
	緊急時対策所建屋 3階 緊急時対策所	緊急時対策所建屋 3階 緊急時対策所																																																																																																												
	機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																											
有線式通信機	制御室建物 4階 (中央制御室)	制御室建物 4階 (中央制御室)																																																																																																												
有線式通信機	原子炉建物付属棟 3階	原子炉建物付属棟 中2階, 3階																																																																																																												
有線式通信機	原子炉建物原子炉棟 2階	原子炉建物原子炉棟 地下2階, 2階																																																																																																												
有線式通信機	原子炉建物付属棟 2階	原子炉建物付属棟 2階, 3階																																																																																																												
有線式通信機	原子炉建物原子炉棟 1階	原子炉建物原子炉棟 1階																																																																																																												
有線式通信機	原子炉建物付属棟 1階	原子炉建物付属棟 1階																																																																																																												
有線式通信機	原子炉建物原子炉棟 地下2階	原子炉建物原子炉棟 地下2階																																																																																																												
有線式通信機	廃棄物処理建物 1階	廃棄物処理建物 地下中1階, 1階, 2階																																																																																																												
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																												
無線通信設備 (固定型)	制御室建物 4階 (中央制御室)	制御室建物 4階 (中央制御室)																																																																																																												
無線通信設備 (固定型)	緊急時対策所 1階	緊急時対策所 1階																																																																																																												
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																												
無線通信設備 (携帯型)	屋外	屋外																																																																																																												
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																												
衛星電話設備 (固定型)	制御室建物 4階 (中央制御室)	制御室建物 4階 (中央制御室)																																																																																																												
衛星電話設備 (固定型)	緊急時対策所 1階	緊急時対策所 1階																																																																																																												
<p>表 3.19-22 操作対象機器設置場所 (無線連絡設備 (常設))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線連絡設備 (常設)</td> <td>コントロール建屋 地上2階</td> <td>コントロール建屋 地上2階 中央制御室 (中央制御室待避室含む)</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (常設)</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-12, 62-8-3, 62-8-4)</p> <p>表 3.19-23 操作対象機器設置場所 (無線連絡設備 (可搬型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線連絡設備 (可搬型)</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-13, 62-8-5)</p> <p>表 3.19-24 操作対象機器設置場所 (衛星電話設備 (常設))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 (常設)</td> <td>コントロール建屋 地上2階</td> <td>コントロール建屋 地上2階 中央制御室 (中央制御室待避室含む)</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (常設)</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-12, 62-8-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備 (常設)	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階 中央制御室 (中央制御室待避室含む)	無線連絡設備 (常設)	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備 (可搬型)	屋外	屋外	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備 (常設)	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階 中央制御室 (中央制御室待避室含む)	衛星電話設備 (常設)	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	<p>第 3.19-14 表 操作対象機器設置場所 (衛星電話設備 (固定型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備 (固定型)</td> <td>原子炉建屋付属棟3階 中央制御室</td> <td>原子炉建屋付属棟3階 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所建屋2階 緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所建屋2階 緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 3, 14)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備 (固定型)	原子炉建屋付属棟3階 中央制御室	原子炉建屋付属棟3階 中央制御室	緊急時対策所建屋2階 緊急時対策所	緊急時対策所建屋2階 緊急時対策所																																																																													
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																												
無線連絡設備 (常設)	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階 中央制御室 (中央制御室待避室含む)																																																																																																												
無線連絡設備 (常設)	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所																																																																																																												
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																												
無線連絡設備 (可搬型)	屋外	屋外																																																																																																												
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																												
衛星電話設備 (常設)	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階 中央制御室 (中央制御室待避室含む)																																																																																																												
衛星電話設備 (常設)	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所																																																																																																												
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																												
衛星電話設備 (固定型)	原子炉建屋付属棟3階 中央制御室	原子炉建屋付属棟3階 中央制御室																																																																																																												
	緊急時対策所建屋2階 緊急時対策所	緊急時対策所建屋2階 緊急時対策所																																																																																																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																				
<p>表 3. 19-25 操作対象機器設置場所 (衛星電話設備 (可搬型))</p> <table border="1" data-bbox="157 268 914 384"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 (可搬型)</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-13, 62-8-5)</p> <p style="text-align: center;"><u>表 3. 19-26 操作対象機器設置場所</u> <u>(5号炉屋外緊急連絡用インターフォン)</u></p> <table border="1" data-bbox="157 764 914 1010"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターフォン</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上2階</td> <td>5号炉中央制御室</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>5号炉原子炉建屋 屋外</td> <td>5号炉原子炉建屋 屋外</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-12, 62-3-14, 62-3-15, 62-8-6~8)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備 (可搬型)	屋外	屋外	機器名称	設置場所	操作場所	インターフォン	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	インターフォン	5号炉原子炉建屋 地上2階	5号炉中央制御室	インターフォン	5号炉原子炉建屋 屋外	5号炉原子炉建屋 屋外	<p>第 3. 19-15 表 操作対象機器設置場所 (衛星電話設備 (携帯型))</p> <table border="1" data-bbox="943 268 1700 384"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 3, 14)</p> <p>第 3. 19-16 表 操作対象機器設置場所 (無線連絡設備 (携帯型))</p> <table border="1" data-bbox="943 485 1700 600"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 14)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備 (携帯型)	屋外	屋外	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備 (携帯型)	屋外	屋外	<p>第 3. 19 - 19 表 操作対象機器設置場所 (衛星電話設備 (携帯型))</p> <table border="1" data-bbox="1739 268 2496 384"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-7, 62-8-4)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備 (携帯型)	屋外	屋外	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載箇所の相違 【東海第二】 島根は第 3. 19 - 18 表 に記載 ・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違
機器名称	設置場所	操作場所																																					
衛星電話設備 (可搬型)	屋外	屋外																																					
機器名称	設置場所	操作場所																																					
インターフォン	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所																																					
インターフォン	5号炉原子炉建屋 地上2階	5号炉中央制御室																																					
インターフォン	5号炉原子炉建屋 屋外	5号炉原子炉建屋 屋外																																					
機器名称	設置場所	操作場所																																					
衛星電話設備 (携帯型)	屋外	屋外																																					
機器名称	設置場所	操作場所																																					
無線連絡設備 (携帯型)	屋外	屋外																																					
機器名称	設置場所	操作場所																																					
衛星電話設備 (携帯型)	屋外	屋外																																					

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p>3.19.2.1.3.2 安全パラメータ表示システム (SPDS) に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置は、コントロール建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、コントロール建屋の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-27に示す設計とする。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-28に示す設計とする。</p> <p>(62-3-2, 62-3-4, 62-3-12)</p>	<p>3.19.2.1.3.2 SPDSに関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>SPDSのうちデータ伝送装置は、中央制御室内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、中央制御室内の環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-17表に示す設計とする。</p> <p>また、SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所建屋内の環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-18表に示す設計とする。</p> <p>(62-3-2, 3, 14)</p>	<p>3.19.2.1.3.2 安全パラメータ表示システム (SPDS) に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、SPDSデータ収集サーバは、廃棄物処理建物内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、廃棄物処理建物の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-20表に示す設計とする。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、SPDSデータ表示装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-21表に示す設計とする。</p> <p>(62-3-3, 62-3-7)</p>																																													
<p>第表 3.19-27 想定する環境条件及び荷重条件 (データ伝送装置)</p>	<p>第3.19-17表 想定する環境条件 (データ伝送装置)</p>	<p>第3.19-20表 想定する環境条件及び荷重条件 (SPDSデータ収集サーバ)</p>																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>コントロール建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する (詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風 (台風)・積雪</td> <td>コントロール建屋内に設置するため、風 (台風) 及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	コントロール建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する (詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風 (台風)・積雪	コントロール建屋内に設置するため、風 (台風) 及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度、圧力、湿度、放射線</td> <td>設置場所である中央制御室内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風 (台風)、竜巻、積雪、火山の影響</td> <td>中央制御室内に設置するため、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である中央制御室内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。	風 (台風)、竜巻、積雪、火山の影響	中央制御室内に設置するため、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>廃棄物処理建物で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風 (台風)・積雪</td> <td>廃棄物処理建物内に設置するため、風 (台風) 及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	廃棄物処理建物で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風 (台風)・積雪	廃棄物処理建物内に設置するため、風 (台風) 及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設計方針の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>⑦の相違</p>
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	コントロール建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する (詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																														
風 (台風)・積雪	コントロール建屋内に設置するため、風 (台風) 及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である中央制御室内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																														
津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。																																														
風 (台風)、竜巻、積雪、火山の影響	中央制御室内に設置するため、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。																																														
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	廃棄物処理建物で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																														
風 (台風)・積雪	廃棄物処理建物内に設置するため、風 (台風) 及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p>表 3.19-28 想定する環境条件及び荷重条件 (緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置)</p> <table border="1" data-bbox="157 352 911 856"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.19-18表 想定する環境条件 (緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置)</p> <table border="1" data-bbox="952 352 1703 823"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度、圧力、湿度、放射線</td> <td>設置場所である緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに設置する。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響</td> <td>緊急時対策所建屋内に設置するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに設置する。	風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	緊急時対策所建屋内に設置するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。	<p>第3.19-21表 想定する環境条件及び荷重条件 (SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置)</p> <table border="1" data-bbox="1745 352 2496 850"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	緊急時対策所に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設計方針の相違 【東海第二】 ⑦の相違</p>
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																														
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																														
津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに設置する。																																														
風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	緊急時対策所建屋内に設置するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。																																														
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																														
風(台風)・積雪	緊急時対策所に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
<p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項二) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送装置及び緊急時対策支援システム伝送装置は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。 また、安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS表示装置は、電源、通信ケーブルは接続されており、各パラメータを監視するにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。想定される重大事故等が発生した場合において、設置場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、一般のコンピュータと同様に電源スイッチを入れ(スイッチ操作)、操作(スイッチ操作)することにより、確実に各パラメータを監視することが可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表3.19-29に示す。</p>	<p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項二) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 SPDSのうちデータ伝送装置及び緊急時対策支援システム伝送装置は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。 SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所で、一般のコンピュータと同様の操作により、パラメータ監視が可能であり、特別な技量を要することなく容易に操作ができる設計とするとともに、確実にパラメータ監視できる設計とする。また、電源及び通信ケーブルは接続されており、パラメータ監視するための操作をするにあたり、緊急時対策所の災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。操作が必要な対象機器について第3.19-19表に示す。</p> <p>(62-8-5)</p>	<p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項二) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうち、SPDSデータ収集サーバ及びSPDS伝送サーバは、常時伝送を行うため、通常は操作を必要としない設計とする。 また、安全パラメータ表示システム(SPDS)のうち、SPDSデータ表示装置は、電源、通信ケーブルは接続されており、各パラメータを監視するにあたり、緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。想定される重大事故等が発生した場合において、設置場所である緊急時対策所において、一般のコンピュータと同様に操作(スイッチ操作)することにより、確実に各パラメータを監視することが可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第3.19-22表に示す。</p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根は、SPDSデータ表示装置を常時起動させており、起動操作が必要ない</p>																																												

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																													
<p align="center"><u>表 3.19-29 操作対象機器 (SPDS 表示装置)</u></p> <table border="1" data-bbox="160 262 914 394"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPDS 表示装置</td> <td>起動・停止 (パラメータ監視)</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-8-6)</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、表 3.19-30 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、機能 (データの表示及び伝送) の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	SPDS 表示装置	起動・停止 (パラメータ監視)	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	スイッチ操作	<p align="center"><u>第 3.19-19 表 操作対象機器 (SPDS データ表示装置)</u></p> <table border="1" data-bbox="955 262 1697 409"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPDS データ表示装置</td> <td>起動・停止 (パラメータ監視)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>SPDS は、第3.19-20表に示すように、原子炉運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観検査が実施可能な設計とする。SPDS は、<u>原子炉運転中又は停止中に機能・性能検査としてデータの表示及び伝送の確認を行えるとともに、外観検査として、目視により、性能に影響を及ぼすおそれのあるき裂、変形等の有無を確認可能な設計とする。</u></p> <p align="right">(62-5-12, 13)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	SPDS データ表示装置	起動・停止 (パラメータ監視)	緊急時対策所	スイッチ操作	<p align="center"><u>第 3.19-22 表 操作対象機器 (SPDS データ表示装置)</u></p> <table border="1" data-bbox="1745 252 2487 352"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPDS データ表示装置</td> <td>操作 (パラメータ監視)</td> <td>緊急時対策所 1階</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-8-5)</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、第3.19-23表に示すように原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、機能 (データの表示及び伝送) の確認が可能な設計とする。また、外観点検として、外観の確認が可能な設計とする。</u></p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	SPDS データ表示装置	操作 (パラメータ監視)	緊急時対策所 1階	スイッチ操作	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根は、SPDS データ表示装置を常時起動させており、起動操作が必要ない</p>					
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																													
SPDS 表示装置	起動・停止 (パラメータ監視)	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	スイッチ操作																													
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																													
SPDS データ表示装置	起動・停止 (パラメータ監視)	緊急時対策所	スイッチ操作																													
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																													
SPDS データ表示装置	操作 (パラメータ監視)	緊急時対策所 1階	スイッチ操作																													
<p>表 3.19-30 安全パラメータ表示システム (SPDS) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="160 1243 914 1432"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能 (データの表示及び伝送) の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-5-15, 62-5-16)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能 (データの表示及び伝送) の確認	外観検査	外観の確認	<p align="center">第3.19-20表 SPDS の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="955 1264 1697 1564"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>機能 (データの表示及び伝送) の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>機能 (データの表示及び伝送) の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能検査	機能 (データの表示及び伝送) の確認	外観検査	外観の確認	停止中	機能・性能検査	機能 (データの表示及び伝送) の確認	外観検査	外観の確認	<p align="center">第3.19-23表 安全パラメータ表示システム (SPDS) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1745 1306 2487 1459"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能 (データの表示及び伝送) の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-5-9, 10)</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能 (データの表示及び伝送) の確認	外観点検	外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能 (データの表示及び伝送) の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
原子炉の状態	項目	内容																														
運転中	機能・性能検査	機能 (データの表示及び伝送) の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
停止中	機能・性能検査	機能 (データの表示及び伝送) の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能 (データの表示及び伝送) の確認																														
	外観点検	外観の確認																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u> (62-4-9)</p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> (62-4-9)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>SPDSは、本来の用途以外の用途には使用しない設計とする。</u> (62-4-8)</p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>SPDSは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> (62-4-8)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、本来の用途以外の用途には使用しない設計とする。</u> (62-4-8)</p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> (62-4-8)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																				
<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち操作が必要である SPDS 表示装置の設置場所, 操作場所を表 3.19-31 に示す。SPDS 表示装置は, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置及び操作し, 操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>表 3.19-31 操作対象機器設置場所 (SPDS 表示装置)</p> <table border="1" data-bbox="157 674 914 785"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPDS 表示装置</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-12)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	SPDS 表示装置	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>SPDSのうち操作が必要であるSPDSデータ表示装置の設置場所, 操作場所を第3.19-21表に示す。SPDSデータ表示装置は, 緊急時対策所にて操作可能とすることで, 操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ない設計とする。</p> <p>第3.19-21表 操作対象機器設置場所 (SPDSデータ表示装置)</p> <table border="1" data-bbox="952 674 1679 816"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">SPDSデータ表示装置</td> <td>緊急時対策所建屋</td> <td>緊急時対策所建屋</td> </tr> <tr> <td>2階 緊急時対策所</td> <td>2階 緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 14)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	SPDSデータ表示装置	緊急時対策所建屋	緊急時対策所建屋	2階 緊急時対策所	2階 緊急時対策所	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち, 操作が必要であるSPDSデータ表示装置の設置場所, 操作場所を第3.19-24表に示す。SPDSデータ表示装置は, 緊急時対策所に設置及び操作し, 操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>第3.19-24表 操作対象機器設置場所 (SPDSデータ表示装置)</p> <table border="1" data-bbox="1754 674 2481 743"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPDSデータ表示装置</td> <td>緊急時対策所1階</td> <td>緊急時対策所1階</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-7)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	SPDSデータ表示装置	緊急時対策所1階	緊急時対策所1階	
機器名称	設置場所	操作場所																					
SPDS 表示装置	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所																					
機器名称	設置場所	操作場所																					
SPDSデータ表示装置	緊急時対策所建屋	緊急時対策所建屋																					
	2階 緊急時対策所	2階 緊急時対策所																					
機器名称	設置場所	操作場所																					
SPDSデータ表示装置	緊急時対策所1階	緊急時対策所1階																					

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.19.2.1.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>3.19.2.1.4.1 通信連絡設備(発電所内)に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>無線連絡設備(常設)</u>は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、対応する送受話器及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>と屋外の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各重大事故シーケンスで使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(62-6-4, 62-6-11)</p> <p>衛星電話設備(常設)は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する送受話器及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、<u>中央制御室と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>との操作・作業に係る必要な連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(62-6-4, 62-6-11)</p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>は、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する送受話器及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、<u>5号炉原子炉建屋屋外と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室との必要な連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</u></p> <p>(62-6-5)</p>	<p>3.19.2.1.3.3 通信設備(発電所内)に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>衛星電話設備(固定型)は、設計基準対象施設として必要となる個数を設置する設計とする。</p> <p>また、重大事故等時において、対応する送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)が使用できない状況において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数以上を設置する設計とする。</p> <p><u>衛星電話設備(固定型)の設置数は、発電所内の通信連絡として、中央制御室、緊急時対策所及び屋外との操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な個数と常設設備であるが自主的に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用を加え、一式を設置する設計とする。</u>(62-6-11)</p>	<p>3.19.2.1.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合状況</p> <p>3.19.2.1.4.1 通信連絡設備(発電所内)に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>無線通信設備(固定型)</u>は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、対応する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、<u>緊急時対策所</u>と屋外の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各重要事故シーケンスで使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(62-6-3, 62-6-8)</p> <p>衛星電話設備(固定型)は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、<u>発電所内の通信連絡をする必要のある場所</u>と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根は35条審査資料で無線通信設備にて各シーケンスで使用する台数を抽出</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備(常設)は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら、総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことができ、安全性の向上が図れることから、<u>6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備(常設)は、共用により悪影響を及ぼさないよう、<u>6号及び7号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p>なお、中央制御室内に設置する無線連絡設備(常設)は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(常設)は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら、総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことができ、安全性の向上が図れることから、<u>6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(常設)は、共用により悪影響を及ぼさないよう、<u>6号及び7号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u></p>	<p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星電話設備(固定型)は、<u>同一の端末を使用することにより、端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備(固定型)は、共用により悪影響を及ぼさないよう、<u>東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な容量を確保する設計とする。</u></p>	<p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所に設置する無線通信設備(固定型)は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら総合的な管理(事故処理を含む。)を行うことができ、安全性の向上を図る設計とする。</u></p> <p><u>また、緊急時対策所に設置する無線通信設備(固定型)は、共用により悪影響を及ぼさないよう、必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p><u>なお、中央制御室内に設置する無線通信設備(固定型)は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所に設置する衛星電話設備(固定型)は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら総合的な管理(事故処理を含む。)を行うことができ、安全性の向上を図る設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所に設置する衛星電話設備(固定型)は、共用により悪影響を及ぼさないよう、必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根は単号炉</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、号炉の区分けなく通信連絡することで、安全性の向上が図れることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項三）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する無線連絡設備（常設）の電源は、同様の機能を持つ送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、<u>第一ガスタービン発電機、電源車及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>からの給電により使用することで、表3.19-32で示すとおり、非常用ディーゼル発電機及び充電器（蓄電池）からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（常設）は、中央制御室及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に設置することで、表3.19-32で示すとおり、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>コントロール建屋地上2階及び5号炉原子炉建屋地上3階</u>に設置し、送受話器及び電力保安通信用電話設備の主要設備は<u>コントロール建屋地下2階、5号炉原子炉建屋地上3階、廃棄物処理建屋地下1階（6号炉）及び地上1階（7号炉）</u>に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p><u>無線連絡設備（常設）</u>の独立性については、表3.19-33で示す</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項三）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p><u>なお、中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</u></p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項三）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する無線通信設備（固定型）の電源は、同様の機能を持つ<u>所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備</u>と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、<u>ガスタービン発電機若しくは高圧発電機車及び緊急時対策所用発電機</u>からの給電により使用することで、第3.19-25表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機及び充電器（蓄電池）からの給電により使用する<u>所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備</u>に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、無線通信設備（固定型）は、中央制御室及び<u>緊急時対策所内</u>に設置することで、第3.19-25表で示すとおり、<u>所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備</u>と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>制御室建物4階及び緊急時対策所1階</u>に設置し、<u>所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備</u>の主要設備は<u>廃棄物処理建物1階、制御室建物3階及び通信棟1階</u>に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p><u>無線通信設備（固定型）</u>の独立性については、第3.19-26表で</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】 島根は単号炉</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>【東海第二】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>とおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（常設）の電源は、同様の機能を持つ送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、<u>第一ガスタービン発電機、電源車及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電により使用することで、表3.19-34で示すとおり、非常用ディーゼル発電機及び充電器（蓄電池）からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p>また、衛星電話設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置することで、表3.19-34で示すとおり、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>コントロール建屋地上2階及び5号炉原子炉建屋地上3階</u>に設置し、送受話器及び電力保安通信用電話設備の主要設備は<u>コントロール建屋地下2階、5号炉原子炉建屋地上3階、廃棄物処理建屋地下1階（6号炉）及び地上1階（7号炉）</u>に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>衛星電話設備（常設）の独立性については、表3.19-35で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p><u>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの電源は、同様の機能を持つ送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電により使用することで、表3.19-36で示すとおり、非常用ディーゼル発電機及び充電器（蓄電池）からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、5号炉原子炉建屋屋外、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内に設置することで、表3.19-36で示すとおり、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とす</u></p>	<p>常設重大事故防止設備である衛星電話設備（固定型）の電源は、同様の機能を有する設計基準事故対処設備である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、<u>常設代替高圧電源装置、可搬型代替低圧電源車からの給電により使用することで、第3.19-22表に示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は蓄電池からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定型、PHS端末及びFAX）に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p>また、衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、第3.19-22表に示すとおり、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定型、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>原子炉建屋付属棟3階及び緊急時対策所2階</u>に設置し、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定型、PHS端末及びFAX）の主要設備はサービス建屋3階及び事務本館3階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）の独立性については、第3.19-23表で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水による共通要因故障を防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	<p>示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（固定型）の電源は、同様の機能を持つ<u>所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機、高圧発電機車及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、第3.19-27表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機及び充電器（蓄電池）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p>また、衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、第3.19-27表で示すとおり、<u>所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>制御室建物4階及び緊急時対策所1階</u>に設置し、<u>所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備の主要設備は廃棄物処理建物1階、制御室建物3階及び通信棟1階</u>に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）の独立性については、第3.19-28表で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	<p>・運用の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>共通-1では島根と同様に常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備（以下、⑨の相違）</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>る。</p> <p><u>主要設備の設置場所については、5号炉原子炉建屋屋外、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋地上3階及び地上2階に設置し、送受話器及び電力保安通信用電話設備の主要設備はコントロール建屋地下2階、5号炉原子炉建屋地上3階、廃棄物処理建屋地下1階(6号炉)及び地上1階(7号炉)に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</u></p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの独立性については、表3.19-37で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)				東海第二発電所 (2018.9.18版)				島根原子力発電所 2号炉				備考			
<p>表 3.19-32 無線連絡設備 (常設) の多様性又は位置的分散 (1/2) (中央制御室)</p>												<p>第 3.19 - 25 表 無線通信設備 (固定型) の多様性又は位置的分散 (1/2) (中央制御室)</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 ①の相違</p>		
設計基準対象施設				設計基準対象施設				設計基準対象施設							
重大事故防止設備及び重大事故緩和設備				重大事故防止設備及び重大事故緩和設備				常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備							
項目	送受話器		電力保安通信用電話設備		無線連絡設備 (常設)		項目	所内通信連絡設備		電力保安通信用電話設備				無線通信設備 (固定型)	
ポンプ	不要		不要		不要		ポンプ	不要		不要				不要	
水源	不要		不要		不要		水源	不要		不要				不要	
駆動用空気	不要		不要		不要		駆動用空気	不要		不要				不要	
潤滑油	不要		不要		不要		潤滑油	不要		不要				不要	
冷却水	不要		不要		不要		冷却水	不要		不要				不要	
駆動電源	充電器 (蓄電池)	非常用ディーゼル発電機		充電器 (蓄電池)	常設代替交流電源設備 (第一ガスタービン発電機)	可搬型代替交流電源設備 (電源車)	駆動電源	充電器 (蓄電池)	非常用ディーゼル発電機	充電器 (蓄電池)	常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)			可搬型代替交流電源設備 (高圧発電機車)	
	コントロール建屋 地下2階	原子炉建屋 地上1階		廃棄物処理建屋 地下1階	屋外 (7号炉タービン建屋南側)	屋外 (原子炉建屋電源車第一設置場所又は第二設置場所)		廃棄物処理建物 地下中1階	原子炉建物 附属棟 地下2階	タービン建物 2階	ガスタービン発電機建物	屋外 (第1, 3, 4保管エリア)			
流路 (伝送路)	発電所内		発電所内		発電所内		主要設備設置場所	主装置		交換機		無線通信設備 (固定型)			
	有線系回線		有線系回線		無線系回線			廃棄物処理建物 1階		制御室建物 3階 通信棟 1階		制御室建物 4階			
主要設備設置場所	制御装置		交換機		無線連絡設備 (常設)		コントロール建屋 地下2階		廃棄物処理建屋 地下1階 (6号炉), 地上1階 (7号炉)		コントロール建屋 地上2階				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)				東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)				島根原子力発電所 2号炉				備考	
表 3. 19-32 無線連絡設備 (常設) の多様性又は位置的分散 (2 / 2) (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)								第 3. 19 - 25 表 無線通信設備 (固定型) の多様性又は位置的分散 (2 / 2) (緊急時対策所)				・設備の相違 【東海第二】 ①の相違	
項目		設計基準対象施設		重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備		無線連絡設備 (常設)		項目		設計基準対象施設			常設重大事故防止設備 及び常設重大事故緩和設備
		送受話器	電力保安通信用 電話設備					所内通信連絡設備		電力保安通信用 電話設備		無線通信設備 (固定型)	
ポンプ		不要	不要	不要		不要		不要		不要		不要	
水源		不要	不要	不要		不要		不要		不要		不要	
駆動用空気		不要	不要	不要		不要		不要		不要		不要	
潤滑油		不要	不要	不要		不要		不要		不要		不要	
冷却水		不要	不要	不要		不要		不要		不要		不要	
駆動電源		充電器 (蓄電池)	非常用 ディーゼル 発電機	充電器 (蓄電池)	代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時 対策所用可搬型電源設備)			充電器 (蓄電池)	代替交流電源設備 (緊急時対策所用発電機)				
		コントロール 建屋 地下2階	原子炉建屋 地上1階	廃棄物処理 建屋 地下1階, 5号炉原子炉 建屋地上3階	屋外 (5号炉東側保管場所)			廃棄物処理 建物 地下中1階	原子炉建物 付属棟 地下2階	通信棟 1階	屋外 (緊急時対策所北側)		
流路 (伝送路)		発電所内		発電所内		発電所内		主装置		交換機		無線通信設備 (固定型)	
		有線系回線		有線系回線		無線系回線		廃棄物処理建物1階		制御室建物3階 通信棟1階		緊急時対策所1階	
主要設備 設置場所		制御装置		交換機		無線連絡設備 (常設)							
		コントロール 建屋 地下2階		廃棄物処理建屋 地下1階 (6号炉), 地上1階 (7号炉), 5号炉原子炉建屋 地上3階		5号炉 原子炉建屋 地上3階							

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																								
表 3.19-33 無線連絡設備(常設)の設計基準対象施設との独立性		第 3.19 - 26 表 無線通信設備(固定型)の設計基準対象施設との独立性																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受信器及び 電力保安通信用電話設備</th> <th>無線連絡設備 (常設)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通 要因 故障</td> <td>地震</td> <td>—</td> <td>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備(常設)は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>—</td> <td>無線連絡設備(常設)を設置する中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である送受信器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備(常設)は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である送受信器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備(常設)は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> </tbody> </table>	項目		設計基準対象施設	重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備	送受信器及び 電力保安通信用電話設備	無線連絡設備 (常設)	共通 要因 故障	地震	—	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備(常設)は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	—	無線連絡設備(常設)を設置する中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である送受信器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備(常設)は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。		溢水	設計基準対象施設である送受信器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備(常設)は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">独立性</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>常設重大事故防止設備 及び常設重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>所内通信連絡設備 及び電力保安通信用 電話設備</th> <th>無線通信設備(固定型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通 要因 故障</td> <td>地震</td> <td>—</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所に設置する無線通信設備(固定型)は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>—</td> <td>無線通信設備(固定型)を設置する中央制御室及び緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備である無線通信設備(固定型)は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備である無線通信設備(固定型)は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> </tbody> </table>	独立性			項目	設計基準対象施設	常設重大事故防止設備 及び常設重大事故緩和設備	所内通信連絡設備 及び電力保安通信用 電話設備	無線通信設備(固定型)	共通 要因 故障	地震	—	中央制御室及び緊急時対策所に設置する無線通信設備(固定型)は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	—	無線通信設備(固定型)を設置する中央制御室及び緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備である無線通信設備(固定型)は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。		溢水	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備である無線通信設備(固定型)は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。		<p>・設備の相違 【東海第二】 ①の相違</p>
項目			設計基準対象施設	重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備																																							
		送受信器及び 電力保安通信用電話設備	無線連絡設備 (常設)																																								
共通 要因 故障	地震	—	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備(常設)は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																								
	津波	—	無線連絡設備(常設)を設置する中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																								
	火災	設計基準対象施設である送受信器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備(常設)は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。																																									
	溢水	設計基準対象施設である送受信器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備(常設)は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。																																									
独立性																																											
項目	設計基準対象施設	常設重大事故防止設備 及び常設重大事故緩和設備																																									
	所内通信連絡設備 及び電力保安通信用 電話設備	無線通信設備(固定型)																																									
共通 要因 故障	地震	—	中央制御室及び緊急時対策所に設置する無線通信設備(固定型)は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																								
	津波	—	無線通信設備(固定型)を設置する中央制御室及び緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																								
	火災	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備である無線通信設備(固定型)は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。																																									
	溢水	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備である無線通信設備(固定型)は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。																																									
(62-2-2~6) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-10~12, 62-3-16) (62-4-3)		(62-2-2~5) (62-3-2, 62-6-7) (62-4-3)																																									

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)				東海第二発電所 (2018.9.18版)				島根原子力発電所 2号炉				備考		
表 3.19-34 衛星電話設備(常設)の多様性又は位置的分散 (発電所内)(1/2)(中央制御室)												<p>・記載場所の相違 【東海第二】 東海第二は第 3.19-22 表に記載</p>		
項目		設計基準対象施設			重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備			項目		設計基準対象施設			常設重大事故防止設備 及び常設重大事故緩和設備	
		送受話器	電力保安通信用 電話設備		衛星電話設備 (常設)			所内通信連絡設備		電力保安通信用 電話設備	衛星電話設備(固定型)			
ポンプ		不要	不要		不要			不要		不要	不要			
水源		不要	不要		不要			不要		不要	不要			
駆動用空気		不要	不要		不要			不要		不要	不要			
潤滑油		不要	不要		不要			不要		不要	不要			
冷却水		不要	不要		不要			不要		不要	不要			
駆動電源		充電器 (蓄電池)	非常用ディーゼル 発電機	充電器 (蓄電池)	常設代替交流 電源設備 (第一ガスター ビン発電機)	可搬型代替交 流電源設備 (電源車)	充電器 (蓄電池)	非常用 ディーゼル 発電機	充電器 (蓄電池)	常設代替交流 電源設備 (ガスタービン 発電機)	可搬型代替交流 電源設備 (高压発電機車)			
		コントロール 建屋 地下2階	原子炉建屋 地上1階	廃棄物処理 建屋 地下1階	屋外 (7号炉ター ビン建屋南側)	屋外 (原子炉建屋 電源車第一設 置場所又は第 二設置場所)	廃棄物処理 建物 地下中1階	原子炉建物 付属棟 地下2階	タービン建物 2階	ガスタービン発 電機建物	屋外 (第1, 3, 4 保管エリア)			
流路 (伝送路)		発電所内		発電所内		発電所内		主装置		交換機		衛星電話設備(固定型)		
		有線系回線		有線系回線		衛星系回線 (通信事業者回線)		廃棄物処理建物1階		制御室建物3階 通信棟1階		制御室建物4階		
主要設備 設置場所		制御装置		交換機		衛星電話設備(常設)								
		コントロール建屋 地下2階		廃棄物処理建屋 地下1階(6号炉), 地上1階(7号炉)		コントロール建屋 地上2階								

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)				東海第二発電所 (2018.9.18版)				島根原子力発電所 2号炉				備考
表 3.19-34 衛星電話設備(常設)の多様性又は位置的分散 (発電所内)(2/2) (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)				第 3.19-22 表 多様性及び位置的分散(衛星電話設備(固定型))				第 3.19-27 表 衛星電話設備(固定型)の多様性又は位置的分散 (発電所内)(2/2) (緊急時対策所)				
項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備			項目	設計基準事故対処設備			重大事故防止設備	
	送受話器	電力保安通信用 電話設備		衛星電話設備 (常設)				送受話器 (ペー징)	電力保安通信用 電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X)		衛星電話設備 (固定型)	
ポンプ	不要	不要		不要			主要設備	制御装置	交換機		衛星電話設備 (固定型)	
水源	不要	不要		不要				サービス建屋3階	事務本館3階		原子炉建屋 付属棟 3階	緊急時対策所 建屋2階
駆動用空気	不要	不要		不要			ポンプ	不要	不要		不要	不要
潤滑油	不要	不要		不要			水源	不要	不要		不要	不要
冷却水	不要	不要		不要			駆動用空気	不要	不要		不要	不要
駆動電源	充電器 (蓄電池)	非常用 ディーゼル 発電機	充電器 (蓄電池)	代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時 対策所用可搬型電源設備)			潤滑油	不要	不要		不要	不要
	コントロール 建屋 地下2階	原子炉建屋 地上1階	廃棄物処理 建屋 地下1階, 5号炉原子炉 建屋地上3階	屋外 (5号炉東側保管場所)			冷却水	不要	不要		不要	不要
流路 (伝送路)	発電所内		発電所内		発電所内		駆動電源	蓄電池	非常用 ディーゼル 発電機	蓄電池	常設代替高圧 電源装置, 可搬 型代替低圧電 源車	緊急時対策所用 発電機
	有線系回線		有線系回線		衛星系回線 (通信事業者回線)			サービス 建屋 3階	原子炉建 屋付属棟 地下1階	事務本館 3階	屋外	緊急時対策所 建屋1階
主要設備 設置場所	制御装置		交換機		衛星電話設備(常設)		(62-2-2, 3) (62-3-2, 3, 14) (62-4-3)					
	コントロール建屋 地下2階	廃棄物処理建屋 地下1階(6号炉), 地上1階(7号炉), 5号炉原子炉建屋 地上3階		5号炉 原子炉建屋 地上3階								

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)		東海第二発電所 (2018.9.18版)		島根原子力発電所 2号炉		備考																																																
<p>表 3.19-35 衛星電話設備（常設）の設計基準対象施設との独立性（発電所内）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器及び電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備（常設）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S_s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>衛星電話設備（常設）を設置する中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（常設）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（常設）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-2~7) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-10~12, 62-3-16) (62-4-3)</p>		項目	設計基準対象施設	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器及び電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（常設）	共通要因故障	地震	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	衛星電話設備（常設）を設置する中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（常設）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。	溢水	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（常設）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。	<p>第 3.19-23 表 設計基準事故対処設備との独立性（（衛星電話設備（固定型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故防止設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ページング）</th> <th>電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）</th> <th>衛星電話設備（固定型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td colspan="2">設計基準事故対処設備の送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）は耐震 S クラスではなく S_s 機能維持を担保できないが、重大事故防止設備である衛星電話設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの電路を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S_s が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td colspan="2">設計基準事故対処設備の送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）は防潮堤の設置により、重大事故防止設備である衛星電話設備（固定型）は、防潮堤及び浸水防止設備の設置により、津波が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="2">設計基準事故対処設備である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）と、重大事故防止設備である衛星電話設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="2">設計基準事故対処設備である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）と、重大事故防止設備である衛星電話設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 3, 14) (62-4-3)</p>		項目	設計基準事故対処設備		重大事故防止設備	送受話器（ページング）	電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）	衛星電話設備（固定型）	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）は耐震 S クラスではなく S _s 機能維持を担保できないが、重大事故防止設備である衛星電話設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの電路を含め、基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S _s が共通要因となり故障することのない設計とする。		津波	設計基準事故対処設備の送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）は防潮堤の設置により、重大事故防止設備である衛星電話設備（固定型）は、防潮堤及び浸水防止設備の設置により、津波が共通要因となり故障することのない設計とする。		火災	設計基準事故対処設備である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）と、重大事故防止設備である衛星電話設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。		溢水	設計基準事故対処設備である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）と、重大事故防止設備である衛星電話設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。		<p>第 3.19 - 28 表 衛星電話設備（固定型）設計基準対象施設との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備（固定型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所に設置する衛星電話設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S_s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>衛星電話設備（固定型）を設置する中央制御室及び緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-2~5) (62-3-2, 62-6-7) (62-4-3)</p>		項目	設計基準対象施設	常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備	所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	共通要因故障	地震	中央制御室及び緊急時対策所に設置する衛星電話設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	衛星電話設備（固定型）を設置する中央制御室及び緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。	溢水	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。	<p>・設備の相違【東海第二】</p> <p>島根は島根は常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備</p>
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																			
	送受話器及び電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（常設）																																																				
共通要因故障	地震	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																				
	津波	衛星電話設備（常設）を設置する中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																				
	火災	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（常設）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。																																																				
	溢水	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（常設）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。																																																				
項目	設計基準事故対処設備		重大事故防止設備																																																			
	送受話器（ページング）	電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）	衛星電話設備（固定型）																																																			
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）は耐震 S クラスではなく S _s 機能維持を担保できないが、重大事故防止設備である衛星電話設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの電路を含め、基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S _s が共通要因となり故障することのない設計とする。																																																				
	津波	設計基準事故対処設備の送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）は防潮堤の設置により、重大事故防止設備である衛星電話設備（固定型）は、防潮堤及び浸水防止設備の設置により、津波が共通要因となり故障することのない設計とする。																																																				
	火災	設計基準事故対処設備である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）と、重大事故防止設備である衛星電話設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。																																																				
	溢水	設計基準事故対処設備である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）と、重大事故防止設備である衛星電話設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。																																																				
項目	設計基準対象施設	常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備																																																				
	所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）																																																				
共通要因故障	地震	中央制御室及び緊急時対策所に設置する衛星電話設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																				
	津波	衛星電話設備（固定型）を設置する中央制御室及び緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																				
	火災	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。																																																				
	溢水	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。																																																				

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)				東海第二発電所 (2018.9.18版)				島根原子力発電所 2号炉				備考			
<p align="center"><u>表 3.19-36 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの 多様性又は位置的分散</u></p>												<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>			
項目		設計基準対象施設				重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備									
		送受話器		電力保安通信用 電話設備		5号炉屋外緊急連絡用 インターフォン									
ポンプ		不要		不要		不要									
水源		不要		不要		不要									
駆動用空気		不要		不要		不要									
潤滑油		不要		不要		不要									
冷却水		不要		不要		不要									
駆動電源		充電器 (蓄電池)		非常用 ディーゼル 発電機		充電器 (蓄電池)		代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時 対策所用可搬型電源設備)							
		コントロール 建屋 地下2階		原子炉建屋 地上1階		廃棄物処理 建屋 地下1階, 5号炉原子炉 建屋地上3階		屋外 (5号炉東側保管場所)							
流路 (伝送路)		発電所内		発電所内		発電所内									
		有線系回線		有線系回線		有線系回線									
主要設備 設置場所		制御装置		交換機		インターフォン									
		コントロール 建屋 地下2階		廃棄物処理建屋 地下1階(6号炉), 地上1階(7号炉), 5号炉原子炉建屋 地上3階		5号炉原子炉建屋地上3階 5号炉原子炉建屋地上2階 5号炉原子炉建屋屋外									

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)		東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)		島根原子力発電所 2号炉		備考																			
<p>表 3.19-37 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの設計基準対象施設との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器及び 電力保安通信用電話設備</th> <th>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通 要因 故障</td> <td>地震</td> <td>—</td> <td>5号炉原子炉建屋屋外, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内に設置する5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは, 基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 Ss が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>—</td> <td>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置する5号炉原子炉建屋屋外, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室は, 基準津波が到達しない位置に設置することで, 津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と, 重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは, 火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と, 重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは, 溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-4~6) (62-3-2, 62-3-10~12, 62-3-14~16) (62-4-3)</p>							項目		設計基準対象施設	重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備	送受話器及び 電力保安通信用電話設備	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	共通 要因 故障	地震	—	5号炉原子炉建屋屋外, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内に設置する5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは, 基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 Ss が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	—	5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置する5号炉原子炉建屋屋外, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室は, 基準津波が到達しない位置に設置することで, 津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と, 重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは, 火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。		溢水	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と, 重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは, 溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。	
項目		設計基準対象施設	重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備																						
		送受話器及び 電力保安通信用電話設備	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン																						
共通 要因 故障	地震	—	5号炉原子炉建屋屋外, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内に設置する5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは, 基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 Ss が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																						
	津波	—	5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置する5号炉原子炉建屋屋外, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室は, 基準津波が到達しない位置に設置することで, 津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																						
	火災	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と, 重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは, 火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。																							
	溢水	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と, 重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは, 溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。																							
<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p>																									

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.19.2.1.4.2 安全パラメータ表示システム (SPDS) に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、<u>発電所内の通信連絡をする必要のある場所</u>に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち <u>SPDS 表示装置</u>は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に一式を設置し、故障時及び保守点検時のバックアップ用として、自主的に一式を保管する設計とする。(62-6-12~33)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報 (相互のプラント状況、運転員の対応状況等) を共有・考慮しながら、総合的な管理 (事故処置を含む。) を行うことができ、安全性の向上が図れることから、<u>6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p>	<p>3.19.2.1.3.4 SPDSに関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>SPDSは、設計基準対象施設として必要となるデータ量の伝送することができる設計とする。</p> <p>また、重大事故等時において、緊急時対策所に炉心反応度の状態確認、炉心冷却の状態確認等の重大事故等に対処するために必要なデータを伝送することができる設計とし、SPDSのデータ伝送量は必要回線容量に対し、余裕を持った設計とする。</p> <p>SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所内に設置し、常設設備であるが、自主的に故障時及び保守点検時の予備を加え、一式を保管する設計とする。(62-6-12~19)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>敷地内に二以上の発電用原子炉施設はないことから、SPDSは共用しない。</u></p>	<p>3.19.2.1.4.2 安全パラメータ表示システム (SPDS) に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、重大事故等時において、<u>緊急時対策所に炉心反応度の状態確認、炉心冷却の状態確認等の重大事故等に対処するために必要なデータを伝送することができる設計とし、SPDSのデータ伝送量は必要回線容量に対し、余裕を持った設計とする。</u></p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち <u>SPDSデータ表示装置</u>は、<u>緊急時対策所内</u>に一式を設置し、故障時及び保守点検時のバックアップ用として、自主的に一式を保管する設計とする。(62-6-9~16)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報 (相互のプラント状況、運転員の対応状況等) を共有・考慮しながら総合的な管理 (事故処理を含む。) を行うことができ、安全性の向上を図る設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】東海第二は単号炉</p> <p>【柏崎6/7】⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、共用により悪影響を及ぼさないよう、<u>6号及び7号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項三）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設重大事故緩和設備に該当する安全パラメータ表示システム（SPDS）は、<u>外部からの衝撃による損傷の防止が図られたコントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する。</u></p> <p>また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがないよう、表3.19-38及び表3.19-39に示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項三）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>常設重大事故緩和設備であるSPDSは、同一の機能を有する設備はない。</u></p> <p><u>なお、自然現象（地震、津波、及び風（台風）、竜巻、積雪、低温、落雷、火山の影響、森林火災）及び外部人為事象（近隣工場などの火災・爆発、有毒ガス）の影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉建屋付属棟及び緊急時対策所建屋内に設置するとともに、その機能が損なわれるおそれがないよう、第3.19-24表に示すとおり、頑健性を持たせた設計とする。</u></p>	<p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、共用により悪影響を及ぼさないよう、必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項三）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設重大事故緩和設備に該当する安全パラメータ表示システム（SPDS）は、<u>外部からの衝撃による損傷の防止が図られた廃棄物処理建物及び緊急時対策所に設置する。</u></p> <p>また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがないよう、第3.19-29表及び第3.19-30表に示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																																																																																																																																							
<p align="center">表 3.19-38 安全パラメータ表示システム (SPDS) の多様性又は位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th colspan="8">重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th colspan="8">安全パラメータ表示システム (SPDS)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">データ伝送装置</th> <th colspan="2">SPDS表示装置</th> <th colspan="4">緊急時対策支援システム伝送装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>無停電電源装置 (6号炉), 充電器 (蓄電池) (7号炉)</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源設備 (第一ガスタービン発電機)</td> <td>可搬型代替交流電源設備 (電源車)</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備)</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備)</td> </tr> <tr> <td>コントロール建屋 地下1階</td> <td>原子炉建屋 地上1階</td> <td>屋外 (7号炉タービン建屋南側)</td> <td>屋外 (原子炉建屋電源車第一設置場所又は第二設置場所)</td> <td>原子炉建屋 地上1階</td> <td>屋外 (5号炉東側保管場所)</td> <td>原子炉建屋 地上1階</td> <td>屋外 (5号炉東側保管場所)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">流路 (伝送路)</td> <td colspan="4">発電所内 建屋間</td> <td colspan="4">-</td> </tr> <tr> <td colspan="4">有線系回線</td> <td colspan="4">-</td> </tr> <tr> <td colspan="4">無線系回線</td> <td colspan="4">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">データ伝送装置</td> <td colspan="2">SPDS表示装置</td> <td colspan="4">緊急時対策支援システム伝送装置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">コントロール建屋 地上1階</td> <td colspan="6">5号炉原子炉建屋 地上3階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	重大事故緩和設備								安全パラメータ表示システム (SPDS)								データ伝送装置		SPDS表示装置		緊急時対策支援システム伝送装置				ポンプ	不要		不要		不要				水源	不要		不要		不要				駆動用空気	不要		不要		不要				潤滑油	不要		不要		不要				冷却水	不要		不要		不要				駆動電源	無停電電源装置 (6号炉), 充電器 (蓄電池) (7号炉)	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備 (第一ガスタービン発電機)	可搬型代替交流電源設備 (電源車)	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備)	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備)	コントロール建屋 地下1階	原子炉建屋 地上1階	屋外 (7号炉タービン建屋南側)	屋外 (原子炉建屋電源車第一設置場所又は第二設置場所)	原子炉建屋 地上1階	屋外 (5号炉東側保管場所)	原子炉建屋 地上1階	屋外 (5号炉東側保管場所)	流路 (伝送路)	発電所内 建屋間				-				有線系回線				-				無線系回線				-				主要設備設置場所	データ伝送装置		SPDS表示装置		緊急時対策支援システム伝送装置				コントロール建屋 地上1階		5号炉原子炉建屋 地上3階						<p align="center">第 3.19-24 表 頑健性 (SPDS)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常設重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>SPDS</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPDSのうちデータ伝送装置は、耐震性を有する原子炉建屋付属棟内に設置し、使用する無線通信装置用アンテナ、無線通信装置及び無線通信装置用アンテナまでの電路を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>SPDSのうち緊急時対策所建屋内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	常設重大事故緩和設備	SPDS	SPDSのうちデータ伝送装置は、耐震性を有する原子炉建屋付属棟内に設置し、使用する無線通信装置用アンテナ、無線通信装置及び無線通信装置用アンテナまでの電路を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。	SPDSのうち緊急時対策所建屋内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。	<p align="center">第 3.19 - 29 表 安全パラメータ表示システム (SPDS) の多様性又は位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th colspan="7">常設重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th colspan="7">安全パラメータ表示システム (SPDS)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">SPDSデータ収集サーバ</th> <th colspan="2">SPDSデータ表示装置</th> <th colspan="3">SPDS伝送サーバ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>充電器 (蓄電池)</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>代替交流電源設備 (緊急時対策用発電機)</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>代替交流電源設備 (緊急時対策用発電機)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建物 地下中1階</td> <td>原子炉建物付属棟 地下2階</td> <td>ガスタービン発電機 建物</td> <td>原子炉建物付属棟 地下2階</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> <td>原子炉建物付属棟 地下2階</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">流路 (伝送路)</td> <td colspan="3">発電所内 建物間</td> <td colspan="4">-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">有線系回線</td> <td colspan="4">-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">無線系回線</td> <td colspan="4">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">SPDSデータ収集サーバ</td> <td colspan="2">SPDSデータ表示装置</td> <td colspan="3">SPDS伝送サーバ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">廃棄物処理建物1階</td> <td colspan="2">緊急時対策所1階</td> <td colspan="3">緊急時対策所1階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	常設重大事故緩和設備							安全パラメータ表示システム (SPDS)							SPDSデータ収集サーバ		SPDSデータ表示装置		SPDS伝送サーバ			ポンプ	不要		不要		不要			水源	不要		不要		不要			駆動用空気	不要		不要		不要			潤滑油	不要		不要		不要			冷却水	不要		不要		不要			駆動電源	充電器 (蓄電池)	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (緊急時対策用発電機)	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (緊急時対策用発電機)	廃棄物処理建物 地下中1階	原子炉建物付属棟 地下2階	ガスタービン発電機 建物	原子炉建物付属棟 地下2階	屋外 (緊急時対策所北側)	原子炉建物付属棟 地下2階	屋外 (緊急時対策所北側)	流路 (伝送路)	発電所内 建物間			-				有線系回線			-				無線系回線			-				主要設備設置場所	SPDSデータ収集サーバ		SPDSデータ表示装置		SPDS伝送サーバ			廃棄物処理建物1階		緊急時対策所1階		緊急時対策所1階			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 駆動電源の相違ではあるが、非常用電源設備から供給している点では同様</p> <p>【東海第二】 東海第二は同一機能を有する設備はないとしている</p>
項目		重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																																																																								
		安全パラメータ表示システム (SPDS)																																																																																																																																																																																																																																																								
	データ伝送装置		SPDS表示装置		緊急時対策支援システム伝送装置																																																																																																																																																																																																																																																					
ポンプ	不要		不要		不要																																																																																																																																																																																																																																																					
水源	不要		不要		不要																																																																																																																																																																																																																																																					
駆動用空気	不要		不要		不要																																																																																																																																																																																																																																																					
潤滑油	不要		不要		不要																																																																																																																																																																																																																																																					
冷却水	不要		不要		不要																																																																																																																																																																																																																																																					
駆動電源	無停電電源装置 (6号炉), 充電器 (蓄電池) (7号炉)	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備 (第一ガスタービン発電機)	可搬型代替交流電源設備 (電源車)	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備)	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備)																																																																																																																																																																																																																																																		
	コントロール建屋 地下1階	原子炉建屋 地上1階	屋外 (7号炉タービン建屋南側)	屋外 (原子炉建屋電源車第一設置場所又は第二設置場所)	原子炉建屋 地上1階	屋外 (5号炉東側保管場所)	原子炉建屋 地上1階	屋外 (5号炉東側保管場所)																																																																																																																																																																																																																																																		
流路 (伝送路)	発電所内 建屋間				-																																																																																																																																																																																																																																																					
	有線系回線				-																																																																																																																																																																																																																																																					
	無線系回線				-																																																																																																																																																																																																																																																					
主要設備設置場所	データ伝送装置		SPDS表示装置		緊急時対策支援システム伝送装置																																																																																																																																																																																																																																																					
	コントロール建屋 地上1階		5号炉原子炉建屋 地上3階																																																																																																																																																																																																																																																							
常設重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																																																																										
SPDS																																																																																																																																																																																																																																																										
SPDSのうちデータ伝送装置は、耐震性を有する原子炉建屋付属棟内に設置し、使用する無線通信装置用アンテナ、無線通信装置及び無線通信装置用アンテナまでの電路を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																										
SPDSのうち緊急時対策所建屋内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																										
項目	常設重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																																																																									
	安全パラメータ表示システム (SPDS)																																																																																																																																																																																																																																																									
	SPDSデータ収集サーバ		SPDSデータ表示装置		SPDS伝送サーバ																																																																																																																																																																																																																																																					
ポンプ	不要		不要		不要																																																																																																																																																																																																																																																					
水源	不要		不要		不要																																																																																																																																																																																																																																																					
駆動用空気	不要		不要		不要																																																																																																																																																																																																																																																					
潤滑油	不要		不要		不要																																																																																																																																																																																																																																																					
冷却水	不要		不要		不要																																																																																																																																																																																																																																																					
駆動電源	充電器 (蓄電池)	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (緊急時対策用発電機)	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (緊急時対策用発電機)																																																																																																																																																																																																																																																			
	廃棄物処理建物 地下中1階	原子炉建物付属棟 地下2階	ガスタービン発電機 建物	原子炉建物付属棟 地下2階	屋外 (緊急時対策所北側)	原子炉建物付属棟 地下2階	屋外 (緊急時対策所北側)																																																																																																																																																																																																																																																			
流路 (伝送路)	発電所内 建物間			-																																																																																																																																																																																																																																																						
	有線系回線			-																																																																																																																																																																																																																																																						
	無線系回線			-																																																																																																																																																																																																																																																						
主要設備設置場所	SPDSデータ収集サーバ		SPDSデータ表示装置		SPDS伝送サーバ																																																																																																																																																																																																																																																					
	廃棄物処理建物1階		緊急時対策所1階		緊急時対策所1階																																																																																																																																																																																																																																																					
<p align="center">表 3.19-39 安全パラメータ表示システム (SPDS) の頑健性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>安全パラメータ表示システム (SPDS)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ伝送装置は、耐震性を有するコントロール建屋内に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線 (ケーブル) を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-2-2~4, 62-2-7) (62-3-2, 62-3-4, 62-3-12) (62-4-9)</p>	重大事故緩和設備	安全パラメータ表示システム (SPDS)	安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ伝送装置は、耐震性を有するコントロール建屋内に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線 (ケーブル) を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。	安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。	<p align="center">第 3.19-24 表 頑健性 (SPDS)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常設重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>SPDS</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPDSのうちデータ伝送装置は、耐震性を有する原子炉建屋付属棟内に設置し、使用する無線通信装置用アンテナ、無線通信装置及び無線通信装置用アンテナまでの電路を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>SPDSのうち緊急時対策所建屋内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-3-2, 3, 14) (62-4-8)</p>	常設重大事故緩和設備	SPDS	SPDSのうちデータ伝送装置は、耐震性を有する原子炉建屋付属棟内に設置し、使用する無線通信装置用アンテナ、無線通信装置及び無線通信装置用アンテナまでの電路を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。	SPDSのうち緊急時対策所建屋内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。	<p align="center">第 3.19 - 30 表 安全パラメータ表示システム (SPDS) の頑健性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常設重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>安全パラメータ表示システム (SPDS)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、SPDSデータ収集サーバは、耐震性を有する廃棄物処理建物に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線 (ケーブル) を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、緊急時対策所に設置するSPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、基準地震動 S_s に対して機能維持できる設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-2-2, 62-2-6) (62-3-2~3, 62-3-7) (62-4-8)</p>	常設重大事故緩和設備	安全パラメータ表示システム (SPDS)	安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、SPDSデータ収集サーバは、耐震性を有する廃棄物処理建物に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線 (ケーブル) を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。	安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、緊急時対策所に設置するSPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、基準地震動 S_s に対して機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																																																																																																												
重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																																																																										
安全パラメータ表示システム (SPDS)																																																																																																																																																																																																																																																										
安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ伝送装置は、耐震性を有するコントロール建屋内に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線 (ケーブル) を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																										
安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																										
常設重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																																																																										
SPDS																																																																																																																																																																																																																																																										
SPDSのうちデータ伝送装置は、耐震性を有する原子炉建屋付属棟内に設置し、使用する無線通信装置用アンテナ、無線通信装置及び無線通信装置用アンテナまでの電路を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																										
SPDSのうち緊急時対策所建屋内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																										
常設重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																																																																										
安全パラメータ表示システム (SPDS)																																																																																																																																																																																																																																																										
安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、SPDSデータ収集サーバは、耐震性を有する廃棄物処理建物に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線 (ケーブル) を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																										
安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、緊急時対策所に設置するSPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、基準地震動 S_s に対して機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																										

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.19.2.1.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>3.19.2.1.5.1 通信連絡設備(発電所内)に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>可搬設備である携帯型音声呼出電話機は、想定される重大事故等時、送受話器及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、発電所内の建屋内に必要な通信連絡を行うために必要な台数を保管する設計とする。</p> <p><u>中央制御室内に保管する携帯型音声呼出電話機は、有効性評価における各重大事故シーケンスで使用する場合の必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する携帯型音声呼出電話機は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策本部と待機場所間の通信連絡に必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</u></p> <p>(62-6-4, 62-6-10)</p> <p><u>無線連絡設備(可搬型)は、想定される重大事故等時、送受話器及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、屋外と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各重大事故シーケンスで使用する場合の必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</u></p> <p>(62-6-4, 62-6-11)</p> <p>衛星電話設備(可搬型)は、想定される重大事故等時、送受話器、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備及び衛星電話設備(社内向)が使用できない状況において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>(62-6-4, 62-6-7)</p>	<p>3.19.2.1.3.5 通信設備(発電所内)に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>携行型有線通話装置は、重大事故等時において、送受話器(ペーキング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)が使用できない状況であって、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。</p> <p><u>原子炉建屋付属棟内に保管する携行型有線通話装置の保有数は、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な個数と自主的に故障時及び保守点検時の予備を加え、一式を保管する。</u></p> <p><u>緊急時対策所内に保管する携行型有線通話装置の保有数は、緊急時対策所災害対策本部と緊急時対策所内の現場での通信連絡に必要な個数と自主的に故障時及び保守点検時の予備を加え、一式を保管する。</u></p> <p>(62-6-10)</p> <p>衛星電話設備(携帯型)は、重大事故等時において、送受話器(ペーキング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)が使用できない状況であって、<u>発電所内</u>に必要な通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。</p>	<p>3.19.2.1.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況</p> <p>3.19.2.1.5.1 通信連絡設備(発電所内)</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性(設置許可基準規則第43条第2項一、第3項一)</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>可搬設備である有線式通信設備は、想定される重大事故等時、<u>所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、発電所内の建物内で必要な通信連絡を行うために必要な台数を保管する設計とする。</u></p> <p><u>廃棄物処理建物1階(中央制御室付近)に保管する有線式通信設備は、有効性評価における各重要事故シーケンスで使用する場合の必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。(62-6-3, 62-6-6)</u></p> <p><u>無線通信設備(携帯型)は、想定される重大事故等時、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、屋外と緊急時対策所の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各重要事故シーケンスで使用する場合の必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。(62-6-3, 62-6-8)</u></p> <p>衛星電話設備(携帯型)は、想定される重大事故等時、<u>所内通信連絡設備、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備(社内向)が使用できない状況において、<u>発電所内及び発電所外</u>に必要な通信連絡を行うために必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。(62-6-3, 62-6-4)</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・記載箇所の相違</p> <p>【東海第二】 東海第二は衛星電話を使用する。同項の別の場所に記載。また東海第二は35条で衛星電話で整理している</p> <p>・記載内容の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根は発電所外についても記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備 (発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。) と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備は、端末である携帯型音声呼出電話機と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池等の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。</u></p> <p><u>携帯型音声呼出電話機と専用接続箱との接続については、必要に応じて敷設する中継用ケーブルドラムを使用することを可能な</u></p>	<p><u>衛星電話設備 (携帯型) の保有数は、屋外と緊急時対策所との操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な個数と自主的に故障時及び保守点検時の予備を加え、一式を保管する。</u></p> <p>(62-6-11)</p> <p><u>無線連絡設備 (携帯型) は、重大事故等時において、送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末及び F A X) が使用できない状況であつて、発電所内の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。</u></p> <p><u>無線連絡設備 (携帯型) の保有数は、屋外の現場間で操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な個数と自主的に故障時及び保守点検時の予備を加え、一式を保管する。</u></p> <p>(62-6-11)</p> <p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第43条第3項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備 (発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。) と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>携行型有線通話装置と専用接続箱との接続については、同一規格の端子接続とすることで、特殊な工具、及び技量は必要とせず、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、端末である携行型有線通話装置、中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格</u></p>	<p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第43条第3項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備 (発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。) と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>有線式通信設備は、端末である有線式通信機と中継コード及び専用接続端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池等の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。</u></p> <p><u>有線式通信機と専用接続端子との接続については、必要に応じて敷設する中継コードを使用することを可能な設計とし、専用接</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根は無線通信設備にて各シーケンスで使用する台数を抽出</p> <p>・記載箇所の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根は同項の別の場所に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>設計とし、<u>専用接続箱</u>との接続と同様、<u>确实及び簡便な接続が可能な設計とする。</u></p> <p>(62-8-2)</p> <p>無線連絡設備 (<u>可搬型</u>) 及び衛星電話設備 (<u>可搬型</u>) は、常設設備と接続せず使用可能な設計とする。</p> <p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備 (原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。) の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬設備である<u>携帯型音声呼出電話機</u>は、<u>原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備</u>ではなく、<u>中央制御室と建屋内の必要のある場所との間で必要な通信連絡を行うことを目的として設置する。</u></p> <p><u>無線連絡設備 (可搬型)</u> 及び衛星電話設備 (<u>可搬型</u>) は、常設設備と接続せず充電式電池からの給電により使用可能な設計とする。</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	<p><u>を統一することにより、使用場所において确实に接続が可能な設計とする。</u></p> <p>(62-8-2)</p> <p>衛星電話設備 (携帯型) 及び無線連絡設備 (携帯型) は、常設設備と接続せず使用可能な設計とする。</p> <p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第43条第3項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備 (原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。) の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>携帯型有線通話装置</u>は、<u>原子炉建屋の外から水又は電力を供給するための設備</u>ではなく、<u>中央制御室又は緊急時対策所と建屋内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置する設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備 (携帯型) 及び無線連絡設備 (携帯型) は、常設設備と接続せず使用可能な設計とする。</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第3項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	<p><u>統端子との接続と同様、确实及び簡便な接続が可能な設計とする。</u></p> <p>(62-8-2)</p> <p>無線通信設備 (<u>携帯型</u>) 及び衛星電話設備 (<u>携帯型</u>) は、常設設備と接続せず使用可能な設計とする。</p> <p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第43条第3項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備 (原子炉建物の外から水又は電力を供給するものに限る。) の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p><u>可搬設備である有線式通信機</u>は、<u>原子炉建物の外から水又は電力を供給するための設備</u>ではなく、<u>中央制御室と建物内の必要のある場所との間で必要な通信連絡を行うことを目的として設置する。</u></p> <p><u>無線通信設備 (携帯型)</u> 及び衛星電話設備 (<u>携帯型</u>) は、常設設備と接続せず充電式電池からの給電により使用可能な設計とする。</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第3項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>中央制御室内に保管する携帯型音声呼出電話機の設置場所、操作場所のうち、<u>コントロール建屋地上2階の中央制御室及びコントロール建屋地下1階で操作する携帯型音声呼出電話機</u>は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>原子炉建屋地下1階で操作する携帯型音声呼出電話機は、原子炉建屋内の原子炉区域外で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>原子炉建屋地下3階及び地上1階で操作する携帯型音声呼出電話機は、原子炉建屋原子炉区域内で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、<u>原子炉建屋内に中継ケーブルを敷設して携帯型音声呼出電話機を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</u></p> <p>なお、対策を行った上でも操作場所の放射線量が高く通信連絡ができない場合、放射線量が高くなるおそれが少ない別の設置場所に移動することにより操作が可能である。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する携帯型音声呼出電話機は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</u></p> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-5~9)</p> <p>無線連絡設備(可搬型)及び衛星電話設備(可搬型)は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。(62-3-2, 62-3-13)</p> <p>(5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>中央制御室及び緊急時対策所建屋内で操作する携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所建屋内にて操作可能とすることで、操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ない設計とする。</p> <p>原子炉建屋内で操作する携行型有線通話装置は、想定される重大事故等時における放射線を考慮しても作業の影響はないと想定しているが、仮に線量が高い場合は、人が携行して使用する設備であり、線源から離隔距離をとること、線量を測定し線量が低い位置に移動することにより、携行型有線通話装置の使用場所での使用及び常設設備との接続が可能と設計とする。</p> <p>(62-3-2~11)</p> <p>衛星電話設備(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)は、屋外で操作する設備であり、想定される重大事故等時における放射線を考慮しても作業の影響はないと想定しているが、人が携行して使用する設備であり、仮に線量が高い場合は線源から離隔距離をとること、線量を測定し線量が低い位置に移動することにより、衛星電話設備(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)の使用場所での使用が可能と設計とする。</p> <p>(62-3-2, 14)</p> <p>(5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>有線式通信機の設置場所、操作場所のうち、<u>制御室建物4階(中央制御室)</u>で設置、操作する有線式通信機は、操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>原子炉建物<u>付属棟1階、2階、3階及び廃棄物処理建物1階</u>で操作する有線式通信機は、原子炉区域を除く原子炉建物(二次格納施設外)で操作することから、操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>原子炉建物<u>原子炉棟地下2階、1階及び2階</u>で操作する有線式通信機は、原子炉建物(二次格納施設内)で操作することから、操作位置の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、<u>原子炉建物内に中継コードを敷設して有線式通信機を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</u></p> <p>なお、対策を行った上でも操作位置の放射線量が高く操作ができない場合、放射線量が高くなるおそれが少ない別の設置場所に移動することにより操作が可能である。(62-3-2, 62-3-3, 62-3-5~7)</p> <p>無線通信設備(携帯型)及び衛星電話設備(携帯型)は、放射線量が高くなるおそれが少ない場所である屋外で操作可能な設計とする。(62-3-2, 62-3-7)</p> <p>(5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備</u>は, 地震, 津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し, <u>送受話器</u>, 電力保安通信用電話設備, <u>無線連絡設備 (常設)</u>, <u>衛星電話設備 (常設)</u> 及び <u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>と位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-3, 62-3-5~16)</p> <p><u>無線連絡設備 (可搬型)</u>は, 地震, 津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し, <u>送受話器</u>, 電力保安通信用電話設備, <u>無線連絡設備 (常設)</u>, <u>衛星電話設備 (常設)</u> 及び <u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>と位置的分散を図る設計とする。(62-3-2, 62-3-3, 62-3-10~16)</p> <p><u>衛星電話設備 (可搬型)</u>は, 地震, 津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し, <u>送受話器</u>, 電力保安通信用電話設備, テレビ会議システム (社内向), 専用電話設備, <u>衛星電話設備 (社内向)</u>, <u>無線連絡設備 (常設)</u>, <u>衛星電話設備 (常設)</u>, <u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>及び<u>統合原子力防災ネットワーク</u>を用いた通信連絡設備と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-10~16)</p>	<p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型重大事故防止設備</u>である<u>携行型有線通話装置</u>, <u>衛星電話設備 (携帯型)</u> 及び<u>無線連絡設備 (携帯型)</u>は, 地震, 津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し, <u>同様の機能を持つ設計基準事故対処設備</u>である<u>送受話器 (ページング)</u> 及び電力保安通信用電話設備 (<u>固定電話機</u>, <u>PHS 端末及びFAX</u>) と位置的分散を図り, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室又は緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-3-12~14)</p>	<p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備</u>である<u>有線式通信設備</u>は, 地震, 津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>中央制御室付近の廃棄物処理建物</u>に保管し, <u>同様の機能を持つ所内通信連絡設備</u>, 電力保安通信用電話設備の設置場所と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(62-3-2~6)</p> <p><u>無線通信設備 (携帯型)</u>は, 地震, 津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準事故対処設備の配置その他の条件を考慮し, <u>外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所に保管し, 同様の機能を持つ所内通信連絡設備, 電力保安通信用電話設備と位置的分散を図る設計とする。</u>(62-3-2, 62-3-7)</p> <p><u>衛星電話設備 (携帯型)</u>は, 地震, 津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所に保管し, <u>同様の機能を持つ所内通信連絡設備, 電力保安通信用電話設備, 局線加入電話設備, テレビ会議システム, 専用電話設備, 衛星電話設備 (社内向) 及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(62-3-2, 62-3-6~7)</p>	<p>・運用の相違</p> <p>【東海第二】 ⑨の相違</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】 島根は次段落で記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 ②の相違。<u>代替する通信連絡設備として</u>所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備を記載 (以下, ⑩の相違)</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】 東海第二は別の段落で記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 ②, ⑩の相違</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】 東海第二は別の段落で記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 ②, ⑩の相違。<u>代替する通信連絡設備として</u>電力保安通信用電話設備, 局線加入電話設備を記載 (以下, ⑩の相違)</p> <p>【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、人が運搬及び携行し、建屋内で使用することが可能な設計とする。</u> (62-7-5~12)</p> <p><u>無線連絡設備(可搬型)及び衛星電話設備(可搬型)は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。</u> (62-7-2~4)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項七)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備に該当する携帯型音声呼出電話設備の電源は、同様の機能を持つ送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池等を</u></p>	<p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第43条第3項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、人が運搬及び携行し、屋内で使用することが可能な設計とする。</u> (62-7-3~9)</p> <p><u>衛星電話設備(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)は、緊急時対策所内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。</u> (62-7-2)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項七)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型重大事故防止設備である携行型有線通話装置、衛星電話設備(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)の電源は、設計基準事故対処設備である送受話器(ページング)及び電力保安通信用</u></p>	<p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第43条第3項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>有線式通信設備は、中央制御室付近の廃棄物処理建物内に保管し、人が運搬及び携行し、建物内で使用することが可能な設計とする。</u> (62-7-3~7)</p> <p><u>無線通信設備(携帯型)及び衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。</u> (62-7-2~3)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項七)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備に該当する有線式通信設備の電源は、同様の機能を持つ所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損</u></p>	<p>①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑨の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>使用することで、表 3. 19-40 で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は充電器（蓄電池）からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、<u>携帯型音声呼出電話設備</u>は、<u>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に保管することで、表 3. 19-40 で示すとおり、<u>送受話器</u>及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>コントロール建屋地上2階、5号炉原子炉建屋地上3階</u>に保管し、<u>送受話器</u>及び電力保安通信用電話設備の主要設備は<u>コントロール建屋地下2階、5号炉原子炉建屋地上3階、廃棄物処理建屋地下1階（6号炉）及び地上1階（7号炉）</u>に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備</u>の独立性については、表 3. 19-41 で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p><u>無線連絡設備（可搬型）</u>の電源は、同様の機能を持つ<u>送受話器</u>及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、表 3. 19-42 で示すとおり非常用ディーゼル発電機又は充電器（蓄電池）からの給電により使用する<u>送受話器</u>及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、<u>無線連絡設備（可搬型）</u>は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に保管することで、表 3. 19-42 で示すとおり<u>送受話器</u>及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>5号炉原子炉建屋地上3階</u>に保管し、<u>送受話器</u>及び電力保安通信用電話設備の主要設備は<u>コントロール建屋地下2階、5号炉原子炉建屋地上3階、廃棄物処理建屋地下1階（6号</u></p>	<p>電話設備（<u>固定電話機、PHS端末及びFAX</u>）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、<u>乾電池又は充電池</u>を使用することで、第3. 19-25表、第3. 19-27表及び第3. 19-29表に示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は<u>蓄電池</u>からの給電により使用する<u>送受話器（ページング）</u>及び電力保安通信用電話設備（<u>固定型、PHS端末及びFAX</u>）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、<u>携行型有線通話装置、衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）</u>は、<u>中央制御室又は緊急時対策所内</u>に設置することで、第3. 19-25表、第3. 19-27表及び第3. 19-29表に示すとおり、<u>送受話器（ページング）</u>及び電力保安通信用電話設備（<u>固定型、PHS端末及びFAX</u>）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>原子炉建屋付属棟3階又は緊急時対策所建屋2階</u>に設置し、<u>送受話器（ページング）</u>及び電力保安通信用電話設備（<u>固定型、PHS端末及びFAX</u>）の主要設備は<u>サービス建屋3階及び事務本館3階</u>に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p><u>携行型有線通話装置、衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）</u>の独立性については、第3. 19-26表、第3. 19-28表及び第3. 19-30表で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水による共通要因故障を防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	<p>なわなないように、<u>乾電池</u>を使用することで、第3. 19 - 31表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は<u>充電器（蓄電池）</u>からの給電により使用する<u>所内通信連絡設備</u>及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、<u>有線式通信設備</u>は、<u>中央制御室付近の廃棄物処理建物内</u>に保管することで、第3. 19 - 31表で示すとおり、<u>所内通信連絡設備</u>及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって、同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>中央制御室付近の廃棄物処理建物1階</u>に保管し、<u>所内通信連絡設備</u>及び電力保安通信用電話設備の主要設備は<u>廃棄物処理建物1階、制御室建物3階及び通信棟1階</u>に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p><u>有線式通信設備</u>の独立性については、第3. 19 - 32表で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p><u>可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備に該当する無線通信設備（携帯型）</u>の電源は、同様の機能を持つ<u>所内通信連絡設備</u>及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、第3. 19 - 33表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は充電器（蓄電池）からの給電により使用する<u>所内通信連絡設備</u>及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、<u>無線通信設備（携帯型）</u>は、<u>緊急時対策所</u>に保管することで、第3. 19 - 33表で示すとおり、<u>所内通信連絡設備</u>及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>緊急時対策所</u>に保管し、<u>所内通信連絡設備</u>及び電力保安通信用電話設備の主要設備は<u>廃棄物処理建物1階、制御室建物3階及び通信棟1階</u>に設置することにより位置的分散を図</p>	<p>・記載の適正化 【東海第二】 衛星電話設備及び無線通信設備は別の段落で記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違 【東海第二】 衛星電話設備及び無線通信設備は別の段落で記載。②の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7、東海第二】 共通-1 では島根と同様に可搬型重大事故防止設備可搬型重大事故緩和設備 (以下、⑫の相違) ・記載の適正化 【東海第二】 東海第二は別の段落で記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>炉) 及び地上1階(7号炉)に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>無線連絡設備(可搬型)の独立性については、表3.19-43で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>衛星電話設備(可搬型)の電源は、同様の機能を持つ送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、表3.19-44で示すとおり非常用ディーゼル発電機又は充電器(蓄電池)からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、衛星電話設備(可搬型)は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管することで、表3.19-44で示すとおり送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋地上3階に保管し、送受話器及び電力保安通信用電話設備の主要設備はコントロール建屋地下2階、5号炉原子炉建屋地上3階、廃棄物処理建屋地下1階(6号炉)及び地上1階(7号炉)に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>発電所内の衛星電話設備(可搬型)の独立性については、表3.19-45で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>		<p>り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>無線通信設備(携帯型)の独立性については、第3.19-34表で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備(携帯型)の電源は、同様の機能を持つ所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時にその機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、第3.19-35表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は充電器(蓄電池)からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所に保管することで、第3.19-35表で示すとおり、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所に保管し、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備の主要設備は廃棄物処理建物1階、制御室建物3階及び通信棟1階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>衛星電話設備(携帯型)の独立性については、第3.19-36表で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>⑫の相違</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二は別の段落で記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)				東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)				島根原子力発電所 2号炉				備考									
表 3.19-40 携帯型音声呼出電話設備の多様性又は位置的分散				第 3.19-25 表 多様性及び位置的分散 (携行型有線通話装置)				第 3.19 - 31 表 有線式通信設備の多様性又は位置的分散				・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑫の相違									
項目	設計基準対象施設			設計基準事故対処設備		重大事故防止設備		項目	設計基準対象施設		可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備										
	送受話器	電力保安通信用電話設備		携帯型音声呼出電話設備		重大事故防止設備			所内通信連絡設備	電力保安通信用電話設備	有線式通信設備										
ポンプ	不要	不要		不要		不要		ポンプ	不要	不要		不要									
水源	不要	不要		不要		不要		水源	不要	不要		不要									
駆動用空気	不要	不要		不要		不要		駆動用空気	不要	不要		不要									
潤滑油	不要	不要		不要		不要		潤滑油	不要	不要		不要									
冷却水	不要	不要		不要		不要		冷却水	不要	不要		不要									
駆動電源	充電器 (蓄電池)	非常用ディーゼル発電機	充電器 (蓄電池)	乾電池 (本体内蔵)		主要設備	制御装置	交換機	携行型有線通話装置	原子炉建屋付属棟3階 (保管場所)	緊急時対策所建屋2階 (保管場所)	駆動電源	充電器 (蓄電池)	非常用ディーゼル発電機	充電器 (蓄電池)	乾電池 (本体内蔵)					
	コントロール建屋 地下2階	原子炉建屋 地上1階	廃棄物処理建屋 地下1階, 5号炉原子炉建屋地上3階	コントロール建屋 地上2階, 5号炉原子炉建屋地上3階	サービス建屋3階								事務本館3階	廃棄物処理建物 地下中1階	原子炉建物付属棟 地下2階	タービン建物 2階	廃棄物処理建物 1階 (中央制御室付近)				
流路 (伝送路)	発電所内		発電所内		発電所内		ポンプ	不要	不要	不要		流路 (伝送路)	発電所内		発電所内		発電所内				
	有線系回線		有線系回線		有線系回線		水源	不要	不要	不要		有線系回線	有線系回線		有線系回線		有線系回線				
主要設備設置場所	制御装置		交換機		携帯型音声呼出電話機		駆動用空気	不要	不要	不要		潤滑油	不要	不要	不要		冷却水	不要	不要	不要	
	コントロール建屋 地下2階	廃棄物処理建屋 地下1階 (6号炉), 地上1階 (7号炉), 5号炉原子炉建屋 地上3階		コントロール建屋 地上2階, 5号炉原子炉建屋 地上3階 (保管場所)		蓄電池	非常用ディーゼル発電機	蓄電池	乾電池 (本体内蔵)		サービス建屋 3階	原子炉建屋付属棟 地下1階	事務本館 3階								
				(62-2-2, 3)				(62-3-2, 3, 14)				(62-4-2, 3)									

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)		東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)		島根原子力発電所 2号炉		備考																																																							
表 3. 19-41 携帯型音声呼出電話設備 設計基準対象施設との独立性		第 3. 19-26 表 設計基準事故対処設備との独立性 (携帯型有線通話装置)		第 3. 19 - 32 表 有線式通信設備 設計基準対象施設との独立性		・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑨の相違																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器及び 電力保安通信用電話設備</th> <th>携帯型音声呼出電話設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通 要因 故障</td> <td>地震</td> <td>—</td> <td>コントロール建屋, 原子炉建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する携帯型音声呼出電話設備は, 使用する専用通信線及び専用接続箱を含め, 基準地震動 S_s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S_s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>—</td> <td>携帯型音声呼出電話設備を設置又は保管するコントロール建屋, 原子炉建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は, 基準津波が到達しない位置に設置することで, 津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と, 重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携帯型音声呼出電話設備は, 火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と, 重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携帯型音声呼出電話設備は, 溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-2-2~6) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-5~11, 62-3-13, 62-3-16) (62-4-3)</p>		項目	設計基準対象施設	重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備	送受話器及び 電力保安通信用電話設備		携帯型音声呼出電話設備	共通 要因 故障	地震	—	コントロール建屋, 原子炉建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する携帯型音声呼出電話設備は, 使用する専用通信線及び専用接続箱を含め, 基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	—	携帯型音声呼出電話設備を設置又は保管するコントロール建屋, 原子炉建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は, 基準津波が到達しない位置に設置することで, 津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と, 重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携帯型音声呼出電話設備は, 火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。		溢水	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と, 重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携帯型音声呼出電話設備は, 溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故防止設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器 (ページング)</th> <th>電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X)</th> <th>携帯型有線通話装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通 要因 故障</td> <td>地震</td> <td colspan="2">設計基準事故対処設備の送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) は耐震 S クラスではなく S s 機能維持を担保できないが, 重大事故防止設備である携帯型有線通話装置は, 基準地震動 S_s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S_s が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td colspan="2">設計基準事故対処設備の送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) は防潮堤の設置により, 重大事故防止設備である携帯型有線通話装置は, 防潮堤及び浸水防止設備の設置に加え, 高台の緊急時対策所への保管により, 津波が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="2">設計基準事故対処設備である送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) と, 重大事故防止設備である携帯型有線通話装置は, 火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="2">設計基準事故対処設備である送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) と, 重大事故防止設備である携帯型有線通話装置は, 溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 3, 14) (62-4-2, 3)</p>		項目	設計基準事故対処設備		重大事故防止設備	送受話器 (ページング)	電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X)	携帯型有線通話装置	共通 要因 故障	地震	設計基準事故対処設備の送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) は耐震 S クラスではなく S s 機能維持を担保できないが, 重大事故防止設備である携帯型有線通話装置は, 基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S _s が共通要因となり故障することのない設計とする。		津波	設計基準事故対処設備の送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) は防潮堤の設置により, 重大事故防止設備である携帯型有線通話装置は, 防潮堤及び浸水防止設備の設置に加え, 高台の緊急時対策所への保管により, 津波が共通要因となり故障することのない設計とする。		火災	設計基準事故対処設備である送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) と, 重大事故防止設備である携帯型有線通話装置は, 火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。		溢水	設計基準事故対処設備である送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) と, 重大事故防止設備である携帯型有線通話装置は, 溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>可搬型重大事故防止設備 及び可搬型重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>所内通信連絡設備及び 電力保安通信用電話設備</th> <th>有線式通信設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通 要因 故障</td> <td>地震</td> <td>—</td> <td>原子炉建物, 制御室建物及び廃棄物処理建物に設置又は保管する有線式通信設備は, 使用する専用通信線及び専用接続端子を含め, 基準地震動 S_s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S_s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>—</td> <td>有線式通信設備を設置又は保管する原子炉建物, 制御室建物及び廃棄物処理建物は, 基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで, 津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と, 可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である有線式通信設備は, 火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と, 可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である有線式通信設備は, 溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-2-2~4) (62-3-2~6) (62-4-3)</p>		項目	設計基準対象施設	可搬型重大事故防止設備 及び可搬型重大事故緩和設備	所内通信連絡設備及び 電力保安通信用電話設備	有線式通信設備	共通 要因 故障	地震	—	原子炉建物, 制御室建物及び廃棄物処理建物に設置又は保管する有線式通信設備は, 使用する専用通信線及び専用接続端子を含め, 基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	—	有線式通信設備を設置又は保管する原子炉建物, 制御室建物及び廃棄物処理建物は, 基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで, 津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と, 可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である有線式通信設備は, 火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。		溢水	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と, 可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である有線式通信設備は, 溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備																																																										
	送受話器及び 電力保安通信用電話設備	携帯型音声呼出電話設備																																																											
共通 要因 故障	地震	—	コントロール建屋, 原子炉建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する携帯型音声呼出電話設備は, 使用する専用通信線及び専用接続箱を含め, 基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																										
	津波	—	携帯型音声呼出電話設備を設置又は保管するコントロール建屋, 原子炉建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は, 基準津波が到達しない位置に設置することで, 津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																										
	火災	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と, 重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携帯型音声呼出電話設備は, 火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。																																																											
	溢水	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と, 重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携帯型音声呼出電話設備は, 溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。																																																											
項目	設計基準事故対処設備		重大事故防止設備																																																										
	送受話器 (ページング)	電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X)	携帯型有線通話装置																																																										
共通 要因 故障	地震	設計基準事故対処設備の送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) は耐震 S クラスではなく S s 機能維持を担保できないが, 重大事故防止設備である携帯型有線通話装置は, 基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S _s が共通要因となり故障することのない設計とする。																																																											
	津波	設計基準事故対処設備の送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) は防潮堤の設置により, 重大事故防止設備である携帯型有線通話装置は, 防潮堤及び浸水防止設備の設置に加え, 高台の緊急時対策所への保管により, 津波が共通要因となり故障することのない設計とする。																																																											
	火災	設計基準事故対処設備である送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) と, 重大事故防止設備である携帯型有線通話装置は, 火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。																																																											
	溢水	設計基準事故対処設備である送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) と, 重大事故防止設備である携帯型有線通話装置は, 溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。																																																											
項目	設計基準対象施設	可搬型重大事故防止設備 及び可搬型重大事故緩和設備																																																											
	所内通信連絡設備及び 電力保安通信用電話設備	有線式通信設備																																																											
共通 要因 故障	地震	—	原子炉建物, 制御室建物及び廃棄物処理建物に設置又は保管する有線式通信設備は, 使用する専用通信線及び専用接続端子を含め, 基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																										
	津波	—	有線式通信設備を設置又は保管する原子炉建物, 制御室建物及び廃棄物処理建物は, 基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで, 津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																										
	火災	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と, 可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である有線式通信設備は, 火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。																																																											
	溢水	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と, 可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である有線式通信設備は, 溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。																																																											

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)				東海第二発電所 (2018.9.18版)				島根原子力発電所 2号炉				備考
表 3.19-42 無線連絡設備 (可搬型) の多様性又は位置的分散												・運用の相違 【東海第二】 東海第二は緊急時対策所のみ記載
項目	設計基準対象施設						可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備			無線連絡設備 (可搬型)		
	送受信器		電力保安通信用電話設備					無線通信設備 (携帯型)				
ポンプ	不要		不要					不要				
水源	不要		不要					不要				
駆動用空気	不要		不要					不要				
潤滑油	不要		不要					不要				
冷却水	不要		不要					不要				
駆動電源	充電器 (蓄電池)	非常用ディーゼル発電機	充電器 (蓄電池)				充電式電池 (本体収納)					
	コントロール建屋地下2階	原子炉建屋地上1階	廃棄物処理建屋地下1階, 5号炉原子炉建屋地上3階									
流路 (伝送路)	発電所内		発電所内		発電所内			発電所内				
	有線系回線		有線系回線		無線系回線			無線系回線				
主要設備設置場所	制御装置		交換機		無線連絡設備 (可搬型)							
	コントロール建屋地下2階		廃棄物処理建屋地下1階 (6号炉), 地上1階 (7号炉), 5号炉原子炉建屋地上3階		5号炉原子炉建屋地上3階 (保管場所)							
項目	設計基準対象施設				可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備			無線通信設備 (携帯型)				
	所内通信連絡設備		電力保安通信用電話設備						無線通信設備 (携帯型)			
ポンプ	不要		不要					不要				
水源	不要		不要					不要				
駆動用空気	不要		不要					不要				
潤滑油	不要		不要					不要				
冷却水	不要		不要					不要				
駆動電源	充電器 (蓄電池)	非常用ディーゼル発電機	充電器 (蓄電池)				充電式電池 (本体収納)					
	廃棄物処理建屋地下中1階	原子炉建物付属棟地下2階	タービン建物2階									
流路 (伝送路)	発電所内		発電所内		発電所内			発電所内				
	有線系回線		有線系回線		無線系回線			無線系回線				
主要設備設置場所	主装置		交換機		無線通信設備 (携帯型)							
	廃棄物処理建物1階		制御室建物3階 通信棟1階		緊急時対策所1階 (保管場所)							

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)		東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)		島根原子力発電所 2号炉		備考																									
表 3.19-43 無線連絡設備 (可搬型) の設計基準対象施設との独立性				第 3.19 - 34 表 無線通信設備 (携帯型) 設計基準対象施設との独立性		・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑨の相違																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器及び 電力保安通信用電話設備</th> <th>無線連絡設備 (可搬型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通 要因 故障</td> <td>地震</td> <td> <p>設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</p> <p>また、耐震性が確保された 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td> <p>無線連絡設備 (可搬型) を保管する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td> <p>設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備 (可搬型) は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</p> </td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td> <p>設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備 (可搬型) は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		項目	設計基準対象施設	重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備	送受話器及び 電力保安通信用電話設備		無線連絡設備 (可搬型)	共通 要因 故障	地震	<p>設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</p> <p>また、耐震性が確保された 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</p>	津波	<p>無線連絡設備 (可搬型) を保管する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</p>	火災	<p>設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備 (可搬型) は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</p>	溢水	<p>設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備 (可搬型) は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>可搬型重大事故防止設備 及び可搬型重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>所内通信連絡設備及び 電力保安通信用電話設備</th> <th>無線通信設備 (携帯型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通 要因 故障</td> <td>地震</td> <td> <p>使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</p> <p>また、耐震性が確保された緊急時対策所に保管し、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td> <p>無線通信設備 (携帯型) を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td> <p>設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である無線通信設備 (携帯型) は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</p> </td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td> <p>設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である無線通信設備 (携帯型) は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		項目	設計基準対象施設	可搬型重大事故防止設備 及び可搬型重大事故緩和設備	所内通信連絡設備及び 電力保安通信用電話設備	無線通信設備 (携帯型)	共通 要因 故障	地震	<p>使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</p> <p>また、耐震性が確保された緊急時対策所に保管し、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</p>	津波	<p>無線通信設備 (携帯型) を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</p>	火災	<p>設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である無線通信設備 (携帯型) は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</p>	溢水
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備																												
	送受話器及び 電力保安通信用電話設備	無線連絡設備 (可搬型)																													
共通 要因 故障	地震	<p>設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</p> <p>また、耐震性が確保された 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</p>																													
	津波	<p>無線連絡設備 (可搬型) を保管する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</p>																													
	火災	<p>設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備 (可搬型) は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</p>																													
	溢水	<p>設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備 (可搬型) は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。</p>																													
項目	設計基準対象施設	可搬型重大事故防止設備 及び可搬型重大事故緩和設備																													
	所内通信連絡設備及び 電力保安通信用電話設備	無線通信設備 (携帯型)																													
共通 要因 故障	地震	<p>使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</p> <p>また、耐震性が確保された緊急時対策所に保管し、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</p>																													
	津波	<p>無線通信設備 (携帯型) を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</p>																													
	火災	<p>設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である無線通信設備 (携帯型) は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</p>																													
	溢水	<p>設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である無線通信設備 (携帯型) は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。</p>																													
(62-2-2~6) (62-3-2, 62-3-10, 62-3-11, 62-3-13, 62-3-16) (62-4-3)				(62-2-2~4) (62-3-2, 62-3-6~7) (62-4-3)																											

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)				東海第二発電所 (2018.9.18版)				島根原子力発電所 2号炉				備考																																																																																																																																																																							
表 3.19-44 衛星電話設備 (可搬型) の多様性又は 位置的分散 (発電所内)				第 3.19-27 表 多様性又は位置的分散 (衛星電話設備 (携帯型))				第 3.19 - 35 表 衛星電話設備 (携帯型) の多様性又は 位置的分散 (発電所内)				・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑨の相違																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設計基準対象施設</th> <th rowspan="2">重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受信器</th> <th>電力保安通信用 電話設備</th> <th>衛星電話設備 (可搬型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>水源</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>充電器 (蓄電池)</td> <td>非常用 ディーゼル 発電機</td> <td>充電器 (蓄電池)</td> <td rowspan="2">充電式電池 (本体内蔵)</td> </tr> <tr> <td>コントロール 建屋地下 2 階</td> <td>原子炉建屋 地上 1 階</td> <td>廃棄物処理建屋 地下 1 階, 5 号炉原子炉 建屋地上 3 階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路 (伝送路)</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td colspan="2">発電所内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td colspan="2">有線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備 設置場所</td> <td colspan="2">制御装置</td> <td colspan="2">交換機</td> </tr> <tr> <td colspan="2">コントロール建屋 地下 2 階</td> <td colspan="2">廃棄物処理建屋 地下 1 階 (6 号炉), 地上 1 階 (7 号炉), 5 号炉原子炉建屋 地上 3 階</td> </tr> </tbody> </table>				項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備	送受信器	電力保安通信用 電話設備	衛星電話設備 (可搬型)		ポンプ	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	駆動電源	充電器 (蓄電池)	非常用 ディーゼル 発電機	充電器 (蓄電池)	充電式電池 (本体内蔵)	コントロール 建屋地下 2 階	原子炉建屋 地上 1 階	廃棄物処理建屋 地下 1 階, 5 号炉原子炉 建屋地上 3 階	流路 (伝送路)	発電所内		発電所内		有線系回線		有線系回線		主要設備 設置場所	制御装置		交換機		コントロール建屋 地下 2 階		廃棄物処理建屋 地下 1 階 (6 号炉), 地上 1 階 (7 号炉), 5 号炉原子炉建屋 地上 3 階		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設計基準事故対処設備</th> <th rowspan="2">重大事故防止設備</th> </tr> <tr> <th>送受信器 (ページング)</th> <th>電力保安通信用 電話設備 (固定電話 機, PHS 端末及び FAX)</th> <th>衛星電話設備 (携帯型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主要設備</td> <td colspan="2">制御装置</td> <td colspan="2">交換機</td> </tr> <tr> <td colspan="2">サービス建屋 3 階</td> <td colspan="2">事務本館 3 階</td> </tr> <tr><td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>水源</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>蓄電池</td> <td>非常用 ディーゼル 発電機</td> <td>蓄電池</td> <td rowspan="2">充電式電池 (本体内蔵)</td> </tr> <tr> <td>サービス 建屋 3 階</td> <td>原子炉建屋 付属棟 地下 1 階</td> <td>事務本館 3 階</td> </tr> </tbody> </table>				項目	設計基準事故対処設備			重大事故防止設備	送受信器 (ページング)	電力保安通信用 電話設備 (固定電話 機, PHS 端末及び FAX)	衛星電話設備 (携帯型)	主要設備	制御装置		交換機		サービス建屋 3 階		事務本館 3 階		ポンプ	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	駆動電源	蓄電池	非常用 ディーゼル 発電機	蓄電池	充電式電池 (本体内蔵)	サービス 建屋 3 階	原子炉建屋 付属棟 地下 1 階	事務本館 3 階	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設計基準対象施設</th> <th rowspan="2">可搬型重大事故防止設備 及び可搬型重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>所内通信連絡設備</th> <th>電力保安通信用 電話設備</th> <th>衛星電話設備 (携帯型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>水源</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>充電器 (蓄電池)</td> <td>非常用 ディーゼル 発電機</td> <td>充電器 (蓄電池)</td> <td rowspan="2">充電式電池</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理 建物 地下中 1 階</td> <td>原子炉建物 付属棟 地下 2 階</td> <td>タービン建物 2 階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路 (伝送路)</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td colspan="2">発電所内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td colspan="2">有線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備 設置場所</td> <td colspan="2">主装置</td> <td colspan="2">交換機</td> </tr> <tr> <td colspan="2">廃棄物処理建物 1 階</td> <td colspan="2">制御室建物 3 階 通信棟 1 階</td> </tr> </tbody> </table>				項目	設計基準対象施設			可搬型重大事故防止設備 及び可搬型重大事故緩和設備	所内通信連絡設備	電力保安通信用 電話設備	衛星電話設備 (携帯型)	ポンプ	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	駆動電源	充電器 (蓄電池)	非常用 ディーゼル 発電機	充電器 (蓄電池)	充電式電池	廃棄物処理 建物 地下中 1 階	原子炉建物 付属棟 地下 2 階	タービン建物 2 階	流路 (伝送路)	発電所内		発電所内		有線系回線		有線系回線		主要設備 設置場所	主装置		交換機		廃棄物処理建物 1 階		制御室建物 3 階 通信棟 1 階
項目	設計基準対象施設				重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備																																																																																																																																																																														
	送受信器	電力保安通信用 電話設備	衛星電話設備 (可搬型)																																																																																																																																																																																
ポンプ	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
水源	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
駆動用空気	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
潤滑油	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
冷却水	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
駆動電源	充電器 (蓄電池)	非常用 ディーゼル 発電機	充電器 (蓄電池)	充電式電池 (本体内蔵)																																																																																																																																																																															
	コントロール 建屋地下 2 階	原子炉建屋 地上 1 階	廃棄物処理建屋 地下 1 階, 5 号炉原子炉 建屋地上 3 階																																																																																																																																																																																
流路 (伝送路)	発電所内		発電所内																																																																																																																																																																																
	有線系回線		有線系回線																																																																																																																																																																																
主要設備 設置場所	制御装置		交換機																																																																																																																																																																																
	コントロール建屋 地下 2 階		廃棄物処理建屋 地下 1 階 (6 号炉), 地上 1 階 (7 号炉), 5 号炉原子炉建屋 地上 3 階																																																																																																																																																																																
項目	設計基準事故対処設備			重大事故防止設備																																																																																																																																																																															
	送受信器 (ページング)	電力保安通信用 電話設備 (固定電話 機, PHS 端末及び FAX)	衛星電話設備 (携帯型)																																																																																																																																																																																
主要設備	制御装置		交換機																																																																																																																																																																																
	サービス建屋 3 階		事務本館 3 階																																																																																																																																																																																
ポンプ	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
水源	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
駆動用空気	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
潤滑油	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
冷却水	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
駆動電源	蓄電池	非常用 ディーゼル 発電機	蓄電池	充電式電池 (本体内蔵)																																																																																																																																																																															
	サービス 建屋 3 階	原子炉建屋 付属棟 地下 1 階	事務本館 3 階																																																																																																																																																																																
項目	設計基準対象施設			可搬型重大事故防止設備 及び可搬型重大事故緩和設備																																																																																																																																																																															
	所内通信連絡設備	電力保安通信用 電話設備	衛星電話設備 (携帯型)																																																																																																																																																																																
ポンプ	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
水源	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
駆動用空気	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
潤滑油	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
冷却水	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
駆動電源	充電器 (蓄電池)	非常用 ディーゼル 発電機	充電器 (蓄電池)	充電式電池																																																																																																																																																																															
	廃棄物処理 建物 地下中 1 階	原子炉建物 付属棟 地下 2 階	タービン建物 2 階																																																																																																																																																																																
流路 (伝送路)	発電所内		発電所内																																																																																																																																																																																
	有線系回線		有線系回線																																																																																																																																																																																
主要設備 設置場所	主装置		交換機																																																																																																																																																																																
	廃棄物処理建物 1 階		制御室建物 3 階 通信棟 1 階																																																																																																																																																																																
				(62-2-2, 3) (62-3-2, 14) (62-4-2, 3)				(62-2-2~4) (62-3-2, 62-3-6~7) (62-4-3)																																																																																																																																																																											

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)		東海第二発電所 (2018.9.18版)		島根原子力発電所 2号炉		備考																																										
表 3.19-45 衛星電話設備 (可搬型) の設計基準対象施設との独立性 (発電所内)		第 3.19-28 表 設計基準事故対処設備との独立性 (衛星電話設備 (携帯型))		第 3.19-36 表 衛星電話設備 (携帯型) 設計基準対象施設との独立性 (発電所内)		・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑨の相違																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器及び 電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備 (可搬型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通 要因 故障</td> <td>地震</td> <td>設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S_s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>衛星電話設備 (可搬型) を保管する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備 (可搬型) は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備 (可搬型) は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	設計基準対象施設	重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備	送受話器及び 電力保安通信用電話設備		衛星電話設備 (可搬型)	共通 要因 故障	地震	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	衛星電話設備 (可搬型) を保管する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備 (可搬型) は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。	溢水	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備 (可搬型) は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故防止設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器 (ページング) 及び 電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX)</th> <th>衛星電話設備 (携帯型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通 要因 故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX) は耐震 S クラスではなく S_s 機能維持を担保できないが、重大事故防止設備である衛星電話設備 (携帯型) は、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S_s が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX) は防潮堤の設置により、重大事故防止設備である衛星電話設備 (携帯型) は、防潮堤及び浸水防止設備の設置に加え、高台の緊急時対策所内への保管により、津波が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備である送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX) と、重大事故防止設備である衛星電話設備 (携帯型) は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備である送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX) と、重大事故防止設備である衛星電話設備 (携帯型) は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	設計基準事故対処設備	重大事故防止設備	送受話器 (ページング) 及び 電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX)	衛星電話設備 (携帯型)	共通 要因 故障	地震	設計基準事故対処設備の送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX) は耐震 S クラスではなく S _s 機能維持を担保できないが、重大事故防止設備である衛星電話設備 (携帯型) は、基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S _s が共通要因となり故障することのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX) は防潮堤の設置により、重大事故防止設備である衛星電話設備 (携帯型) は、防潮堤及び浸水防止設備の設置に加え、高台の緊急時対策所内への保管により、津波が共通要因となり故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備である送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX) と、重大事故防止設備である衛星電話設備 (携帯型) は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。	溢水	設計基準事故対処設備である送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX) と、重大事故防止設備である衛星電話設備 (携帯型) は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>可搬型重大事故防止設備 及び可搬型重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>所内通信連絡設備及び 電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備 (携帯型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通 要因 故障</td> <td>地震</td> <td>使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された緊急時対策所に保管し、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S_s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>衛星電話設備 (携帯型) を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である衛星電話設備 (携帯型) は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である衛星電話設備 (携帯型) は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	設計基準対象施設	可搬型重大事故防止設備 及び可搬型重大事故緩和設備	所内通信連絡設備及び 電力保安通信用電話設備	衛星電話設備 (携帯型)	共通 要因 故障	地震	使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された緊急時対策所に保管し、基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	衛星電話設備 (携帯型) を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である衛星電話設備 (携帯型) は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。	溢水	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である衛星電話設備 (携帯型) は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備																																													
	送受話器及び 電力保安通信用電話設備	衛星電話設備 (可搬型)																																														
共通 要因 故障	地震	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																														
	津波	衛星電話設備 (可搬型) を保管する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																														
	火災	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備 (可搬型) は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。																																														
	溢水	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備 (可搬型) は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。																																														
項目	設計基準事故対処設備	重大事故防止設備																																														
	送受話器 (ページング) 及び 電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX)	衛星電話設備 (携帯型)																																														
共通 要因 故障	地震	設計基準事故対処設備の送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX) は耐震 S クラスではなく S _s 機能維持を担保できないが、重大事故防止設備である衛星電話設備 (携帯型) は、基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S _s が共通要因となり故障することのない設計とする。																																														
	津波	設計基準事故対処設備の送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX) は防潮堤の設置により、重大事故防止設備である衛星電話設備 (携帯型) は、防潮堤及び浸水防止設備の設置に加え、高台の緊急時対策所内への保管により、津波が共通要因となり故障することのない設計とする。																																														
	火災	設計基準事故対処設備である送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX) と、重大事故防止設備である衛星電話設備 (携帯型) は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。																																														
	溢水	設計基準事故対処設備である送受話器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX) と、重大事故防止設備である衛星電話設備 (携帯型) は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。																																														
項目	設計基準対象施設	可搬型重大事故防止設備 及び可搬型重大事故緩和設備																																														
	所内通信連絡設備及び 電力保安通信用電話設備	衛星電話設備 (携帯型)																																														
共通 要因 故障	地震	使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された緊急時対策所に保管し、基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																														
	津波	衛星電話設備 (携帯型) を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																														
	火災	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である衛星電話設備 (携帯型) は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。																																														
	溢水	設計基準対象施設である所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と、可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備である衛星電話設備 (携帯型) は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。																																														
(62-2-2~7) (62-3-2, 62-3-10, 62-3-11, 62-3-13, 62-3-16) (62-4-3)		(62-3-2, 14) (62-4-2, 3)		(62-2-2~4) (62-3-2, 62-3-6~7) (62-4-3)																																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																									
	<p data-bbox="943 212 1709 243">第 3. 19-29 表 多様性又は位置的分散 (無線連絡設備 (携帯型))</p> <table border="1" data-bbox="958 268 1688 957"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故防止設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器 (ページング)</th> <th>電力保安通信用 電話設備 (固定電話 機, P H S 端末及び F A X)</th> <th>無線連絡設備 (携帯型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主要設備</td> <td>制御装置</td> <td>交換機</td> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td>サービス建屋3階</td> <td>事務本館3階</td> <td>緊急時対策所 建屋2階 (保管場所)</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>蓄電池</td> <td>非常用 ディーゼル 発電機</td> <td rowspan="2">充電池 (本体内蔵)</td> </tr> <tr> <td>サービス 建屋 3階</td> <td>原子炉建屋付 属棟 地下1階</td> <td>事務本館 3階</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1558 961 1688 1037">(62-2-2, 3) (62-3-2, 14) (62-4-2, 3)</p>	項目	設計基準事故対処設備		重大事故防止設備	送受話器 (ページング)	電力保安通信用 電話設備 (固定電話 機, P H S 端末及び F A X)	無線連絡設備 (携帯型)	主要設備	制御装置	交換機	無線連絡設備 (携帯型)	サービス建屋3階	事務本館3階	緊急時対策所 建屋2階 (保管場所)	ポンプ	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	蓄電池	非常用 ディーゼル 発電機	充電池 (本体内蔵)	サービス 建屋 3階	原子炉建屋付 属棟 地下1階	事務本館 3階		<p data-bbox="2531 212 2813 380">・記載箇所の相違 【東海第二】 島根は第 3. 19 - 33 表に 記載</p>
項目	設計基準事故対処設備		重大事故防止設備																																									
	送受話器 (ページング)	電力保安通信用 電話設備 (固定電話 機, P H S 端末及び F A X)	無線連絡設備 (携帯型)																																									
主要設備	制御装置	交換機	無線連絡設備 (携帯型)																																									
	サービス建屋3階	事務本館3階	緊急時対策所 建屋2階 (保管場所)																																									
ポンプ	不要	不要	不要																																									
水源	不要	不要	不要																																									
駆動用空気	不要	不要	不要																																									
潤滑油	不要	不要	不要																																									
冷却水	不要	不要	不要																																									
駆動電源	蓄電池	非常用 ディーゼル 発電機	充電池 (本体内蔵)																																									
	サービス 建屋 3階	原子炉建屋付 属棟 地下1階		事務本館 3階																																								

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																				
	<p align="center"><u>第 3. 19-30 表 設計基準事故対処設備との 独立性 (無線連絡設備 (携帯型))</u></p> <table border="1" data-bbox="958 310 1691 1255"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故防止設備</th> </tr> <tr> <th>送受信器 (ページング)</th> <th>電力保安通信用電 話設備 (固定電話 機, P H S 端末及び F A X)</th> <th>無線連絡設備 (携帯型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td colspan="2">設計基準事故対処設備の送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) は耐震 S クラスではなく S_s 機能維持を担保できないが, 重大事故防止設備である携行型有線通話装置は, 基準地震動 S_s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S_s が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td colspan="2">設計基準事故対処設備の送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) は防潮堤の設置により, 重大事故防止設備である携行型有線通話装置は, 防潮堤及び浸水防止設備の設置に加え, 高台の緊急時対策所内への保管により, 津波が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="2">設計基準事故対処設備である送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) と, 重大事故防止設備である無線連絡設備 (携帯型) は, 火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="2">設計基準事故対処設備である送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) と, 重大事故防止設備である無線連絡設備 (携帯型) は, 溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">(62-3-2, 14) (62-4-2, 3)</p>	項目	設計基準事故対処設備		重大事故防止設備	送受信器 (ページング)	電力保安通信用電 話設備 (固定電話 機, P H S 端末及び F A X)	無線連絡設備 (携帯型)	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) は耐震 S クラスではなく S _s 機能維持を担保できないが, 重大事故防止設備である携行型有線通話装置は, 基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S _s が共通要因となり故障することのない設計とする。		津波	設計基準事故対処設備の送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) は防潮堤の設置により, 重大事故防止設備である携行型有線通話装置は, 防潮堤及び浸水防止設備の設置に加え, 高台の緊急時対策所内への保管により, 津波が共通要因となり故障することのない設計とする。		火災	設計基準事故対処設備である送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) と, 重大事故防止設備である無線連絡設備 (携帯型) は, 火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。		溢水	設計基準事故対処設備である送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) と, 重大事故防止設備である無線連絡設備 (携帯型) は, 溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。			<p>・記載箇所の相違 【東海第二】 島根は第 3. 19 - 34 表に記載</p>
項目	設計基準事故対処設備		重大事故防止設備																				
	送受信器 (ページング)	電力保安通信用電 話設備 (固定電話 機, P H S 端末及び F A X)	無線連絡設備 (携帯型)																				
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) は耐震 S クラスではなく S _s 機能維持を担保できないが, 重大事故防止設備である携行型有線通話装置は, 基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S _s が共通要因となり故障することのない設計とする。																					
	津波	設計基準事故対処設備の送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) は防潮堤の設置により, 重大事故防止設備である携行型有線通話装置は, 防潮堤及び浸水防止設備の設置に加え, 高台の緊急時対策所内への保管により, 津波が共通要因となり故障することのない設計とする。																					
	火災	設計基準事故対処設備である送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) と, 重大事故防止設備である無線連絡設備 (携帯型) は, 火災が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す)。																					
	溢水	設計基準事故対処設備である送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末及び F A X) と, 重大事故防止設備である無線連絡設備 (携帯型) は, 溢水が共通要因となり故障することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す)。																					

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.19.2.2 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>3.19.2.2.1 設備概要</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備により構成する。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p>データ伝送設備は、<u>緊急時対策支援システム伝送装置</u>により構成する。</p> <p>通信連絡設備全体の系統概要図を図3.19-1、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）を表3.19-46に示す。</p> <p>可搬設備である衛星電話設備（<u>可搬型</u>）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である衛星電話設備（<u>常設</u>）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p>3.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備</p> <p>3.19.2.2.1 設備概要</p> <p>通信設備（発電所外）は、重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡を行うことを目的として設置するものである。</p> <p>通信設備（発電所外）は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（<u>テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX</u>）を使用する。</p> <p><u>データ伝送設備（発電所外）</u>は、重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、<u>データ伝送設備を使用する。データ伝送設備は、緊急時対策支援システム伝送装置から構成される。</u></p> <p>通信連絡設備の概略系統図を第3.19-1図に、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）を第3.19-31表に示す。</p> <p>可搬設備である衛星電話設備（<u>携帯型</u>）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用する設備であり、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である衛星電話設備（<u>固定型</u>）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（<u>テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX</u>）は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p>3.19.2.2 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>3.19.2.2.1 設備概要</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備により構成する。</p> <p><u>データ伝送設備</u>は、想定される重大事故等時において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p>データ伝送設備は、<u>SPDS伝送サーバ</u>により構成する。</p> <p>通信連絡設備全体の概略系統図を第3.19-1図、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）を第3.19-37表に示す。</p> <p>可搬設備である衛星電話設備（<u>携帯型</u>）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用する設備であり、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である衛星電話設備（<u>固定型</u>）は、<u>操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。また、緊急時対策所の衛星電話設備（固定型）は、緊急時対策所内（緊急時対策本部）の保管場所から運搬し、ケーブルを接続することで、確実に操作が可能な設計とする。</u></p> <p>常設設備である統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ⑧の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
<p align="center"><u>表 3.19-46 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧</u> (発電所外の通信連絡)</p>	<p align="center"><u>第 3.19-31 表 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧</u> (発電所外の通信連絡)</p>	<p align="center"><u>第 3.19 - 37 表 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧</u> (発電所外の通信連絡)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ①の相違</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①衛星電話設備 (常設) 【常設】 ②衛星電話設備 (可搬型) 【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【常設】 ④データ伝送設備 【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源 (水源に関する流路, 電源設備を含む)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路 (伝送路)</td> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ① 衛星無線通信装置 【常設】 ③ 有線 (建屋内) 【常設】 ①③④</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備*1 (燃料補給設備を含む)</td> <td>常設代替交流電源設備① 第一ガスタービン発電機 【常設】 軽油タンク 【常設】 タンクローリ (16kL) 【可搬】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク 【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 【常設】 可搬型代替交流電源設備① 電源車 【可搬】 軽油タンク 【常設】 タンクローリ (4kL) 【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 【可搬】 ①②③④ 可搬ケーブル 【可搬】 ①②③④ 負荷変圧器 【常設】 ①②③④ 交流分電盤 【常設】 ①②③④ 燃料補給設備 軽油タンク 【常設】 ①②③④ タンクローリ (4kL) 【可搬】 ①②③④</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	①衛星電話設備 (常設) 【常設】 ②衛星電話設備 (可搬型) 【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【常設】 ④データ伝送設備 【常設】	附属設備	—	水源 (水源に関する流路, 電源設備を含む)	—	流路 (伝送路)	衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ① 衛星無線通信装置 【常設】 ③ 有線 (建屋内) 【常設】 ①③④	注水先	—	電源設備*1 (燃料補給設備を含む)	常設代替交流電源設備① 第一ガスタービン発電機 【常設】 軽油タンク 【常設】 タンクローリ (16kL) 【可搬】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク 【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 【常設】 可搬型代替交流電源設備① 電源車 【可搬】 軽油タンク 【常設】 タンクローリ (4kL) 【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 【可搬】 ①②③④ 可搬ケーブル 【可搬】 ①②③④ 負荷変圧器 【常設】 ①②③④ 交流分電盤 【常設】 ①②③④ 燃料補給設備 軽油タンク 【常設】 ①②③④ タンクローリ (4kL) 【可搬】 ①②③④	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ②衛星電話設備 (携帯型) 【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P 電話及び I P - F A X) 【常設】 ④データ伝送設備 【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路 (伝送路)</td> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ① 衛星制御装置 【常設】 ① 衛星電話設備 (固定型) ~衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路 【常設】 ① 衛星無線通信装置 【常設】 ③ 通信機器 【常設】 ③ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P 電話及び I P - F A X) ~衛星無線通信装置電路 【常設】 ③</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備*1 (燃料給油設備含む)</td> <td>非常用交流電源設備 2 D 非常用ディーゼル発電機 【常設】 ① 2 D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 【常設】 ① 常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置 【常設】 ① 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車 【可搬】 ① 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク 【常設】 ① 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 【常設】 ① 2 D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 【常設】 ① 可搬型設備用軽油タンク 【常設】 ① タンクローリ 【可搬】 ① 緊急時対策所用代替電源設備 緊急時対策所用発電機 【常設】 ①②③④ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 【常設】 ①②③④ 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 【常設】 ①②③④</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	①衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ②衛星電話設備 (携帯型) 【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P 電話及び I P - F A X) 【常設】 ④データ伝送設備 【常設】	附属設備	—	水源	—	流路 (伝送路)	衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ① 衛星制御装置 【常設】 ① 衛星電話設備 (固定型) ~衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路 【常設】 ① 衛星無線通信装置 【常設】 ③ 通信機器 【常設】 ③ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P 電話及び I P - F A X) ~衛星無線通信装置電路 【常設】 ③	注水先	—	電源設備*1 (燃料給油設備含む)	非常用交流電源設備 2 D 非常用ディーゼル発電機 【常設】 ① 2 D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 【常設】 ① 常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置 【常設】 ① 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車 【可搬】 ① 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク 【常設】 ① 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 【常設】 ① 2 D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 【常設】 ① 可搬型設備用軽油タンク 【常設】 ① タンクローリ 【可搬】 ① 緊急時対策所用代替電源設備 緊急時対策所用発電機 【常設】 ①②③④ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 【常設】 ①②③④ 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 【常設】 ①②③④	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ②衛星電話設備 (携帯型) 【可搬型】 ③統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 【常設】 ④データ伝送設備 【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源 (水源に関する流路, 電源設備を含む)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路 (伝送路)</td> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ① 衛星通信装置 【常設】 ③ 有線 (建物内) (衛星電話設備 (固定型) に係るもの) 【常設】 ① 有線 (建物内) (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備, データ伝送設備に係るもの) 【常設】 ③④</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備*1 (燃料補給設備を含む)</td> <td>常設代替交流電源設備① ガスタービン発電機 【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク 【常設】 ガスタービン発電機用サービスタンク 【常設】 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 【常設】 可搬型代替交流電源設備① 高圧発電機車 【可搬型】 ガスタービン発電機軽油タンク 【常設】 タンクローリ 【可搬型】 可搬型代替交流電源設備①~④ 緊急時対策所用発電機 【可搬型】 可搬ケーブル 【可搬型】 緊急時対策所 低圧母線盤 【常設】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 【常設】 緊急時対策所用燃料地下タンク 【常設】 タンクローリ 【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	①衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ②衛星電話設備 (携帯型) 【可搬型】 ③統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 【常設】 ④データ伝送設備 【常設】	附属設備	—	水源 (水源に関する流路, 電源設備を含む)	—	流路 (伝送路)	衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ① 衛星通信装置 【常設】 ③ 有線 (建物内) (衛星電話設備 (固定型) に係るもの) 【常設】 ① 有線 (建物内) (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備, データ伝送設備に係るもの) 【常設】 ③④	注水先	—	電源設備*1 (燃料補給設備を含む)	常設代替交流電源設備① ガスタービン発電機 【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク 【常設】 ガスタービン発電機用サービスタンク 【常設】 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 【常設】 可搬型代替交流電源設備① 高圧発電機車 【可搬型】 ガスタービン発電機軽油タンク 【常設】 タンクローリ 【可搬型】 可搬型代替交流電源設備①~④ 緊急時対策所用発電機 【可搬型】 可搬ケーブル 【可搬型】 緊急時対策所 低圧母線盤 【常設】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 【常設】 緊急時対策所用燃料地下タンク 【常設】 タンクローリ 【可搬型】	計装設備	—	
設備区分	設備名																																																		
主要設備	①衛星電話設備 (常設) 【常設】 ②衛星電話設備 (可搬型) 【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【常設】 ④データ伝送設備 【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源 (水源に関する流路, 電源設備を含む)	—																																																		
流路 (伝送路)	衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ① 衛星無線通信装置 【常設】 ③ 有線 (建屋内) 【常設】 ①③④																																																		
注水先	—																																																		
電源設備*1 (燃料補給設備を含む)	常設代替交流電源設備① 第一ガスタービン発電機 【常設】 軽油タンク 【常設】 タンクローリ (16kL) 【可搬】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク 【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 【常設】 可搬型代替交流電源設備① 電源車 【可搬】 軽油タンク 【常設】 タンクローリ (4kL) 【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 【可搬】 ①②③④ 可搬ケーブル 【可搬】 ①②③④ 負荷変圧器 【常設】 ①②③④ 交流分電盤 【常設】 ①②③④ 燃料補給設備 軽油タンク 【常設】 ①②③④ タンクローリ (4kL) 【可搬】 ①②③④																																																		
計装設備	—																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備	①衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ②衛星電話設備 (携帯型) 【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P 電話及び I P - F A X) 【常設】 ④データ伝送設備 【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源	—																																																		
流路 (伝送路)	衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ① 衛星制御装置 【常設】 ① 衛星電話設備 (固定型) ~衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路 【常設】 ① 衛星無線通信装置 【常設】 ③ 通信機器 【常設】 ③ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P 電話及び I P - F A X) ~衛星無線通信装置電路 【常設】 ③																																																		
注水先	—																																																		
電源設備*1 (燃料給油設備含む)	非常用交流電源設備 2 D 非常用ディーゼル発電機 【常設】 ① 2 D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 【常設】 ① 常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置 【常設】 ① 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車 【可搬】 ① 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク 【常設】 ① 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 【常設】 ① 2 D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 【常設】 ① 可搬型設備用軽油タンク 【常設】 ① タンクローリ 【可搬】 ① 緊急時対策所用代替電源設備 緊急時対策所用発電機 【常設】 ①②③④ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 【常設】 ①②③④ 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 【常設】 ①②③④																																																		
計装設備	—																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備	①衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ②衛星電話設備 (携帯型) 【可搬型】 ③統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 【常設】 ④データ伝送設備 【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源 (水源に関する流路, 電源設備を含む)	—																																																		
流路 (伝送路)	衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ① 衛星通信装置 【常設】 ③ 有線 (建物内) (衛星電話設備 (固定型) に係るもの) 【常設】 ① 有線 (建物内) (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備, データ伝送設備に係るもの) 【常設】 ③④																																																		
注水先	—																																																		
電源設備*1 (燃料補給設備を含む)	常設代替交流電源設備① ガスタービン発電機 【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク 【常設】 ガスタービン発電機用サービスタンク 【常設】 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 【常設】 可搬型代替交流電源設備① 高圧発電機車 【可搬型】 ガスタービン発電機軽油タンク 【常設】 タンクローリ 【可搬型】 可搬型代替交流電源設備①~④ 緊急時対策所用発電機 【可搬型】 可搬ケーブル 【可搬型】 緊急時対策所 低圧母線盤 【常設】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 【常設】 緊急時対策所用燃料地下タンク 【常設】 タンクローリ 【可搬型】																																																		
計装設備	—																																																		
<p>※1: 単線結線図を補足説明資料 62-2 に示す。 電源設備のうち, 常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備及び燃料補給設備については「3.14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。また, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備, 可搬ケーブル, 負荷変圧器及び交流分電盤については「3.18 緊急時対策所 (設置許可基準規則第 61 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>*1: 単線結線図を補足説明資料 62-2 に示す。なお, 電源設備のうち非常用交流電源設備, 常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備及び燃料給油設備については「3.14 電源設備 (設置許可基準規則 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。また, 電源設備のうち緊急時対策所用代替電源設備については「3.18 緊急時対策所 (設置許可基準規則 61 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>※1: 単線結線図を補足説明資料 62-2 に示す。 電源設備のうち, 常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備および燃料補給設備については「3.14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。また, 緊急時対策所用発電機, 可搬ケーブル, 緊急時対策所 低圧母線盤及び緊急時対策所 発電機接続プラグ盤については「3.18 緊急時対策所 (設置許可基準規則 61 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>																																																	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 19. 2. 2. 2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 衛星電話設備 (6号及び7号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 <p>設備名 : 衛星電話設備 (常設) 使用回線 : 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</p> <p>設備名 : 衛星電話設備 (可搬型) 使用回線 : 衛星系回線 個数 : 1式 使用場所 : 屋外 保管場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</p> <p>(2) 衛星電話設備 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室 <p>設備名 : 衛星電話設備 (常設) 使用回線 : 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : コントロール建屋地上2階 (中央制御室)</p>	<p>3. 19. 2. 2. 2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 衛星電話設備 (固定型) (東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 (通常運転時等) 緊急時対策所 (重大事故等時) 通信連絡設備 (通常運転時等) <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</p> <p>(2) 衛星電話設備 (携帯型) (東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 (通常運転時等) 緊急時対策所 (重大事故等時) 通信連絡設備 (通常運転時等) <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式 使用場所 屋外 保管場所 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</p>	<p>3. 19. 2. 2. 2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 衛星電話設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 (通常運転時等) 緊急時対策所 (重大事故等時) 中央制御室 (重大事故等時) 通信連絡設備 (通常運転時等) <p>設備名 : 衛星電話設備 (固定型) 使用回線 : 衛星系回線 個数 : 一式 取付箇所 : 緊急時対策所1階 (緊急時対策所), 制御室建物4階 (中央制御室)</p> <p>設備名 : 衛星電話設備 (携帯型) 使用回線 : 衛星系回線 個数 : 一式 使用場所 : 屋外 保管場所 : 緊急時対策所1階 (緊急時対策所)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・記載の適正化 【柏崎6/7, 東海第二】 ⑥の相違。また中央制御室から発電所外へ連絡することも可能なため、島根は記載</p> <p>・記載の適正化 【柏崎6/7】 島根は柏崎6/7の(1)と(2)を集約して記載</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・記載の適正化 【柏崎6/7】 島根は柏崎6/7の(1)と(2)を集約して記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所 <p>設備名 : テレビ会議システム 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 (6号及び7号炉共用) 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</p> <p>設備名 : IP-電話機 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 (6号及び7号炉共用) 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</p> <p>設備名 : IP-FAX 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 (6号及び7号炉共用) 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</p> <p>(4) データ伝送設備</p> <p>設備名 : 緊急時対策支援システム伝送装置 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 (6号及び7号炉共用) 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</p>	<p>(3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) (東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所 (通常運転時等) ・緊急時対策所 (重大事故等時) ・通信連絡設備 (通常運転時等) <ul style="list-style-type: none"> a. テレビ会議システム 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階) b. IP電話 使用回線 有線系回線又は衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階) c. IP-FAX 使用回線 有線系回線又は衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階) <p>(4) データ伝送設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信連絡設備 (通常運転時等) <p>設備名 緊急時対策支援システム伝送装置 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策所建屋2階</p>	<p>(2) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所 (通常運転時等) ・緊急時対策所 (重大事故等時) ・通信連絡設備 (通常運転時等) <p>設備名 : テレビ会議システム 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 一式 取付箇所 : 緊急時対策所1階 (緊急時対策所)</p> <p>設備名 : IP-電話機 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 一式 取付箇所 : 緊急時対策所1階 (緊急時対策所)</p> <p>設備名 : IP-FAX 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 一式 取付箇所 : 緊急時対策所1階 (緊急時対策所)</p> <p>(3) データ伝送設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信連絡設備 (通常運転時等) <p>設備名 : SPDS伝送サーバ 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 一式 取付箇所 : 緊急時対策所1階 (緊急時対策所)</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・記載の適正化 【柏崎6/7】 ⑥の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p> <p>・記載の適正化 【柏崎6/7】 ⑥の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 19. 2. 2. 3 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>3. 19. 2. 2. 3. 1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備に対する設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針は、「3. 19. 2. 1. 3. 1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第 43 条第 1 項一）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3. 19-47 に示す設計とする。</p>	<p>3. 19. 2. 2. 3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3. 19. 2. 2. 3. 1 通信設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>通信設備（発電所外）のうち<u>衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）</u>に対する設置許可基準第43条第1項への適合方針は、「3. 19. 2. 1. 3 通信設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針」に示す。</p> <p>(1) 環境条件（設置許可基準規則第43条第1項一）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（<u>テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX</u>）は、緊急時対策所内に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、緊急時対策所内の環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3. 19-32表に示す設計とする。</p>	<p>3. 19. 2. 2. 3 設置許可基準規則第43条第1項への適合状況</p> <p>3. 19. 2. 2. 3. 1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>通信連絡設備（発電所外）のうち、<u>衛星電話設備</u>に対する設置許可基準規則第43条第 1 項への適合状況は、「3. 19. 2. 1. 3 設置許可基準規則第43条第1項への適合状況（通信連絡設備（発電所内）」に記述する。</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項一）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、<u>緊急時対策所内</u>に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、<u>緊急時対策所</u>の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3. 19-38表に示す対応とする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p align="center">表 3.19-47 想定する環境条件及び荷重条件 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</p>	<p align="center">第3.19-32表 想定する環境条件 (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P 電話及び I P - F A X))</p>	<p align="center">第3.19 - 38表 想定する環境条件及び荷重条件 (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備)</p>	<p>・設計方針の相違 【東海第二】 ⑦の相違</p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度、圧力、湿度、放射線</td> <td>設置場所である緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに設置する。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響</td> <td>緊急時対策所内に設置するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに設置する。	風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	緊急時対策所内に設置するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p align="right">(62-3-2, 62-3-7)</p>
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																														
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響を受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																														
津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに設置する。																																														
風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	緊急時対策所内に設置するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。																																														
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																														
風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
	<p align="right">(62-3-2, 14)</p>																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちテレビ会議システムは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内において、電源スイッチを入れ (スイッチ操作)、操作端末を操作 (スイッチ操作) することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうち IP-電話機は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内において、一般の電話機と同様の操作 (スイッチ操作) をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうち IP-FAX は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内において、電源スイッチを入れ (スイッチ操作)、一般の FAX と同様の操作 (スイッチ操作) をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表 3. 19-48 に示す。</p>	<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX) のうちテレビ会議システムは、重大事故等が発生した場合において、設置場所である緊急時対策所内で、電源スイッチを入れ、操作端末を操作することにより通信連絡が可能であり、特別な技量を要することなく容易に操作ができる設計とするとともに、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡できる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX) のうちIP電話及びIP-FAXは、重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所で、一般の電話機又はFAXと同様の操作をすることにより通信連絡が可能であり、特別な技量を要することなく、容易に操作ができる設計とするとともに、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX) は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対策所の災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。</p> <p>操作が必要な対象機器について、第3. 19-33表に示す。</p>	<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備のうちテレビ会議システムは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所内において、電源スイッチを入れ (スイッチ操作)、操作端末を操作 (スイッチ操作) することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備のうちIP-電話機は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所内において、一般の電話機と同様の操作 (スイッチ操作) をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備のうちIP-FAXは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所内において、電源スイッチを入れ (スイッチ操作)、一般のFAXと同様の操作 (スイッチ操作) をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第3. 19-39表 に示す。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																										
<p style="text-align: center;">表 3.19-48 操作対象機器 <u>(統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</u></p> <table border="1" data-bbox="157 352 914 483"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-8-6)</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項三) (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、表 3.19-49 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	スイッチ操作	<p style="text-align: center;">第3.19-33表 操作対象機器 <u>(統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX))</u></p> <table border="1" data-bbox="943 363 1700 682"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td rowspan="3">起動・停止 (通信連絡)</td> <td rowspan="3">緊急時対策所</td> <td rowspan="3">スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-8-5)</p> <p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第43条第1項三) (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) は、第3.19-34表に示すように、<u>原子炉運転中又は停止中に外観検査及び機能・性能検査が可能な設計とする。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) は、原子炉運転中又は停止中に機能・性能検査として通話通信の確認を行えるとともに、外観検査として、目視により、性能に影響を及ぼすおそれのあるき裂、変形等の有無を確認可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(62-5-8~11)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	テレビ会議システム	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作	IP電話	IP-FAX	<p style="text-align: center;">第3.19-39表 操作対象機器 <u>(統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備)</u></p> <table border="1" data-bbox="1739 352 2496 483"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>緊急時対策所 1 階</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-8-5)</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三) (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、第 3.19-40表に示すように、<u>原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観点検として、外観の確認が可能な設計とする。</u></p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所 1 階	スイッチ操作	
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																										
テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	スイッチ操作																										
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																										
テレビ会議システム	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作																										
IP電話																													
IP-FAX																													
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																										
テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所 1 階	スイッチ操作																										

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																													
<p>表 3.19-49 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="154 346 914 531"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-5-11~14)</p> <p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、<u>テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備及び衛星電話設備(社内向)</u>に対して悪影響を及ぼさない設計とする。(62-4-6~8)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<p>第3.19-34表 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (<u>テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX</u>)の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="949 346 1703 686"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(<u>テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX</u>)は、本来の用途以外の用途には使用しない設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(<u>テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX</u>)は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、<u>他の設備</u>に悪影響を及ぼさない設計とする。(62-4-7)</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能検査	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	停止中	機能・性能検査	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<p>第3.19-40表 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1739 346 2493 518"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-5-6~8)</p> <p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、<u>他の設備</u>に対して悪影響を及ぼさない設計とする。(62-4-5~7)</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観点検	外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
原子炉の状態	項目	内容																														
運転中	機能・性能検査	通話通信の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
停止中	機能・性能検査	通話通信の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																														
	外観点検	外観の確認																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																				
<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の設置場所、操作場所を表3.19-50に示す。統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p style="text-align: center;">表3.19-50 操作対象機器設置場所 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</p> <table border="1" data-bbox="157 1119 914 1314"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム IP-電話機, IP-FAX</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-12) (62-8-6)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	テレビ会議システム IP-電話機, IP-FAX	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX)の設置場所及び操作場所を、第3.19-35表に示す。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX)は、緊急時対策所にて操作可能とすることで、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">第3.19-35表 操作対象機器設置場所 (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX))</p> <table border="1" data-bbox="952 1119 1709 1314"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td rowspan="3">緊急時対策所建屋2階 緊急時対策所</td> <td rowspan="3">緊急時対策所建屋2階 緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 14)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	テレビ会議システム	緊急時対策所建屋2階 緊急時対策所	緊急時対策所建屋2階 緊急時対策所	IP電話	IP-FAX	<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の設置場所及び操作場所を第3.19-41表に示す。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p style="text-align: center;">第3.19-41表 操作対象機器設置場所 (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備)</p> <table border="1" data-bbox="1745 1119 2502 1314"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX</td> <td>緊急時対策所1階</td> <td>緊急時対策所1階</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-7) (62-8-5)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX	緊急時対策所1階	緊急時対策所1階	
機器名称	設置場所	操作場所																					
テレビ会議システム IP-電話機, IP-FAX	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所																					
機器名称	設置場所	操作場所																					
テレビ会議システム	緊急時対策所建屋2階 緊急時対策所	緊急時対策所建屋2階 緊急時対策所																					
IP電話																							
IP-FAX																							
機器名称	設置場所	操作場所																					
テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX	緊急時対策所1階	緊急時対策所1階																					

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p>3.19.2.2.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-51に示す設計とする。</p>	<p>3.19.2.2.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所建屋内の環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-36表に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 4, 14)</p>	<p>3.19.2.2.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-42表に示す設計とする。</p>																																													
<p>表 3.19-51 想定する環境条件及び荷重条件 (データ伝送設備)</p>	<p>第3.19-36表 想定する環境条件 (データ伝送設備)</p>	<p>第3.19-42表 想定する環境条件及び荷重条件 (データ伝送設備)</p>																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する (詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風 (台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風 (台風) 及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-12)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する (詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風 (台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風 (台風) 及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度、圧力、湿度、放射線</td> <td>設置場所である緊急時対策所建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに設置する。</td> </tr> <tr> <td>風 (台風)、竜巻、積雪、火山の影響</td> <td>緊急時対策所建屋内に設置するため、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である緊急時対策所建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに設置する。	風 (台風)、竜巻、積雪、火山の影響	緊急時対策所建屋内に設置するため、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風 (台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所内に設置するため、風 (台風) 及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-7)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風 (台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風 (台風) 及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設計方針の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>⑦の相違</p>
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する (詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																														
風 (台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風 (台風) 及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である緊急時対策所建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響を受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で、機器が損傷しない設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																														
津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに設置する。																																														
風 (台風)、竜巻、積雪、火山の影響	緊急時対策所建屋内に設置するため、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等時においても電磁波による影響を考慮した設計とする。																																														
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																														
風 (台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風 (台風) 及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																													
<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 データ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 データ伝送設備は、表3.19-52に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、機能(データの伝送)の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.19-52 データ伝送設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="160 1423 920 1608"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能(データの伝送)の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-5-15, 62-5-17)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(データの伝送)の確認	外観検査	外観の確認	<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 データ伝送設備は、常時伝送を行うため、重大事故等時操作を必要としない設計とする。</p> <p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 データ伝送設備は、第3.19-37表に示すように、原子炉運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観検査が可能な設計とする。データ伝送設備は、原子炉運転中又は停止中に機能・性能検査としてデータの伝送の確認を行えとともに、外観検査として、<u>目視により、性能に影響を及ぼすおそれのあるき裂、変形等の有無を確認可能な設計とする。</u>(62-5-12, 13)</p> <p style="text-align: center;">第3.19-37表 データ伝送設備の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="952 1434 1706 1839"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>機能(データの伝送)の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>機能(データの伝送)の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能検査	機能(データの伝送)の確認	外観検査	外観の確認	停止中	機能・性能検査	機能(データの伝送)の確認	外観検査	外観の確認	<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 データ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 <u>データ伝送設備は、第3.19-43表に示すように、原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、機能(データの伝送)の確認が可能な設計とする。また、外観点検として、外観の確認が可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3.19-43表 データ伝送設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1748 1417 2496 1520"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能(データ伝送)の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-5-9~10)</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(データ伝送)の確認	外観検査	外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(データの伝送)の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
原子炉の状態	項目	内容																														
運転中	機能・性能検査	機能(データの伝送)の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
停止中	機能・性能検査	機能(データの伝送)の確認																														
	外観検査	外観の確認																														
原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(データ伝送)の確認																														
	外観検査	外観の確認																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、<u>想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、<u>想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(62-4-9)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、<u>常時伝送を行うため、想定される重大事故等時においても操作を必要としない設計とする。</u></p>	<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、<u>本来の用途以外の用途には使用しない設計とする。</u></p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、<u>設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(62-4-8)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、<u>通常時は操作を行わずに常時伝送が可能であり、重大事故等においても特別な操作を行う必要がない設計とする。</u></p>	<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、<u>想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、<u>想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(62-4-8)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、<u>常時伝送を行うため、想定される重大事故等時においても操作を必要としない設計とする。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.19.2.2.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>3.19.2.2.4.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項一）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（常設）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する衛星電話設備（社内向）及び専用電話設備が使用できない状況において、<u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</u>を含めて、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(62-6-7)</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、テレビ会議システム（社内向）、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）が使用できない状況において、<u>衛星電話設備（常設）</u>を含めて、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(62-6-7)</p>	<p>3.19.2.2.3.3 通信設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項一）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）<u>及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）</u>は、設計基準対象施設として必要となる個数を設置する設計とする。</p> <p>また、衛星電話設備（固定型）、及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、重大事故等時において、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、<u>テレビ会議システム（社内）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））</u>が使用できない状況で、衛星電話設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）<u>及び衛星電話設備（携帯型）</u>を含めて、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>また、<u>発電所外と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために使用する必要な個数と常設設備であるが自主的に、故障時及び保守点検時の予備を加え、一式を設置する設計とする。</u></p> <p>(62-6-4)</p>	<p>3.19.2.2.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合状況</p> <p>3.19.2.2.4.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項一）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、<u>衛星電話設備（固定型）</u>は、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する衛星電話設備（社内向）、専用電話設備、<u>電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備</u>が使用できない状況において、<u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>及び衛星電話設備（携帯型）を含めて、緊急時対策所内に必要な台数を設置する設計とする。(62-6-7)</p> <p>統合原子力防災ネットワークに<u>接続する通信連絡設備</u>は、設計基準対処施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、<u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>は、想定される重大事故等時、テレビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）が使用できない状況において、<u>衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）</u>を含めて、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。(62-6-4)</p>	<p>備考</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根は別の段落で記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】</p> <p>島根は自主設備として電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、衛星電話設備（社内向）も使用し、<u>衛星電話設備（携帯型）も配備する。</u></p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根は衛星電話設備（携帯型）も配備する。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(常設)</u>は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら、総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことができ、安全性の向上が図れることから、<u>6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(常設)</u>は、共用により悪影響を及ぼさないよう、<u>6号及び7号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u>なお、<u>中央制御室内に設置する衛星電話設備(常設)</u>は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</u>は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら、総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことができ、安全性の向上が図れることから、<u>6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</u>は、共用により悪影響を及ぼさないよう、<u>6号及び7号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u></p>	<p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>通信設備(発電所外)のうち衛星電話設備(固定型)に対する設置許可基準第43条第2項二への適合方針は、「3.19.2.1.3 通信設備(発電所内)に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項二)」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)は、同一の端末を使用することにより、端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、<u>東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u></p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)は、共用により悪影響を及ぼさないよう、<u>東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な仕様を満足する設計とする。</u></p>	<p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所に設置する衛星電話設備(固定型)</u>は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことができ、安全性の向上を図る設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所に設置する衛星電話設備(固定型)は、共用により悪影響を及ぼさないよう、必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことができ、安全性の向上を図る設計とする。</p> <p>また、<u>緊急時対策所に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>は、共用により悪影響を及ぼさないよう、必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備(常設)</u>は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、同様の機能を持つテレビ会議システム(社内向)、専用電話設備及び衛星電話設備(社内向)と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、コントロール建屋地上2階、5号炉原子炉建屋地上3階に設置し、表3.19-53及び表3.19-54に示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、同様の機能を持つテレビ会議システム(社内向)、専用電話設備及び衛星電話設備(社内向)と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、<u>5号炉原子炉建屋地上3階</u>に設置し、表3.19-55及び表3.19-56で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>常設重大事故緩和設備である衛星電話設備(固定型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)</u>は、同様な機能を有する送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、テレビ会議システム(社内)、加入電話設備(加入電話及び加入FAX)及び専用電話設備(専用電話(ホットライン)(地方公共団体向))と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用発電機により使用することで、第3.19-38表及び第3.19-40表に示すとおり、<u>非常用ディーゼル発電機又は蓄電池からの給電により使用する送受話器(ページング)、電力保安通信用電話設備(固定型、PHS端末及びFAX)、テレビ会議システム(社内)、加入電話設備(加入電話及び加入FAX)及び専用電話設備(専用電話(ホットライン)(地方公共団体向))に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p>また、<u>自然現象(地震、津波、及び風(台風)、竜巻、積雪、低温、落雷、火山の影響、森林火災)及び外部人為事象(近隣工場などの火災・爆発、有毒ガス)の影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所内に設置するとともに、その機能が損なわれるおそれがないよう、第3.19-39表及び第3.19-41表に示すとおり、頑健性を持たせた設計とする。</u></p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備(固定型)</u>は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>緊急時対策所</u>に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、同様の機能を持つ<u>電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備</u>及び衛星電話設備(社内向)と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、<u>緊急時対策所1階</u>に設置し、第3.19-44表及び第3.19-45表で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p><u>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>緊急時対策所</u>に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、同様の機能を持つ<u>電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備</u>及び衛星電話設備(社内向)と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、<u>緊急時対策所1階</u>に設置し、第3.19-46表及び第3.19-47表で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>⑨の相違</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根は別の段落に記載</p> <p>・運用の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>⑨の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>⑩の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)				東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)		島根原子力発電所 2号炉		備考	
<p>表 3. 19-53 衛星電話設備 (常設) の多様性又は位置的分散 (発電所外) (1 / 2) (中央制御室)</p>									
項目	設計基準対象施設			重大事故緩和設備					
	テレビ会議システム (社内向)	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	衛星電話設備 (常設)					
ポンプ	不要	不要	不要	不要					
水源	不要	不要	不要	不要					
駆動用空気	不要	不要	不要	不要					
潤滑油	不要	不要	不要	不要					
冷却水	不要	不要	不要	不要					
駆動電源	非常用ディーゼル発電機	乾電池	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備 (第一ガスタービン発電機)	可搬型代替交流電源設備 (電源車)				
	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上1階	屋外 (7号炉タービン建屋南側)	屋外 (原子炉建屋電源車第一設置場所又は第二設置場所)				
流路 (伝送路)	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外					
	有線系回線 (電力保安通信用回線)	有線系回線 (通信事業者回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)					
主要設備設置場所	テレビ会議システム (社内向)	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	衛星電話設備 (常設)					
	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階					
<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根は中央制御室にも衛星電話設備 (固定型) を設けているが、緊急時対策所から発電所外と通信連絡を行う</p>									

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																																																																																									
<p>表 3.19-53 衛星電話設備 (常設) の多様性又は位置的分散 (発電所外) (2/2)</p> <p>(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設計基準対象施設</th> <th>重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>テレビ会議システム (社内向)</th> <th>専用電話設備</th> <th>衛星電話設備 (社内向)</th> <th>衛星電話設備 (常設)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>水源</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>乾電池</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋地上1階</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> <td>原子炉建屋地上1階</td> <td>屋外 (5号炉東側保管場所)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路 (伝送路)</td> <td>発電所外</td> <td>発電所外</td> <td>発電所外</td> <td>発電所外</td> </tr> <tr> <td>有線系回線 (電力保安通信用回線)</td> <td>有線系回線 (通信事業者回線)</td> <td>衛星系回線 (通信事業者回線)</td> <td>衛星系回線 (通信事業者回線)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>テレビ会議システム (社内向)</td> <td>専用電話設備</td> <td>衛星電話設備 (社内向)</td> <td>衛星電話設備 (常設)</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設			重大事故緩和設備	テレビ会議システム (社内向)	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	衛星電話設備 (常設)	ポンプ	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	駆動電源	非常用ディーゼル発電機	乾電池	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上1階	屋外 (5号炉東側保管場所)	流路 (伝送路)	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外	有線系回線 (電力保安通信用回線)	有線系回線 (通信事業者回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)	主要設備設置場所	テレビ会議システム (社内向)	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	衛星電話設備 (常設)	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	<p>第 3.19-38 表 多様性 (衛星電話設備 (固定型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設計基準対象施設</th> <th>常設重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>テレビ会議システム (社内)</th> <th>電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX)</th> <th>加入電話設備 (加入電話及び加入 FAX), 専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向))</th> <th>衛星電話設備 (固定型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>テレビ会議システム (社内)</td> <td>交換機</td> <td>加入電話設備 (加入電話及び加入 FAX), 専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向))</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所建屋2階</td> <td>事務本館3階</td> <td>緊急時対策所建屋2階</td> <td>緊急時対策所建屋2階</td> </tr> <tr><td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>水源</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>蓄電池</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>蓄電池</td> <td>通信事業者回線からの給電, 蓄電池</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所建屋3階</td> <td>原子炉建屋付属棟地下1階</td> <td>事務本館3階</td> <td>緊急時対策所建屋3階</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-2, 3) (62-3-2, 3, 14)</p>	項目	設計基準対象施設			常設重大事故緩和設備	テレビ会議システム (社内)	電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX)	加入電話設備 (加入電話及び加入 FAX), 専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向))	衛星電話設備 (固定型)	主要設備	テレビ会議システム (社内)	交換機	加入電話設備 (加入電話及び加入 FAX), 専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向))	衛星電話設備 (固定型)		緊急時対策所建屋2階	事務本館3階	緊急時対策所建屋2階	緊急時対策所建屋2階	ポンプ	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	駆動電源	蓄電池	非常用ディーゼル発電機	蓄電池	通信事業者回線からの給電, 蓄電池	緊急時対策所建屋3階	原子炉建屋付属棟地下1階	事務本館3階	緊急時対策所建屋3階	<p>第 3.19 - 44 表 衛星電話設備 (固定型) の多様性又は位置的分散 (発電所外) (緊急時対策所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">設計基準対象施設</th> <th>常設重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>局線加入電話設備</th> <th>テレビ会議システム</th> <th>専用電話設備</th> <th>衛星電話設備 (社内向)</th> <th>衛星電話設備 (固定型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>水源</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>通信事業者回線</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>代替交流電源設備 (緊急時対策所用発電機)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物付属棟地下2階</td> <td>発電所外</td> <td>原子炉建物付属棟地下2階</td> <td>原子炉建物付属棟地下2階</td> <td>原子炉建物付属棟地下2階</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路 (伝送路)</td> <td colspan="5">発電所外</td> <td>発電所外</td> </tr> <tr> <td>有線系回線 (通信事業者回線, 電力保安通信用回線)</td> <td>有線系回線 (通信事業者回線)</td> <td>有線系回線 (電力保安通信用回線)</td> <td>有線系回線 (通信事業者回線, 電力保安通信用回線)</td> <td>衛星系回線 (通信事業者回線)</td> <td>衛星系回線 (通信事業者回線)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>交換機</td> <td>局線加入電話設備</td> <td>テレビ会議システム</td> <td>専用電話設備</td> <td>衛星電話設備 (社内向)</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td>通信棟1階</td> <td colspan="3">緊急時対策所1階</td> <td colspan="2">緊急時対策所1階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設					常設重大事故緩和設備	電力保安通信用電話設備	局線加入電話設備	テレビ会議システム	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	衛星電話設備 (固定型)	ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	不要	駆動電源	非常用ディーゼル発電機	通信事業者回線	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (緊急時対策所用発電機)	原子炉建物付属棟地下2階	発電所外	原子炉建物付属棟地下2階	原子炉建物付属棟地下2階	原子炉建物付属棟地下2階	屋外 (緊急時対策所北側)	流路 (伝送路)	発電所外					発電所外	有線系回線 (通信事業者回線, 電力保安通信用回線)	有線系回線 (通信事業者回線)	有線系回線 (電力保安通信用回線)	有線系回線 (通信事業者回線, 電力保安通信用回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)	主要設備設置場所	交換機	局線加入電話設備	テレビ会議システム	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	衛星電話設備 (固定型)	通信棟1階	緊急時対策所1階			緊急時対策所1階		<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>同様の機能を持つ設備の相違</p> <p>(以下, ㊸の相違)</p>
項目		設計基準対象施設			重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																							
	テレビ会議システム (社内向)	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	衛星電話設備 (常設)																																																																																																																																																																																																								
ポンプ	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																								
水源	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																								
駆動用空気	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																								
潤滑油	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																								
冷却水	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																								
駆動電源	非常用ディーゼル発電機	乾電池	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)																																																																																																																																																																																																								
	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上1階	屋外 (5号炉東側保管場所)																																																																																																																																																																																																								
流路 (伝送路)	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外																																																																																																																																																																																																								
	有線系回線 (電力保安通信用回線)	有線系回線 (通信事業者回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)																																																																																																																																																																																																								
主要設備設置場所	テレビ会議システム (社内向)	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	衛星電話設備 (常設)																																																																																																																																																																																																								
	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階																																																																																																																																																																																																								
項目	設計基準対象施設			常設重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																								
	テレビ会議システム (社内)	電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX)	加入電話設備 (加入電話及び加入 FAX), 専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向))	衛星電話設備 (固定型)																																																																																																																																																																																																								
主要設備	テレビ会議システム (社内)	交換機	加入電話設備 (加入電話及び加入 FAX), 専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向))	衛星電話設備 (固定型)																																																																																																																																																																																																								
	緊急時対策所建屋2階	事務本館3階	緊急時対策所建屋2階	緊急時対策所建屋2階																																																																																																																																																																																																								
ポンプ	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																								
水源	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																								
駆動用空気	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																								
潤滑油	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																								
冷却水	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																								
駆動電源	蓄電池	非常用ディーゼル発電機	蓄電池	通信事業者回線からの給電, 蓄電池																																																																																																																																																																																																								
	緊急時対策所建屋3階	原子炉建屋付属棟地下1階	事務本館3階	緊急時対策所建屋3階																																																																																																																																																																																																								
項目	設計基準対象施設					常設重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																						
	電力保安通信用電話設備	局線加入電話設備	テレビ会議システム	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	衛星電話設備 (固定型)																																																																																																																																																																																																						
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																						
水源	不要	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																						
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																						
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																						
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																						
駆動電源	非常用ディーゼル発電機	通信事業者回線	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (緊急時対策所用発電機)																																																																																																																																																																																																						
	原子炉建物付属棟地下2階	発電所外	原子炉建物付属棟地下2階	原子炉建物付属棟地下2階	原子炉建物付属棟地下2階	屋外 (緊急時対策所北側)																																																																																																																																																																																																						
流路 (伝送路)	発電所外					発電所外																																																																																																																																																																																																						
	有線系回線 (通信事業者回線, 電力保安通信用回線)	有線系回線 (通信事業者回線)	有線系回線 (電力保安通信用回線)	有線系回線 (通信事業者回線, 電力保安通信用回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)																																																																																																																																																																																																						
主要設備設置場所	交換機	局線加入電話設備	テレビ会議システム	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	衛星電話設備 (固定型)																																																																																																																																																																																																						
	通信棟1階	緊急時対策所1階			緊急時対策所1階																																																																																																																																																																																																							
<p>表 3.19-54 衛星電話設備 (常設) の頑健性 (発電所外)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重大事故緩和設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 (常設)</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (常設) は, 耐震性を有するコントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し, 使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線 (ケーブル) を含め, 基準地震動 S_s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S_s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-2~4, 62-2-7, 62-2-8) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-12) (62-4-6, 62-4-8)</p>	重大事故緩和設備	衛星電話設備 (常設)	衛星電話設備 (常設) は, 耐震性を有するコントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し, 使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線 (ケーブル) を含め, 基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	<p>第3.19-39表 頑健性 (衛星電話設備 (固定型))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常設重大事故緩和設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型) は, 耐震性を有する原子炉建屋付属棟及び緊急時対策所建屋内に設置し, 使用する屋外アンテナ, 衛星制御装置及び屋外アンテナまでの電路を含め, 基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 3, 14)</p>	常設重大事故緩和設備	衛星電話設備 (固定型)	衛星電話設備 (固定型) は, 耐震性を有する原子炉建屋付属棟及び緊急時対策所建屋内に設置し, 使用する屋外アンテナ, 衛星制御装置及び屋外アンテナまでの電路を含め, 基準地震動 S _s で機能維持できる設計とする。	<p>第3.19 - 45表 衛星電話設備 (固定型) の頑健性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常設重大事故緩和設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型) は, 耐震性を有する制御室建物および緊急時対策所に設置し, 使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線 (ケーブル) を含め, 基準地震動 S_s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S_s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しな設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-2~5) (62-3-2, 62-6-7) (62-4-3)</p>	常設重大事故緩和設備	衛星電話設備 (固定型)	衛星電話設備 (固定型) は, 耐震性を有する制御室建物および緊急時対策所に設置し, 使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線 (ケーブル) を含め, 基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しな設計とする。																																																																																																																																																																																																	
重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																												
衛星電話設備 (常設)																																																																																																																																																																																																												
衛星電話設備 (常設) は, 耐震性を有するコントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し, 使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線 (ケーブル) を含め, 基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																																																																																																																																												
常設重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																												
衛星電話設備 (固定型)																																																																																																																																																																																																												
衛星電話設備 (固定型) は, 耐震性を有する原子炉建屋付属棟及び緊急時対策所建屋内に設置し, 使用する屋外アンテナ, 衛星制御装置及び屋外アンテナまでの電路を含め, 基準地震動 S _s で機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																																																																												
常設重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																												
衛星電話設備 (固定型)																																																																																																																																																																																																												
衛星電話設備 (固定型) は, 耐震性を有する制御室建物および緊急時対策所に設置し, 使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線 (ケーブル) を含め, 基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで, 基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しな設計とする。																																																																																																																																																																																																												

表 3.19-55 統合原子力防災ネットワークを用いた
通信連絡設備の多様性

項目	設計基準対象施設			防止でも緩和でもない 重大事故等対処設備
	テレビ会議 システム (社内向)	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	
ポンプ	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要
駆動電源	非常用 ディーゼル 発電機	乾電池	非常用 ディーゼル 発電機	代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時 対策所用可搬型電源設備)
	原子炉建屋 地上1階	原子炉建屋 地上3階	原子炉建屋 地上1階	屋外 (5号炉東側保管場所)
流路 (伝送路)	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外
	有線系回線 (電力保安 通信用回線)	有線系回線 (通信事業者 回線)	衛星系回線 (通信事業者 回線)	有線系回線 (通信事業者回線) (統合原子力防災ネットワーク) 衛星系回線 (通信事業者回線) (統合原子力防災ネットワーク)
主要設備 設置場所	テレビ会議 システム (社内向)	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	統合原子力防災ネットワー クを用いた通信連絡設備
	5号炉 原子炉建屋 地上3階	5号炉 原子炉建屋 地上3階	5号炉 原子炉建屋 地上3階	5号炉 原子炉建屋 地上3階

表 3.19-56 統合原子力防災ネットワークを用いた
通信連絡設備の頑健性

防止でも緩和でもない重大事故等対処設備
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋 内緊急時対策所内に設置し、使用する衛星通信装置、屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの 有線(ケーブル)を含め、基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S _s が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 (62-2-4, 62-2-8) (62-3-2, 62-3-12) (62-4-6~8)

第 3.19-40 表 多様性(統合原子力防災ネットワークに接続する
通信連絡設備
(テレビ会議システム, I P 電話及び I P - F A X))

項目	設計基準対象施設				常設重大事故緩和 設備
	テレビ会議 システム (社内)	電力保安通信用電 話設備(固定電話 機, P H S 端末及び F A X)	加入電話設備(加 入電話及び加入 F A X), 専用電 話設備(専用電話 (ホットライン) (地方公共団体 向))	統合原子力防災 ネットワークに 接続する通信連 絡設備(テレビ会 議システム, I P 電話及び I P - F A X)	
主要設備	テレビ会議 システム (社内)	電力保安通信用電 話設備(固定電話 機, P H S 端末及び F A X)	加入電話設備(加 入電話及び加入 F A X), 専用電 話設備(専用電話 (ホットライン) (地方公共団体 向))	統合原子力防災 ネットワークに 接続する通信連 絡設備(テレビ会 議システム, I P 電話及び I P - F A X)	
	緊急時対策所 建屋2階	事務本館 3階	緊急時対策所 建屋2階	緊急時対策所 建屋2階	
ポンプ	不要	不要	不要	不要	
水源	不要	不要	不要	不要	
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	
潤滑油	不要	不要	不要	不要	
冷却水	不要	不要	不要	不要	
駆動電源	蓄電池	非常用 ディー ゼル 発電機	蓄電池	通信事 業者回 線から の給電	蓄電池
	緊急時対策所 建屋3階	原子炉 建屋 付属棟 地下1階	事務 本館 3階	緊急時対策所 建屋3階	緊急時対策所 建屋1階

(62-2-2)
(62-3-2, 14)

第3.19-41表 頑健性(統合原子力防災ネットワークに接続する
通信連絡設備
(テレビ会議システム, I P 電話及び I P - F A X))

常設重大事故緩和設備
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P 電話及び I P - F A X)
緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡 設備(テレビ会議システム, I P 電話及び I P - F A X)は、耐震性を有する 緊急時対策所建屋内に設置し、使用する衛星無線通信装置、通信機器及び衛星 無線通信装置までの電路を含め、基準地震動 S _s で機能維持できる設計とする。 (62-3-2, 14)

第 3.19 - 46 表 統合原子力防災ネットワークに接続する
通信連絡設備の多様性

項目	設計基準対象施設					常設重大事故等対 処設備 (防止でも緩和で もない設備)
	電力保安通信用 電話設備	局線加入 電話設備	テレビ会議 システム	専用電話 設備	衛星電話設備 (社内向)	
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	不要
駆動電源	非常用 ディーゼル 発電機	通信業者回線	非常用 ディーゼル 発電機	非常用 ディーゼル 発電機	非常用 ディーゼル 発電機	代替交流 電源設備 (緊急時対策所用 発電機)
	原子炉建物 付属棟 地下2階	発電所外	原子炉建物 付属棟 地下2階	原子炉建物 付属棟 地下2階	原子炉建物 付属棟 地下2階	屋外 (緊急時対策所北 側)
流路 (伝送路)	発電所外					発電所外
	有線系回線 (通信事業者回 線, 電力保安 通信用回線) 無線系回線 (電力保安通信 用回線)	有線系回線 (通信事業者 回線)	有線系回線 (電力保安通信 用回線)	有線系回線 (通信事業者回 線, 電力保安 通信用回線) 無線系回線 (電力保安通信 用回線)	衛星系回線 (通信事業者 回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)
主要設備 設置場所	交換機	局線加入 電話設備	テレビ会議 システム	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	統合原子力防災ネ ットワークに 接続する 通信連絡設備
	通信棟 1階	緊急時対策所 1階			緊急時対策所 1階	緊急時対策所 1階

第3.19 - 47表 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡
設備の頑健性

常設重大事故等対処設備(防止でも緩和でもない設備)
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、耐震性を有する緊急時対策所に 設置し、使用する衛星通信装置、屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を 含め、基準地震動 S _s で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S _s が共通要因となり、 必要な通信連絡の機能が喪失しな設計とする。 (62-2-3, 62-2-7) (62-3-2, 62-3-10) (62-4-7)

・設備の相違
【柏崎 6/7】
専用電話設備に駆動
電源の相違はあるが、非
常用電源設備から受電
できる点では同様
・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
⑬の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 19. 2. 2. 4. 2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要データ量を伝送することができる設計とする。 (62-6-12~32, 62-6-34)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報 (相互のプラント状況、運転員の対応状況等) を共有・考慮しながら、総合的な管理 (事故処置を含む。) を行うことができ、安全性の向上が図れることから、<u>6 号及び 7 号炉で共用する設計とする。</u></p> <p>また、データ伝送設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、<u>6 号及び 7 号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u></p>	<p>3. 19. 2. 2. 3. 4 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に<u>炉心反応度の状態確認、炉心冷却の状態確認等の重大事故等に対処するために必要なデータを伝送することができる設計とし、また、データ伝送設備のデータ伝送量は必要回線容量に対し、余裕を持った設計とする。</u></p> <p>(62-6-20)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>敷地内に二以上の発電用原子炉施設はないことから、データ伝送設備は共用しない。</u></p>	<p>3. 19. 2. 2. 4. 2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要データ量を伝送が可能な設計とする。 (62-6-11~16)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>データ伝送設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報 (相互のプラント状況、運転員の対応状況等) を共有・考慮しながら総合的な管理 (事故処理を含む。) を行うことができ、安全性の向上を図る設計とする。</u></p> <p>また、データ伝送設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二は単号炉</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当するデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する。また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがないよう、表3.19-57及び表3.19-58に示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備であるデータ伝送設備は、<u>同一の機能を有する設備はない。</u></p> <p><u>なお、自然現象(地震、津波、及び風(台風)、竜巻、積雪、低温、落雷、火山の影響、森林火災)及び外部人為事象(近隣工場などの火災・爆発、有毒ガス)の影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所建屋内に設置するとともに、その機能が損なわれることがないよう、第3.19-42表に示すとおり、頑健性を持たせた設計とする。</u></p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当するデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがないよう、第3.19-48表及び第3.19-49表に示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																		
<p align="center"><u>表 3.19-57 データ伝送設備の多様性</u></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">項目</td> <td colspan="2">防止でも緩和でもない重大事故等対処設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ伝送設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">緊急時対策支援システム伝送装置</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋地上1階</td> <td>屋外 (5号炉東側保管場所)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">流路 (伝送路)</td> <td>発電所内 建屋間</td> <td>発電所外</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td>無線系回線</td> <td>衛星系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">緊急時対策支援システム伝送装置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5号炉原子炉建屋地上3階</td> </tr> </table>	項目	防止でも緩和でもない重大事故等対処設備		データ伝送設備		緊急時対策支援システム伝送装置		ポンプ	不要		水源	不要		駆動用空気	不要		潤滑油	不要		冷却水	不要		駆動電源	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)	原子炉建屋地上1階	屋外 (5号炉東側保管場所)	流路 (伝送路)	発電所内 建屋間	発電所外	有線系回線	有線系回線	無線系回線	衛星系回線	主要設備設置場所	緊急時対策支援システム伝送装置		5号炉原子炉建屋地上3階		<p align="center">第 3.19-42 表 頑健性 (データ伝送設備)</p> <table border="1"> <tr> <td>防止でも緩和でもない重大事故等対処設備</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td align="right">(62-3-2, 14)</td> </tr> </table>	防止でも緩和でもない重大事故等対処設備	データ伝送設備	データ伝送設備は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。	(62-3-2, 14)	<p align="center"><u>第 3.19 - 48 表 データ伝送設備の多様性</u></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">項目</td> <td colspan="2">常設重大事故等対処設備(防止でも緩和でもない設備)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ伝送設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SPDS伝送サーバ</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>代替交流電源設備 (緊急時対策所用発電機)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物地下2階</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">流路 (伝送路)</td> <td>発電所内 建物間</td> <td>発電所外</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td>無線系回線</td> <td>衛星系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">SPDS伝送サーバ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">緊急時対策所1階</td> </tr> </table>	項目	常設重大事故等対処設備(防止でも緩和でもない設備)		データ伝送設備		SPDS伝送サーバ		ポンプ	不要		水源	不要		駆動用空気	不要		潤滑油	不要		冷却水	不要		駆動電源	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (緊急時対策所用発電機)	原子炉建物地下2階	屋外 (緊急時対策所北側)	流路 (伝送路)	発電所内 建物間	発電所外	有線系回線	有線系回線	無線系回線	衛星系回線	主要設備設置場所	SPDS伝送サーバ		緊急時対策所1階		<p>・設備の相違 【東海第二】 東海第二は同一機能を有する設備はないとしている</p>
項目		防止でも緩和でもない重大事故等対処設備																																																																																			
		データ伝送設備																																																																																			
	緊急時対策支援システム伝送装置																																																																																				
ポンプ	不要																																																																																				
水源	不要																																																																																				
駆動用空気	不要																																																																																				
潤滑油	不要																																																																																				
冷却水	不要																																																																																				
駆動電源	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)																																																																																			
	原子炉建屋地上1階	屋外 (5号炉東側保管場所)																																																																																			
流路 (伝送路)	発電所内 建屋間	発電所外																																																																																			
	有線系回線	有線系回線																																																																																			
	無線系回線	衛星系回線																																																																																			
主要設備設置場所	緊急時対策支援システム伝送装置																																																																																				
	5号炉原子炉建屋地上3階																																																																																				
防止でも緩和でもない重大事故等対処設備																																																																																					
データ伝送設備																																																																																					
データ伝送設備は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。																																																																																					
(62-3-2, 14)																																																																																					
項目	常設重大事故等対処設備(防止でも緩和でもない設備)																																																																																				
	データ伝送設備																																																																																				
	SPDS伝送サーバ																																																																																				
ポンプ	不要																																																																																				
水源	不要																																																																																				
駆動用空気	不要																																																																																				
潤滑油	不要																																																																																				
冷却水	不要																																																																																				
駆動電源	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備 (緊急時対策所用発電機)																																																																																			
	原子炉建物地下2階	屋外 (緊急時対策所北側)																																																																																			
流路 (伝送路)	発電所内 建物間	発電所外																																																																																			
	有線系回線	有線系回線																																																																																			
	無線系回線	衛星系回線																																																																																			
主要設備設置場所	SPDS伝送サーバ																																																																																				
	緊急時対策所1階																																																																																				
<p align="center"><u>表 3.19-58 データ伝送設備の頑健性</u></p> <table border="1"> <tr> <td>防止でも緩和でもない重大事故等対処設備</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備としての緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td align="right">(62-2-2~4, 62-2-7) (62-3-2, 62-3-4, 62-3-12) (62-4-9)</td> </tr> </table>	防止でも緩和でもない重大事故等対処設備	データ伝送設備	データ伝送設備としての緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。	(62-2-2~4, 62-2-7) (62-3-2, 62-3-4, 62-3-12) (62-4-9)	<p align="center">第 3.19-42 表 頑健性 (データ伝送設備)</p> <table border="1"> <tr> <td>防止でも緩和でもない重大事故等対処設備</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td align="right">(62-3-2, 14)</td> </tr> </table>	防止でも緩和でもない重大事故等対処設備	データ伝送設備	データ伝送設備は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。	(62-3-2, 14)	<p align="center"><u>第 3.19 - 49 表 データ伝送設備の頑健性</u></p> <table border="1"> <tr> <td>常設重大事故等対処設備(防止でも緩和でもない設備)</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備としてのSPDS伝送サーバは、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td align="right">(62-2-2, 62-2-3, 62-2-6) (62-3-2, 62-3-4, 62-3-10) (62-4-8)</td> </tr> </table>	常設重大事故等対処設備(防止でも緩和でもない設備)	データ伝送設備	データ伝送設備としてのSPDS伝送サーバは、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。	(62-2-2, 62-2-3, 62-2-6) (62-3-2, 62-3-4, 62-3-10) (62-4-8)																																																																							
防止でも緩和でもない重大事故等対処設備																																																																																					
データ伝送設備																																																																																					
データ伝送設備としての緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。																																																																																					
(62-2-2~4, 62-2-7) (62-3-2, 62-3-4, 62-3-12) (62-4-9)																																																																																					
防止でも緩和でもない重大事故等対処設備																																																																																					
データ伝送設備																																																																																					
データ伝送設備は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。																																																																																					
(62-3-2, 14)																																																																																					
常設重大事故等対処設備(防止でも緩和でもない設備)																																																																																					
データ伝送設備																																																																																					
データ伝送設備としてのSPDS伝送サーバは、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 S_s で機能維持できる設計とする。																																																																																					
(62-2-2, 62-2-3, 62-2-6) (62-3-2, 62-3-4, 62-3-10) (62-4-8)																																																																																					

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.19.2.2.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>3.19.2.2.5.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p>	<p>3.19.2.2.3.5 通信設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p><u>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項一）</u></p> <p><u>(i) 要求事項</u></p> <p><u>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</u></p> <p><u>(ii) 適合性</u></p> <p><u>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</u></p> <p><u>衛星電話設備（携帯型）は、設計基準対象施設として必要となる個数を設置する設計とする。</u></p> <p><u>また、衛星電話設備（携帯型）は、重大事故等時において、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））が使用できない状況で、衛星電話設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）及び衛星電話設備（携帯型）を含めて、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</u></p> <p><u>また、発電所外と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために使用する必要な個数と自主的に故障時及び保守点検時の予備を加え、一式を保管する設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(62-6-9)</u></p>	<p>3.19.2.2.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況</p> <p>3.19.2.2.5.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p>	<p>・記載内容の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根は基本方針の項で説明</p>
<p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備（可搬型）に対する設置許可基準規則第43条第3項一から六への適合方針は、「3.19.2.1.5.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項七）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>通信設備（発電所外）のうち衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）に対する設置許可基準規則第43条第3項二から六への適合方針は、「3.19.2.2.3 通信設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針」に示す。</p> <p>(2) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項七）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備（携帯型）に対する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針は、「3.19.2.1.5通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項七）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>・記載内容の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>3項の適合方針のため、島根は可搬設備について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備(可搬型)</u>は, 共通要因によって, 同様の機能を持つテレビ会議システム(社内向), 専用電話設備及び衛星電話設備(社内向)と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋地上3階に保管し, 表3.19-59及び表3.19-60で示すとおり, 多様性を確保し, 頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型重大事故緩和設備である衛星電話設備(携帯型)の電源は, 同様な機能を有する送受信器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX), テレビ会議システム(社内), 加入電話設備(加入電話及び加入FAX)及び専用電話設備(専用電話(ホットライン)(地方公共団体向))と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 充電池を使用することで, 第3.19-43表に示すとおり, 非常用ディーゼル発電機又は蓄電池からの給電により使用する送受信器(ページング), 電力保安通信用電話設備(固定型, PHS端末及びFAX), テレビ会議システム(社内), 加入電話設備(加入電話及び加入FAX)及び専用電話設備(専用電話(ホットライン)(地方公共団体向))に対して多様性を有する設計とする</u></p> <p><u>また, 自然現象(地震, 津波, 及び風(台風), 竜巻, 積雪, 低温, 落雷, 火山の影響, 森林火災)及び外部人為事象(近隣工場などの火災・爆発, 有毒ガス)の影響に対して, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所内に保管するとともに, その機能が損なわれるおそれがないよう, 第3.19-44表に示すとおり, 頑健性を持たせた設計とする。</u></p>	<p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備(携帯型)は, 共通要因によって, 同様の機能を持つテレビ会議システム, 電力保安通信用電話設備, 局線加入電話設備, 専用電話設備及び衛星電話設備(社内向)と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所1階に保管し, 第3.19-50表及び第3.19-51表で示すとおり, 多様性を確保し, 頑健性を持たせた設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑩の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

表 3.19-59 衛星電話設備 (可搬型) の多様性又は位置的分散 (発電所外)

項目	設計基準対象施設			重大事故緩和設備
	テレビ会議システム (社内向)	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	衛星電話設備 (可搬型)
ポンプ	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要
駆動電源	非常用ディーゼル発電機	乾電池	非常用ディーゼル発電機	充電式電池 (本体内蔵)
	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上1階	
流路 (伝送路)	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外
	有線系回線 (電力保安通信用回線)	有線系回線 (通信事業者回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)
主要設備設置場所	テレビ会議システム (社内向)	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	衛星電話設備 (可搬型)
	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階 (保管場所)

表 3.19-60 衛星電話設備 (可搬型) の頑健性 (発電所外)

可搬型重大事故緩和設備
衛星電話設備 (可搬型)
設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、基準地震動S _s で機能維持できる設計とする。

(62-2-4, 62-2-7, 62-2-8)
(62-3-2, 62-3-13)
(62-4-6, 62-4-8)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

第3.19-43表 多様性 (衛星電話設備 (携帯型))

項目	設計基準対象施設				可搬型重大事故緩和設備
	テレビ会議システム (社内)	電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末, FAX)	加入電話設備 (加入電話及び加入FAX), 専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向))		衛星電話設備 (携帯型)
主要設備	テレビ会議システム (社内)	交換機	加入電話設備 (加入電話及び加入FAX), 専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向))		衛星電話設備 (携帯型)
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要
駆動電源	蓄電池	非常用ディーゼル発電機	蓄電池	通信事業者回線からの給電	充電式電池 (本体内蔵)
	緊急時対策所建屋3階	原子炉建屋付属棟地下1階	事務本館3階	緊急時対策所建屋3階	

(62-2-2, 3)
(62-3-2, 14)

第3.19-44表 頑健性 (衛星電話設備 (携帯型))

可搬型重大事故緩和設備
衛星電話設備 (携帯型)
衛星電話設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策所内に保管し、基準地震動S _s で機能維持できる設計とする。

(62-3-2, 14)

島根原子力発電所 2号炉

第3.19-50表 衛星電話設備 (携帯型) の多様性又は位置的分散 (発電所外)

項目	設計基準対象施設					可搬型重大事故緩和設備
	電力保安通信用電話設備	局線加入電話設備	テレビ会議システム	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	衛星電話設備 (携帯型)
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	不要
駆動電源	非常用ディーゼル発電機	通信事業者回線	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	充電式電池
	原子炉建屋付属棟地下2階	発電所外	原子炉建屋付属棟地下2階	原子炉建屋付属棟地下2階	原子炉建屋付属棟地下2階	
流路 (伝送路)	発電所外					発電所外
	有線系回線 (通信事業者回線, 電力保安通信用回線)	有線系回線 (通信事業者回線)	有線系回線 (電力保安通信用回線)	有線系回線 (通信事業者回線, 電力保安通信用回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)
主要設備設置場所	交換機	局線加入電話設備	テレビ会議システム (社内向)	専用電話設備	衛星電話設備 (社内向)	衛星電話設備 (携帯型)
	通信棟1階	緊急時対策所1階			緊急時対策所1階 (保管場所)	

第3.19-51表 衛星電話設備 (携帯型) の頑健性

可搬型重大事故緩和設備
衛星電話設備 (携帯型)
使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響を受けない。 また、耐震性を有する緊急時対策所内に保管し、基準地震動S _s で機能維持できる設計とする。

(62-2-3, 62-2-7)
(62-3-2, 62-3-10)
(62-4-7)

備考

・設備の相違
【柏崎6/7, 東海第二】
専用電話設備に駆動電源の相違はあるが、非常用電源設備から受電できる点では同様

・設備の相違
【柏崎6/7, 東海第二】
⑬の相違

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [原子炉压力容器]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 20 原子炉压力容器</p> <p>3. 20. 1 設備概要</p> <p>原子炉压力容器（炉心支持構造物を含む。）は、重大事故に至るおそれのある事故時において、重大事故等対処設備としてその健全性を確保できる設計とする。</p> <p>また、炉心支持構造物については、重大事故に至るおそれのある事故時において、原子炉冷却材の流路が確保されるよう、炉心形状を維持する設計とする。</p> <p>3. 20. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 原子炉压力容器</p> <p>種類：たて置円筒形</p> <p>最高使用圧力：8. 62MPa[gage]</p> <p>最高使用温度：302℃</p> <p>胴内径：6号機：7122mm, 7号機：7120 mm（母材内径）</p> <p>材料：JIS G 3120（压力容器用調質型マンガン・モリブデン鋼及びマンガン・モリブデン・ニッケル鋼鋼板2種）及びJIS G 3204（压力容器用調質型合金鋼鍛鋼品）（母材）</p> <p>ステンレス鋼及び高ニッケル合金（内張材）</p> <p>3. 20. 3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p> <p>原子炉压力容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>原子炉压力容器は、原子炉格納容器内に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3. 20-1 に示す設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>東海第二 本項目記載なし</p> </div>	<p>3. 20 原子炉压力容器</p> <p>3. 20. 1 設備概要</p> <p>原子炉压力容器（炉心支持構造物を含む。）は、重大事故に至るおそれのある事故時において、重大事故等対処設備としてその健全性を確保できる設計とする。</p> <p>また、炉心支持構造物については、重大事故に至るおそれのある事故時において、原子炉冷却材の流路が確保されるよう、炉心形状を維持する設計とする。</p> <p>3. 20. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 原子炉压力容器</p> <p>種類：たて置円筒形</p> <p>最高使用圧力：8. 62MPa[gage]</p> <p>最高使用温度：302℃</p> <p>胴内径：5587 mm（母材内径）</p> <p>材料：JIS G 3120（压力容器用調質型マンガン・モリブデン鋼及びマンガン・モリブデン・ニッケル鋼鋼板2種）及びJIS G 3204（压力容器用調質型合金鋼鍛鋼品）（母材）</p> <p>ステンレス鋼及び高ニッケル合金（内張材）</p> <p>3. 20. 3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p> <p>原子炉压力容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>原子炉压力容器は、原子炉格納容器内に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3. 20-1 に示す設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p>	<p>・島根2号炉は単独申請 ・設備の相違 【柏崎6/7】 設備仕様の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p style="text-align: center;">表 3. 20-1 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="172 247 914 1060"> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉格納容器内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水通水による影響</td> <td>淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉圧力容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉格納容器内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </table> <p>原子炉圧力容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等においても使用する設計である。</p> <p>原子炉圧力容器は、通常の系統構成により、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉停止中に、内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉格納容器内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉圧力容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風(台風)・積雪	原子炉格納容器内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p style="text-align: center;">表 3. 20-1 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1754 247 2487 1060"> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉格納容器内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水通水による影響</td> <td>淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉圧力容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉格納容器内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </table> <p>原子炉圧力容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等においても使用する設計である。</p> <p>原子炉圧力容器は、通常の系統構成により、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉停止中に、内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉格納容器内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉圧力容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風(台風)・積雪	原子炉格納容器内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉格納容器内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																										
海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉圧力容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。																										
風(台風)・積雪	原子炉格納容器内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																										
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉格納容器内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																										
海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉圧力容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。																										
風(台風)・積雪	原子炉格納容器内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																										

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [原子炉格納容器]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 21 原子炉格納容器</p> <p>3. 21. 1 設備概要</p> <p>原子炉格納容器は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設としての最高使用圧力及び最高使用温度を超える可能性があるが、設計基準対象施設としての最高使用圧力の2倍の圧力及び200℃の温度以下で閉じ込め機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内に設置される真空破壊装置は、想定される重大事故等時において、ドライウエル圧力がサブプレッショ ン・チェンバ圧力より低下した場合に圧力差により自動的に働き、サブプレッショ ン・チェンバのプール水逆流並びにドライウエルとサブプレッショ ン・チェンバの差圧によるダイヤフラム・フロア及び原子炉圧力容器基礎の破損を防止できる設計とする。</p> <p>3. 21. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>種 類：圧力抑制形</p> <p>最高使用圧力 <u>310kPa[gage]</u> 約 <u>620kPa[gage]</u> (重大事故等時における使用時の値)</p> <p>最高使用温度 ドライウエル 171℃ サブプレッショ ン・チェンバ 104℃</p> <p>材 料：<u>鉄筋コンクリート (シェル部)</u> <u>炭素鋼及びステンレス鋼 (鋼製ライナ)</u> <u>炭素鋼 (ドライウエル・ヘッド)</u></p> <p>3. 21. 3 設置許可基準規則第 43 条への適合状況</p> <p>原子炉格納容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>原子炉格納容器は、<u>原子炉建屋原子炉区域内</u>に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における<u>原子炉建屋原</u></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>東海第二 本項目記載なし</p> </div>	<p>3. 21 原子炉格納容器</p> <p>3. 21. 1 設備概要</p> <p>原子炉格納容器は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設としての最高使用圧力及び最高使用温度を超える可能性があるが、設計基準対象施設としての最高使用圧力の2倍の圧力及び200℃の温度以下で閉じ込め機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内に設置される真空破壊装置は、想定される重大事故等時において、ドライウエル圧力がサブプレッショ ン・チェンバ圧力より低下した場合に圧力差により自動的に働き、サブプレッショ ン・チェンバのプール水逆流及びドライウエルの外圧による破損を防止することができる設計とする。</p> <p>3. 21. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>種 類：圧力抑制形</p> <p>最高使用圧力：<u>427kPa[gage]</u> 約 <u>853kPa[gage]</u> (重大事故等時における使用時の値)</p> <p>最高使用温度：ドライウエル 171℃ サブプレッショ ン・チェンバ 104℃</p> <p>材 料：<u>炭素鋼 (JIS G 3118 (相当品) 及び JIS G 3115 (相当品))</u></p> <p>3. 21. 3 設置許可基準規則第 43 条への適合状況</p> <p>原子炉格納容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>原子炉格納容器は、<u>原子炉建物原子炉棟内</u>に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における<u>原子炉建物原子</u></p>	<p>備考</p> <p>・炉型の違い 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉の格納容器型式は Mark- I 改であり、ABWR の柏崎 6/7 とは格納容器の構造が異なる</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 設備仕様の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>子炉区域内の環境条件及び荷重条件を考慮し、並びに想定される重大事故等時における原子炉格納容器の閉じ込め機能を損なわないよう原子炉格納容器内の環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3. 21-1 に示す設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p>		<p>炉棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、並びに想定される重大事故等時における原子炉格納容器の閉じ込め機能を損なわないよう原子炉格納容器内の環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3. 21-1 に示す設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p>																													
<p>表 3. 21-1 想定する環境条件及び荷重条件</p>		<p>表 3. 21-1 想定する環境条件及び荷重条件</p>																													
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、原子炉格納容器内の環境条件も考慮し、閉じ込め機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水通水による影響</td> <td>淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉格納容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、原子炉格納容器内の環境条件も考慮し、閉じ込め機能を損なわない設計とする。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉格納容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、原子炉格納容器内の環境条件も考慮し、閉じ込め機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水通水による影響</td> <td>淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉格納容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、原子炉格納容器内の環境条件も考慮し、閉じ込め機能を損なわない設計とする。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉格納容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、原子炉格納容器内の環境条件も考慮し、閉じ込め機能を損なわない設計とする。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉格納容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、原子炉格納容器内の環境条件も考慮し、閉じ込め機能を損なわない設計とする。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉格納容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
<p>原子炉格納容器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>		<p>原子炉格納容器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>																													

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表〔燃料貯蔵設備〕

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 22 燃料貯蔵設備</p> <p>3. 22. 1 設備概要</p> <p><u>使用済燃料プール</u>は、<u>使用済燃料プール</u>の冷却機能喪失又は注水機能が喪失し、又は<u>使用済燃料プール</u>水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料の貯蔵機能を確保する設計とする。また、<u>使用済燃料プール</u>に接続する配管の破損等により、<u>使用済燃料プール</u>ディフューザ配管からサイフォン現象によるプール水の漏えいが発生した場合に、漏えいの継続を防止するため、<u>ディフューザ配管上部にサイフオンブレイク孔</u>を設ける設計とする。</p> <p><u>使用済燃料プール</u>の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は<u>使用済燃料プール</u>からの水の漏えいその他の要因により<u>使用済燃料プール</u>の水位が低下した場合及び<u>使用済燃料プール</u>からの大量の水の漏えいその他の要因により<u>使用済燃料プール</u>の水位が異常に低下した場合に、臨界にならないよう配慮した使用済燃料ラックの形状により臨界を防止することができる設計とする。</p> <p>3. 22. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>使用済燃料プール</u></p> <p>種類：ステンレス鋼内張りプール形（ラック貯蔵方式）</p> <p>容量：<u>6号機:3410体</u>、<u>7号機:3444体</u></p> <p>寸法：<u>17.9m×14.0m×11.8m</u>（たて×横×深さ）</p> <p>材料：ステンレス鋼（内張材）</p> <p>3. 22. 3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p> <p><u>使用済燃料プール</u>は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>使用済燃料プール</u>は、<u>原子炉建屋原子炉区域内</u>に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における<u>原子炉建屋原子炉区域内</u>の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3. 22-1 に示す設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>東海第二 本項目記載なし</p> </div>	<p>3. 22 燃料貯蔵設備</p> <p>3. 22. 1 設備概要</p> <p><u>燃料プール</u>は、<u>燃料プール</u>の冷却機能喪失又は注水機能が喪失し、又は<u>燃料プール</u>水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料の貯蔵機能を確保する設計とする。また、<u>燃料プール</u>に接続する配管の破損等により、<u>燃料プール</u>戻り配管からサイフォン現象によるプール水の漏えいが発生した場合に、漏えいの継続を防止するため、<u>燃料プール</u>戻りラインの逆止弁に<u>サイフオンブレイク配管</u>を設ける設計とする。</p> <p><u>燃料プール</u>の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は<u>燃料プール</u>からの水の漏えいその他の要因により<u>燃料プール</u>の水位が低下した場合及び<u>燃料プール</u>からの大量の水の漏えいその他の要因により<u>燃料プール</u>の水位が異常に低下した場合に、臨界にならないよう配慮した使用済燃料ラックの形状により臨界を防止することができる設計とする。</p> <p>3. 22. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>燃料プール</u></p> <p>種類：ステンレス鋼内張りプール形（ラック貯蔵方式）</p> <p>容量：<u>3518体</u></p> <p>寸法：<u>14.0m×13.5m×12.1m</u>（たて×横×深さ）</p> <p>材料：ステンレス鋼（内張材）</p> <p>3. 22. 3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p> <p><u>燃料プール</u>は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>燃料プール</u>は、<u>原子炉棟内</u>に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における<u>原子炉棟内</u>の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3. 22-1 に示す設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>柏崎 6/7 は、配管に穴を設けてサイフオンブレイクを行う構造であるが、島根 2号炉は、逆止弁のボンネットにサイフオンブレイク配管を設置する構造としている</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>設備仕様の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																													
<p style="text-align: center;">表 3. 22-1 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="172 289 923 1289"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、使用済燃料プール内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用済燃料プールは、漏えいの有無等の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>		環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、使用済燃料プール内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p style="text-align: center;">表 3. 22-1 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1745 289 2496 1157"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、燃料プール内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>燃料プールは、漏えいの有無等の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、燃料プール内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																															
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																															
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																															
海水を通水する系統への影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、使用済燃料プール内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。																															
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																															
風（台風）・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																															
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																															
環境条件等	対応																															
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																															
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																															
海水を通水する系統への影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、燃料プール内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。																															
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。																															
風（台風）・積雪	原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																															
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																															

まとめ資料比較表 [非常用取水設備]

実線・・設備運用又は体制等の相違 (設計方針の相違)
 波線・・記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
-------------------------------------	-------------------------	--------------	----

比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。

相違No.	相違理由
①	島根2号炉は引き波時において、貯留堰を設置しなくても取水可能な設計とする

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.23 非常用取水設備</p> <p>3.23.1 設備概要</p> <p>非常用取水設備の<u>海水貯留堰</u>、<u>スクリーン室</u>、<u>取水路</u>、<u>補機冷却用海水取水路</u>、<u>補機冷却用海水取水槽</u>については、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>3.23.2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p><u>(1) 海水貯留堰 (重大事故等時のみ6号及び7号炉共用)</u></p> <p>種類：<u>貯留堰</u></p> <p>個数：<u>1</u></p> <p>容量※1：<u>10000m³ (6号機：公称値) / 8000m³ (7号機：公称値)</u></p> <p>高さ：<u>2000mm (公称値)</u></p> <p>材料：<u>鋼管矢板</u></p> <p><u>(2) スクリーン室 (重大事故等時のみ6号及び7号炉共用)</u></p> <p>種類：<u>鉄筋コンクリート函渠</u></p> <p>個数：<u>1</u></p> <p>容量※1：<u>10000m³ (6号機：公称値) / 8000m³ (7号機：公称値)</u></p> <p>高さ：<u>7100mm (最大内のり高さ：公称値)</u></p> <p>材料：<u>鉄筋コンクリート</u></p> <p><u>(3) 取水路 (重大事故等時のみ6号及び7号炉共用)</u></p> <p>種類：<u>鉄筋コンクリート函渠</u></p> <p>個数：<u>1</u></p> <p>容量※1：<u>10000m³ (6号機：公称値) / 8000m³ (7号機：公称値)</u></p> <p>高さ：<u>6520mm (最大内のり高さ：公称値)</u></p> <p>材料：<u>鉄筋コンクリート</u></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>東海第二 本項目記載なし</p> </div>	<p>3.23 非常用取水設備</p> <p>3.23.1 設備概要</p> <p>非常用取水設備の<u>取水口</u>、<u>取水管及び取水槽</u>については、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>3.23.2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p><u>(1) 取水口</u></p> <p>種類：<u>鋼製円筒管</u></p> <p>個数：<u>2</u></p> <p>材料：<u>炭素鋼</u></p> <p><u>(2) 取水管</u></p> <p>種類：<u>鋼管</u></p> <p>個数：<u>2</u></p> <p>材料：<u>炭素鋼</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は引き波時において、貯留堰を設置しなくても取水可能な設計とする(以下、①の相違) ・他号炉と共用しない ・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違及び設備仕様の相違 ・他号炉と共用しない ・設備の相違 【柏崎6/7】 設備仕様の相違 ・他号炉と共用しない ・設備の相違 【柏崎6/7】 設備仕様の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) <u>補機冷却用海水取水路</u> <u>種類</u>：鉄筋コンクリート函渠 <u>個数</u>：1 <u>容量</u>※1：10000m³（6号機：公称値）／8000m³（7号機：公称値） <u>高さ</u>：3200mm（最大内のり高さ：公称値） <u>材料</u>：鉄筋コンクリート</p> <p>(5) <u>補機冷却用海水取水槽</u> <u>種類</u>：鉄筋コンクリート函渠 <u>個数</u>：1 <u>容量</u>※1：10000m³（6号機：公称値）／8000m³（7号機：公称値） <u>高さ</u>：12100mm（最大内のり高さ：公称値） <u>材料</u>：鉄筋コンクリート</p> <p>※1：容量は、<u>海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽</u>で確保する水量の合計値を示す。</p> <p>3. 23. 3 設置許可基準規則第 43 条への適合状況 非常用取水設備の<u>海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽</u>は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計である。 <u>非常用取水設備である海水貯留堰、スクリーン室及び取水路は、共用により他号炉の海水取水箇所も使用することで安全性の向上が図れることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。これらの設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、6号及び7号炉に必要な取水容量を十分に有する設計とする。なお、海水貯留堰、スクリーン室及び取水路は、重大事故等時のみ6号及び7号炉共用とする。</u> 基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。<u>海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽</u>は、屋外に設置される設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3. 23-1 に示す設計である。</p>		<p>(3) <u>取水槽</u> <u>種類</u>：鉄筋コンクリート取水槽 <u>個数</u>：1 <u>容量</u>：—※1</p> <p><u>材料</u>：鉄筋コンクリート</p> <p>※1：基準津波に対する引波時において、<u>海水ポンプの設計取水可能水位は下回らない。</u></p> <p>3. 23. 3 設置許可基準規則第 43 条への適合状況 非常用取水設備の<u>取水口、取水管及び取水槽</u>は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等時においても使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。<u>取水口、取水管及び取水槽</u>は、屋外に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3. 23-1 に示す設計である。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・他号炉と共用しない</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>表 3.23-1 想定する環境条件及び荷重条件</u></p> <table border="1" data-bbox="160 363 917 1329"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽は、コンクリート構造物であり、常時海水を通水することを想定した設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>設置場所である屋外での風荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>海水貯留堰は、機能・性能の確認が可能な設計とする。</u></p> <p>スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽は、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽は、コンクリート構造物であり、常時海水を通水することを想定した設計とする。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	設置場所である屋外での風荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>表 3.23-1 想定する環境条件及び荷重条件</u></p> <table border="1" data-bbox="1754 373 2490 1283"> <thead> <tr> <th>境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>取水口及び取水管は、鋼製構造物であり、海水中に設置することを想定した設計とする。取水槽は、コンクリート構造物であり、常時海水を通水することを想定した設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>設置場所である屋外での風荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>取水口、取水管及び取水槽は、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p>	境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。	海水を通水する系統への影響	取水口及び取水管は、鋼製構造物であり、海水中に設置することを想定した設計とする。取水槽は、コンクリート構造物であり、常時海水を通水することを想定した設計とする。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	設置場所である屋外での風荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽は、コンクリート構造物であり、常時海水を通水することを想定した設計とする。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	設置場所である屋外での風荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	取水口及び取水管は、鋼製構造物であり、海水中に設置することを想定した設計とする。取水槽は、コンクリート構造物であり、常時海水を通水することを想定した設計とする。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	設置場所である屋外での風荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表〔原子炉建物原子炉棟〕

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 24 <u>原子炉建屋原子炉区域</u></p> <p>3. 24. 1 設備概要</p> <p><u>原子炉建屋原子炉区域</u>は、重大事故等時においても、非常用ガス処理系により、内部の負圧を確保することができる設計とする。<u>原子炉建屋原子炉区域</u>の気密バウンダリの一部として<u>原子炉建屋</u>に設置する<u>原子炉建屋ブローアウトパネル</u>は、閉状態の維持又は開放時に容易かつ確実に再閉止できる設計とする。また、現場にて人力により再閉止することができる設計とする。</p> <p>また、<u>原子炉建屋ブローアウトパネル</u>は、原子炉格納容器外での配管破断事故時に<u>原子炉建屋原子炉区域</u>の圧力が上昇し、<u>原子炉建屋ブローアウトパネル</u>の開放設定圧力に到達した場合に開放する機能を有する設計とする。原子炉格納容器外での原子炉冷却材が漏えいするインターフェイスシステム LOCA 発生時の重大事故等対処設備としての<u>原子炉建屋ブローアウトパネル</u>については、「3. 3 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>3. 24. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、ブローアウトパネル付き）</p> <p>形状 直方体</p> <p>寸法 たて横 <u>約 56m×約 59m</u> 高さ <u>約 58m</u></p> <p>気密度 建物内空間容積の <u>50%day</u> 以下（6. 4mmAq の負圧時）</p> <p>3. 24. 3 設置許可基準規則第 43 条への適合状況</p> <p><u>原子炉建屋原子炉区域</u>は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>また、<u>原子炉建屋ブローアウトパネル</u>は、誤開放しない設計又は開放した場合においても容易かつ確実に閉止できる設計とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>東海第二 本項目記載なし</p> </div>	<p>3. 24 <u>原子炉建物原子炉棟</u></p> <p>3. 24. 1 設備概要</p> <p><u>原子炉建物原子炉棟</u>は、重大事故等時においても、非常用ガス処理系により、内部の負圧を確保することができる設計とする。<u>原子炉建物原子炉棟</u>の気密バウンダリの一部として<u>原子炉建物原子炉棟</u>に設置する<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル</u>は、閉状態の維持又は開放時に容易かつ確実に再閉止できる設計とする。また、現場にて人力により再閉止することができる設計とする。</p> <p>また、<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル</u>は、原子炉格納容器外での配管破断事故時に<u>原子炉建物原子炉棟内</u>の圧力が上昇し、<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル</u>の開放設定圧力に到達した場合に開放する機能を有する設計とする。原子炉格納容器外での原子炉冷却材が漏えいするインターフェイスシステム LOCA 発生時の重大事故等対処設備としての<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル</u>については、「3. 3 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>3. 24. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、ブローアウトパネル付き）</p> <p>形状 直方体</p> <p>寸法 たて横 <u>約 52m×約 52m</u> 高さ <u>約 62m</u></p> <p>気密度 建物内空間容積の <u>100%day</u> 以下（6. 4mmAq の負圧時）</p> <p>3. 24. 3 設置許可基準規則第 43 条への適合状況</p> <p><u>原子炉建物原子炉棟</u>は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>また、<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル</u>は、誤開放しない設計又は開放した場合においても容易かつ確実に閉止できる設計とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 設計仕様の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>等」に示す。</p> <p>原子炉建屋原子炉区域は、想定される重大事故等時における原子炉建屋原子炉区域内及び屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.24-1に示す設計である。</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 3.24-1 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="157 562 914 1318"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、降水及び凍結によりその機能が損なわれないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>海水通水による影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>風（台風）荷重及び積雪荷重を考慮しても損傷しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられることを確認する。	屋外の天候による影響	重大事故等が発生した場合においても、降水及び凍結によりその機能が損なわれないことを確認する。	海水通水による影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	風（台風）荷重及び積雪荷重を考慮しても損傷しないことを確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p>等」に示す。</p> <p>原子炉建物原子炉棟は、想定される重大事故等時における原子炉建物原子炉棟内及び屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.24-1に示す設計である。</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 3.24-1 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1739 562 2496 1318"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建物原子炉棟内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、降水及び凍結によりその機能が損なわれないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>海水通水による影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>風（台風）荷重及び積雪荷重を考慮しても損傷しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられることを確認する。	屋外の天候による影響	重大事故等が発生した場合においても、降水及び凍結によりその機能が損なわれないことを確認する。	海水通水による影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	風（台風）荷重及び積雪荷重を考慮しても損傷しないことを確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられることを確認する。																														
屋外の天候による影響	重大事故等が発生した場合においても、降水及び凍結によりその機能が損なわれないことを確認する。																														
海水通水による影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	風（台風）荷重及び積雪荷重を考慮しても損傷しないことを確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられることを確認する。																														
屋外の天候による影響	重大事故等が発生した場合においても、降水及び凍結によりその機能が損なわれないことを確認する。																														
海水通水による影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	風（台風）荷重及び積雪荷重を考慮しても損傷しないことを確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
<p>原子炉建屋に設置する原子炉建屋ブローアウトパネルは、遠隔又は現場にて人力により閉止できる設計とする。</p> <p>原子炉建屋原子炉区域は、発電用原子炉運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>		<p>原子炉建物原子炉棟に設置する原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルは、遠隔又は現場にて人力により閉止できる設計とする。</p> <p>原子炉建物原子炉棟は、発電用原子炉運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>																													